

平成 2 1 年上富良野町予算特別委員会会議録（第 1 号）

平成 2 1 年 3 月 2 3 日（月曜日） 午前 9 時 0 0 分開会

委員会付託案件

- 議案第 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 2 1 年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成 2 1 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（13名）

委員 長	長谷川 徳 行 君	副委員 長	渡 部 洋 己 君
委 員	岡 本 康 裕 君	委 員	村 上 和 子 君
委 員	岩 田 浩 志 君	委 員	谷 忠 君
委 員	米 沢 義 英 君	委 員	今 村 辰 義 君
委 員	一 色 美 秀 君	委 員	岩 崎 治 男 君
委 員	中 村 有 秀 君	委 員	和 田 昭 彦 君
委 員	佐 川 典 子 君		

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表 監 査 委 員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農 業 委 員 会 会 長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	新 井 久 己 君	総 務 課 長	服 部 久 和 君
産 業 振 興 課 長	伊 藤 芳 昭 君	保 健 福 祉 課 長	岡 崎 光 良 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 芳 昭 君	町 民 生 活 課 長	田 中 利 幸 君
健 康 づ くり 担 当 課 長	岡 崎 智 子 君	技 術 審 査 担 当 課 長	松 本 隆 二 君
建 設 水 道 課 長	北 向 一 博 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教 育 振 興 課 長	前 田 満 君		

町立病院事務長 大 場 富 蔵 君

関係する主幹・担当職員等

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	深 山 悟 君
主 任	中 島 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 13名)

事務局長(中田繁利君) おはようございます。
予算特別委員会に先立ちまして、議長と町長から
ごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、議長からごあいさつをいただきます。

議長(西村昭教君) どうもおはようございま
す。

きょうから4日間の予算特別委員会ということ
で、議員各位にはそれぞれ忙しい中、鋭意取り組ん
でいただけるものと御期待を申し上げるところでござ
います。

一年の計は元旦にあり、町の行政はこの3月の定
例会にあるのかなと思っております。新町長をお迎
えして初めての予算特別委員会ということで、新しい
事業も何点かあるようでございますので、また内容
を十分精査の上、住民の代表としての立場に立っ
て理事者側のことし1年取り組む予算内容について
十分内容を検討し、また、議論をいただければあり
がたいと思っております。

財政的には非常に厳しい状況にありますけれども、
その中で最大限、理事者を先頭に組んだ予算だ
ということで、その点も十分考慮に入れながら、最
大限の効果が発揮されるのかどうかという検証を十
分していただければ、ありがたいかなと思ってい
るところであります。

また、新しく12月になられた議員さんも含めま
して1期目の方が半数以上おられるわけでありませ
けれども、遠慮なく質問をしていただいて、ひとつ
大いに内容の理解を深めていただきたいと思います。
聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥でございます
けれども、そういう部分から遠慮なくいろんなこと
を聞いていただいて、取り組んでいただければあり
がたいと思います。4日間の長丁場になりますけれ
ども、ひとつよろしく願い申し上げたいと思いま
す。

本当に御苦労さまでございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長から
ごあいさついただきます。

町長(向山富夫君) 皆さんおはようございま
す。

大変御多用のところ、予算特別委員会の開催に当
たりまして、議長のお許しをいただきまして一言ご
あいさつを申し上げたいと思います。

ただいま議長からお話をいただきましたように、
就任させていただきまして初めての予算編成をさせ

ていただいたところでございまして、時代のニーズ
にこたえとともに、非常に予期せぬ経済不況が突
如として襲ってきたというようなことで、非常に予
算の組み立てにも困難を極めた部分もございま
した。

しかしながら、職員初め皆さんの英知を結集いた
しまして、町民の皆さん方の十分サービスにこたえ
るような予算を置かせていただいたつもりでござい
ます。

どうか皆さん方の慎重な御審議を賜りまして、こ
こに示させていただきました予算がさらに成熟度を
高めていけるように私どもも取り組んでまいりたい
と思いますので、御審議のほどよろしく願いたい
しまして、開会のごあいさつとさせていただきます
と思っております。

本日は大変御苦労さまです。

事務局長(中田繁利君) 正副委員長の選出でござ
いりますが、3月13日の定例会におきまして、議
長を除く13名の委員をもって予算特別委員会を構
成しておりますので、正副委員長の選出につきまし
ては議長からお諮りを願います。

議長(西村昭教君) 正副委員長の選出について
お諮りいたしたいと思います。

議会運営に関する先例により、委員長に副議長、
副委員長には総務産建常任委員長ということで御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には、長谷川徳
行君、副委員長には渡部洋己君と決しました。

事務局長(中田繁利君) それでは、長谷川委員
長は委員長席へ御着席願います。

それでは、長谷川委員長よりごあいさついただき
ます。

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。

予算特別委員会の委員長就任に当たりまして、一
言ごあいさつ申し上げます。

今定例会2日目に上程されました平成21年度の
予算が一般会計66億1,000万円、特別会計・
企業会計46億4,000万円、計112億5,00
0万円の予算が上程され、十分に審議が必要という
ことで予算特別委員会に付託されました。

この一般会計66億1,000万円は、昭和63
年度の64億円に匹敵する予算になっておりまし
て、最高のピーク時の平成9年から見ますと40億
円少ない予算となっております。右肩上がりの時代
と違ひまして、近年の予算は現下の厳しい財政状況
の中で財政の健全化に目配りする一方、いかに住民

の生活や福祉の質を落とさず守るかという本当に大切な予算であります。

今厳しい予算が編成され上程されておりますが、予算は住民生活に直結するものでありますので、委員の皆様への十分な審議を望みたいと思います。

4日間にわたり、委員並びに執行部の皆様方には委員長として円滑に委員会運営を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成21年第1回定例会において付託されました議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算、議案第7号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算並びに議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算の10件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元の議事日程表のとおり、会期は本日より3月26日までの4日間とし、本日は、正副委員長、分科長を選出し、議案第1号の補足説明と歳入歳出予算事項別明細書の歳出4款までの質疑を行います。

2日目の24日は、議案第1号の歳入歳出予算事項別明細書の歳出5款から予算調書までの質疑を行います。

3日目の25日は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号並びに議案第10号の補足説明と質疑を行い、散会后、分科会ごとに審査意見書案の作成し、その後、全体での審査意見書案を作成します。

分科会の構成は議事日程表のとおり、第1分科会は議席番号1番から6番まで、第2分科会は議席番号7番から12番までの、それぞれ6名の委員となります。

4日目の26日は、本委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を賜りたいと存じます。

審議の順序につきましては、議事日程表のとおりであります。

なお、本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に係る課長、主幹並びに担当職員となっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいまの説明のとおりと決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いには委員長の許可をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

これより分科会を開催し、分科長の選出を行っていただきます。

分科会の会場は、第1分科会は議長室で、第2分科会は議員控室で行います。

暫時休憩いたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を15分間といたしまして、再開時間を9時25分からといたします。

午前 9時10分 休憩

午前 9時25分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど開催されました分科会におきまして、第1分科会の分科長に2番村上和子委員、第2分科会の分科長に9番中村有秀委員が選出されました。

これより、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、追加配付附属資料について説明の申し出がありますので許可します。

総務課長。

総務課長（服部久和君） 予算特別委員会の事前配付資料につきまして、一括して簡単に御説明申し

上げます。

まず、目次をごらんください。目次には資料の1から資料の4まで表記しておりますので、それぞれ資料ごとに順番に説明させていただきます。

まず、資料1は、平成21年度の地方財政計画についてですが、1ページはそのポイント、2ページは地方財政計画、歳入歳出一覧、3ページ以降は概要について網羅してございます。

地方財政対策では、地方雇用創出推進費の創設を含めた生活防衛のための緊急対策に基づく1兆円の地方交付税の別枠増額を初め、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の大幅な増額が確保された内容となっております。

次に、資料2は、平成14年から平成23年までにおける本町の代表的な財政指標の推移と将来推計を示したものであります。

厳しい経済状況を反映して町税収入など主要な一般財源は減少傾向で推移していくことが予測される中ではありますが、公債費償還がピークを越えたこととあわせて補償金免除による繰上償還の効果も見込まれることから、今後においては徐々に数値の改善が予測されるところであります。

次に、資料3は、第5次上富良野町総合計画実施計画であります。第5次総合計画が新年度からスタートすることから、新総計における最初の実施計画になります。第4次総計のときと同様に3カ年間の実施計画としてまとめたものであり、今後においては、毎年ローリング方式によりその計画内容を見直しながら取り進めてまいります。

まず、1から2ページは実施計画の総括表で、現時点での今後10年間の全体事業費における3カ年分の予定事業費とその財源内訳を掲載したものであります。また、3から5ページは3カ年の予定事業費を想定した年度別の収支見込みを資金計画書として示したものであります。さらに、9ページ以降が3カ年の予定事業の内容となっておりますので御参照願います。

最後に、資料4は、行財政改革実施計画に基づくその実践効果を示したものであり、平成16年度から19年度分については効果実績額、また、平成20年度については取り組み項目と効果見込額を記載しております。

なお、現行の行財政改革実施計画は平成20年度で計画期間の満了を予定していたところですが、国の集中改革プランの周期に合わせ計画期間を1年延長することとし、実践熟度を高めるとともに、平成22年度以降の計画策定に向けた考え方を添付させていただきます。

そのほか、予算特別委員会の要求資料につきまし

ても配付いたしましたので、委員会の審議の参考としていただきたいと思います。

以上、このたびの予算特別委員会におきまして審議の参考としていただく資料内容につきまして御説明申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） 以上で附属資料の説明を終わります。

委員並びに説明員にあらかじめお願い申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言くださいますようお願いいたします。

なお、委員におかれましては、質疑区分ごとの一問一答方式により1項目ごとに質疑を行いますので、質疑のある場合は挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立して、ページ数と質疑の件名を申し出て発言をしてください。

時間の関係もございますので、さきの委員の質問と重複することのないように質問をしていただきたいと思います。

また、説明員は挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し説明をしてください。

それでは、ただいまの附属資料の説明についての質疑を行います。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 第5次総合計画の関係で、実施計画書の13ページでございます。コード番号321、公民館分館整備事業の関係についてお尋ねをいたします。

平成21年度は65万円ということで、これは理解できるのですがけれども、23年度の中で、特に里仁の公民館分館の関係なのです。非常に老朽化してひどい状況になっていることは、議員の皆さんも理事者の皆さん方も御承知だろうと思っておりますけれども、これからいくと23年度までの中には入っていないという理解の仕方をしているのか、その点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。公民館里仁分館についての御質問でございます。

基本的に、現在どちらの、どういう形で直すのか、改築なのか新築なのか、現在、担当のほうでその部分のどれがいいのかという検討をしております。検討した結果、成案が出ましたら、この3カ年、今お示している以外で次年度なりにその方向、出たものをお示しすることになると思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番(中村有秀君) これは、里仁地区は100年記念のときに、あそこの住民の人たちが切ない思いを込めて陳情をされて、町長、それから我々議会にも出されました。私は、それに基づいて一般質問等でこのことをただしたところです。

今、総務課長のおっしゃる新築か改築かということですが、あんな段階では改築というのは難しいと、新築をしていかなければならないということで、いかにいい条件の補助金を得るかということで検討しているのだということで私は受けとめていたのです。しかし、今もってまだ新築か改築かということで論議をされているということなのか、その点、再度お伺いをいたしたいと思います。

委員長(長谷川德行君) 副町長。

副町長(田浦孝道君) 中村委員の御質問にお答えいたします。

今、委員のほうからお話がありましたように、地域の方々とやりとりも、この間、経過としてございます。町としましては、江花分館の整備までいろいろと外部の特定財源を上げながら整備をしてきた経過もございます。

しかしながら、今回、この里仁に向けましては、一時、改造なのか新築なのかという議論をした経過もございます。

ただ、いかんせん、いずれにしましても財源の確保の見通しがなかなか立たないと。里仁にでなく江花に向けました特定財源についても、やはり我が町で頻度高く、非常に短期間で特定財源を使うということについては、補助側もいろいろと事情がありまして、なかなかかなわない状況もございますので、そういう見通しも立てながら、でき得れば新築をすることで財源が確保できるのであれば、経年劣化もしていますので新築も視野に入れて議論をしなければならぬと考えているところであります。

いずれにしましても、その方向も含めましてまだ熟度が高まっていませんので、この21年も含めましてそういう内容を詰めまして、補助側の財源確保の見通しも十分立てながら、22年以降の実施計画の中にしっかり建設年次も含めて位置づけをしてまいりたいと考えてございます。

そういう背景で今回は明示していないことをひとつ御理解をいただいておりますと考えているところであります。

委員長(長谷川德行君) 9番中村有秀委員。

9番(中村有秀君) 今、副町長の話である程度理解はできましたけれども、現実の問題として戸数の問題、それから、あそこができた年度と比較をすると、言うなれば、富原が早くて、その後、江花の順番でいくと、もう着工されていなければならない

経過年数はたっているのです。しかし、人口があそこはどんどん今ふえている傾向にある、それから、観光客等も含めて新しい町民がよそから移住をされているということで、いろいろな面でのふれ合いの場がある面で必要だということで力説をされております。そのことは我々、100年のときの祝賀会の際にもそれぞれの関係者から言われました。何とかそれらの早期実現に向けて努力をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長(長谷川德行君) ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番(今村辰義君) 資料2の実質公債費比率についてお伺いいたします。

資料によると、21年度は実質公債費比率は20.0%と、22年度も18.5%と2年間18%以上になるのですけれども、18%以上であれば総理大臣等の許可が必要であると。この資料の説明のところには書いていないのですけれども、18%から25%までは起債に際して公債費負担適正化計画の作成が条件となるということでありまして、上富良野町はまさしく今こういうものを作成しなければいけないと判断しているのですけれども、その具体的なことについて少し詳しく聞きたいなと思います。

委員長(長谷川德行君) 総務課長。

総務課長(服部久和君) 6番今村委員の御質問にお答えいたします。

実質公債費比率の関係の御質問でございます。

適正化計画につきましては、既に上川支庁のほうに提出しているところであります。冒頭、説明申し上げましたように、現行の公債費のピークはもう既に過ぎましたので、以降、補償金免除の関係で繰上償還もしておりますので、それらの影響から今後において数字的なものは下がっていく予定をしております。

ただ、今回お示ししております係数につきましては、3カ年の平均数値がここに表示してありますので、急激に効果がなかなか出ないような状況で年数がかかるようなこととなります。一度20%を超えているところがありますと、単年度で見ると18%なのだけでも、平均すると19%だとかそういう数字になるという結果からこの数字になっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長(長谷川德行君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番和田委員。

10番(和田昭彦君) 第5次上富良野町総合計画の実施計画書の13ページ、快適で楽しく潤いのある暮らしという点で質問したいのですけれども、ここに盛り込まれていないのですけれども、昨年の第4回定例会で、かみんのホールの音響を改善していただきたいという質問をしたわけなのですけれども、前町長は、文化会館としてつくったのではないので、その予定はないというような答弁でしたけれども、再質問で次期町長に受け継ぎたいような旨の返事をいただいたところなのですけれども、私は、文化会館建設が財政上不可能ではないかという判断のもとに、それにかわる施設としてかみんのホールをつくっていただいたと解釈していたのですけれども、前町長は文化会館としてつくったのではないというような答弁でした。

そういうことで、文化会館を将来建設していただけるのであればいいのですけれども、もし、そのつもりがなければ、音響効果についての改善をお願いしたいと思うのですけれども、町長もお正月に演奏会を聞いていただいて少しは理解していただけたのではないかと思うのですけれども、極めて音響が悪いので、その辺ちょっと第5次総合計画の中に盛り込んでもらえないものか。答弁をお願いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 副町長。

副町長(田浦孝道君) 和田委員の御質問にお答えします。

音響板の関係については、この間、複数の方から御意見をいただいた記憶がございます。今、前回の議論、経過を披瀝ありましたけれども、町としましては、音楽関係におきまして、おおむね今現状の中で使うことについては支障がないという判断をさせていただきますので、特に具体的に音響板をいつ設置するかという考え方は従来どおりないということであります。

今、現場におきましてそういう必要性が私どもに非常に強いという、そういう声が届いてございませぬし、この間のやりとり、経過を踏まえまして、現在のところそういうものを整備するという具体的な計画はないということをおひとつ御理解いただきたいと考えているところであります。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これで附属資料関係の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ちください。

これより、議案第1号平成21年度上富良野町一

般会計予算の1ページから6ページまでの質疑を行います。

質疑の際は、ページ数と質疑の案件を告げて発言してください。ございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これで一般会計予算の1ページから6ページまでの質疑を終了いたします。

次に、一般会計歳入歳出予算事項別明細書の歳入1款町税42ページから10款地方交付税の47ページまでの質疑に入ります。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 43ページ、法人町民税の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

昨年の予算特別委員会の折に、法人町民税の法人数の関係を課長から答弁を受けました。その中で、私は、一つは法人町民税の標準の関係等も含めて質問の中で年々事業所が減っていると、そういうことで、平成20年では196で5事業所が減っていると、今後とも法人と協議をしたいというような答弁を受けております。

しかし、現実の問題として、法人数が五つも減っているというのは、減っていないのです。それで、資料の中でいただいております。資料のナンバー12、平成20年の法人町民税の法人区分等々を含めてということで、事業数が200ということなのです。そして、ずっと私は経過を見ていくと、大きな変動はないのが実態でございます。

したがって、私は、その中で法人町民税の超過課税ということで、まず、その前に第1点に、法人区分の関係で、町の条例と、それから税法上の地方税法の資料の中の区分が逆になっているのだけれども、これはいつの段階で変わったのかなど。

というのは、私、平成14年にこのことを1回質問したときに、法人町民税の法人区分の区別が1号から9号までになっているのです。それで、最近の条例を見ますと、その逆になっていて、言うなれば5万円というのが前は一番下になっていたのです、9号に。そして、300万円というのが1号になっていたのです。その経過はどういう形で変わったのか、まずお尋ねします。

委員長(長谷川徳行君) 税務班主幹。

税務班主幹(北川和宏君) 9番中村委員の御質問の法人税区分の変更の件なのですが、昨年の条例改正、4月30日の条例改正におきまして改正しているところであります。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) それはわかっているのです。それでは、地方税法とどう変わったのに、そう

変化をしているのかということを知りたかったのです。

委員長（長谷川徳行君） 税務班主幹。

税務班主幹（北川和宏君） 9番中村委員のどのような中身が変わったのかということで……。（「中身ではないの。1号と9号が逆転して並べられたのはどうなのかということを知っているわけですよ」と発言する者あり）

それも昨年の条例改正におきまして変更になっているところですが、地方税法の改正を受けまして、その改正に合わせてということで、地方税のほうも1号から9号が逆転している形になりまして、町税条例のほうもそれに合わせた形になっております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 地方税法の312条にこういうことになっていたのですけれども、そうしたら、地方税法が変わったのでそれに並べてということで理解をいたしたいと思えます。

それで、地方税法の中での関係でございます。標準税率とあと超過課税ということで、1.2までできるということで明確になっておりました。

現実の問題、昨年の予算特別委員会の中で副町長が、私もこのことを申し上げた、それから、町長の答弁では景気が停滞しているからということでございましたけれども、副町長は、行財政改革の中で増収を検討していると。他の税目、入湯税も含めて一応検討していきたいというお話でございまして、私は、従来、上富良野町の財政も非常に逼迫をしている、そうすると、いかに出す、使うこともあれですけども、入ることも考えなければならないよと、その中で法人町民税の関係、それからもう一つは入湯税の関係もお話を申し上げました。

したがって、今回の資料を見ますと、やはり1.0を1.2にすることによって、これは上富良野、中富良野、南富良野は標準税率で、富良野、美瑛も含めて全道で131市町村が超過課税ということで1.2の税率を適用していると。言うなれば、全道市町村の4分の3がなっているということで、上富良野町だけが特筆した形で景気の低迷ということとは考えられないのではないかと。

そういう関係では私は、1.1にした場合、約194万円、それから1.2の超過税というのは最高にあれすると388万8,000円というように私自身の計算の中ではなりません。したがって、前年度の予算特別委員会でも副町長の他の税目も含めて、一応、行財政改革の中で検討していきたいということでございます。

したがって、できるだけ歳出を減らし歳入をふや

すということになると、特に自主財源ということもあるもので、この点、今回はそのままの形なんですけれども、その経過等を含めてお尋ねをいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の法人町民税の制限税率にかかわる御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、昨年9月の所管委員会だったと記憶してございますが、法人町民税に限らずすべての税にかかわりまして制限税率を用いた場合に、幾らぐらいの収入が見込めるかという御説明をさせていただいたところでもあります。

あの時点では、今後検討すべき課題だということなことで御説明した経過がございまして、即時検討するという点ではございませんでしたが、これは増税感がかかわる問題でございますので、町といたしましても最大限の行財政改革をした後に、それでもどうしても必要であれば、これらの制限税率を採用することも検討すべき課題だというような整理をしたところでもあります。

特に、委員、御質問の法人町民税の制限税率の点でございますが、委員、御指摘のように、北海道でいいますと制限税率の採用市町村が相当数割合が多いという状況であります。

ただ、全国的に見ますと標準税率を圧倒的に採用している状況であります。道内と全国が逆転している状況でございます。

いずれにいたしましても、この経済が厳しい状況の中で法人もかなり痛手を負っている状況がございまして、近々にこれらの法人町民税の制限税率を採用するという事は非常に困難かと考えているところでもあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 今、課長のほうからお話がありましたけれども、昨年の9月3日に厚生文教常任委員会の中で、恐らく総務産建もそうだと思いますが、市町村税の採用税率の状況ということで資料をいただきました。その中で、超過課税をすれば役場の資料では405万2,000円が見込まれるよというような話でございました。

したがって、前回の予算特別委員会の中で法人会の皆さん方とも相談をしてみますよという答弁がありましたので、法人会組織の皆さんとの協議ということはされたのかどうか、お尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問であります。町内の法人会とは具体的なそう

というお話は一切してございません。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 結局、一般質問の中で同僚議員が言っていました、検討してきまず、協議してきまず、そのことが何もされていないのが実態なのかなということを感じるのです。

ですから、私は、やはりそうやって答弁したのであれば、その答弁内容をきちっと掌握をしてその次の体制を、どの部分もそうだと思いますよ、それをしていかなないと我々がいろいろな角度で調査をし研究をし、こうすべきでないかと言ったものが、ただ一遍の答弁であつてそのまま放置されていることであれば、何のための議会なのか、何のための論議なのかということが出てくると思うのです。それはひとつ反省をした形で対処をしていただきたいと思ひます。

したがって、標準税率が制限税率の関係については今度どう考えているのか、その点、副町長、お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 中村委員に私のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

経過については、今、担当課長のほうから申し上げたとおりでありますし、今、非常に景気が低迷している状況でありますし、私どもの町としましても行財政改革の取り組みとして、歳出の改革、それから歳入については負担する方々の不均衡について一定程度是正したいという、そういう範囲で一定程度歳入部分につきましても見直しをした経過がございます。

今、各税目ごとの税率のあり方については、当時、今現在の行革の計画をつくったのが平成16年ですが、その間、いろんな取り組みをして一定程度成果を上げていますと私どもも思っているところではありますが、この先また考えますと、非常に流動的な要素もございますので、歳入歳出にわたりまして見直しをしなければならぬと考えているところではありますが、税率の見直しにつきましては、非常に委員も御承知のとおり、特に入湯税につきましても目的税でございますので、増収の部分について私どもがフリーハンドで使うということは一定程度制限がございますので、非常にそういう面、それから、特にこの法人関係税につきましては、非常に税を納める側に、また景気対策といひますが、企業側の活動のための行政施策があれば別ですけれども、法人税を即他の用途に使うということについては、納める側のなかなかこの景気も含めると理解を得るには難しいかなと思ひているところがございますし、私どもも今の行革の課題に一応位置づけしてご

ざいますが、今委員がおっしゃるような北海道の動向だとか、それから全国的な動向を見ながら、また、さらには景気の動向を見ながら、可能性について十分内部で協議をしていかなければならないと思ひてございますが、即期日を決めて実施することについては、非常にいろいろ課題があると認識してございますので、内部的な検討というか研究の課題という位置づけをしてございますことを、ひとつ御理解いただきたいと考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、前回の予算特別委員会で事業所数が不況で減っているということで、先ほども若干申し上げましたが、19年度件数が203件なのです。それで20年度の予算では201件、21年度は200件計上されているのです。

そうすると、196件で5事業所が減ったというような答弁をされている。ですから、私はやはり的確な数字で答弁をしていただきたいということをもう1点お願いしたいのと、それからもう一つは、市町村税の採用税率の状況ということで、僕はこれは素晴らしい資料をつくっていただいたと思うのです。一体税率がどういう状況で全道全国の規模でどうなっているかということも含めて、やっぱり我々議員も真剣になってこの問題に取り組んでいかなければならないということで、この資料は非常に私は貴重なものだし御苦労されたなという感じがしております。

そういうことで、今後の課題の提供ということで出されたということだけれども、やはり我々は真剣に取り組んでいかなければならないという気がしております。

それから、法人町民税の関係は、やはり上富良野だけが不況という状況ではないという認識の中で、今後どうするかということも含めて、ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思ひます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 中村委員の御質問でございます。

法人の事業数につきましては、その時々時代の背景等もありましようし、それぞれの業種の浮き沈み等もございますので、なかなか予測をするというのは厳しい問題がございます。委員がおっしゃるように、大きく事業数が幸いにも減ってはいない状況も一方ではございます。

ただ、委員から御指摘のございますように、法人町民税の制限税率をかけるタイミングというのは非常に難しい問題があると認識しております。確かに、委員のおっしゃるように、沿線5市町村で言い

ますと制限税率を採用しているところが多いところ
でございますが、管内的に見ますと半々になってお
ります、制限税率を採用しているところと採用して
いないところ。全道で言いますと、委員のおっしゃ
るように圧倒的に制限税率を採用しているところか
多いと。全国で言いますと、圧倒的に今度は制限税
率を採用しているところが少ないと。

非常に悩ましい問題だという背景が実はございま
す。ただ、先ほども何度も説明いたしましたように、全国的には戦後最大の好景気だと騒いでいまし
たけれども、御承知のように、北海道内でのそれら
の恩恵はないまま昨年秋の同時不況を迎えている現
状がございますので、このタイミングで法人税の制
限税率を賦課するというのは非常に厳しい問題があ
ろうかと思えます。

したがって、ここで検討するという事はな
かなか申し上げられませんが、今後の研究する課題
だととらえているところを御理解いただきたいと思
います。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 46ページから47ページ
にわたりまして、10款の地方交付税のところでご
ざいますけれども、これは27億3,600万円、
大体、昨年と400万円減ぐらいでほぼ同じぐらい
の見込みをしているわけでございますけれども、こ
ととしてはこういう厳しい100年に一度と言われる大
不況の年でして、減収がかなり町税ほか見込まれる
のではないかと思うのですけれども、こうした場
合、減収補てん特例交付金というのがありますけれ
ども、こういったほかに、今、政府も追加経済対策
を検討中だということですので、見込んでいる
減収補てん特例交付金というのは、これ以上に見込
まれるのかどうか。ちょっとお尋ねしたいと思いま
す。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問
にお答えいたします。

まず、地方交付税の関係でございます。

地方交付税につきましては、世間一般的に言われ
ています100年に一度の経済不況ということで、
住民税等を含めまして全国ベースで見ますと非常に
大きな額が減額されるような状況になっておりまし
て、基本的に地方財政の収支が額としては前年より
倍近く収支が合わないというような状況になってお
ります。

ただ、国のほうでは、それでは地方は成り立たな
いでしょうということで交付税と臨時財政対策債と
いう地方債がございまして、それらを合わせて地方

の団体が困らないという形で本年度国において財政
対策が行われているところであります。

それと、減収補てん特例交付金についてでありま
すけれども、この減収補てん特例交付金につきまし
ては、個人住民税におけます住宅借入金等の特別税
額控除の実施に伴う減収分をまず補てんするのが一
つであります。二つ目としましては、自動車取得税
が本年、エコだとかそういう車に対して減税を国が
行うことになっております。その減収部分を減収
補てん特例交付金という項目で補てんを国のほうで
するものであります。

額につきましては、現在見込んでいるものが1,
300万円で、これにつきましては、住宅の関係が
400万円で自動車取得税の関係が900万円と
なっているところであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） そういったところを見込ん
でいるということでございますけれども、これ以外
に緊急のものが、予測されないものが出た場合には
どういうふうな、それは臨時財政対策債みたいな形
で国のほうから出されるのかどうかということをお
尋ねしたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問
にお答えします。

今後において国がどういう形の臨時経済対策を打
ち出すか、私はちょっとわかりかねるところであり
ますけれども、過去の例を挙げますと、その都度、
事業を進めるに当たって地方にお金がないというこ
とで、それなりの対策がその都度講じられるものだ
と思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございません
か。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 43ページの固定資産の評
価についてお伺いいたします。

今回は、算定の基礎となっているものがどうい
うものかということでお伺いしたいのですが、農地
であっても市街化区域に入っている場合、そういう場
合の課税評価、あるいは、都市計画税の課税等も当
然変わってくるのだと思いますが、そういった場合
の課税の評価というのはどういうふうにされている
のか。上富良野町の地域によっては、一定の基準が
満たされていないというような話も部分的にも聞か
れますけれども、基本的な部分について、まずお伺
いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 税務班主幹。

税務班主幹（北川和宏君） 5番米沢委員の御質問ですが、固定資産税の評価についてということで、御存じのとおり、3年に1回の評価がえということで、今年、平成21年度が評価がえの年を迎えることになっております。

土地につきましては、標準地点を設けましてそれぞれ評価をしまして、類似する土地等についてはそれに批准して評価して賦課していくという形をとっているところですが、宅地につきましてはそれぞれ標準宅地というものを設けましてやっているところですが、農地等についてもそれぞれ地域ごとに評価をしまして、それを批准して算定しているところですが、市街化というか都市計画区域内の農地がどのような評価ということは、ちょっと私のほうで今確認しなければなりませんので、後ほどの答弁にさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） いずれにしても、きちっと評価はされているのだらうと思っておりますが、やはり不均衡があっては困りますので、その点、後でまた教えていただきたいと思います。

今、本当に町は不景気です。先ほど法人税等の話もありましたが、各自治体の状況を見ましたら、必ずしも法人税の課税等については、いい悪いがあって、この条例の設置については大変もめたという話も聞いております。

上富良野町の法人税等のいわゆる法人数、あるいは件数、資本の状況を見ましたら、1,000万円以下、あるいは超えるというような状況の中で、本当に厳しい状況になっているというのが実態だと思いますので、そういうものも含めてバランスのとれた課税というのを当然行わなければならないと思いますので、この点、法人税等においては必ずしも制限税率を超えてやるのがいいのかどうなのかという点については、私自身は多くの疑問を持っているところであります。

この平成18年度の資料、あるいは平成20年度の資料を見て、7号、あるいは資本1,000万円以下の事業者数143という形になって、仮に上富良野町のカリカワ、あるいは北光電子等がありますけれども、あそことそんなに資本の強いところではないとは思いますが、一たび変えれば、すべてどうなのかと、国保税やら住民税やらそういう部分にも波及しますので、この点は慎重に対応する必要がありますが、実情を見ながら、この点、確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の法

人町民税の制限税率にかかわる御質問でございますが、さきの委員にも御回答いたしましたように、これらの制限税率を採用するタイミングを慎重に行うことが必要だという認識に立っているところであります。

いわゆる標準税率というのは、地方税法に定められた標準の税率でありまして、一方、制限税率というのは、特に市町村が必要と認めた場合にはこの範囲まで制限税率を掛けることができますという法の基準になっております。

したがって、基本的には標準税率を採用することが必要かなという認識は持っておりますが、ただ、さきの委員にも御説明いたしましたように、制限税率で採用している市町村も相当数あることでありますので、私たちといたしましては、先ほども言いましたように、ふだんの行財政改革を進めつつ、これらが財政的に限界を生じるような場面があるときにはこれらの制限税率を採用することは当然あり得ると考えてございますので、いずれにしろ、町民の方々等の御意見も聞きながら、これらの採用については慎重に考えていきたいというようなことで考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 若干補足して説明させていただきます。

私、財政を守る立場といたしましては、超過課税によりまして歳入がふえるということで、非常にありがたい話をさせていただいているところであります。

それで、若干、判断をさせていただく材料といたしまして、交付税上の税の取り扱いについてお話を少しさせていただきたいと思います。

まず、超過課税をしたときに収入がどのようになるか。仮に、超過課税によって100万円収入が町としてふえたと、これはよかったということになります。ただし、交付税の交付におきましては、100万円の収入があったということで、基準財政収入額というのですけれども、75%収入があったよということで、基準財政需要額との差で差し引かれてしまいます。

したがって、町としては25%の、1,000万円として250万円、100万円であれば25万円が実質的な収入となります。この辺も、今後におきましてこちら辺の話を検討していく中で、一つの判断材料としていただければと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 町税等の関係で、43ページに関連するのですけれども、いわゆる聴覚障害2級の身体障害手帳をもらった方の、言うなれば、町で5万7千6百917円という金額の関係なのですが、3月の中旬ごろの新聞を見ますと、芦別、赤平、それから滝川、福島町、一応、返還請求をするというようなことで、それぞれ自治体のトップ、もしくは担当者が言明をされております。

それで、上富良野町は前の私の質問に対して、道の動向を見ながらということですが、どちらかという、うちの町税に関するものについては、できるだけ全道の先々ということで積極的に進められているような認識を持っています。

したがって、今そういう状況になっておりますので、その返還請求に対して今どのような考え方をしているか、お尋ねをいたしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

委員御承知のように、3月14日と17日だったかと思いますが、赤平市と芦別市の対応が新聞報道にあったところであります。本町においても、残念ながら5名の対象となる方がおられます。不正に手帳を取得したことで町民税の減免を受ける結果となったという方が実はおられます。

これらについては、今、所得税関係では税務署で実は動いております、修正申告をさせるような手配を進めていることを耳にしているところであります。所得税の修正申告等がありましたら、当然、町民税の修正も同時にかかるところであります。

あと、町から積極的にこれらの不正を暴いていくという状況があるかという御質問かと思いますが、いずれにいたしましても、不正受給があったのかなかったのかこれらも含めて、非常にデリケートな問題になりますので、これから警察の捜査、あるいは税務署の動き、あと、対象となる市町村の動きをぜひ注視をしながら、本町も対応を図っていきたくと考えているところであります。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

3番岩田委員。

3番(岩田浩志君) 43ページ、税の収納という部分で、既にコンビニ収納が定着したかなと思われそうですけれども、このコンビニ収納における推移並びに費用対効果、それから、平成21年度に向けてどのような考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) 3番岩田委員のコンビニ収納の御質問でございますが、まず、委員御承知のように、平成19年度からコンビニ収納を全税目で実施をしたところであります。

2年余りを経過いたしておりますが、まず、昨年コンビニ収納を実施してみて成果を総括したところであります、非常に納税者からの評判もよく、納期内納税率をそれぞれ税目ごとに出してみました、基本的に納期内の納税率が相当数、相当数というのは税目によって違いますが、大きく1.6%以上になっている税目もございますし、税目によってばらばらですが、すべての税目において納期内納税率がアップしたということでもあります。

納期内納税率がアップし、なおかつ、全体の収納率にどれだけ影響があったかというのは、なかなか出しづらいたるところであります、町民の納税機会が大きく増大したということと納期内納税率がアップした、少なくとも全体の収納率に影響があったと理解をしているところであります。

2年目の平成20年度はまだ数字はでき上がりませんが、昨年、平成19年度の1年間のトータルよりも今現在では2,000件を超えて利用者がふえてございますので、今年度においても成果が出るものだと期待をしているところであります。

当然、来年度以降もこれらの収納対策を行っていく予定としてございます。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 3番岩田委員。

3番(岩田浩志君) 平成21年度に向けても税対策としてコンビニ収納を続けていくということなのですけれども、そのほかに各種手数料等々の納付に関しても拡大していく考えはあるのかどうか、お聞かせ願います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) 3番岩田委員の御質問であります、コンビニ収納以外に収納の手段を拡大することがあるかという御質問でよろしいでしょうか。(「コンビニ収納をする上で、ほかの納付に関しても拡大していくかということ」と発言する者あり)

失礼いたしました。他の税以外のところに拡大する予定があるかという御質問、大変失礼いたしました。

今現在、平成19年から町税と一緒に上下水道料金のコンビニ収納を行ったところであります。

実は、平成19年度スタートする前に、税以外の保育料ですとか介護保険料ですとか、すべての担当とプロジェクトチームをつくりまして検討した経過がございます。

コンビニ収納は、1件当たりの振り込み手数料はさることながら、収納システムの改修に大きく投資しなければならない部分がございます、それぞれ収納の全体件数と口座振替の率と、実際にコンビニの収納が可能な件数をそれぞれ割り出しまして、さらに、そこにかけるシステムの改修等を検討して、一番費用対効果が出るのか出ないのか、これらを検証した経過がございます。したがって、一番コンビニ収納の可能数の多い町税と水道を先行で行った経過がございます。

このようなことで、これで終わりとは考えてございませんが、それぞれ先ほど言いましたような費用対効果の問題もございますので、税と水道は先行しましたけれども、これらの先ほど説明いたしました収納効果も今度はわかってきましたので、これらも加味しながら、また次の費目にするのかしないのかさらに検討を進めたいと、研究を進めたいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 44ページの入湯税ですけれども、40万円減っていますよね、見積もりとして。この見積もった減額する理由を教えてくださいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 6番今村委員の入湯税の関係でございますが、実は入湯税につきましては、毎月該当からの法人からの報告がございます。

それぞれ月ごとの集計が出てまいりますので、さらに年ごとの集計を出していきますと、残念ながら、特に日帰り入浴の方が大きく減少している傾向にあるところであります。

その背景は、なかなかいろいろ経済状況もありますし、それぞれ競争相手もふえてきたという背景もあるのかなと考えておりますが、先ほども言いましたように、それぞれ月ごとの集計をとっていくと、40万円程度は前年比割れになるなという試算をしたところであります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 上富良野町は観光の町でもあり、その中に景観だとかもちろん温泉も含まれているわけです。非常に減ってくるとなると残念だなと思っています。宿泊であれば400人強ぐらいの減少かなと思ったのですが、日帰りの集計であるということは800名の人数が減ると見積もっているということなのですね。

そこでお尋ねしたいのは、温泉の日帰り客等をふやすための何かPRとか処置をやるのかどうか、そこをあわせてお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 6番今村委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

実は、白銀荘の関係で説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、先般も白銀荘、十勝岳の温泉の宿が一連に、全体で催し物を実施しまして、要するに、今、観光客が減る部分を少しでも十勝岳温泉に来ていただく努力をしております。

それで、いろんな催し物、今、たまたま冬にやりましたけれども、夏においてもそういう取り組みを実施して、十勝岳全体で少しでもお客さんを集客するように努力をしているところであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 44ページの株式譲渡の所得割交付金という形で載っておりますが、今回は130万円減額という形になっておりますが、この内容等はどのようにになっているのか、お伺いしたいと思います。

恐らく、証券優遇税制等の関係かなと思っておりますが、この点、本来でしたら、もしも仮にそうであるとすれば、やはり株売買やそういった証券等のかかわるものについては、比較的裕福な人というか、そういった部分の人が多いのかなと思っておりますし、財源確保というのであれば、こういった部分に対するきちっとした減額要請ではなくて、やっぱり相当なこれは国の制度ですから、そうはいかない部分があるのですが、やはり課税して地方自治体の財政収入に充てるというような仕組みも必要な部分にもなっているのだと思います。貴重な財源でありますので、こういったものも含めて、この制度の内容等はどのように変わったのか、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 5番米沢委員の株式等譲渡所得割交付金にかかわる御質問にお答えいたします。

まず、制度的にこの取り扱いが変わったものではありません。基本的にこのような経済状態で株の譲渡が少なくなるという見込みを国が立てておまして、その影響額は地方財政計画の中では77%程度の減ということで計画が立てられておまして、当町においては、今までの決算見込み等、そして、今お話ししました伸び、減額率を参酌しまして、このような数字をはじき出しているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

9 番中村委員。

9 番（中村有秀君） 45 ページの入湯税の関係です。

一つは、条例の関係なのですが、一応、入湯税は、宿泊、日帰り、療養という三つの区分にされております。

しかし、よその町村の条例を見ますと、うちの町で説明欄にある形のものになっているのですが、上富良野町の条例を見ますと、第143条入湯税の税率は次の各号によると。(1)は、一般の入湯客、1人1日につき100円、日帰り入湯客1人50円、療養50円ということになっている。

それで、ほかの町村は宿泊という名目を書いているのです。うちは一般の入湯客ということになっていますが、その点ははっきり宿泊ということで明文化したほうがいいのではないかと、美瑛や富良野、東川のものを見ますと全部そういうことになっているのですけれども、その点はいかがなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 中村委員の条例の文言の整理の関係でございますが、第143条にこれらの整理をされているところでありますが、条例ではわかりやすいこと、主の目的として明記をしてございますが、必ずしもこの表現が間違いということではないということ、まず1点御理解いただきたいと思っております。

ただ、地方税法との整合性もありますので、大変申しわけございませんが、地方税法と他の市町村とを見比べまして、再度検討してまいりたいと思っております。

検討というのは、先ほども言いましたように、町の条例が間違いであるということではないということだけ御理解いただきたいと思っておりますが、あと、それぞれの市町村の表現を見ながら、それが適切だと考えた場合には、積極的に条例改正も含めて対応してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

9 番中村委員。

9 番（中村有秀君） 一応それは理解できるのですが、やはり目的税ということではっきり説明欄にある形に整合性をしたほうがいいのかなという気がいたします。

それとあと入湯税の関係で、宿泊100円ということになっていますけれども、全道で108市町村が150円ということによっておられます。

したがって、上川管内でも、東神楽、上川、東川、それから、美瑛、旭川、士別、富良野は、宿泊はすべて150円というようなこと、日帰りが10

0円ということになっております。

したがって、この前、かみふらの十勝岳観光旅館組合のほうからも非常に燃料等が上がっているということも含めて、入湯税の引き下げの要請があったのも事実でございます。

それで、その段階で資料を求めた、言うなれば、入湯税は目的税ということで、その用途はどうかということを出していただきまして、平成17年度は入湯税が1,006万8,000円、平成18年度は970万8,000円、平成19年度は943万2,000円と。

それぞれ、当年度、一般廃棄物処理施設の改修、観光諸行事負担というようなことで、それぞれ年度ごとに入湯税の目的に合った形で、こういうことで使われていますよ、あわせて足りない部分は一般財源で補てんをしているということでございます。

したがって、私は、目的税ということで、場合によっては、150円まで上げなくても120円かそれらの方向でまた、この入湯税の目的税に合った用途でこれらの観光、いろんな面での整理ということで、ある面で考えていってはいいいのではないかと気がするのでありますが、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の入湯税に関しての御質問でございますが、まず、昨年、燃料高騰の最中でしたが、上富良野町の観光旅館組合から、ぜひ入湯税を下げただけはないかという要望をいただいたところであります。

実は、上富良野町の税率は委員御承知のとおり、標準税率につきまして地方税法で定めている標準税率でございますと、入湯客の1日150円が標準税率となっているところであります。

ただ、上富良野町においては、観光振興を目指して逆にこれを、昭和60年ごろでございますが、今の税率に標準税率よりもさらに落とした形で対応しているところであります。

昨年、観光旅館組合の方々には、非常に燃料高騰でつらいことは十分承知をしているところですが、地方税法で定めている標準税率をさらに落としている経過も御説明しながら、何とかお許しをいただいた経過がございます。これをさらに落としていくというのは非常にどうかということも考えてございます。

というのは、全国的、全道的に見ましても、上富良野町は最低レベルでの入湯税を賦課している現状がございますので、なかなかこれ以上落としていくというのは非常に難しいかなと考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 42ページのたばこ税のところでございますが、全体的にたばこを吸う人が減ってきているのかなと思うのですけれども、800万円の減ということで、これはタスポを利用して自販機で買う人だとか、コンビニでもたばこを売っていると思うのですけれども、たばこをコンビニで買う場合、そこでフランチャイズ契約をしている本社のある市町村にたばこ税が入るのかどうか。うちの町はどのような対応をされているのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 税務班主幹。

税務班主幹（北川和宏君） コンビニ等については、町で販売している部分については町のほうの収入になっていると理解しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） それははっきりしておりますが、フランチャイズ契約をしているところの本社がある町村にたばこ税が入るということもあると言われているので、だから、うちの町はどのような扱いになっているのかと思って。

例えば、例を挙げてはあれですが、林商店なんかがありますね。あそこはたばこ組合から仕入れて売ってということですからあれですけれども、コンビニで買う場合の扱いというのはどうなのかなと思ひまして、ちょっとお尋ねしているのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問でございますが、基本的に町内で消費をしたものについては、本社がどこにあるのがこれらの決められた税収は確保できるということになってございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで歳入1款の町税から10款の地方交付税についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は、11時5分としたいと思います。

午前10時48分 休憩

午前11時04分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会

議を再開します。

先に、先ほどの5番米沢委員からの質疑に対しまして補足説明をいたさせます。

税務班主幹。

税務班主幹（北川和宏君） 5番米沢委員の固定資産評価にかかわる市街地区の農地の課税についてであります。先ほども御説明申し上げました他の地区の農地につきましては、それぞれ地区ごとに単価を設けて評価しているということで、同様に市街地区につきましても単価がございまして、それによって評価しているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 次に、11款交通安全対策特別交付金の48ページから、13款使用料及び手数料の53ページまでの質疑に入ります。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 49ページ、児童福祉費負担金の関係です。私は、保育所の入所負担金の関係で、繰越滞納の関係、この関係についてお尋ねを申し上げます。

繰越滞納分で、収入は10万円ということで見えておられます。それで、平成18年度の決算を見ますと、収入未済が171万4,500円、平成19年度は110万9,686円、しかし、そのうち平成18年度の場合、平成19年度の決算で82万1,894円ということで繰越滞納分が平成19年度の中で収入として入っております。

したがって、余りにもあくまで見込みということだろうと思ひますけれども、一つは、平成21年度の予算策定の段階で繰越滞納額はどのぐらいの金額があるかという見込みを立てているのか、お尋ねをしたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村委員の保育所入所の負担金についての滞納の状況についての御質問にお答えを申し上げます。

例年、保育所入所負担金の滞納額というのが発生しているところでございます。平成19年度末におきまして決算として未納の扱いをしたのは、御承知のように、110万9,000円余りでございます。

平成20年度におきまして、その滞納者に対して納入の働きかけをしております。担当のほうで出向いて各保護者にお会いをして、入念な分納計画等をお話をしながら進めてきているところでございます。

そういった状況において、平成20年度中に納めていただいた収入として51万9,536円ということで、過年度分の残というのは59万円余りでござ

ざいます。過年度分の扱いとしては、以上のようになっております。

以上です。（「課長、今年度の見込みを聞いている」と発言する者あり）

見込みにつきましては、過年度分、それから、原年度分においても多少の滞納が生じるものと思われる。

また、今年度中の不納欠損という処分も生じると考えているところで、現年度分等も滞納の発生というものが見込みとしては30万円程度生じるということと考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） もし、今回10万円計上しましたよ。そうすると、実際に平成19年度以前の部分の過年度の滞納が幾らで、それから平成20年度の滞納見込額は幾らで、その合計がこうで、とりあえずそれに対する何%収入かということで10万円見たのかなということを私は聞きたかったのです。それで、平成19年度までの過年度分が滞納幾ら、それから平成20年度の見込み額は幾らということで、調定する段階での数字をお聞きしたかったのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問にお答え申し上げたいと思います。

過年度分としての平成19年度末でもって110万円ありましたけれども、その後の先ほど御説明しましたように、過年度分を優先して納入をしていただいていることから、過年度分という扱いが減少してきているということで、その残が51万9,000円余りであります。失礼しました……。（「約50万円ちょっとでしょう」と発言する者あり）はい、そうです。それと、現年度の滞納としては、31万円余りということで発生する見込みであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、ずっと数字を持っていくと、確かにいろんな条件があると思いますけれども、減ってきているのは事実なのですね。収入未済というのが。

それから、先ほど申し上げた平成18年度決算の収入未済が171万円あって平成19年度では110万円ですよ。そうすると、今回は約50万円ぐらいと、それから平成20年度分は約31万円ということになると、81万円ぐらいということ考えて調定をしたということだろうと思うのですが、ただ、町税の関係等も含めて、非常に対応の部分に対する、言うなれば、算入率が非常に低いのです。

ですから、僕はそういう点ではもうちょっと、1

0万円ではなくて、これからの徴収努力ということもいろいろあると思いますけれども、上げるべきだということ、それからもう一つは、繰り越し繰り越ししていくと非常に、例えば、保育所卒園されましたよということになると、非常に徴収のしにくい面もあるものですから、そういう点で、なお頑張っていたきたいのと、その中で昨年も指摘をしましたけれども、西保育園が非常に滞納額が多いという感じを受けていたのですけれども、今年度の今の81万円の中身ではいかがなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問にお答え申し上げたいと思います。

過去においては、西保育所の保護者の方の滞納が多かった状況になりますけれども、平成20年度におきましてはそういうことはございませんで、中央の保護者の方の状況となっております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 段階的に減っているということで、皆さん方の努力を多としたいと思います。

しかし、できるだけ滞納繰越区分、言うなれば、収入未済額がふえていかないような、いろんな不況等の条件があると思いますけれども、収納に努力していただきたいと思います。

終わります。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村委員の御意見のように徴収努力をしまいいりまして、過年度分がふえていくような形でなく減少するように、今度とも努力をしまいいりたいと思います。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 53ページ、使用料及び手数料のところの保健衛生手数料の中の一般廃棄物処理手数料のところでございます。

ここが3,497万8,000円、これは南富良野町からのごみの搬入分も見込まれているかと思うのですけれども、これは昨年度はどれぐらいの量だったのでしょうか。また、ことはどれぐらいを見込んでおられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（林敬永君） 村上委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

南富良野町の搬入量でございますが、平成19年度におきましては衛生ごみ58トン、現在、平成20年度、年度途中でございますが、可燃ごみと一般ごみ合わせまして310トン、これは1月末現在で

ありますが、310トンクリーンセンターのほうに入っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） ことしも同じような見込みですか、何トンぐらい見込まれているのかということです。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（林敬永君） 新年度につきましては320トンを予定してございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） それで、今後につきましても、こういった南富良野町からのごみの搬入というのはこれからもずっと続くわけでございますか。

その点と、A系、B系、二つかがありますけれども、その処理状況、まだ余裕があるかと思うのですけれども、これはどのような状況でしょうか。ちょっと、お尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（林敬永君） 村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

南富良野町のごみにつきましては、今後も入ってくる予定でございます。

また、クリーンセンターのA焼却炉、B焼却炉、1週間のうち2炉をたく日が金曜日と土曜日という状況になってございます。年間ごみ量が4,500トン程度でございますので、フルで回転することは、南富良野町が入ってきても大体1週間、2炉を同時にたく日が長く続くということはないというように推察しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 49ページ、庁舎使用料の地下食堂の関係です。

今回14万8,000円ということでございまして、平成19年度の職員互助会の決算書を見ますと、地下食堂利用組合補助ということで23万円決算をされております。

ただ、地下食堂の経過を見ますと、平成19年度決算では16万3,000円、平成20年度予算では同じ14万8,000円ということですが、平成21年度、地下食堂利用組合補助という役場職員互助会からは幾らぐらい出す予定でされているのかを質問したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 地下食堂にかかわりません職員互助会からの補助金についてなのですから、

も、互助会組織なものですから、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど数字をお示したいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 平成19年度の予算特別委員会の資料の中でそのことが出ていたものですから、そういうことで、どのような金額の動きがあるのかなというようなことでお聞きしたいと思っておりますが、それでは、それは後ほど資料提出をいただきたいと思っております。

多世代交流センターの51ページ、社会教育使用料の関係です。

5万2,000円ということで計上をされております。ただ、今回の提出された資料を見ますと、駐屯地の関係等を含めて利用をされております。

ただ、この中で上富良野中学校の吹奏楽部というのがあるのです。それで、実際には私、吹奏楽部からそれだけお金を取っていいのかなという疑問をちょっと持ったのです。

それで、他の条例等の整合性の関係ということで、恐らく、これは吹奏楽部から5割いただいているのですか、その点、ちょっと確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野中学校吹奏楽部が清富多世代交流センターを利用しておりますけれども、今、議員御指摘のとおり、5割の減免をして使用料をいただいております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 相対的に、平成19年度は9万6,870円のうち上中吹奏楽部が1万8,000円、平成20年度は7万4,850円のうち2万5,200円が吹奏楽部と。

それで、多世代交流センターの施行規則の中では、はっきり町が主催する行事または会議には免除する、それから地域の関係についても免除する、それ以外は町長が使用料減免申請に基づき、相当の理由があると認めるときは5割は減免すると。

それで、上富良野中学校の皆さん、部活の関係で、富原運動公園広場、もしくは野球場等も含めて利用した場合は、どういう利用料金になっているのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に、屋外運動場等につきましては免除で取

り扱っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 上富良野町運動公園等の管理規則の中では、免除ということになっているのです。その中で、1項目は、町または教育委員会が主催、もしくは共催する場合は免除しますよと、それから2項目は、町内の学校等が行う学校教育活動の場合及び社会教育関係団体が小中学生の健全育成に使用する場合は免除すると。

そうすると、上富良野中学校吹奏楽部は上富良野中学校の義務教育の中での教育活動の一環であると私は理解をしています。

しかし、あれだけ頑張っていたで、恐らく、合宿をされて頑張っておられるのですよ。そうすると、多世代交流センターの利用料と、それから、言うなれば、社教センターも含めて、運動公園広場等も含めて全部無料なのです。免除されるのです。

そうすると、それらの整合性が非常に、それぞれの子供たちは頑張っているのですけれども、それはやはり我々としてみれば、適切な条例運用、規則の運用では余りにも差があるのではないかと。吹奏楽部の皆さん方も一生懸命練習をされて、あれだけのレベルに達したそれだけの努力もすごいし、それに対する子供たちの負担、それから親たちの全道・全国ということになると負担も非常に大きいものが僕はあると理解をしています。

そうすると、別仕立てでそれらの予算が持たれているのか、上中の部活動の中だから私はわかりませんが、そうすると、もうちょっと運動公園広場、それから社教センターと同じような条例・規則の対応を私はすべきだと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的には、中村委員がおっしゃるように、単純に日帰り等で施設をそれぞれ使用する場合にはすべて免除にさせていただきますいております。

ただ、今回、上富良野町の吹奏楽部ですとかほかの部分で、合宿ですとかそういう宿泊を伴っている場合等につきましては料金をいただくということで、すべて一致して使用料を減額する形でいただいておりますので、御理解願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実に、簡単に考えてください。合宿するからそれではかかる、合宿しないなら免除ということですか。多世代交流センターの条例施行規則にはそういうことは何もうたっていないのです。やっぱり我々としては、頑張った子供た

ち、これから子供たちが上富良野でそういうことで一つの頑張った思い出つくるために、それから、親たちも期待を含めてということであれば、そういう配慮を僕は条例の施行規則の中に、もしくは町長が特に認めた場合というような項目が入っていて、それらの配慮を私はすべきだと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（北川雅一君） 9番中村委員の今の御質問でございます。

今までは、平成20年度まではそういう形で、宿泊を伴うものについては減額という形で対応してきました。そういう子供たちの頑張りを含めて、全体の中でやはりそういうことを町民の皆様が判断するのであれば、今委員が言われましたように、検討といったらまたあれですけれども、前向きな方向で進めたいと考えておりますので、御了解賜りたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今、教育長の答弁ですとしますけれども、現実に私、平成19年度、20年度の多世代交流センターの実績を東中と合わせて見た場合、何でこんなに取るのかと。それであればということで、規則を見たり、それから、社教センター、運動公園広場の条例を見ると余りにもあれだなと。

それから、今、前田課長の言った宿泊云々などということはここには何も書いていないのです。ですから、確かに宿泊をすればそれだけいろいろかかるのも事実だと思いますけれども、やはりある面で教育的配慮ということで、前向きに教育長が検討するというところでございます。ただ単に、谷委員の言う検討するで終わらないような形で何とか。これは規則改正で済むことですから、配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ただいまの本当にそのとおりなので、ちゃんと対処していただきたいと思えます。

前、たしか自衛隊のスキー演習、日の出山では利用料金を取っていなかった部分もあるのではないかと思いますのですけれども、そういうのも含めて、今はきちっと取っていますけれども、やはり子供の一生懸命やっている姿を自治体が応援しないというのは全くおかしい話になりますので、ぜひお願いしたい

と思います。

次、保育所の問題についてお伺いいたします。

この資料を見ましても、49ページの児童負担という形で載っておりますが、階層別に見ましても、5階層、6階層と比較的上富良野町は所得階層がいわゆる所得の多い方が入所されるという実態等があります。今回の中央保育所、3保育所を含めて何人入所という形で負担金の基礎が示されているのか、この点お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢議員の御質問、保育所入所の状況でございますけれども、平成21年度におきましては、中央95名、西保育園45名、わかば保育園54名という人員を見込んで予算を計上させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 近年、よく保護者の方からも保育料が高いという形で、上富良野町は確かに国の基準よりも1年、95%ですか90%かと思うのですが、そういう形で設定はされておりますが、やはり他のいわゆる子育て支援という形の中で見ましたら、所得階層が細分化するという形の中で軽減を図るという状況になってきておりますが、上富良野町はこういう考えがないのかどうか、もう一度お伺いしておきたいのと、今回の子育て支援の制度の改正で、たしか3人目からでしょうか、保育料が免除、あるいは減免になったかと思うのですが、この点、どういう制度の改正があったのかお伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の保育料の細分化についてということで御質問いただきましたけれども、今年度においてといいますか、保育料の考え方といたしましては、前年度の国の基準の95%というふうな考え方を継続してこれまでもってきているところで、細分化という考えについては今のところ持ち合わせておりません。

もう1点の3人目のお子様の場合は、これまで10分の1ということでありますけれども、この10分の1の扱いについてでありますけれども、現状の時点におきまして、この取り扱いについては対象児童がいらないということで、大きな変化は生じないものと思っております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 国の第3子以降の保育料の無料化という形でうたわれておりますので、その点、きちっと対処できるものはするという点で国の指導があるのだらうと思うのですが、これは全く

国の指導に反してやっているということであれば、これは地方自治体も問題なので、この点どうなっているのか確かめて、もしも間違っているのであれば間違っているでいいのですが、対処をしていただきたいと思っております。

やはり、今、保育料の問題は本当に高いです。5万円、2人目は半額という形になりますけれども、3歳未満児であったり障がい児であったり、ゼロ歳児を抱えているところはさらに負担が、所得が上がれば上がるほど重くなるという仕組みになっていまして、確かに、前年度の95%という形になっているのかもしれませんが、やはり細分化してきっちり子育てを応援するという部分でも、町の役割を果たすときではないかと思っておりますので、この点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問でございますけれども、議員の御意見のような提案もあるかと思っておりますけれども、現時点での上富良野町といたしましては、やはりこれまでの保育料の位置づけというものを前年度の95%という中での、また、国の階層に応じてそれに準じた形という形をこれからも継続していくものと考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ほかにないようですので、これで11款交通安全対策特別交付金から13款使用料及び手数料についての質疑を終了いたします。

次に、14款国庫支出金の52ページから15款道支出金の61ページまでの質疑に入ります。

11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 55ページと59ページにもあるのですが、国庫支出金と道支出金の中で、既存住宅耐震改修ということでおのおの入ってきているのですが、これについては、公営住宅というか町営住宅をいうのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） これは、町の計画をつくっておりますけれども、耐震改修促進計画に基づいて、平成21年度では30万円を上限としまして耐震改修を行う際の5戸分を予算化しております。それに対しまして、北海道と国のほうからの補助があるということで、この項目で分けてございます。

北海道につきましては、北海道の制度では20万円の上限額の2分の1ということで5戸分、それから、国のほうは支給した額に対して、北海道、その他からある財源を差し引いて、町で言えば30万円から道の補助10万円を差し引いた20万円について45%を国のほうから補助するという制度に乗っております。この関係で国のほうと道のほうの二つの項目に補助金が出てございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） これは、そうしたら、一般の住宅を言うのですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 渡部委員の御質問にお答えいたします。

これは一般住宅の耐震改修ということで、町の保有する建物は別の考え方で運用してまいります。これはあくまで一般住宅の改修を促進するという意味合いの助成制度を運営する際に、国と道からの財源助成があるということに基づいております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） そうすると、一般の申し込みか何かをとってといいますか、そういう計画があつてやるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 申し込み方式につきましては御質問ですが、実はまだしっかりした制度が運用されておられません。

というのは、北海道のほうの助成制度、平成20年度までの継続で補助制度が成り立っておりますけれども、うわさによるとですが、平成21年度も継続されるということに基づいて町の助成制度も設計しておりますけれども、北海道のほうはまだ確定状況になっておりません。確定状況になりましたら、今準備しております助成に関する要綱を試行いたしまして、直ちに住民に周知したいと思っております。これは申し込み制度によります。

ただ、耐震改修の制度自体は、耐震の性能を向上させるという意味合いから技術的な事前審査が必要になります。それで、個人申請というよりは、診断いただける業者を仲介した申請になるかと今のところは予定しております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番谷委員。

4番（谷忠君） 59ページになりますけれども、権限移譲の事務交付金というのがあります。こ

の権限移譲の事務の移譲の中身、こういったものが移譲されたのか、それから、何年度から利用されているのか、その点ちょっと伺います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 北海道から上富良野町に権限移譲されているものが、分権一括法以前からも権限移譲されていた事務がございますが、分権一括法以降、移譲されている事務につきましては21事務でございます。

それぞれ各年度ごとに移譲されておりますので、平成13年度の4月以降、年度ごとに2件移譲されたり5件移譲されたりということで、年度ごとの数字につきましては、各年度ごとにそれぞれ移譲されておまして、今現在、分権一括法以降は21の事務が移譲されております。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） これは、すべての権限移譲された部分を言っているのか、総務関係だけではなくてですか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） すべてです。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 権限移譲を受けるということについては、補助金が来るから結構なことなものでありますけれども、中によっては、権限を移譲される、していない町村もあると、その部分によってはあるのだろうと、このように思います。

それらがすべて上富良野の行政の中での確に事務処理をされて機能を果たしているかということになると、私は多少、疑問符がつく部分もなきにしもあらずと、このように思っているものですから、交付金を受けることは結構ですし、収入になるから当然受ければ受けるほどいいのだろうと思っておりますけれども、業務の中でそれが十分、先ほど申し上げましたように、機能が果たされていない部分もなきにしもあらずというものでありますから、例えば、こういうものが返上することが可能なかどうか。そんな返上したくないと思っておりますけれども、そういったことが可能なかどうか、1点だけ伺います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 4番谷委員の権限移譲の関係であります。

一度受けましたものについては返すということには基本的になりませんので、まず受けるときにどうなのかということをも十分検証いたしまして、これからまだいろんなものが権限移譲される可能性がありますので、十分その辺吟味して、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5 番米沢委員。

5 番（米沢義英君） 59ページの児童福祉費補助、放課後児童特別対策という形で、まずこれに合わせて社会教育補助の中に放課後プラン事業という形で載っておりますが、この部分については、今後こういう形での補助というのは、永久的というか恒久的に来るのかどうなのか、まず1点確認しておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

それぞれ、今、児童福祉費、それから社会教育費の中で放課後子どもプラン事業に関する補助金、これは国の補助を道を通じて道補助金という形で入ってくる予定でありますけれども、今のところ、これは文部科学省、それから厚生労働省、それぞれの所管の中の補助金ということで御理解をいただければと思っておりますけれども、今のところ両省とも継続をして、ただ、約束として、これが未来永劫続くものではないということであるということはいくつかも認識しておりますので、御理解いただければと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この補助基準は、いわゆる利用する児童数によって変わるという形で押さえてよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問ですが、今、委員御指摘のとおり、当然、利用者数、それから、ボランティアの謝金の指導員の数等々、それぞれの事業にかかわる経費に関しての補助金ということで御理解いただければと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） もう1点お伺いしたいのは、これにかかわって、いわゆる施設等が狭隘だとなった場合のそういった施設整備や、例えば、教材とかそういったものに対する部分の補助もこういったところに入っているのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 今の米沢委員の御質問ですが、基本的に施設整備とかそういうハード部分だと思うのですが、この補助金の内容の中では、そういうハード、施設整備ですとかそういうものについては補助対象となっております。（「別メニューでもない」と発言する者あり）

済みません。別メニューでも今のところ我々が探している中では見つかっておりませんので、ないと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） やはりこれから補助採択等いろいろな課題が出てくるかと思っておりますので、この部分というのは非常に大事な部分であって、そういったいわゆるハードな部分、施設の部分についても、本来であれば原点は空き教室を利用することです。ありますから、そこは想定されていなかったのだらうと思っておりますけれども、やはり今後こういったものを推進する上での大事な部分の施設の確保というところにもなっておりますので、その部分の改善も国や道に対して求める必要があるのではないかなと思っておりますので、確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 今の米沢委員の御質問ですが、今、委員がおっしゃるとおり、これは学校のあくまで空きスペースをとというのが基本原則になっております。そういう意味合いを含めて、当然、ハード等にかかわる費用はかからないという解釈のなかでそれぞれ事業が進められてきておりますので、基本的にはハードに関する補助金はないものと解しております。

ただ、今後、教育局、あるいは北海道のほうにも、そういう部分では担当者会議等でもその旨は訴えていきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

さきの4番委員の権限移譲の事務件数について間違いがありましたので、報告をいたさせます。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 申しわけございません。先ほどの答弁で、分権一括法以降の権限移譲事務の事務数21件と申し上げましたが、20件でございます。申しわけございません。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで14款国庫支出金から15款道支出金についての質疑を終了いたします。

次に、16款財産収入の60ページから21款町債の69ページまでの質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 61ページ、16款財産収入のところでございます。

教職員の住宅の貸付料のところですが、これが、ここの教員住宅のあいているところをたしか一般財

産に変更しまして貸し付けをしているところがあると思うのですけれども、それがその他町有建物貸付料になっているかと思えますけれども、この状況はどのように、皆さん入居されているのでしょうか。まず、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） お答え申し上げます。

おかげさまで、今、教育財産から普通財産に移行しました旧教員住宅の部分につきましては、全戸御利用になっていただいているところであります。今1戸あいているところがございますけれども、それらにつきましても、今、新年度から入居の予定が整っておりますので、平成21年度のスタート段階では全戸の利用が予定されているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 1戸ちょっとということですけれども、これは、上富良野町に住んでみたいとか、移住・定住策といいますが、そうした人にとりあえずちょっと入っていただきましょうかというような意味も兼ねてきたかと思うのですけれども、その状況はどうでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 移住準備住宅で御利用いただいている住宅についても、現在、今利用いただいているところであります。（「何戸ですか」と発言する者あり）

移住準備住宅は、旭町で4戸であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） ふるさと納税は、このページでいいのですか。給付金的一种だと思ってここで手を挙げたのですけれども、上富良野町としても、当初見込んだものよりも納税が多かったのか少なかったのか、それらを聞いて、例えば、少なかったらどういう反省点があるのか、今後PRを強化しようとしているのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） ふるさと納税制度が今年度の寄附から対象になったわけですけれども、見込みはどの程度だったのかということになりますと、なかなか見込みを立てるようなものではなくて、見込みに対してどうだったかということは、なかなか御答弁できませんが、昨年の秋の状況から札幌上富良野会等の方々からの寄附が相当数あった

ということで理解をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 60ページの一般寄附金が今年度廃目になっていますよね。こことも関連があるのですけれども、平成21年度どれくらいふるさと納税を予定しているのか読めないのです。そこをどれくらい予定しているのか、教えていただきたいなと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） お答えします。

一般寄附の廃目につきましては、昨年の9月の定例会だったかと思いますが、町の寄附につきましては10月1日からふるさと応援寄附条例を制定いたしましたので、それに基づいて寄附をお受けするというようなことで、一般寄附金を廃目して総務費寄附金ということで目の修正をさせていただいたところであります。平成21年度予算もそのように対応させていただきました。

平成21年度で寄附がどのぐらいの見込みがあるか、これにつきましても私どもでは見込みを立てられるようなものではございませんので、多くの方々に上富良野に関心を持っていただけるように、また、関係者を含めてPRに努めたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 67ページの雑入で、土地開発公社納付金150万円の関係でお尋ねします。

土地開発公社の理事会では、平成18年、平成19年、平成20年ともできるだけ大きな形の先行投資がない、ハード的なものがないということで、できれば早期に解散をしてはという意見が理事会の中でも大きな意見としてなっております。したがって、毎年150万円ずつ支出が土地開発公社から出ております。

先般の一般質問の中でも町長は、日の出公園の駐車場の関係では、あくまで一般会計からやっていくというようなことで答弁をされました。したがって、毎年動きがない中で150万円ずつ出していくとなると、これからいくと5,000万円を切ってしまうのではないかという気がいたします。

したがって、土地開発公社のあり方としてどう対処していくかということで、町長の御意見をいただきたいと思うのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 中村委員の土地開発公社の関係についての御質問に、私のほうからお答えを

させていただきたいと思います。

委員も理事のお一人ということでございまして、経過等については今申し上げられたとおりであります。

私ども町としまして、最終的には町長との意思の十分な交換、合意をしてその判断をいつするかということがここ近々にあるものと予測してございますが、今いろいろと日の出公園整備の関連もございまして、そういう動向を十分見きわめながら、その時期が近いうちに来るものと思っているところであります。

いずれにしても、土地開発公社についてはおかげさまで他の自治体公社のように塩漬けの不動産があるとかそういう実態にございませんので、また、今、委員のほうから申されたように、町のほうからの要請もないというような実態にございますことから、他の市町村におけます公社の廃止方向と同じように、当町におきましても近い時期にそういう判断がなされて諸手続を経る、そういう予測を立ててございまして、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 66ページと67ページの雑入というところで、下のほうに書いてあるのですけれども、地域の省エネルギー、省エネルギービジョン策定、これは平成21年度に出てきたと思うのですけれども、具体的にどういうものなのか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 6番今村委員の新エネルギービジョンの関係の御質問にお答えいたします。

実は、町では地球温暖化防止対策の地域推進計画を立てることで検討していたところでありますが、これら計画に一部包含されますが、国の補助金、あるいは道の補助金等を仰ぐような手段がないかということで日々研究してまいりましたが、実は、独立行政法人であります、新エネルギー産業技術総合開発機構という独立法人で、新エネルギー、省エネルギーの計画を立てる条件で、800万円を上限に100分の100の全額補助があるということをお聞きまして、ここの行政法人とやりとりをした経過がございます。

一部、この町で行おうとしているのは、これらの補助を受けまして省エネルギービジョンを策定しようということで考えたところであります。

あわせて、この省エネルギー計画を立てると同時に地球温暖化防止対策の市町村推進計画を立てるこ

とで、非常に安価な効率よく費用もかけずに両方の計画が立てられるということから、この補助を受けようとするところでもあります。

今立てようとしておりますのは、上富良野町の省エネルギービジョンを立てるところでありますので、上富良野全体でどのような省エネルギーが可能なのか、これらの提言も受けながら計画を立てていくところでもあります。

また、省エネルギーを図ることで、結果として二酸化炭素を中心とした地球温暖化ガスの削減を図れるというような観点で、両方の計画を立てようと考えているところでもあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 国の補助とか道の補助を持ってくるというのは非常にいいと思いますので、ぜひ計画を実行して行ってほしいなと思います。

もう一つ、この下の地域スポーツの施設整備、これも平成21年度に改めて出てきた項目であると思うのですが、具体的にどういったところを整備しようとしているのか教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。

地域スポーツ施設整備の雑入でございます。1,845万2,000円ということでございますけれども、これにつきましては、基本的に運動広場のちよどサッカーをしている芝生の張りかえ事業に伴いまして、スポーツ振興くじ、いわゆるtotoくじというのですが、その資金の補助を受けようとするものであります。

基本的には、芝の全面張りかえの場合については、3,000万円を補助限度として4分の3程度の補助金をいただけるということで、今回、今申請の手続きをしようとしているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで歳入に対する質疑を終了いたします。

昼食休憩にいたします。

再開時間は、午後1時からといたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

会議に先立ちまして、先ほど9番中村委員から質問がありました地下食堂に対する職員互助会からの補助の説明を総務課長からいたさせます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員のほうから御質問いただきました地下食堂使用料にかかわります互助会からの補助金でございますけれども、昨年度と同じ23万円を予算計上しているようであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 次に、歳入歳出予算事項別明細書の歳出、1款議会費の70ページから2款総務費の103ページまでの質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 89ページ、協働のまちづくり推進費のところでございます。

ここのところの協働のまちづくり推進準備委員謝礼5万円、講師の謝礼が20万円と組まれておりますけれども、これは、今回、協働まちづくり推進準備委員会を設置するという事で町長の執行方針にもありましたが、どのような構成を考えておられるのか。町民公募とかされるのか、そこら辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の協働のまちづくり推進費にかかわる御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目、協働のまちづくり推進準備委員会の謝礼の件でございますが、町民と行政と議会にお願いをして、この3者で準備委員会を設立する予定でございます。

ここに掲げております謝礼につきましては、一般公募の町民の方に一部、あと、団体の代表の方も想定をしております。おおむね15名ぐらいの委員会を設立する予定としてございますが、議員御承知のように、この4月から自治基本条例がスタートいたしますので、これは協働のまちづくりを進めるに当たって、例えばどのような方法で協働のまちづくりをしていくのか、どういう仕組みにしていくことがいいのか、この3者でまず1年間協議をして、平成22年度には準備委員会ではなくて正式な、名称はまだ仮称でありますけれども、この委員会を立ち上げて自治基本条例に基づく検証ですとか実践をする中心となる委員会を設立するための準備をことし1年かけて行う予定としてございます。

その上の段の講師謝礼ですが、10万円の2回の講演会を予定しております。この自治基本条例をスタートするに当たってのいいきっかけづくりにしていきたいと考えてございまして、2回の講演会

等を計画したところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 年齢の若い青年層ですとか高校生ですとか、そういったことについてのお考えはいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） まだ一般公募の枠もございますので、どのような年齢を対象に公募をするかまだ確定はしてございませんが、比較的若い方も来ていただけるといいとは思っておりますが、例えば、何歳までというように決めて公募をする予定はありません。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 私の希望としましては、そういう自治基本条例の中でも高校生とかそういった若い層に対するということがありましたので、そういった年齢の層も考えていただきたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 条例の本文には、子供のそれぞれの年齢に応じたまちづくりの参加を権利としてうたっておりますので、そういった方も入れるような仕組みができるのかどうか、会議の時間帯にもよりますので、これらも検討の材料にしたいとは思いますが、先ほど言いましたように、何歳までの方でないといふ縛りはなかなか難しいかなと。

ただ、町で審議会等の委員には、たしか70歳以上は御遠慮くださいというような規定を持ってございますので、それらの縛りはあったにしても、何歳までの方でないといふ縛りはできませんというような縛りはなかなか難しいかなと思います。

繰り返しになりますけれども、若い方に来ていただくことはいいかなと思いますので、最低年齢を例えば18歳にするとか、こういうようなことは可能かなと思いますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） ただいまの関連でございますけれども、準備委員会の設置が非常におくれているのではないかなと。もう既に4月1日から施行するという事で、当然、条文の中に町民が計画の段階から参加できるといった内容が折り込まれております。

そのような中で、準備委員会で協議される前にそういった計画が上がってきた段階に、どのように町民に対して計画に参加できるような手法を考えてい

るのか、その点まず1点と、それから、この準備委員会の委員に対して費用弁償等々はどのように考えておられるのか、2点お聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田委員の御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、この条例を多くの町民の方々を巻き込んだ中で、いわゆる協働のまちづくりを推進するためにどのような手法を講じていくことがいいのか、さらには、町は町で協働のまちづくりを標榜しながら、いろんな施策を展開、施策というのは、それぞれの町を行政を挙げての協働のまちづくりを進めていくことは以前からやっていることでありますが、町民を巻き込んだ協働のまちづくりを推進するためにどのようにしていったらいいのかということの方法論を準備委員会ですればいいのかと考えているところであります。今まではこの条例をつくり上げるために、議員御承知のように、この1年間は周知すること、あと御意見を聞くこと、条例の中身についての御意見を聞くことを中心に行ってきたところでありますが、4月以降、準備委員会の中で今度は推進の方法論を協議するという段取りにしたところであります。

あと、もう1点、謝礼の関係であります。先ほど言いました3者を構成する予定としてございますので、費用弁償を謝礼が必要な方については一般公募の町民と団体から推薦をいただく方に1万円の5名、この1万円については年間の謝礼として考えたところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） もう既に4月1日から動き始めるということで、準備委員会の協議を得るまでもなく、既に大きな問題、計画が進められた中で、当然、町民が計画にも参加できるということを既に手法として持っているはずなのです。もう準備委員会は1年たたないとそういった方向性が見出せないということではなくて、4月1日から動くわけですから。

当然、計画が素案として上がった中で、町民にそういった意見を聞くということをどのようにされるのかももう一度お聞きしたいのと、それから、費用弁償、謝礼という形で1年間1万円とありますけれども、年何回ぐらいの会議になるのかわからないですけれども、以前、町民会議でも悪い事例をつくって、費用弁償があったにもかかわらず委員たちが廃止してしまったと、こういった部分もありますけれども、やはりしっかり費用弁償はそういった一般町民に関しては支払うべきだと私はそのように考えま

すけれども、その点、もう一度お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 岩田委員の御質問でございますが、まず、町民の参画する権利を保障している条例でございますので、先ほども言いましたように、町は今までも、例えば、審議会の委員等については一般公募をなさいという規定がございます。

これら、そういうルールは既に町としても設けているところですが、例えば、これらの方法がいいのかどうか、これ以上の方法があるのかなのか、そういったことをこの委員会で検証しながら情報共有というのはどういうことを町民が求めていることなのか、あるいは、議会も条文の中には情報共有をうたっておりますので、議会としてはどのような情報提供の仕方が町民にわかりやすいのか、それぞれの立場の目線に立ってこの委員会で、今までやっていることがよかったのか悪かったのか、それ以上の方法論があるのかなのか、こういったことを本当に検証しながら、では、どのようなルールがいいのか、こういったことをこの場で協議できればいいなと考えているところであります。

委員御指摘のように、今まで何もそういうことがなかったではないかということでは決していないということを、まず御理解をいただいております。

また、費用弁償につきましては、委員御指摘のとおり、町民の方々は仕事を休み、あるいは、夜ですとお疲れのところ出てきていただきますので、これらの方については些少でございますが、年間1万円の謝礼、費用弁償というよりも、1回幾らというよりも、何回会議があるかまだわかりませんが、何回あっても年間1万円のごく少ないところですが、1万円の謝礼ということで計画したところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 同じく、89ページの自治会活動推進費、住民自治活動推進交付金812万4,000円、このところでございますが、現在、25住民会がありまして、そのうち12の住民会が郡部という構成になっているところなのですけれども、私は、これらの住民会のどれかの役を担ってもらって、職員の方も住民と一緒に参加していく、そういった姿勢が大事だと思うのですけれども、地区担当職員を配置してはということで一般質問をさせてもらったのですが、なかなか今の段階

では難しいと、いろんな項目にわたってというのはどうも大変なことでもあるというような回答をいただいたのですけれども、こういったところからでも、やっぱり協働のまちづくりを進めていく上においては私は必要なのではないかなと思うのですけれども、そこら辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の自治活動奨励推進費の関係の御質問でございますが、まず1点、平成19年度から、今まで、例えば、文書配付の謝礼金ですとかクリーン推進員ですとか敬老会ですとか連合会の補助も含めまして、平成19年度から一括の総合交付金にさせていただいたところであります。

この一括交付金に変えた理由といたしましては、今まで使途が限定されていた補助金、あるいは交付金、住民会に対するそういった費用ではなくて、一括交付金をすることで住民会が自由に、もちろん、住民会の話し合いのもとという前提ではありますが、自由に使っていただくと。それぞれ住民会ごとにこういった町の交付金を持って自由に使っていただくということがまずねらいで平成19年度からスタートしたところであります。

したがって、町の期待といたしましては、いわゆる協働のまちづくりを推進する上で、いわゆる住民自治をここで発揮をしていただきたいという期待のもとで交付金にさせていただいた経過がございます。

地区担当の職員の関係につきましては、先ほどの一般質問でも町長のほうからお答えをいただきました。言い方は悪いですが、御用聞きであってはまた困りますので、これらの住民自治が十分成熟した中においては、地区担当の職員を配置することは非常に効果があるものだと考えておりますので、今のところはまだこれらの推移を見ながら、あるいは、自治基本条例が今度どのようにねらいとしている、いわゆる住民自治を推進する熟度としてどのようなことになっていくのか、これらも見きわめる必要があるのかなと考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 一括交付金にしました趣旨はよくわかりましたが、それらの中で住民自治会もいろいろ工夫なり知恵を出して交付金を有効に活用しようということだと思うのですけれども、職員の方も一方では町民であるという立場もございまして、御用聞きでも構いませんので、御用聞きのところから現況を把握するというのは、町長は声なき声

をとというような、町長は隔々まで光を当てたいと、このようにおっしゃっておられますので、そういったことを少し考えてみていただけないかなと思うのですけれども、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

地区担当職員制度の関係については、さきの一般質問で町長のほうから答弁をさせていただきましたので、その関係については控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今、町が課題なり取り組みを住民に説明する、それから、地区のいろんな悩みを我々がしっかり把握をすることについては、非常に重要な事柄でございますので、地区担当制にするかどうかは別にして、今の現行の中で十分そういう往復のやりとりができるように、我々としても人的な機能を、マンパワーを最大限に発揮してそういう取り組みをしなければならぬと認識してございますので、そういう中で今担当のほうから申し上げましたように、制度が定着するためにそういう形がいいのかどうかについては、しっかり検証していただければならないと思っております。

いずれにしても、今、自治推進班、それから、特に窓口が住民会等の密接な関係でやりとりをする、そういう流れの中でできる限り意見を集約しながら私どもの考え方を地域に伝えていくという努力は引き続きやっていかなければならないと思っておりますので、その中でどういう幅出しがいかについては、十分検証しながら課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 住民自治活動推進交付金の資料の中に全地域の金額が載っているのですけれども、昨年分とことしの分。多少ふえたところもあり、多少減ったところもあると。

たまたま、きのう私どもの住民会の総会がございまして、この中身を質問された方がおられました。減っているものですから、そういう質問をされたのだろうと思っておりますけれども、明確な答弁ができなかったというようなこともあって、私のほうでちょっと確認させていただきたいのですけれども、その交付基準、人口割だとかそういったもので交付されているのだろうと思っておりますけれども、中身について教えていただけますか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 4番谷委員の御質問にお答えをいたします。

平成18年度までは先ほど言いましたように文書

配付の費用として幾らと、クリーン推進員さん幾らと、住民会長さんの手当幾らと、このような基準で交付をしていたところでございますが、平成19年度からは均等割、1地区均等割といたしまして16万円、あと世帯割といたしましては、郡部には800円、市街地については400円、65歳以上の高齢者1人当たり500円、青少年の、子供の数ですが、子供については250円と、このような算出で平成19年度から交付をしたところであります。

ただ、平成18年度と比べて減額になるところは、一気に減額になりますと運営に支障が生じるということから2年間、平成19年度と平成20年度減額のところについては暫定措置を設けたところであります。

したがって、平成21年度からはまともに計算をしたもので交付されることとなります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） これ、基準日はいつになりますか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 失礼いたしました。

基準日は、9月30日の住民基本台帳をもとに試算をしているルールにしたところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 定額給付金みたいな感じなのだけれども、それ以後に例えば移動があったということについても、それを基準日として支給すると、こういうことですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 基準日をどこにするかというところは議論がありますが、予算の準備等もございまして、9月30日を基準日としたところであります。

それ以降の、もちろん、死亡ですとか転出ですとか転入それぞれありますので、これらについては加味されないということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 87ページ、町消費者協会補助5万6,000円となっておりますが、国のほうでは消費者庁が創設されるのではないかと今形になってきています。

このことで、足りるのかしらという心配がございまして、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 12番佐川委員の消費者協会の補助の関係でございます。

実は、この協会の内容を御紹介したいと思います。今、会員数が27名で運営をしているところであります。

この5万6,000円の補助につきましては、上川管内の消費者協会の負担金、全道の消費者協会の負担金、あと、活動費の一部を助成しているところであります。

望ましいのは、多くの方々に消費者協会に加盟をいただいて、今、特に悪徳商法も含めて、振り込め詐欺も含めて、非常に暮らしづらい環境にあることから、本当は多くの方に参加をしていただいて、レジ袋の削減ですとかいろんな分野で活躍をしていただきたいという希望が正直ございまして、先ほど言いましたように、27名の今会員数になっておりますことから、補助金につきましては、先ほど言いました上部の負担金と活動費の一部を計算いたしますと5万6,000円ということになっているという点、ぜひ御理解をいただきたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 人数が27名とおっしゃっていたのですが、活動費が少ないと人をふやすにもなかなか動けないというのが実際のところとして、3年にわたりますけれども、道のほうから補助が出るのがあります。

事業のメニューとしては、リーダー養成講座だとかそういうものに研修費として道が全部補助を出してくれる。これは、地方消費者協会活性化交付金というのがありますので、そういうのをもし利用できるのでしたら、今回がもし無理だとしたら、次年度でもそういう考え方を進めて会員をふやすことと、こういうリーダーも含め養成していくということも考えていってほしいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 12番佐川委員の御質問でございますが、このような補助があるとなれば、ぜひ研究をしたいと思っております。

ただ、これについては、行政が運営をするということでは実際には目的を達成できないことから、当然、町の消費者協会の方が中心となってこれらの補助を受ける受け皿になっていただきたいということも含めまして、町の消費者協会にこれらの補助の研究を町のほうもしまして、ぜひ声をかけながら一緒に協議をして進めていきたいと考えてございまして、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番(今村辰義君) 89ページの町表彰費の名誉町民のところなのですけれども、たしかこの名誉町民というのは元町長の菅野さんだというふうに覚えているのですけれども、名誉町民を選ぶ基準といいますが、それは年齢制限があるのかどうかという話なのですけれども、昨年12月に町長選がありまして尾岸前町長が下番されたのですけれども、尾岸町長あたりはこういうところに該当しないのか。

あるいは、私も御存じありませんけれども、もっとも町長経験者が上富におられて菅野さんだけなのか、そこら辺を含めて、今後のことも含めて御質問いたします。

委員長(長谷川徳行君) 副町長。

副町長(田浦孝道君) 6番今村委員の御質問にお答えします。

名誉町民の関係につきましては、少し前にも議員のほうからいろいろと御意見をいただいております。また後ほど条例も見ていただきたいと思いますけれども、年齢等の制限はございません。過去の名誉町民になられた方々の顔ぶれを見ましても、首長の方が多いわけでありまして、民間の方もいらっしゃいます。

いずれにしても、この町に大きな貢献をされた方々を議会のこういう場で推薦についての決定をするという手順で名誉町民が決まるわけですので、そういう今までの経過を十分踏まえながら、どの方が妥当なのかということ町長において思いをはせながら議会に提案されるものと認識をしているところでございます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 今、同僚議員のほうから名誉町民の関係のお話がありましたけれども、同じく89ページの中で、菅野元町長は名誉町民の年金を50万円から30万円に減らした経過があります。

それで、上川管内全般的に見ますと、功労金が5市町村、それから、名誉町民年金ということで14市町があります。

昨年度の決算特別委員会での資料を見ますと、功労金が5市町村で最高は旭川の100万円、それから、上川町の50万円、それから、年金は14市町の中では名寄市が60万円、一番低いのは合併しましたけれども、和寒が20万円、中川町が24万円になっています。それから、規程がなしということで3町があります。

それで、今、副町長の答弁の中で、我々も原則的には前町長は名誉町民に該当するという認識を持っ

ております。そうすると、今、行財政改革の中で流れとしては、年金ではなくて一時功労金という傾向がだんだん流れとしてはあるのです。今回、菅野さんがおられた、今度、尾岸さんがということになると、その整合性はどうかということ、非常に難しい面もあると思いますけれども、やはり将来的には年金制度でなくて功労金ということしていくべきではないかという気がするのですけれども、その点はいかがでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 私は、最終的にはこれは廃止すべきだと。名誉町民規程という形の中で表彰もされるわけですから、それで行ってきた事実を評価するという方向での名誉町民という位置づけで私はすべきであって、改めて年金を支給するだとか功労金を支給するだとかという、このものを見直す必要があるのだらうと思いますので、この点もあわせてお伺いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 副町長。

副町長(田浦孝道君) では、今、9番中村委員と5番米沢委員のほうから御質問いただきましたのでお答えをさせていただきたいと思いますけれども、名誉町民の今制度については、過去から沿革がございまして、今現行、年金は30万円でありますけれども、改正前については50万円でありました。

制度的にはその間も、たしか記憶でありますけれども、10万円ぐらいから少しずつ上がって50万円になって現行の30万円という、そういう時代的な流れの中で沿革があるなというふうに私どもも事務的に押さえているところであります。

また、少し前にも議員のほうからいろいろそういう御意見もございましたし、今、現町長からもそういう制度のあり方について見直しを組織的に、内部的に見直しの指示も実は受けているわけでありまして。

今、特に米沢委員のほうからありました制度そのものを廃止するかどうかについては、これは議会の全体の空気、それから、地域の中の町民の思い、どういう思いが多いのか、そういうことも十分感じながら、今後においてそういうあり方を導いていかなければならないと考えているところであります。

いずれにしても、これらについてはどういう場で議論すればいいのか、これらについては少し町長も負い目があるでしょうから、いろんな方面の方から意見も少しいただきながら、議会の皆さん方からどういう形の提案をしたらいいのか、これは慎重に判断をして皆さんと協議をしながら、あるべき方向が見出せることになると思いますので、きょうの意

見を十分踏まえて見直しのあり方の中で参酌してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 87ページ、生活灯の電気料補助の関係でお尋ねをいたしたいと思っております。

今回438万9,000円ということで、前年度の平成20年度の予算では379万6,000円でございます。したがって、59万3,000円がふえているということでございます。

第1種生活灯が何灯でその補助金が、第1種は100分の70ということで補助率があります。それから、第2種は100分の50ということになっております。したがって、第1種生活灯が何灯で何ば、第2種生活灯が何灯で何ば、それから、59万3,000円にふえた要素、生活灯がふえたというものか、もう一つは、生活灯が整備されたのかということも含めてお願いをいたしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（林敬永君） 中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

生活灯の電気料補助でございますが、第1種生活灯につきましては、昨年度と同様、142灯を予定してございます。電気料のほうの料金が上がりましたので、その関係で上がってございます。

また、第2種生活灯につきましても、867灯を予算要求させていただいております。第2種生活灯につきましては、おおむね10灯昨年度よりは減になってございますが、同じように電気料の高騰分でございます。

また、新設・移設経費ということで15灯を予定させていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 関連でございます。

この生活灯ですけれども、省エネルギー型の照明器にかえていってはどうかと思うのですけれども、かえるところからですね。それについてはどうでしょうか。そういうお考えはあるのかどうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問であります。委員がおっしゃるように、例えば、白熱灯を蛍光灯に変えるだけでも相当の省エネルギーになります。

また、街路灯は、今、技術革新によってLED、

これらにかえることで相当数の電気料が削減されることは御承知のとおりだと思います。先ほどの委員からも御質問がございました。まさに省エネルギービジョンを立てる上では、これらが中心の話題になるかなと考えているところであります。

ただ、これら電気料が少なくなるのは十分わかりつつ、例えば、街路灯をすべてLEDの発光の電球にかえるとしますと、すごい莫大な投資が必要となることから、これらを十分見ながらすることが必要かなと思っております。

生活灯につきましては、それぞれ町内会にまたお願いをするようなことも起こるかなと考えてございますが、いずれにいたしましても、御質問にあるように、これらの照明器具自体をかえることは非常に有効だと認識をしております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにありませんか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 93ページの防災対策費関係なのですけれども、結論、防災士等の養成をやるのかということで、ことしの計画を見ると載っていないから、排水路だとかいろいろありますけれども、第5次上富良野町総合計画の11ページ、12ページ、あるいは1ページのほうにこう書いてありますよね。防災、生活安全に対する意識の醸成と人材の育成、12ページにはもっと具体的に、自主防災、防犯、安全の地域活動にかかわるリーダーやボランティアを育成するとなっているわけです。これをもらったときに読んで、防災士なども含まれているのかなという感じはしたのですけれども、こういったリーダーを育成するというのは非常に大事でして、平成21年度そういうふう計画されていればそれを教えていただきたいし、次年度、計画しているというのがあれば教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今回の予算の中に防災アドバイザー事業というのが載っておりますが、これは、町民対象の防災講演会、職員向けの防災研修会謝金となっておりますが、これは今後、防災に備えた住民意識の向上も含めた講演だと思っておりますが、今後これをもとにしてどのような防災のまちづくりを進めようとしているのか、お伺いしたいと思います。

この中には、予算の中に95ページで総合防災ハザードマップの策定になっております。これは、洪水に備えた避難路や避難場所等の位置、あるいは、策定という形になるのかなと思っておりますが、これは今までの十勝岳噴火とはまた別の地図をつくるという

形で理解してよしいのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） まず最初に、6番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、防災士の関係でございます。議員がおっしゃっていたとおり、予算の中で防災士に対する云々という経費は現在のところ組んでおりません。防災士の資格につきましても、カリキュラムの時間数が決まっています、それらをすべて研修を受けて、そして資格が与えられると。当然、経験のある方、そういう一定条件の方が研修を受けて資格を取っています。

最近、自衛官の方だとか部隊の中でもそういう資格の取得について積極的に取り組まれているということは存じているところでありますが、町としてその部分に対しての経費の組み立ては現在のところしていませんし、現在のところ考えていないところであります。

ただ、北海道が行っております防災リーダー、ちょっと名称が正しいかわかりませんが、そういう制度がありまして、これも消防の方とか自衛官の方で過去にそういう経験がある方、北海道のほうで研修を二、三度やっていただいて、地域のリーダー、防災の要請があったらそれにこたえるというような制度もあります。

一遍に高いところに行ければいいのですけれども、徐々に地域の防災意識の向上と合わせまして、そういうレベルの高いものも検討していきたいと考えております。

次に、5番米沢委員からの防災アドバイザー事業についての関係でございますけれども、これにつきましては、本年、火山防災サミットの関係で大変お世話になりました環境防災総合政策機構のほうに講師の派遣をお願いしようと考えているものです。

基本的に、町民の自主防災組織、あと、町民の意識啓発、向上という部分を目的とするのが1点、もう1点につきましては、町の職員に対して研修、図上訓練というものもありますので、研修内容をどれにするかはっきり決めてはいませんけれども、図上訓練等をやってみたいと考えているところであります。

それと、ハザードマップなのですけれども、これにつきましては、水防法の関係で富良野川が浸水想定区域の指定を北海道から受けまして、それに伴いまして、水防法に基づいて洪水ハザードマップを作成するものであります。

今、富良野川と言いましたけれども、富良野川とプラス、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川、この3河川の浸水に対する洪水のハザードマップを策定す

るものです。

今、十勝岳噴火のハザードマップがありますけれども、あれとは別にマップを作成しようとするものであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 防災士の話ですけれども、第5次上富良野町総合計画にも人材の育成というふううたっておりますし、十勝岳が噴火する周期というものを見ると、考えている周期から幅があるというふうにも聞いていますので、そんなに悠長なことを言われていけないと思うのです。そして、この防災士を育成するという事は、非常に住民の不安を解消することにもなるし、実際に対応できると思うのです。ぜひ、前向きに検討してほしいのですけれども、去年の3月の一般質問でもしたのですけれども、検討するという事でした。それで載ったのかなど、第5次を見てやったなと思ったのです。それで、また先ほども総務課長は検討するという事がありますけれども、どのぐらい真剣に検討するのか、今度どうするのかそこをお聞きしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今、担当課長のほうから、それぞれ説明させていただいたところでございますけれども、私どもの町も改めて言うまでもなく、河川の関係もありますけれども、特に十勝岳の火山噴火災害、これは過去の歴史が語っているように大変深刻な大きな被害を与えているという実態がございますので、といいながら、周期が長い、そして啓発をしても住民の方々が、少しマンネリ化と思えますけれども、なかなか避難訓練に人が集まって来ないような状況もございます。

いずれにしても、行政内部でしっかりした人材を確保して、人が動くことによって効果・成果につながるということは極めて重要でございますので、私ども内部で人材をにわかになかなか育成できませんので、そういう関係方面の方々のお力添えをいただきながら、どういう形で人材を確保できるかについてはまだ未知数でありますけれども、いずれにしても、そういう人を確保してこの地域特性にしっかり対処するというのが町の基本でございますので、今委員から向けられました意見、重く受けとめてございますのでひとつ、1年サイクルになるかどうかわかりませんが、私ども現場の人間としては、そういう人材を確保して事態に的確に対処したいというのが基本方針でございますことをお伝えしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 75ページ、一般管理で、臨時職員等の処遇の改善について質問させていただきます。

福利厚生に至っては、恐らく、臨時職員等、嘱託職員もそうだと思うのですが、育児休業、あるいは、忌引休業等のそういった制度等、あるいはボーナス等の制度がないかと思いますが、現状ではどのようになっているのかお伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(服部久和君) 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

現状のところ、臨時職員についての忌引休暇というものはありません。有給休暇は雇われている月数に合わせてその辺は変化しますが、忌引休暇等についてはありません。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 私はいつも言うのですけれども、やはり臨時職員とて同じ労働者で働いている方です。また、貴重な戦力にもなっているわけですから、そういうことを考えた場合に、正職員であろうとも臨時であろうともそういった部分の保証は当然されるべきだと。また、国のほうにでも、今後こういった部分の見直し等は当然行うべきだというふうな、これは国家公務員等のレベルにありますから、こういうふうになっておりますが、やはり地方段階においてもそういう福利厚生や処遇等の改善等については一律に改善すべきではないかと思えます。

確かに、現行の制度ではこういったものがなじまないという形の中で臨時職員という扱い等にはなっているかと思えますが、有給等についても繰り越してまた次年度に使うということもできませんので、そういう中、やはり環境がよくない中、一生懸命仕事をされているという現状が見受けられますので、この点についてお伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(服部久和君) 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

有給休暇の繰り越しにつきましては、勤務体系が1年を超す体系というものは今のところ臨時についてはございません。したがって、それらに有給繰り越しを与えるということは非常に難しいことだと考えております。

あと、職員と同じように忌引等の特別休暇についてでございますけれども、非常に勤務体系、委員御存じのとおり、勤務期間が短かったり、あと、パートだとかいろいろありまして、それを臨時職員一括して一律にということにはなかなかならないものだ

と考えております。

ただ、非常に職員と近い、勤務体系によってはパート化していてもフルに勤務されている方もいらっしゃると思いますので、そういう方については検討を、国のほうでも待遇改善の部分が相当最近言われておりますので、当町においても検討をするような形で行いたいと考えております。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 89ページの住民自治活動推進交付金の関係ですが、先ほど、平成21年度の報告の経過については、同僚議員の質問である程度理解ができました。

しかし、平成18年度、平成19年度の経過の中で、その分の経過措置で若干あれしものが十分説明がなされていなかったのが、一般住民からすれば、何でこんなに減ったのというような気持ちを持たれたらと思うのですけれども、それはそれとして、一つ、各住民会、25の住民会がありますけれども、住民会長手当の関係で、一番最高はどのぐらいの金額をもらって、それから一番最低の住民会長はどのぐらいの手当をもらっているか、ちょっと確認をしたいと思うのですが。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) 9番中村委員の御質問でございますが、平成18年度から平成19年度にかけて新しい制度がスタートするということにつきましては、実は、住民会長会議を年1回から2回持ってございまして、実は、平成18年度の変更時から今日まで、ちょうど平成21年度で暫定措置が切れますことから、その都度、実は住民会長には資料をもって御説明をしてきた経過があります。

もちろん、町民皆さんから御意見を賜ったわけではございませんが、何回も周知はさせていただいたということで、まず1点、御理解をいただいております。

あと、住民会長さんの手当、町内会長さんの手当につきましては、結果として、私ども交付金の実績報告をもって知る機会がございますが、先ほど言いましたように、一住民会で幾ら幾らもらっているから、あなたのところは多過ぎますよとか少な過ぎますよという指導は、直接的にはしていないことで御理解をいただきたいと思えます。

もしも委員の御希望でございましたら、ちょっとお時間いただきたいと思えますが、実態を調べまして参考の資料としてお伝えすることは構わないかなとは思いますが、何度も言いますように、町が統制

を図ることは制度の趣旨としてはあり得ないということで、御理解をいただいております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 実態という、あくまでそれぞれの住民会自治ということではわかるのです。

ただ、低いのは8万円から高いのは21万か22万かな、私もかつて各住民会から資料を全部取り寄せて調べた経験がある。

できれば、私は、町からこうやって補助金を出すということであれば、同じように行政効果があるような形ということで、手当だけの差でこんな大きな差があるのかなということは驚いたのです。今、田中課長が言うように、それであれば調べるということで、あくまで参考資料として調査をして、後ほど御報告をいただきたいと思っております。

それとあわせて、先ほど平成18年度、平成19年度から平成20年度に変わった経過の暫定措置の金額はこうなのですよということで、今回いただいた資料を見れば、ただ、これがこうなったというだけで中身がわからないから、できれば、もうちょっとわかるような、言うなれば、我々議会としても町民の皆さんとこうやって聞かれたらどうなんだと説明ぐらい、資料があれば理解できるのかなという気はしますので、その2点お願いをいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問でございますが、参考資料につきましては、この予算特別委員会の開催中に用意をさせていただきたいと思っております。

ただ、報告の中で住民会すべてこの詳細が記載されているかどうか若干不安でございますので、わかる範囲で資料を提供させていただきたいと思っております。

また、この制度改正に伴いまして、先ほど住民会長の懇談会が最低年に1回から2回は開催されておりますことから、その都度、私の記憶では相当数の回数にわたってこれらの改正の内容と、例えば、ことは幾らになりますよということでは資料提供させていただいた経過がございますが、何分、委員各位にこれらの詳細の説明をしていなかったかと今反省をしているところであります。

平成21年度からは暫定措置も変わりまして、これらの資料をきょう提供させていただいたとおりの金額となりますが、議員に詳細の承知をされていなかった点につきましては、大変申しわけなく考えてございます。

よろしく申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 83ページの車両管理にかかわって、備品購入費集中管理ということで車を管理すると、610万円計上されております。今回の中には普通車2台、軽自動車2台という形になっておりますが、これは競争入札で行われるものかと思っておりますが、この点、まず1点伺いしておきたいと思っております。

それと、これは今ハイブリッドや低燃費車、エコカーという形の中でうたわれておりますので、こういうものも含めて効率的な車両の管理というものも含めた中での管理がされるものだと私は考えておりますので、今後の改善点等がありましたら、車の車両に関する管理等がありましたら、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

最初に、車両の購入についてでございますけれども、これにつきましては入札を実施して購入をするものです。

あと、その購入に当たりまして、ハイブリッド車だとかという選択肢、最近安いものもホンダのほうで出たようですので、そのようなものもどうだろうかということも内部的にも話はしております。

ただ、総合的なメンテナンス経費がどうなのかということに非常にクエスチョンマークがまだついておりますので、その辺を検証して、総合的に見てハイブリッド車のほうがいいなということになれば、それらも選択肢に入れて検討をしたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひ、メンテナンスの部分だとかいろいろあるかと思いますが、上富良野町も環境に対する推進計画も立てますので、一連のものがトータルして循環するような形の中でこれも一つ位置づけられるべきだと思いますので、その点、もう一度確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 米沢委員の御質問にお答えします。

基本的に、できればハイブリッド車を購入したいなということで、優先順位は高いということは申し上げておきたいと思っております。

ただ、バッテリーの交換等、何年かたつと非常にそれらがかかるということもありますので、それらを総合的に加味して判断をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 93ページ、スクールバス運行費並びに管理につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

昨年スクールバスを2,011万円ぐらいで購入したかと思うのですけれども、これの管理につきましてちょっとお尋ねしたいと思います。

昨年購入したバスが路線を走っていると思うのですけれども、このバスに故障が起きたということを知っているのですけれども、ちょっと早過ぎるのではないかと思うのですけれども、その点いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと、私、認識不足でどこの故障なのかばっと思いつけないのですけれども、ドアか何かの故障でしたか。済みません、私がこんなことを言って申しわけないのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 2月18日ですか、江花のほうを走っているスクールバスですね。7時半発のところ授業に10分ぐらいおくれまして、バスが故障しまして、そして、そのかわりのバスを呼んだわけです。そして、授業が10分ぐらいおくれたと、こういうことを聞いておりますが、昨年たしか新しいバスを買ったばかりだと思っておりますので、これらの管理につきまして、どのようになっているのかなということをお尋ねしているところなのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいのですが、今申しわけないのですが資料を持ってきておりません。それで、どの程度の故障だったのか、そして、なぜ時間におくれたのかまで承知していませんので、後ほどお答えさせていただきますと思いますので、お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 適正に管理が行われていると思うのですけれども、ちょっと早過ぎると思ってお尋ねしているのですが、また後ほどわかりましたらお願いしたいと思います。

それでは、運行のほうですけれども、今、3路線を4路線に1路線拡大して運行するのだということで、この1路線につきましては運行の委託をするわけですけれども、スクールバスの全路線の運行委託というのはどのように考えておられるのでしょうか。十勝岳バスの運行が今度、業務委託を運行業務

委託に変えられたということは私は評価いたしております。燃料も修理費も含めて委託をしたと、このようになりますと委託先も責任を持っていろいろとやってくれるのではないかと思いますけれども、スクールバスにつきまして、そういった1路線ではなくて4路線も考えてみるという方法はいかがでございますでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

村上委員のほうからお話がありましたように、運転委託から車両の管理も含めて運行委託というふうに変更をしております。

新年度につきましては、4路線のうち1路線を運行委託としたところであります。

これは、一つには、うちの運転技能員の退職に伴う補充を基本的にしていないと。もう一つは、技能労務員の事務職への職務がえを行っている。この二つの観点から、今後において、人的な人員が減るといふ部分に対応するために、運行委託を年次的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番一色委員。

7番（一色美秀君） 85ページを見ていただきたいのですが、自衛隊基地対策費というところなのですけれども、削減に対して現状堅持に対する具体的な取り組みをいま一度説明していただきたいのと、そういう取り組みに対する費用、予算というものがこの中には見当たらないような気がするのですが、その2点についてお答えをお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長。

基地調整室長（野崎孝信君） 今の一色委員の御質問ですが、削減の部分で現状規模堅持の件、どのような取り組みとこの予算の中に見えていないのではなからうかという御指摘かと思います。現状規模堅持については委員も御承知のとおり、平成16年の防衛大綱が示されて以降、平成17年、その翌年からすぐに地域においては、基本的には富良野地方自衛隊協会、6市町村で行動を行うことが最も効果的ということから、うちの町単独では行っておりません。

そういった観点から、富良野地方自衛隊協会、6市町村で構成する協会の中で要望活動を行っているということで、この中で補助等がありますけれども、その中で要望等を行ってまいりたいと思っております。

ちなみに、昨年度ありました要望署名を行ったり中央での要望活動ということで、各市町村長6名プラス各市町村の議会議長さん、一緒に行ったりそういった経費、あとは商工会要望等も中心的な活動をしていただいたということで、そういう方を含めて要望活動に行っていただく経費を、今言いましたように富良野地方自衛隊協会の予算の中で計上させていただきます。

取り組みの現状については、ことし12月末に向けて国の防衛計画の策定がされて、それによって駐屯地の規模が決定されると聞いています。さきの全員協議会の中でも御説明をさせていただきましたが、非常に先行きは厳しいと。

というのも、削減の対象の戦車と火砲、陸上自衛隊の主要装備はこの駐屯地が主力を担っているということでありますから、その削減ターゲットは当然、上富良野駐屯地に向いているということからいって厳しい状況であると。

よって、今言ったような要望活動を含めてしっかりとやらなければならないと考えておきまして、今、要請署名ということで、昨年は富良野地方自衛隊協会だけでありましたが、北海道全体で取組まないと北海道の自衛隊の隊員が減るということは、当然、この駐屯地も減るということで、オール北海道の中で今取り組みを進めるべく要請署名をこの4月中行うように、各市町村町を通じてその地域の自衛隊協会の団体等に御支援、御協力をいただきながら、今、署名活動をお願いしている最中です。

それとあわせて、4月14日、来月であります。北海道で組織する自衛隊等の駐屯地連協、いわゆるその組織の中から頻りに防衛省に出向いて最新の情報を得ている活動をやっている事務局の方がいますので、その方をお呼びして、上富良野町において6市町村の住民を対象にして防災セミナーを開催する予定でありまして、そういった地域住民の後押し、そして意識の高揚を図りながら、何とか年末に向けた取り組みを重点化していきたいと、このように考えております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 83ページの富良野広域連合推進費という形で4億円ついております。

今回の資料を見ましたら、前年度対比という形で4億2,000万円から約2000万円減額予想として減っているという形になっておりますが、この部分は事務的な管理費が単純に減ったと判断してよろしいのか。

それと、今度、消防等における消防団員等の手当等、報酬等が聞いてみましたら統一化するというような動きもあったかと思いますが、今後こういった部門の見直し、将来、いわゆる統一されなければならぬという見直し、しなければならぬものはどういふものがあるか、わかる範囲でよろしいですから、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

広域連合の関係につきましては、もう既に委員の皆さんそれぞれ御承知かと思っておりますけれども、今回、単純比較で2,000万円余りの効果ということであります。

これは、なかなか構造の説明は簡単にできないわけですが、いずれにしましても、この組織が四つの事務の関連する組合が一つになりましたので、一定程度、事業体制も含めまして効率化が図られたものと認識しているところであります。

それと、今後の課題につきましては、人の処遇を含めて大変数多くあります。これらについては、いつの時点でどう整理できるかについては今後の課題ということでございますので、ここで一つ一つ申し上げることはできませんが、委員が申されたように、消防団の諸手当、署員の処遇、それぞれ数を上げると切りがないほどございますので、これらについては今後いろんな形で協議しながら、あるべき姿を見出していくものと認識をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 77ページ、町長もわかりましたので、町長に渉外経費の交際費の部分をお伺いしたいと思います。

町長交際費の慶弔にかかわる部分、これは以前、前尾岸町長にも質問させていただいた経緯がありますけれども、たしか平成17年度までは全部参列して香典を、全町民、地方で葬儀が行われる場合はどうかわかりませんが、町として対応を図っていたと。それが平成18年度から改正されて弔電のみとなったように記憶しておりますけれども、この部分について、新町長としてどのようにお考えなのか、以前のように全部行かなければいけないと思っているのか、その辺、まずお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（向山富夫君） 3番岩田委員の渉外経費についての慶弔費についての考え方についてござい

ますが、私といたしましては、まず基本的な考え方といたしまして、香典等の支出に対しましては前町長からの考え方を踏襲してまいりたいと思っておりますが、参列については可能な限り参列させていただくというようなことで既に取り組みをさせていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 今の町長のお答えですと、でき得る限り町長として参列されるのか、それとも、町としてできるだけ対応するのかということでもう一度伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（向山富夫君） 町を代表する者として参列させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） それであれば、慶弔とは支出の部分においては変わらないけれども、できるだけ区別なく町長として行きたいということで御理解してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（向山富夫君） 岩田委員の質問にお答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、慶弔費の支出の部分につきましては、従来の形を踏襲させていただきたいという考え、さらに出席については、町長としての立場で可能な限り出席させていただきたいというふうに今後も対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） それでは、今までの前町長とは若干違うというふうに私は理解しているのですが、前町長のときにも、当然、町長としていく場合、それからプライベートで行かれる場合も多々あるかと思えます。

そのような中で、当然、町長として全部対応するというところで今理解しましたけれども、では以前とは違うということでもよろしいですね。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（向山富夫君） これは、一々背中にレッテルを張って行くわけにもいきませんので、たとえプライベートな部分でありましても、やはり町長という立場もあわせ持っておりますので、それは明確に区分はできませんが、町長という立場も踏まえて参列をさせていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） それで、私、以前、町長にプライベートな部分は当然区別しているわけですから、プライベートな部分は自分の足で行かれますよ

ねという確認をさせていただいたところ、そのとおりですというお答えをいただいております。

当然、私は、本来、町長もさることながら、町として町民の最期を見送りすると、参列するということは、私は当然しかるべきだと考えています。

そこで、きちっと前町長のように、一般町民は基本的に参列しないということであれば、当然、差別をしているわけですから、どうも慶弔規程を見ますと、民間企業のように職員には温かく一般町民にはこのような区別をした対応ということで、非常に違和感を感じているところでありますけれども、その部分については、今、町長は、でき得る限り町民に対して行くということでありますので、当然、町長として対応するわけですから、公務の中ということで理解しました。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（向山富夫君） そのように理解させていただいて結構だと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 85ページの自衛隊の基地対策費の問題でお伺いいたします。

今回は自衛隊の削減という形の中で別途予算も組まれましたが、やはりこの点で何点かお伺いいたしますが、自衛隊の位置づけというのは、いわゆる戦略的な位置づけであります。

そういう中で、自衛隊の移動があったり減ったりという形は、今、行政改革で国のほうも機構化手段という形の中で近代化が始まりましたので、そういった要因の中でも減っているかと思えます。

今後、上富良野がこういう戦略の中でどうなるのか考えてみました。そうしますと、自衛隊に頼ってばかりでは町は成り立たないと、こういう結論なのです。

ですから、私は、今あるものはあるものとして評価して、その具体的な住民に対する不安を解消するのは当然ですし、別に自衛隊員だからという形で生存権もあれば知る権利も当然あるわけですから、法のもとでは平等であるということは認識しております。

しかし、将来の上富良野を考えた場合、やはり頼ってばかりではだめだと。町長が日ごろからおっしゃっているように、やはり自立して地域の産業を活性化するというのも含めた中でまちづくりをしていかなければ僕はだめだと思っているわけです。

そういう意味で、町長にお伺いいたしますが、そういうものも含めて町長の削減反対に対する意気込みもあるのでしょうかけれども、また一方では自立し

た町という立場からすれば、そういった別な角度からの町の底上げ、住民との協力関係を結びながら活性化していくということが一方で必要になってくるのだと思いますが、この点、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（向山富夫君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

自衛隊の削減阻止に対しましては、これは強力に展開をしていかなければならないと考えております。

とりわけ、御案内のように、我が町のあらゆる部分を構成されている非常に大きな基幹の部分でございます。他方、当然自立していく町として地場産業を中心といたしまして、これも一方では大きな柱であることは紛れもない事実でございます。

私は、平成21年度の予算の策定に関しましては、双方がお互いにしっかりと根っこをおろせるような、そういうことも見据えた予算を置かせていただいていると考えております。これは当然、私としては可能な限り両立をさせていくということが大前提でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 私は、そういう立場からきっちりと自衛隊の削減があっても、それに耐え得るような国に対するいろんな要望だとか地域づくりを核としたまちづくりをやってほしいということをお訴えて、次に質問したいのは、自衛隊演習場にかかわってこの基地調整室の役割も重要になってきておりますので、この間の演習の日数を見ましても、かなりの頻度で資料の中でも伸びております。飛行訓練に至っても、平成20年度は355回、実射訓練については若干減りますが、爆破日数もふえるという状況になっています。

地域の方々から再三要望もあって、すべて手だてはされているかと思いますが、こういったいわゆる防音被害に対する個別の家屋に対する対策等の要望等、こういったものを基地調整室を通じてどのようにされているのか、また、町独自でもこういう要望等に対してどのような働きかけをしているのか、その前進があったのか具体的になかったのか、その点、明確にさせていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長。

基地調整室長（野崎孝信君） 今の5番米沢委員の御質問の関係で、演習場周辺の関係だと思っておりますが、一般家屋の住宅防音ということで、これにつきましては、かねてから要望していた事案でございます。今、飛行場のある地域においては既に実施がされているところですが、こういった一般の演習場ということで、火砲等を用いるところについてはま

だ陸上自衛隊の演習における一般住宅防音はされていないところで、一部、車庫関連ということで、米軍関係のところについては別海町等、実施されております。

そこで、まだされていないところということで、北海道においては基地対策協議会というところを通じて中央にも要望していますし、町のほうは当然、その参画として要望しておりますが、具体的な見通し等のお話であります。今、基礎調査という段階を平成19年、平成20年、実質やっているのと防衛局のほうから説明を受けております。

今後どのようなスケジュールになるかということにつきましては、その基礎調査、地形ですとか気象条件、そういった基礎調査をまずは持ち帰って専門の機関で分析をして、それから実際に現地に入って調査をすると。そして、実際に現地に調査に入った後に、それがどこぐらいの音の影響等があるのかそれをまた専門的な見地から調べて、そして、そこで初めて具体的に必要な区域と予算が決定されて、政府のほうでは予算組みがされると。初めてそこで一般住宅のほうの防音の設備等に取りかかるような事前の手続きができるような手はずになりますので、今申しました手順からいきますと、もう少しかかるのかなというところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 93ページ、防災対策費790万1,000円のところでございますが、今、企業の方にも地震や災害のときには応援協力してもいいですよと、こういうようなもし企業、地震や災害時に協力可能な企業の方に登録をしていただいて、そして企業と防災サポーター制度、こういったものを取り入れるお考えはあるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の防災の事業者のサポート制度について、お答えしたいと思います。

どの地域にサポートしてもらうかというのは、災害の種類等によって非常に広域な災害が起きる場合もありますので、地域をどこに置くかというのは非常に一つ難しい問題があるところでもあります。

現在、うちのほう、町単独で近隣の業者さんにそういうサポートをしてくださいますということはお願いはしておりませんが、たまたま全国の組織で、コンピューター、パソコン、インターネットを通じて登録するものがあります。それで、昨年10月にインターネットを通じて、うちの町でもし災害があって近隣の業者さんがだめなときには情報提供して助けを求めますよということでその会社のほ

うに登録をしております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） それでは、先ほど村上委員からスクールバス故障原因についての質問がありましたので、答弁を総務課長からいただきます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） あわせて、先ほど御質問いただいたスクールバスの故障の件であります。

実は、最新式の新しいマイクロバスだったために、一定の二酸化炭素の付着といいますが、カーボンが付着すると警報が出るようになっていきます。運転していた者も警報が出たのでそのまま運転して壊したら大変だということで代替の車両をそのとき呼んだものでありまして、機械が壊れたのではなく、機械は正常に警報を鳴らしてしまっていて、そして、その後に警報が出てからでも、速度を余り出さなければ、50キロ程度の速度で走れば問題がないということがわかりまして、機械のほうは正常で使う人間のほうに若干問題があったということでございますので、その辺については、今後、熟知するようにその時点で担当のほうも勉強いたしましたので、このようなことはもうないと思います。

以上が概要でございます。決して事故ではありませんので、その辺、御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 何か連絡が、かわりのバスを呼んだらいいのですが、そして、かわりのバスを呼びましたときに学校のほうに連絡するのが、こういうわけでこうだからと、少しおくれるというような、そういう対応も非常に悪かったみたいで、授業に10分ぐらいおくれたというようなことを聞いていますので、そういったところがそちらのほうにまだ届いていなかった、今調べていただいたのですけれども、今後、対応のほうを速やかにするように、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 対応のほうは十分でなかったということをおもきょう聞くまで知りませんでしたので、その部分についてはまことに申しわけないと思っていますし、今後においては連絡調整をきちっといたしまして、そのようなことがないように、速やかに教育委員会だとか学校関係に連絡するように指示をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 91ページ、職員互助会の補助の関係でお尋ねをしたいと思います。

平成19年度決算を見ますと、職員互助会の補助

は77万8,000円、それから、平成20年度、平成21年度はそれぞれ100万円ということで予算が計上されております。したがって、これは職員1人当たり何ぼという単価で補助をされているのかどうか。

というのは、先般、ラベンダーハイツの監査の関係で指摘を受けた部分もあろうかと思えます。当然、町立病院、教育委員会、それと外郭の関係等もあろうかと思えます。そういうことで、単価的に1人何ぼということを出されているのかどうか、お聞きをまずいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

職員互助会の補助につきましては、基本的には単価掛けることの職員数で一度計算しまして、あと互助会のほうの補助といいますが、うちのほうから出します補助要綱に基づいて互助会のほうで組む予算組み等の精査をしまして、低いほうを補助金として出すような形にしております。

いずれにしても、決算においては出す事業というのが決まっていますので、それで、うちのほうの予算の時期と互助会の予算の時期とマッチングしていない時期がありますので、最終的には互助会の事業を見て補助金額を決定しているということで、ちょっと済みません、わかりづらい言い方で申しわけないのですけれども、今言ったようなことで、最初は1人単価を掛けて、その後、減額をしている状態になります。単価については9,000円を基本としております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、ある面で職員の厚生活動の一環ということで、職員互助会に対する補助はある面ではやむを得ないのかなと。

言うなれば、職員がやはりある面で健康で労働力の再生というようなことも含めて必要だという気がします。

ただ、僕は、平成19年度に77万8,000円の決算があって、それで、平成20年度も平成21年度もなぜ10万円になるのかと、こんな22万2,000円の差というのは、どちらかという皆様方が予算をつくる関係で、いいようにと言ったらおかしいですけれども、そういうような感も感じる面があるのが一つと、それからもう一つは、職員互助会の決算を見ますと、平成19年度77万8,000円、予算・決算書では支出をしております。しかし、互助会への町の補助金ということで110万5,000円計上されている。恐らくこれはほか

の、言うなれば、町立病院だとかほかも合わせた形で一つの職員互助会ということで受けているのかなという気がするのですけれども、その点もあわせてお願いいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、決算と予算との数字の差ですけれども、単純に単価を掛けて、予算のほうはある程度、単価を掛けて互助会の予算規模等を見まして予算の要求をさせていただいているところなのですけれども、補助金を出すに当たっては、当然、職員の研修、仮に100万円見ていたとしますけれども、実際には決算で行く人間が減ったり決算の額が減りますので、対象とする費用が減れば、当然、予算額より数字的には低い額になりますので、役場の職員互助会についてはそういう対応をしておりますので、金額的には差が出てくるということで御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） そうすると、今言う、例えば研修旅行の参加人員が少なかった、もしくは本来の目的の事業ができなかったから77万8,000円に減額をしたということで理解してよろしいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） そのとおりです。実績に基づいて最終的には交付をしております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それから、先ほど互助会の平成19年度決算を見ますと、110万5,000円というのが総体の町の補助金になっています。

しかし、町の補助金の決算は77万8,000円ということだから、その差は先ほど申し上げたほかの互助会、言うなれば、庁舎外の形も含めた形で算入されているのかということでお聞きしたのです。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） あくまでも町立病院とラベンダーハイツを除いたものを役場互助会ということでやっているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実には、平成19年度の決算では110万5,000円ということで町補助金と収入の中に入っているのです。だから、これはこの場で言うべきことではないと思いますけれども、現実に平成19年度の決算でそちらから出されたものを私は読み上げただけでございます。

ですから、町の決算の77万8,000円ですけれども、こちらの互助会で議会に出された平成19年度の互助会の決算は110万5,000円ということで町補助金とはっきり明文されています。

これは、今回直接は関係ないのですけれども、ただ、そういう経過があるので、どちらかという単価掛ける職員数ということでやっていって、その中で研修の関係だとかいろいろなもの、やるものがやっていなければ、それはそれで減額していくというような形のほうが僕は筋が通ると思いますので、平成21年度100万円であるから、その中で対処していただきたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私のほうから、補足させていただきます。

町の職員の互助会については、今、担当課長のほうから申しあげましたように、町立病院の職場と、それからラベンダーハイツの職場については、職種なり業務の内容が役場本体と異なりますので、別な互助会を構成してございます。それで、残りが役場を中心にした互助会、したがって三つの組織がでございます。

今、予算段階では、職員1人当たり幾らということで予算計上しますけれども、特に役場本体の互助会については、いろんな分野です野が広いわけでございますので、計画の事業が若干、その時々によって参加率が少ないという実態もございまして、そういう事業計画に基づいた実績が非常に予算を下回る傾向がございまして、そういう決算段階で予算を大きく下回る場合には、担当課長が申しあげましたように、実績額が低いわけでありまして、実績額に置きかえて交付金を減額というか戻入というか、いずれにしても実績に近い金額に応じて町が助成をする形をとってございまして、ここで書いてございます100万円を必ず使い切ることではございませんので、ひとつ、そういう仕組みでここ近年運営していることについて御理解を賜っておきたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 先ほど申し上げた110万5,000円というのは予算額であって、77万8,000円というのは、町の決算書と互助会の決算書は、私は今再度確認をしましたら合致をいたします。それで、前回の発言については取り消したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

7番一色委員。

7番（一色美秀君） 自衛隊の削減についての再度の質問なのですが、実際に削減されたときの影響、どれだけの交付金が減ったり減税になるかと、そういったものについて実際に具体的に今から調査して作成していかなければならないのではないかと思います。

また、町民に対してもある程度具体的に知らしめることによって、ただ署名をお願いするだけではなく、これだけ大変なのだ、我々商工業者にとりましても大変な問題なのだということを具体例のある程度出していかなければならない。そういったものをシミュレーションすることによって初めて、ではどんな対策を立てていかなければならないのかというその基本線を踏まえて、もう既に今の時点から実際に削減になったときの現状をある程度精査していただきたいと思いますが、その点についてよろしくお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 7番一色委員の御質問にお答えします。

今、申し上げられたように、いろんな内容で語られる部分がございますが、いずれにしても、どういう形が結果なのかについては非常に未知数でございますので、あくまでも、繰り返しになりますけれども、現状規模を堅持していくのだという、そういう姿勢は極めて重要かと思えます。

そういう観点で、今、委員がおっしゃるようなことはわからないわけではありませんが、それらについては非常に多くの町民がそれを見てまた動揺すると、変にそれを受け入れるということもおかしいわけでありまして、あくまでも現状を堅持していくのだという姿勢を貫くことで多くの町民に御理解をいただき、そういう運動を展開してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） 先日、本当に防衛大綱に対する説明を受けて、私も初めて現状における上富良野駐屯地の規模ですとか全国的な大きさなんかを知ったわけなのですが、やはり初めてそれを知って具体的にこれは大変なことなのだということがわかったものですから、これはどの程度まで町民に知らせるか、その辺のところ、今、副町長がお話をしたように難しいところだと思いますけれども、ただ、やはり具体性に欠ける、どうしてもただ削減だというだけでは、もう少し何か取り組み方があるのではないかと。もう少し緊張感、そこまでやるのであれば、町民もこぞってやらなければならないとい

う具体的な案が出てくるとと思いますが、前の署名のときも、我々も具体的に署名をいただきましたけれども、ただ頼むというだけで、それだけで行っているものですから、何か一つ工夫があっていいのではないかと思います。その辺も含めて再検討していただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今言われるようなことはよくわかりますが、私どももできるだけ効果・結果が、我々が今現状堅持ができる、そういう結果につながるようなことを念頭に置きますので、そういう意味で、どういう形が戦術としていいのかについては十分、今、委員からも意見をいただきましたので、参考とさせていただきたいと思えますが、余り今運動の展開、方向が大きくぶれるようなことは多分なかならうと思っておりますが、参考にさせていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 91ページの職員の研修謝礼という形で予算が計上されております。どういった研修をされるのかお伺いしたいと思います。

また、この間、いろんな行政上のいろんな出来事がありました。事務処理上の問題等々ですね、行政改革のこの資料、集中改革プランの中にも研修体制の中で質の向上を図るといった形になっております。それは住民にとっても非常によい方向に行くわけですね。

そういう意味で、ことし、去年、今までの反省も含めて、どのような研修プログラムの中で今までの反省を含めた中で改革をされようとしているのか、この点、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、職員研修の講師の謝礼でございます。基本的に2万円と非常に額的には少ない額であります。現在、メンタルヘルスの関係をやってみたいと考えているところであります。

あと、職員研修計画については、非常に今後の町を動かす職員がどのような研修を受けることによって町の方向自体も変わってくるものだと思っております。しっかりした研修計画を立てる中で、研修の種類も法制研修から初任者研修等、年数によって段階的に受けていく研修、また、将来のために政策等をどのようにつくっていくかという政策的な研修というふうに、あと、専門的な税だとかそういう現在行っている業務をこなすための研修ということで多

岐にわたるわけではありますが、それぞれ非常に重要な位置づけをしながら研修をさせていくような計画を立てなければならないということで考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 政策的な多岐にわたっているかと思いますが、当然、まちづくりですから、そういう立場からも研修は非常にいいものだと思います。

この間起きた病院の事務的な処理の問題、あとは日の出公園等におけるこれも事務的な処理の問題等がありました。

この2点に限って言えば、どういう問題があったのかと。職員の皆さんは一生懸命やっておられますので、それぞれ個々の資質の問題というのもありますが、私が一番聞きたいのは、そういうものも含めてどうだったのかという反省の上にこういう研修制度という機械的な通り一遍の話になりますけれども、お伺いしたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

研修については、例年、今、町村会を通じまして共同研修をやっているところでありますけれども、これはあくまでも形式的な研修でございますので、これらについても、引き続き、継続的に取り進めていかなければならないと思っておりますのでありますけれども、一番大事なものは、日々の実践の中で、上司なり先輩、それから同僚とどういうやりとりをしてお互いが研さんし合うという、そういう日々職場の中でのやりとりが非常に大事だと私は思っております。

外部におけます研修も当然大事でございますが、これはある意味ではそういう考え方を、一つきっかけをつくるという意味では大事でございますけれども、実践の中でそういうものを生かしていくという、1人で抱え込むのも大事でしょうけれども、それをチームで仕事をやっていますので、そういうチームの中でいろいろお互いがいい影響をし合うということからすると、日々の実践の中でのやりとりが極めて生きてくるものと思っております。

今、過去のいろんな経過を私ども組織的に解消するというか、そういうことが二度と起きないような形の中で行政を遂行していくわけではありますが、今申し上げましたように、少なくとも仕事を1人で抱え込む、それから仕事を特定の者に任せ切るということは、いろんな問題、問題というか、狭い考え方の中で物が進められることもありますので、そうい

う意味では、職場の日々の中でそういうかわりを十二分に持って、上司、先輩については部下を育成していくのだという、そういう自覚がないと職員も育成できませんので、そういうことが極めて大事だと思います。そういう職場内の研修と、それから外部に送り出す委託研修、そういうものをしっかり織りまぜながら、そういう研修機会を大いに重ねてつくり上げていくと、つくり上げていくというか、そういう機会を多くしていくということを体系化していきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 関連でちょっと。

お話の中でメンタルヘルスについてということをおっしゃったものですから、研修内容、先ほどおっしゃったと思うのですが、それでちょっとお話をさせていただきたいと思うのですが、富良野地方の精神保健協会というところでは、そういう研修はどしどし申し込んでいただければ、それこそ自治体のほうでこういう企画しているのですということをお願いしたいという申し出てきております。いろんな研修が必要だと思うのはわかりますので、これに関してだけではないと思いますが、いろんな補助だとか助成制度が使えるのであれば、そういうのも使ってほしいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 12番佐川委員の御質問にお答えいたします。

メンタルヘルスの関係でございますけれども、旭川医大のほうと連携、町村会を通してなのですが、連携をとって現在町の職員に関するメンタルヘルスについて研修等を過去にも数回開いているところであります。

大変いいお話を聞かせていただきましたので、そのようなことが可能であれば、お願いしてみようかなと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 済みません、言い忘れたのでもう一つ言わせてください。

昨年は、上富良野で民生委員とか職員を含めてそういう講習会が行われて、参加人数が50名以上ということだったのですけれども、ことしにおいては富良野地区ということで順番があるそうなのですが、ことしは中富良野で催し物というか研修が行われる予定をしているということなので、それも含め

ていろいろなことを検討していただきたいと思いません。

委員長（長谷川徳行君） 答弁いいですか。取り組むということですので、いいですよ。

ほかにございませんか。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） あと、ちょっと別な質問になります。

同じ91ページの健康診断のことで、わからないものですからちょっと教えていただきたいのですが、これは245万7,000円と上がっておりますが、健診の年齢だとか内容によっても健診料というのは違ってくるのかなとは思っておりますけれども、大体1人当たりお幾らぐらいとして考えていらっしゃるのかということと、あと、団体割引だとかそういう助成制度というものはないのか、その辺も伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 12番佐川委員の御質問にお答えいたします。

職員の健康診断の単価につきましては、当然、総合健診だとか若い人、30歳未満の方だとか、それぞれ単価は違うところであります。

総合健診、40歳からのものですが、これですと1万5,450円の健診料がかかっております。

あと、昨年度までと職員の健診につきましては若干変えていまして、今まで旭川の病院2カ所と上富良野町立病院だったのですが、平成21年度からは町立病院と富良野協会病院の2カ所で職員健診を実施することで予算を計上しております。

基本的になぜ変えたかということになるかと思うのですが、地元と富良野圏域という医療機関に特定して健診を行うことによって、その病院、町立病院なり富良野協会病院さんのほうに経済的効果も含めて提供できるのかなということで健診機関を変更しております。

以上でございます。（「あと割引とか助成内容」と発言する者あり）

済みません。既に割引にこれになっているかどうか承知していませんけれども、ここにかかわっているのが北海道市町村共済組合でございますので、そこを通してこの健診は幾らだよということで今お話ししました金額が提示されておりますので、既に安いのではないかなと勝手に思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 85ページの旭川十勝道路の促進期成会のところで、実はこれ、せんだって新聞に高規格道路ということで載ったのですけれども、その後何か動きがあるのかどうなのか聞きたいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからお答えさせていただきますと思いますが、先般、地方版の新聞に富良野のある地域が詳しく出ておりました。前後の関係については、まだしっかり具体的な方針等が決まっていないと認識しておりますので、その点ひとつ御理解賜っておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ここは総務のほうで聞くのが一番いいと思うのですが、定住化対策で、定住化対策の中では、柔軟な発想で組織体系にとらわれない発想で定住化対策を進めるといふふうに書いてあるのですが、しかし、実際ホームページ等を見ましたら、なかなかそうになっていない。

今までの答弁は、いわゆる旧職員住宅を貸すとか、そういう用地を求めるところがあれば、そういった提供をするとかという形の部分的な、それも大変いいことだと思いますので否定はしませんが、しかし、具体的に各地方の自治体を見ましたら取り組んでおります。

今回、平成21年度予算の中にはその部分が一向に見えてきておりませんが、何か新しい企画、あるいは、他のものと連動した中でそういう定住化対策や移住してもらうという形の取り組みがあるのかどうか、この点伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 5番米沢委員の移住・定住化対策の御質問にお答えしたいと思います。

平成21年度に町として、新しい何か制度なり方策なりというようなもので予算等で対応しているような対策経費等の計上は特にございません。

これまで同様、町が持ち合わせている町有財産ですとか、あと遊休町有地を含めた活用を含めて、それと、今町のほうでは、特に離農される方ですとかそういう方で移住やそういうものに御活用いただける建物等や何かの情報についても収集をしているところですが、なかなか収集状況が思わしくなく、ホームページにもよその方にPRできるまでの情報が収集できていないという実態にありますけれども、あわせてそういう情報の収集も含めて対応を

進めていきたいと考えています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜび、具体的にどうなのかというところを、やはりこれだけ地域応援プログラム、上富良野移住・定住プロジェクトという形の予算も組まれて、これがなかなか生きてこない、セールスするのは大変なのですよ、こうやって口で言うのは簡単だと思うのですけれども。

だけれども、現場の人も大変苦勞はされていると私は話も伺っておりますので、だけれども、やはりこういったものをつくり上げた以上、一步でも半歩でも前進させなければならぬ部分がありますので、他の市町村では具体的に財政的支援だとかを行っているところもあります。お金だけではありませんけれども、そういう具体的なものを展開することが上富良野の5次総計にも基づいた、人口を確保する、子育て支援を強化する、いわゆる介護だとか医療福祉を充実するというふうにもつながっていきますので、この点、ぜび考え方というのをもう一度、町長でも副町長でもいいのですが、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（向山富夫君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

定住対策を進めるということは、町にとりましても大変重要なことと位置づけはしております。

多分、米沢委員のイメージといたしましては、私の推察するところ、例えば、田園移住というような場所を提供したりして移住を促進するような、そういうこともイメージの一つにはあるかと思いますが、現在、上富良野町の実態を見ますと、既にさまざまな人と人とのつながりの中、あるいは、道外・道内を含めまして上富良野をさまざまな形で発信していく中で、既に上富良野に来て住まわれている方が特に居住環境のよさを求めて住んでくださっている方が結構いる実態でございます。

私としては、やはりそういうすばらしい住環境を、ロケーションも含めまして上富良野から発信していくことによって、全国から潜在的にそういうものを求めている人がたくさんいると認識しておりますので、そういう町としての環境を整えることによって、すばらしい景観も含めてまちづくりを進めていくことによって、定住対策にそれが即結びついていくと。ことし何戸、来年何戸というような数字で示すことはできませんけれども、必ずそれが上富良野に住んでいただける人がふえていく要素になると思いますので、そういうことには意を用いてまいりたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございません

か。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 79ページのホームページ運用管理費について伺いたいのですが、ある町民の方から、実は上富良野のホームページについて、だれがつくっているのだということで聞いてくれと言われていまして、私はうっかりしていたのですが、今思い出しました。済みません。

このホームページの作成というのは、運用管理というのとはまた違うのですよね。済みません、では、ホームページを作成するのはどなたに聞けばよかったですでしょうか、伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 佐川委員の御質問にお答えしたいと思います。

ホームページの作成なのですけれども、まず、予算上でホームページの運用管理という部分なのですけれども、これについては、インターネットに載せる部分のサーバーが民間会社にありますので、その部分の運用管理の金額であります。

あと、ホームページの作成なのですけれども、これは職員を活用して自前でつくっております。ほかの町村から見ると、非常にレイアウトがどうかとかこうだとかということで、きっと言われているのではないかなと私自身も見て、きれいにつくっているところがあるなということは重々認識をしているところでありますけれども、職員の手づくりでお金をかけないでやっているという部分もお含みおきいただければなと思います。

ただ、町の顔でもありますので、それに見合うものをという声が多ければ、立派なものをつくるのも町の顔を維持するという点では、一つ考え方としてはあるのかなと思います。

ただ、現在は職員がつくったものをずっと続けて使わせていただいているという状況であります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 今言おうと思ったことを先に言われてしまいました。町民の皆様が、何人かの方からなのですが、上富良野のホームページは見劣りがするという本音を本当は言われていますので、今後、計画などしていただきたいなと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 質問ですか。

12番（佐川典子君） 先に言われましたので終わりました。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 今のホームページの話を開

いていて、非常に一つ問題があるなと思って聞いていたのですけれども、ホームページというのは上富良野町の顔なのです。それを職員がつくって載せるところに私は問題があると思うのです。これは町長とか副町長の許可をもらうという行為が必要なのではないのですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 今村委員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、基本的にホームページのレイアウト等についても決裁を得てですね、ただ、職員が手づくり的にレイアウトや何かを決めていますので、それらきちっとした形で決裁を受けて、決裁の後にホームページをつくっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、1款の議会費から2款の総務費についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は、15時30分といたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時31分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費の104ページから125ページまでの質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 105ページの民生委員費のところです。

419万9,000円組まれておりますけれども、月に1回、民生委員児童委員協議会をされていらっしゃるようですが、32名の方がいらっしゃいまして、今、高齢化時代を迎えておりますし、時代の要請もあり、本当に今、民生委員活動が一番求められているときではないかと思うのですけれども、担当課のほうではこれをどのように、余り問題意識を持っていらっしゃるのでしょうか、大変、御苦労されている部分がたくさんあると思うのですけれども、全体で月に1回やっているからとかというのではなくて、手当も少しお払いしているからとかというのではなくて、やはりもう少し民生委員の意見をよく聞いて、大変苦労されていると、多い方で170件ぐらいでしょうか、持っていらっしゃる

と思うのですけれども、そういったことで、この民生委員児童委員協議会につきましてちょっとお尋ねしたいのですけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の民生委員児童委員協議会の会議につきましての御質問でございます。

議員御指摘のように、民生委員の役割というのは非常に重要であります。いろいろな調査であるとか、地域における要援護者についての把握をいたしているところでございます。

そういった中で、年間におけます活動につきましては年間の事業計画を立てた中で計画的に、月に一度でありますけれども、そういった会議を開いております。

ただ、その会議におきましても、消化型ではなくてそれぞれテーマを持って意識を持って、それぞれの進行役というものも交代で実施をしておりますし、その中身についても深く突っ込んだ、研さんであるとかそういったテーマを持って進めてきて、その役割を担うという意識は十分果たしていくための会議と我々も受けとめておりまして、それを支援しながら進めております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 課長はそうにいろいろと認識を持っていらっしゃるということでございますけれども、例えば例を挙げますと、やはり独居老人の方が高齢化になってきておりますので、そういった世帯が多くなってきております。

そして何人かの方で、このごろ書くものが多いのですね。それで民生委員さんに書いてほしいと、こういったことで、本人の承諾を得て口座番号とかそういうようなものを書く。そうすると、遠方に住んでいる身内の方が、何で母親の口座番号を知っているんだと、こういったようなこともあるそうで、個人情報保護条例でしょうか、そこら辺は、民生委員さんは民生委員さんとしてのきちっと厚労省からちゃんと託されていますし、きちっとした権限を持っていると思うのです。そこら辺のフォローというのでしょうか、やはり職員のほうで、課のほうでも民生委員さんの事例を、全体で月に1回やっているからということですが、民生委員さん個別に苦労されているかどうかとか、そういったところをひとつ把握した会議を考えていただきたいと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の民生児童委員の会議でありますけれども、御指摘のように、地域におけますケースの中で、その扱いの中でやはり御苦労なさっているケースというのもあるというふうに私も聞いております。

そういった中で、やはり会議において、そういった情報交換といいますか、そのケースを取り扱う時点での考え方、対応等について、やはり共通した考え方を持った中で対応していくことが重要と考えているところで、我々も必要なアドバイスといいますか情報を提供しながら、ともに考えていくという形で今後も進めてまいりたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 111ページの補助金、負担金、交付金という形で、介護保険在宅サービスの利用負担軽減補助という形に40万円設定されておりますが、この利用する対象の範囲はどういう設定になっているのか。所得制限等が設けられているかどうか、この点、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の介護保険の補助制度でございます。

これは町の単独の補助でありまして、在宅において介護保険サービスを利用している中での低所得者に対しての軽減措置であります。在宅サービスを利用した場合におけます自己負担の額についての1万円以上を超えた場合の負担軽減策ということになります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 近年、低所得者層もいいたと思います、一定の所得があってもこの利用する制度で負担が重いというような世帯もたくさんあります。

そういう意味では、こういった部分に対する助成措置というのが必要になってきているのではないかなと思います。

例えば今回でしたら、2次補正予算だとか国の中でこういった補正予算、地域臨時交付金という形でいろんな予算が出ております。やはりこういう部分も活用するという形で負担軽減を図るというのも一つの方策だと思います。

やはりそういうためにこういった部分にも使えないという形で交付金制度があるわけですから、こういう制度をそういうお金を使った中での軽減対策というの、当然、予算の中に活用すべきではないかなと思います。

この間、町においては、寝たきり、おむつ等の助

成についても所得制限を設けるという形になってこれも制限されておりますので、そういう制度、やはり全面的にそういうお金をこちら側に振り向けるとい、そういう考えはどうだったのかということも含めてお伺いいたします。利用する考えがないのか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 交付金の活用の関係でありますけれども、今、当面、交付金については緊急臨時的な対応でございますので、こういう将来に向けて継続的に進めるようなものについては、なかなか出づらい、もっと言えば、将来にわたりまして持続的に進められるような行動の中で政策の位置づけをしなければならないと考えてございますので、そういう観点でしっかり今のような意見を受けとめて制度設計に向けた検討というか、そういう検証をしながら判断をしてみたいと考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひ、その点、検討していただきたいと思うのです。やはりそういうためにお金を使ってほしいとソフト面やハード面やらいろいろな形の中で交付金の活用、他の自治体ではさまざまな取り組みが今されております。

やはりこういった部分に対する交付金の活用というの町としては当然考えるべきだし、今回の中で将来的にと言わないで、やはりもっと生かせるものはすぐ生かすという、そういう予算編成のあり方というのはどうだったのでしょうか。町長、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 町長が申し上げているように、必要な政策についてはしっかり制度化するという考え方のもとにメリハリをつけているつもりでありますし、繰り返しますが、通常の財源の中でこういう必要な運用をされることは一番制度の安定につながるわけありますので、一時的な交付金で対処するののも一つでしょうけれども、なかなか持続できないということを考えると、やはり財源が滞った段階で制度がなくなってしまうというのも本意でございますことから、この辺は交付金の充当については慎重に判断しなければならないと思っていますので、なかなか使い勝手のいい面と悪い面がありますので、その辺を十分判断しながら、しっかり将来に向けた制度設計をするのにどうしたらいいかを今の財政状況を見ながら判断していくのが、今の段階の基本だということをひとつ申し上げておきたいと思っています。

委員長（長谷川徳行君） 米沢委員よろしいです

か。

6番今村委員。

6番(今村辰義君) 115ページの子育て支援班というところの臨時保育士、これは昨年なかったと思うのですが、雇用を考えてもこういう職務をつくるというのは非常にいいと思うのですが、これがずっと永年継続されていくのか新年度限りなのか、あるいは、臨時保育士そのものをふやして、私は非常にいいと思っているのですが、そのふやした理由というものを教えていただきたいなと思います。

委員長(長谷川徳行君) 子育て支援班主幹。

子育て支援班主幹(吉岡雅彦君) この件は、平成0年度に3,000万円の交付金をいただきまして子どもセンターの改修工事を行いました。その中で新年度は共生型の事業をやるということで、障がい者の方、また、高齢者の方、子供たちを一堂に会しながら事業を行っていききたいということで、事業立ち上げに必要なこれは初年度のためのとりあえずの賃金でございます。ですから、2年目以降、その中で今回すっかりマスターして軌道に乗れば、次年度以降はまだ未定でございます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 6番今村委員。

6番(今村辰義君) 単年度だけなのかずっと継続していくのかということをお伺いします。

委員長(長谷川徳行君) 子育て支援班主幹。

子育て支援班主幹(吉岡雅彦君) 共生型事業は今後も継続していく予定でございます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) ほかにありませんか。

5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 115ページの発達支援センターの事業の問題についてお伺いいたします。

この件については、非常に前から言っておりますが、質とも内容とも求められている内容だと思います。この間の指導の内容を見ましても、個別の当然指導も行いながら、療育指導員の方が懸命に仕事をされているというのが実態として見受けられます。

そういう意味で、この職員の配置の問題ですが、やはり正職員としての格を上げていくというような編成も当然必要になってきているのではないかと思います。この点について、改めてそういう方向性での配置というのはどうなのかという点をお伺いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) 5番米沢委員の発達支援センターに関しましての職員の配置の関係でございます。

発達支援センターにおきましての子供の発達過程におけます指導の対象というものは年々増加していると。また、内容的にも複雑化といいますか、力を注いでいるというところでございます。

そういった状況の中で、現在配置しております正規の職員、それから、嘱託、臨時職員という構成の中で、平成21年度におきましては何とか正職員等の配置をふやしたいということで考えているところであります。

ただ、現行の嘱託の職員、それから、それを補う臨時職員という構成については大枠では変わりませんけれども、充実していくための配置というものを考えているところであります。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 確かに、内容的には充実だと思いますが、やはり職責からいっても正職員にするという方向の体制も必要だと私は思います。

確かに、町の職員の定数管理においては、総定数は増やさないという形にはなっております。しかし、実際、現場の苦勞、やはり個別指導のプラン作成や保護者への説明等々を含めた場合に、これからますますこの部門の役割というのは重要になってきていると思います。

単に嘱託職員等の配置だけでは、それも必要なかもしれませんが、やはり正職員化してその人たちの質の向上をそういった中で対策としても位置づけて指導に生かすという、そういった部分がどうしても必要だと考えていますので、この点もう一度、考え等について、町長でも副町長でもいいのですが、考え等々についてお伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 副町長。

副町長(田浦孝道君) 5番米沢委員の御質問にお答えします。

今、担当課長が申しあげましたように、平成21年度については、今、全体の中でこの施設に職員を振り向けるような、そういう考え方を対処していきたいと予定してございますが、もう少し将来に向けての考え方かと思いますが、いずれにしても、ここにはそれぞれ免許職員といいますか、そういう資格を持った職員を配置することが求められるわけでございますので、そういう意味では、職員か定数外職員かはともかく、免許職員で質の高い対応を考えることが基本でございますし、職員化するかどうかについては、今後、この施設の位置づけ、それから責任体制等を十分判断をして、どういう形が適正かを判断した中で将来の姿を描いていきたいと考えてございますので、この場で云々ということについてはなかなか申し上げることはできません

委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹。
子育て支援班主幹（吉岡雅彦君） 外構工事の中に裏庭の張り芝は入っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 111ページ、ボランティアのまちづくりの事業補助ということで、昨年度と比較して43万円ちょっとほど減額になっておりますけれども、事業内容はどのように変わったのか、その辺をお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 3番岩田委員のボランティアのまちづくり事業の補助金の関係でございます。

この中身といたしましては、コーディネーターの役割である職員の人件費の補助と、それから一部事業費の補助となっております。

今年度、昨年度の途中からなのですけれども、そのコーディネーターの役割を果たす方の身分といいますが、位置づけをこれまでの嘱託的な配置から、そうではなくて月額臨時職員に対応すると。

その中身といたしましては、社会経験のある方でボランティアの活動に非常に熱心な方をお願いをいたしまして、この役割を担うように平成20年度途中から社会福祉協議会において役割を果たしてきているということから、平成21年度においてはそのように継続することで補助金の削減となっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 109ページ、保健福祉センター運動指導業務のところでございます。

こここのところは、指導員の方が3名いらっしゃるかと思いますけれども、歩行浴のプール、これは1カ月1,343名ぐらい、大体、1日50人から63人ぐらい利用されているのですけれども、それを見ますと、大体50歳以上、60代の方がほとんど8割を占めておられて、高齢化になりますと65歳以上からいろいろ病気が起きてくると言われて、健康づくりで利用されてはいらっしゃると思うのですけれども、このところの評価はどのように、これの効果といいましょうか、健康診断で体質改善とかどの程度図られているものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

プールの活用をお勧めしている方につきましては、まず、筋肉の少ない方、筋肉の十分ある方、その方に応じたメニューをつくるということで、筋肉の少ない方でしたらまず筋力をつけるような運動、筋肉があって有酸素運動をすることで消費カロリーをふやす方というようなメニューを分けまして、御本人の状態に合わせた指導をとっているを行っています。

その効果としましては、例えば、スリムエクササイズとか定期的に効果測定をする教室などに参加された方につきましては、それこそ何十キロも体重を、定期的な継続によりまして体重を減らされているという方もいらっしゃいます。ですから、本当にお一人が上手な使い方をすることがその方の健診データの変化につながっているという実態にあります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 効果があるのだと、体重が減ったりいろいろしているということですが、その反面、小さい子供さんも何人か、零歳児でしょうか、15名ぐらい、1日に2名とか1名とか、男の子とか女の子なのですけれども、これはどのような運動、水になれさせるという保護者の方についてやっておられるのか、これはどのようなことをさせていらっしゃるのでしょうか。15名ぐらいいらっしゃるようなのですけれども、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の子供の入浴に来る状況なのですけれども、主に春休みとか夏休みとかそういったときに御家族の方と一緒に来て、大人の方は体力づくり、そして子供については水に親しませるような範囲の使い方というふうに私もたまにのぞいては見ております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 何か高齢者の方のプール、保養浴といいましょうか、そのような形になっているのかなと思って、一方ではそういう子供さんということですし、それと何かおふろのほうの、お風呂だけを使われる、入浴をされる方がかなりいらっしゃるということもお聞きしているのですけれども、そこら辺はどのように押さえていらっしゃいますか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の御質問でございますけれども、このセンターの利用者の中

として、プールを利用され、それから入浴もされると、そういった状況も多いのですけれども、中には入浴だけという方も当然おられます。そういった方も町の利用者の中として一定数を占めているのかなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 数についてはわかりませんが。後ほどで結構です、わからなければ。入浴だけしてらっしゃる方。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

平成19年度におきまして浴室の関係ですけれども、年間で7,880名の方が利用されておまして、月平均657名となっております。平成20年につきましては、まだ2月までの段階でございますけれども、9,352名の利用者がございます、昨年度よりも多くなっております。月平均につきましても779名ということで、122名の方が平均で多くなっております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 113ページの障害福祉費です。

この中で、障がい者が通院する場合の交通費の助成ということなのですけれども、これはそれぞれ所得に応じて助成額が決まるのか、それとも一律なのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

例えば、人工透析で通う場合に、距離というか、例えば、旭川に通ったり富良野に行ったりする場合に、実費なのかそこら辺でちょっと。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 腎臓機能障がい者の通院交通費の関係かと思いますが、補助基準で、旭川、富良野等、電車の料金がございまして、その金額が補助基準になっておまして、非課税世帯の方と課税世帯で分かれております。

非課税世帯の方につきましては、旭川市で2万1,060円の基準額、一月13回の通院ということで計算しておまして、そこから町の基準であります5,000円を差し引きまして、それから、道の補助であります700円を差し引いた金額に12カ月の通院で5名の方で算定しております。

あと、非課税世帯の方、富良野市におきましても同じように700円の計算で月13回ということで9,100円の基準額を設けておまして、そこから5,000円引きまして、4,100円の12カ月

の12名ということで算定しております。

それから、旭川市におきましても同じように算定いたしまして、課税世帯の方がお一人いらっしゃいまして、それらの合計でここにあります金額となっております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） そうすると、余り所得があると受けられないということになるのですか。補助は対象外になるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 非課税世帯の方で富良野市、旭川市で基準額を算定しますので、その額に非課税世帯であれば該当するというので、富良野市におきましては、非課税世帯の方しか該当しないということになります。旭川のほうでは、課税世帯であっても該当するというようになります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 113ページの障がい者の授産施設の整備負担金という形で、富良野の授産施設の整備にかかわる借入金の償還負担かと思いますが、これは限度額として、いつごろまでこういうような負担をするのかという点、それとお伺いしたいのは、いわゆるこういう方たちが授産施設に通う場合の行った先の負担というのはどのようになっているのか。当然、所得等によっても食事の負担だとか違ってくるのだと思いますが、どうなっているのか。その点もあわせて、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の障がい者の授産施設に対しましての、まず、この負担額というのは平成17年度に債務負担行為を議決いただいているもので、10年間ということでございます。

なお、その授産施設に通う方につきましては、自立支援法に基づきます所得階層によった負担と考えております。

以上であります。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 前にも話しましたがけれども、こういう施設等の地元に対する確保も含めた位置づけというのも必要ではないかなと思います。

この障害者自立支援法が導入されてから、いろいろと所得に応じて負担されるということでありますけれども、いろいろ負担面でも変わってきたという

のもあります。何よりも、近くにあって通えるところがあれば最良だという話を前にもしましたけれども、やはりこういう方向性というのは、もう一度、予算特別委員会でありますので、改めてその考え等についてお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の障がい者の施設についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

これまでも町としての考え方でありませけれども、障害福祉計画等においての、やはり町としてもそういった施設が現状においてはあることが望ましいということでありませけれども、富良野方面、あるいは旭川に通っているという現実の中で、やはり地元の方々の利用者の声としても、そういった地元を設置をという声があるということをご承知をいたしているところでございます。

そこで、町としての考えをいたしましては、いついつとは申せませけれども、今後また障害福祉計画という中身において、町においてこの設置、他の町からの法人等の誘致も含めた中で、そういった町、本町におきませ設置についてのあり方等についての位置づけをしていくということから、その点を十分その方々の声を受けとめまして、十分検討してまいりたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひ、そういうものも含めて検討していただきたいと思っております。

それで、119ページの児童措置費の延長保育、あるいは、一時・特定保育という形で、この資料の中を今回見ましたら、利用の頻度がたくさん、いわゆる延長保育は4,873人、一時保育については211名の平成20年度という形になっておりますが、新年度はどういうような利用を想定されているのか伺います。

また、今回これにかかわって次世代育成の行動計画等も策定されるかと思っておりますが、そういう中には国の子育て支援という形の中にもきちりと次世代の育成行動計画の中にそういった計画、病児保育やその他についても、休日保育についても位置づけなさいというような方向が示されておりますが、そういう方向でのそういった計画に盛り込もうと考えるのかどうか、具体的に盛り込まれるのかどうかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の次世代行動育成計画についての御質問でございます。

前期計画としてのこの計画、平成21年度までということでございます。そういった中で、取り組み

の中で延長保育であるとか特定保育、一時保育というものも実践をしてきているわけでございます。

そういった中で、平成21年度におきませもこれらの実績を踏まえた中で同様の継続した形での利用を促進していくと予算には盛り込んでいるところでございます。

また、行動計画の後期計画に、策定でやりますけれども、やはり何といっても、子育て中の方々のニーズというものを的確にとらえた中で、それを具体的に実践に移していくための計画ということで、前期計画においての次世代行動計画の中においてできなかった部分というものもございませ。そういった反省点に立ちながら、また、利用者ニーズを的確にとらえながら行動計画の後期計画というものを策定し、子育て支援を進めてまいりたいと考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで3款の民生費についての質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、4款衛生費の126ページから141ページまでの質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 133ページ、第4款衛生費の中の幼児フッ素塗布補助のところでございますけれども、14万円予算をつけておりますけれども、最近、歯が悪くなっているお子さんがどんどん多くなってきているという状況がありまして、私はもう少し多く予算づけしてもいいのではないかと考えているのですけれども、その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

町の虫歯の実態なのですけれども、毎年、1歳半と3歳、それから就学の時点で虫歯の状況を見ております。年々、お1人当たりの虫歯の本数というのは低下傾向にあります。

ただ、最近、今年度、20年度特に見えてきたのは、虫歯のある方自体は減少してきているのですけれども、虫歯のある方の保有の本数がお一人でたくさんあるという方が、少し二極化してきたという可能性はあるかなとは見ています。ただ、町全体としましては、虫歯の本数自体が上がって困っているという状況ではないと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 何人くらい見込まれているのでしょうか。1歳半、3歳、就学前。これは、受ける方の負担というのはあるのでしょうか。そこら辺はどうなっているのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 1歳6カ月から2歳5カ月までの間に2回補助を行っています。公費負担が700円で本人負担が800円という状況になっています。

実施率につきましては、おおよそ65%から70%、その時期によりましては、前後となっています。フッ素の……。 （「人数」と発言する者あり）

予算は、対象者249人に対しまして受診率を掛けまして、受診数の増加も見込みまして200人を計上しております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 今、本人の負担もあるということですが、何とか増加の傾向もありますし、もう少しふやす方向でお考えにならないかなと思ひまして、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 平成21年度につきましては、新年度と同じような状態で継続をしたいと思っておりますけれども、また、保有本数とかの変化などがありまして、やはり次の課題が生じた場合にはその対策というのも見直しをかけることもあり得るかと思っております。

ただ、基本的に新年度町が進めたいと思っている部分につきましては、非常に今は手軽にフッ化物塗布の入った歯磨き剤を購入できるという、やはり以前とは比べものにならないほど環境が整ってきておりますので、平成21年度につきましては、歯科衛生士の歯科指導の中でフッ化物の入った歯磨き剤をどのように親が活用できるかというところをテーマに重点を置いた歯科指導を行うということで資料作成とかを今行っておりますので、その結果も含めてみながら検討ということを考えていきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございせんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 127ページです。

乳幼児医療費の問題についてお伺ひいたしますが、この点について所得制限が上富良野町は導入されております。所得があるなしにかかわらず、やはり健康で体を守るということは、それは当然のこと

だと思ひます。

私はそういう意味で、所得制限を設けて乳幼児医療費の給付から一定の所得があるから外すということ自体が、そういった健康、体を守るという立場からして、どうしても納得できない部分であります。この点は新年度の予算等については改善されたのでしょうかどうか、お伺ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の乳幼児医療に関する御質問にお答えいたします。

まず、所得制限の関係でございますが、北海道の医療給付事業と一緒に上富良野町も行っているところでありまして、上富良野町に限らず全道一円、これらの所得制限が設けられていることを、まず1点、御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、委員も御承知のように、昨年10月から乳幼児医療に関する条例の改正をお願いして、一部、3歳までの初診時の一時負担金を免除すると。町が負担して行います。したがって、3歳児未満については医療費は一切かかりませんと。

あと、3歳以上未就学児童について、本来、非課税世帯でいきますと、初診時の一部負担金がかかるところでありますが、これにつきましても昨年の条例改正で、町が一部負担金を負担しますという制度を独自につくったところであります。

これらのかかる費用については、約170万円を見込んでございます。委員の御発言にあるように、上富良野町だけが所得制限をしているところではないという点と、上富良野町独自に子育て支援対策を行っている点、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そのぐらゐのものは上富良野だけでなく、全国の問題をしているわけですよ、僕は。やっぱり、こういう所得あるなしにかかわらず、健康で文化的な生活を送りなさいということを行っているのだったら、国の制度があったとしても、町独自でそういう制度を条例で設定できるわけですから、今回だって、非課税世帯のこういった部分を設定しているわけでしょう。ですから、そういうことをやりなさいと言っているのです。そういうことをやらないで、ただ一方で負担を求めたりだとかするからどうなのですかと、本来の憲法からしてもおかしいのではないですかと私は言っているものであって、そこを改善すべきではないですか。

今、町の人たちも小学校を卒業するまでの医療費の無料化だとかもっと広げてほしいと。こういう交付金を使いながら活用してほしいというような声が

やはりあるわけです、実際に。そういうことを、ただ国から機械的におりてきた、町ではこういう独自の非課税世帯の部分についても行っていると。それは努力は認めますけれども、もっと以前から言われていた所得制限をなくすという部分についても行った方がいいのではないのでしょうか。

この点、町長、副町長どうでしょうか、どちらでもいいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えしますが、乳幼児医療の関係については、子育ての過程でいろいろと御負担があることはおっしゃるとおりだと思っておりますが、町としまして、いろんな場面でいろんな制度対応をしてトータルで子育て支援をしていますので、今、医療費のみであれば何とかすることもできるかと思っておりますけれども、多様な制度維持を考えると、やはり所得があって応分の負担をしていただける方については当然そういう負担をしていただいて、全体を支えるということからすればこの所得制限もある意味では制度維持のために必要だと考えてございますので、その点ひとつ御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 本来の制度から言えば、それは不平等なのです。所得のあるなしにかかわらず、健康的で文化的な生活だとか憲法でうたっているわけですから。そういう趣旨からいけば、所得制限も受けてそういう人々を排除する、お金がないからといってそういう人々を排除するというのではないのだと私は思うのです。そういうことを考えたらこういうものはきっちりと、だれでもが安心して医療を受けられるという、やはり本来の自治体の役割を、保育もそうなのですが、きっちりと担うことが今大切ではないかということなのです。

確かに、いろんな制度があってそれで補完していることは言うておられますけれども、まだそれに漏れる方もいるだろうと私は考えています。そういうものは抜きとしても、やはり本来の原点に立ち上がった場合に、そういう制度をなくすべきだと私は考えますし、これ自体、国の制度であったとしても地方自治体の裁量で幾らでも条例を設けてやればできるわけですから、そういうことをやってはどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） いろいろ御意見いただきましたので、私もそういう考え方を一つ参考にもさせていただきたいと思っておりますけれども、今、委員の御発言にありましたように、所得制限が即、受診の機会を逸しているというようなこともないと私

どもも思っておりますし、繰り返すようで申しわけございませんけれども、こういう制度については安定的に将来に向けて維持をするという観点からすると、委員がおっしゃるような交付金を充てて一時しのぎで施策を維持するという点についてはいかがなものかと思っておりますし、将来に向けてそういうものが大いに、必要なものについては町長が申し上げているように、必要だとすれば必要の度合いに応じてその時々で判断してまいりたいと考えてございますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 133ページからの環境衛生の一般管理費の話なのですが、わからないから教えてほしいのですが、地球温暖化対策と、市町村推進計画策定委員というのがありますよね。それと、次のページに地球温暖化対策計画策定というのがありますよね。この関連がわからないのですよね。同じ人がやるのかということも含めて、策定のほうは委託料で上に書いてありますから、どういう会社が委託してやるのか、どういう内容でやるのか、先ほどの市町村の推進委員会の計画策定とどう違うのか、そこら辺を教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 6番今村委員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、先ほどお答えいたしましたように、独立法人の新エネルギー産業技術総合開発機構から補助を受けます800万円、10分の10の補助金でございますが、まずこれで省エネルギービジョン、いわゆる省エネルギー計画を1本まず立てることとしております。

この省エネルギービジョンを立てることで、この800万円を使いまして町民アンケートですが、私たちにノウハウのない専門的な知識を委託という形で発注をいたしますので、これらの専門的な知識に基づいて新エネルギービジョンが立ち上がると。

あわせて、今回、省エネルギーのアンケートにも同時に、地球温暖化防止対策にかかわります温室効果ガス、一番大きいのは二酸化炭素になりますが、これらの削減対策もおおむね見えてまいりますので、この800万円を有効に使いまして、いわゆる地球温暖化防止対策に伴う市町村の推進計画を同時に立てていくこととしていただいております。

地球温暖化対策の推進計画、上富良野町全域を網羅した推進計画を立てると同時に、さらに今度は役場が事業所として立ち上げなければならない実行計画というのがあります。

今回、省エネルギービジョン計画を立てるのが1

本と、地球温暖化防止対策の推進計画を立てるのが2本、あと町が事業所として立てなければならない実行計画を同時に3本を立てていくという組み立てにしております。

委員については、それぞれ皆さん併任の形で受け持っていていただくことで考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 139ページ、減量化資源化事業のところの一般廃棄物収集、このところ、不景気のときになりますと不法投棄等がふえてくるのではないかと考えますけれども、今も現にそのような状態があるかと思えますけれども、これらについて何らかの対策を考えておられるのか。

私は、カメラを設置するなどの対策はいかがかと思うのですけれども、それらについてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の不法投棄に関する御質問であります。この手数料の6万1,000円はまさに不法投棄で、リサイクル法に基づく対象外となりますテレビですとか冷蔵庫、あと廃タイヤですとか、これらの処分の費用を見ているところであります。

何分、不届き者がどこにいつ投げるかわからない状況でありまして、まさに犯人を追及してその方に処分をしていただく努力は一方でするわけですが、いつどこで捨てられるかわからないものがありますので、なかなかカメラ等の設置は難しいかなと思っております。

ただ、ここ何年間か捨てる場所がある程度固定化していることもありますので、機会を見ながらパトロールを強化しているという現状にあることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） もったいないですよとか、何か看板なんかを工夫して、大体、今、場所がいろいろとある実態、把握してらっしゃるかと思えますけれども、本当に課長がおっしゃるように、いつもずっと見張っているというわけにはいかないでしょうけれども、そういったこともお考えになったらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 実は、投げるところがだんだん特定をされてきましたので、そこらには立て看板をかけて啓蒙をしているところでありま

す。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 133ページの環境衛生一般管理費の関係なのですが、里仁にあった産業廃棄物の最終処分場が業者の不始末で最終的に廃止になっております。

しかし、あそこの用地には数十トンのごみが埋まっております。私は、経過がたてばたつほど、やはりあそこからの地下水等はいろんな面でデータの多く出ているという実態があります。

したがって、私は、昨年度の予算特別委員会でそのことをどうするのかということで、特に、鉛・砒素・アルキル水銀等の数値が徐々に上がってきているという数値を述べて質問をしたところ。その段階では、上川支庁と連携して検査をしていきたいという答弁をいただいたわけ。です。

本来的には秋の同じ時期ということで、あそこからすれば10月の末か11月ということだと思っておりますけれども、それらの関係でどう対処していくのかということでお聞きをいたしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

里仁の最終処分場につきましては、大変悩ましい問題でございます。業者の不始末からあそこを維持することができなくなったところであります。当時から上川支庁と上部団体、指導機関といいますが免許を交付する権能のある北海道とも協議をさせていただいた経過がございます。

上川支庁に確認したところ、その業者については処分の許可資格を失っているところから、この業者に水質調査等の検査を義務づけることができないということが事実としてわかったところであります。

したがって、その業者については、なるべく検査を継続するようなことで町のほうもお話をしているところであります。

幸いにも基準値を上回る有害物質は今のところ出ておりませんが、その後、業者については何か変化があったら実施をしたいという回答だけで、年1回とか年2回の水質調査を継続する意思がないということも実は一方でございます。

これらについては、先ほど言いましたように、法で縛る、法で義務づけることができないとするならば、引き続き町のほうでも、この業者にぜひ継続をお願いするような形をとらざるを得ないということをお理解いただきたいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実に業者がいけないということでは、ある面ではやむを得ないかなという気が

するけれども、やはり将来そういう産業廃棄物なりごみ処理等が、言うなれば、いなくなったらどうするかということになると、私たちが非常にあそこの里仁の住民、特に水の下流にある静修、それから江幌の皆さん方も不安な気持ちを持ってると思います。

しかし、変化があるかないかは調査をしなければわからないのです。数値は上がっているのは事実なのです。ですけれども、それであれば最終の検査をされたのはいつなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 中村委員の御質問でございますが、大変申しわけございません。手元に資料がございませんので、最終の検査結果につきましては、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今、資料を持ち合わせていないということであれば、私もずっと資料は継続してとっております。それで、そのことは里仁の住民、それから、静修の人、それから、江幌の皆さん方にもそれぞれ私なりに比較した二十何種目のデータの結果はこう変化しておりますよということは周知してあるのです。それであれば、それらのデータを資料として出していただきたいと思うのです。

それで、私はその会社の親会社が富良野にあるわけだから、それであれば、ある面で産廃等も含めてやっている業者であれば、一つはそういう理念のもとで継続して検査をしていただくような方法を何とか話をしてもらわないと、結局、埋めてしまったからそれで終わりですということになると、あそこの地域の住民の皆さん方はやはり不安な気持ちを持つのは当然だろうと思っておりますので、その点、できれば親会社を含めて要請を行っていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 中村委員の御質問でございますが、町といたしましても、ぜひ、この処分業者が法人としてなくなった以上、親会社である会社にその責務を引き継いでいただきたいというのは、私どもも同じ思いでございます。

ただ、法人格を有している者については別人格でございますので、幾ら出資をしていようが親会社がここであろうが、それぞれ法人格を有しているということは別人格になりますから、親会社についてもこれらの義務を継承する義務は発生してこないことから、町にとりましては実はお願いをする立場にしかないことをひとつ御理解をいただいております。

ただ、お願いをしないということではもちろんありませんで、これらは積極的に、これからのことがございますので、ぜひ要請もかけていきたいと思っております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 先般、富良野協会病院の高額医療機器の問題が新聞に出ておりました。上富良野町もそれにかかわるお金がある程度支出をしているのです。

というのは、その内容というのは、富良野広域圏で集めた8億円というお金が高額医療と医療開放の事業でやるということで出してあって、現実に、これは保健衛生関係の中に127ページ関係になると思いますけれども、たまたまそれが機械を購入しないでリースにしていたと、それが富良野市の監査で指摘を受けて、泡食って協会病院としては購入したというような報告の記事でございました。

したがって、富良野広域圏の市町村振興協議会の中でそれらのことが富良野市のほうから報告があったかどうか、ちょっと確認をしたいと思うのですが。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 新聞のほうで確認しましたがけれども、富良野市からその件について直接連絡をいただいた記憶は担当部門ではありません。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実に富良野市が多額に出しているのは事実なのです。しかし、上富良野町も出している以上、それらの関係がこういう事実でこうなのだ、その監査の関係がそれぞれの市町村の広域圏の中でも報告なり対処が僕はあっていいのではないかと。言うなれば、金を出しっ放しでそれです。いいですよということには、僕は、相ならないのではないかという気がするのです。

そういうことで、できれば市町村広域圏のこれからの会議もあろうかと思いますが、その点をただしながら、やはり逐一報告をしていただくというような、富良野市と上富良野町、中富良野町、それから、南富良野町、占冠町では金額は大きな差がありますけれども、出したものについては同じで、我々も十分干渉していかなければならないという立場がありますので、振興協議会の会議の場で改めて出していただきたいと思っておりますが、その点、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今、富良野からは音さがございませんので、といいながら、委員のほうからも御発言がありましたので、私どもとしまして、首長レベルで会合を持った折に経過報告等を求めるような、そういう接触の仕方を富良野方面に向けてしていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） クリーンセンターにかかわって、環境衛生についてお伺いしたいのですが、し尿処理場が上富良野そのまま放置されているという状況があります。環境、あるいは、いろんなことを考えますと、やはり速やかにああいう問題、ああいう施設等については解体する、あるいは、撤去するというような方向が必要だと思ひますが、今後、施設をどのようにされるのか、あのまま放置していくのかどうなのか、その点、明確にさせていただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（服部久和君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

旧衛生センターの処理についてだと思ひます。

旧衛生センターにつきましては、今、当然、所管が変わっております、総務課で財産の管理のひとつとして管理をしているところでございます。

もともと早期に解体して処理したいというようなことも含めて検討したところでありますけれども、財政的に非常に苦しかった部分も含めまして、今日まであのままになっているところであります。

しかしながら、一方では、あの建物の全部ではありませんけれども、一部あいている部分を倉庫等として有効に活用しているところでもあります。

ただ、今後におきましては、建物自体も古いものですから、し尿の処理を、管理棟と処理棟とありますけれども、処理棟等については財政的な部分も含めまして検討いたしまして、なるべく早い時期にその方針を出して撤去という、解体ということで方針を出していかなければならないと思ひしております。

ただ、有効に使っております管理棟のほうは、またこれは別な考え方で進みたいと、そのように思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 使えるものは使えるでいいのですが、やはり早急にああいうところに依然としてそのまま残すということ自体、やはり行政としても

あってはならないことですから、早急な計画を持ってぜひ進めていただきたいと思ひます。

次にお伺いしたいのは、先ほどの環境の行動計画で、策定ビジョンという形で予算も計上されております。今回その中には、133ページから135ページにかかわってでありますけれども、視察地という形なのだろうと思ひますが、先進地という形で白老と札幌を掲げられておりますが、どのような内容を視察されようと思ひしているのか、わかる範囲でよろしいですが、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

実は、省エネルギービジョンの策定委員に北大の教授を考えてございますが、委員長に迎えながら総勢15名を策定委員として予定したところであります。

これに委員さんを同行いたしまして、先進地である、まだ札幌になるか白老になるか決めてございませんが、これらの先進地を視察した中で、委員さんの研修を進めていただきたいということで旅費を計上したところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この地域は、そういう計画を立てて既に進んでいるということで視察の対象ということでよろしいのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 米沢委員の御質問でございますが、両市ともこれらの計画は立ててございますが、さらに先ほど言いました独立行政法人から情報をいただいているところであります。特に先進地がどういうところがあるのかお聞きをしながら、札幌方面だと両方見られるかなということで想定をいたしました、ここに限ってございませんので、さらにもっといい先進地がないかは実施の段階で考えていきたいというように考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 変更もあり得るということだと思ひますが、この点については委託料という形で676万円ついておりますが、この内訳というのは本当に策定のあくまでも内訳、資料を作成してもらつと、計画策定してもらつと、ビジョンを策定してもらつという形の676万円の詳細についてはあるのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問でございますが、先ほど言いましたように、800万円を上限として補助を受け入れる予定として

ございます。

実は、省エネルギービジョンを策定するに当たって、補助を受けるに当たってのいろんな規制がございます。例えば、策定委員をおおむね何名で北大の先生を迎えて、さらに先進地視察をして、報告書はカラー刷りの100部と。実はこのような縛りがございまして、そのとおりに予算を分けたところがあります。したがって、これらの必要な経費を除いたところを委託料としたところがあります。

ただ、委託料につきましては、当然、競争入札を考えてございますので、ただ、この策定をだれでもかかれてもできるかという、なかなかそういうわけにはいきませんので、調べましたら道内には3事業所ぐらいしかないという情報もありますので、三つになるのか四つになるのかまだ決めてございませんが、ここで競争をした結果、この委託料が下がることは十分ございます。

あと、委託の内容につきましては、先ほどちらっとお話をしたように町民の意識アンケートもやりますし、さらには、上富良野町全体で使われているエネルギーがどれぐらいあるのか、このエネルギーをどのような形でやるとどれぐらいの省エネルギーが可能なのか、これらの委託項目とするところがあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） もしも詳細がわかるのであれば、660万円の何がしかのコンサルの内容を示していただきたいと思えます。

独立行政法人の総合研究開発機構に、ここに全面的にこの調査を依頼するというのではなくて、あくまでも何社か、3社あるということですから、そこを競争入札する中で進めるということによろしいのですね。

ちょっと私の聞き間違いかと思いますが、独立行政法人が一手に担ってコンサルの策定についてもやるのだというふうに、ちょっと聞き間違いだと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問であります、私の言葉足らずで大変申しわけございません。

独立行政法人の新エネルギー・産業技術総合開発機構につきましては、お金を出すだけの法人でございます。したがって、委託につきましては専門の業者を指名した中でこの業務を担っていただく予定としてございます。

あと、策定の内容につきましては、大変申しわけございませんが、先ほどの全員協議会等の資料に実

は載せてございますことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） その資料を見てずっと質問しているので、今後、経過としては、予算が通って委託して、意識調査だとかを行うという、そういうスケジュールも当然想定した中で予算も組んでおられるのだと思いますが、この点はどういう経過になるのか、大まかでわかる範囲でよろしいですから、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 米沢委員の御質問でございますが、今、実は5月の中旬ごろ交付申請を総合開発機構に上げる段取りとなつてございます。おおむね、5月末から6月上旬に交付についての決定をいただけるということになってございます。時間がございませんので、この前に策定委員さんの募集ですとかこれらを準備しておかないと間に合わなくなる状況にあります。

さらには、報告書を独立行政法人の総合開発機構に実績報告として、この策定の計画書を製本したものを2月いっぱいまでに出すことになってございますので、大変タイトな日程になってござますので、これらの準備を万全を期していきたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ほかにないようですので、これで4款の衛生費についての質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定を事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす3月24日は、本委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、出席の際には、各会計予算書及び資料等を御持参ください。

以上です。

午後 5時03分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 長谷川徳行

平成 2 1 年上富良野町予算特別委員会会議録（第 2 号）

平成 2 1 年 3 月 2 4 日（火曜日） 午前 9 時 0 0 分開会

委員会付託案件

- 議案第 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 2 1 年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成 2 1 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（13名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	岡本 康裕 君	委員	村上 和子 君
委員	岩田 浩志 君	委員	谷 忠 君
委員	米沢 義英 君	委員	今村 辰義 君
委員	一色 美秀 君	委員	岩崎 治男 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	佐川 典子 君		

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	会 計 管 理 者	新井 久己 君
総 務 課 長	服部 久和 君	産 業 振 興 課 長	伊藤 芳昭 君
町 民 生 活 課 長	田中 利幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	
教 育 振 興 課 長	前田 満 君	建 設 水 道 課 長	北向 一博 君
関係する主幹・担当職員等		技 術 審 査 担 当 課 長	松本 隆二 君

議会事務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	主 査	深山 悟 君
主 任	中島 美佐子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 13名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席、御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は13名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、きのうに引き続き、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 会議に入る前に、昨日、4番谷委員並びに9番中村委員からの質問がありました趣旨に対して資料を配付しておりますので、補足説明をいたしたいと思えます。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) おはようございます。

昨日の御質問にありました部分につきまして、きょう、追加資料を用意してございますので、前段御説明をさせていただきます。

まず、住民会の交付金の関係でございます。A3横三つ折りの資料でございます。事前に予特の委員会の資料のナンバー9としてお配りをさせていただいておりますが、それらの数値の計算式をさらに詳しく載せたものでございます。

この表、数字ばかりで大変見づらくなっておりますが、実は平成19年、20年と激変緩和措置を講じまして、平成21年度、通常の姿に戻ることまで御説明をさせていただいたところであります。

この表の見方、たまたま一番上にありますので、清富の例を一度御説明することで御理解いただけるかと思えます。

まず、平成17年度の住民会の補助金の交付状況が左にございまして、昨日もお話ししましたように、その当時はいろいろな事業ごとに用途を限定した補助金を寄せ集めて、最終的に清富は19万1,600円でしたということになっております。

平成19年度からは、昨日も言いましたように、基本的には人口割等で試算をするというルールにしておりますので、大変申しわけないのですが裏面を

ちょっと見ていただきまして、一番左側にあります平成19年の清富の人口構成がこのようになっております。それを算定しますと18万3,100円になります。またさらに表に戻していただきまして、平成19年度の清富の算定額は18万3,100円になります。したがって、平成17年との対比で8,500円三角になります。これを激変緩和のために2分の1緩和をしますということで、4,250円加算をします。結果、平成19年度は18万7,350円になりましたということでありませう。

平成20年度は、今度は算定額が18万2,900円になっておりますが、裏面を見ていただきますと、平成20年度は人口がまたさらに変更されておりますので、裏面の平成20年度を見ていただきますと、18万2,900円の算定額。したがって、平成17年度の対比とは8,700円の減額になりますので、その半分、4,350円を加算して、18万7,250円になりましたという経過であります。

さらに、平成21年度はまた人口が変わってございますので、経過措置がさらになくなったということで、最終的に平成21年度は18万3,400円になりますという経過であります。

清富だけ見ていただきましたけれども、事前に資料をお渡ししてある9番の資料に、最終的には交付額が、19、20、21と合致しているということで御理解をいただきたいと思えます。

次に、もう一つの資料でございます。濃度量証明書という資料がついてございますが、これにつきましては、昨日、中村委員から御質問のありました里仁の最終処分場の関係の水質調査の結果でございます。

まず、これにつきましては平成19年の11月の水質調査で、当時の処分場のあったところの上流側と下流側の全水質調査の結果表でございます。一番最後には廃棄物埋立地の維持管理に関する放流水の水質の規制の数値を載せてございます。

数値につきましては、このような数値となっているところでありませう。いずれにしろ、水質の規制値を下回っている数値になっているところでありませう。

これらにつきましては、昨日もお話をいたしましたように、許可権者が北海道でございますので、基本的には上富良野町が許可したものではありませんので、第一義的には北海道の対応をお願いすることとなるわけですが、処分場閉鎖時点では、北海道に確認したところ、当時の許可業者は、法的にその後、措置のする義務はないということで北海道から

も言われている経過がございますが、この数値につきましては、若干基準値を下回ってはおりますが、若干過去から上がった経過もございますので、その辺は北海道にその旨申し立てをしながら、北海道との協議をしていきたいというふうを考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） さきの住民会交付金についての質疑はありますか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 平成17年度からの関係等を含めて、非常にわかりやすくなっているということと、ある面で、住民会の交付金一つの基準でやられているということは理解をいたしたいと思えます。

それで、一つは住民会長手当、一つの基準でこういう形では出ているのだけれども、郡部のほうはいろいろな事情があるから比較検討はできないのですけれども、市街地の関係です。住民会長手当が、一番安いのが丘町の4万円です。戸数は142戸あります。一番高いのが緑町、戸数が175戸で16万円です。

そうすると、例えば戸数的に一番多い旭町住民会、これは552世帯がありまして、会長手当は8万円です。したがって、同じ基準で出している形の住民会交付金が、それぞれ自主的な団体とはいえ住民会でこのような差があること自体、それからもう一つは、できるだけ行政効果を発揮させるという形からいくなれば、できればそれぞれの住民会が、ある面で住民会の連合会等も含めて、一つの基準の中で沿うような形の、結局、このアンバランスが、例えば丘町の4万円が、住民会に出たお金は基準で出していくけれども、それでは、それ以外にはやっぱり住民会のいろいろな活動に活用されているということで、私は住民会活動を活発化するということも含めて、これはある面で見直しをしていく時期になっているのではないかという気がするのです。

ただ、町としては、これはそれぞれ住民会の自主的なものだからということではなくて、何かしらこういうことでは、余りにも不均衡ではないかということも含めて、やっぱり住民会の交付金が、できるだけ本来の住民会活動に活用できる方法ということで、我々も住民会等にも働きかけをしますけれども、やはり町としても、できるだけ、行政効果を発揮させるということも含めて、ある面ではやわらかい指導をすべきではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 中村委員の御質問に私の

ほうからお答えさせていただきたいと思えます。

住民会制度については、昭和59年か昭和60年ごろに住民会制度になったわけでありましたが、委員も御承知のように、当時は従前の行政区長のそういう手当水準が多くの住民会で用いられた経過にございました。その後も委員がおっしゃられるような形で推移してきましたが、ここ近年は、今、委員のほうからも御発言がありましたように、非常に手当の水準も大きな見直しがされて、今の水準になっているのだなというふうに行政側としても一定程度評価をしているところであります。

この組織は自主組織でございますので、余り自主性を損ねることのないように、行政としてもこの間、いろいろな意味でかかわってきましたし、今後におきましても、かくあるべきだということはなかなか申し上げることはできませんが、住民会のあり方、活動、それから役をやられている方のそういう処遇の関係についても、それぞれ住民会長連合会がございまして、その中で主体的に御議論されて、住民会が今後将来に向けて発展的に、組織が存続するような、そういう方向で、いい意味で十分かかわってきたいというふうに思えます。

なかなか、この手当の関係については、今申し上げましたように、住民会の中でもいろいろな議論が多分あったと思えます。そういう成果が今の数字になっていますので、相当期間はかかってございまして、ある意味では相当、住民会の役員の方々も、そういう意識をもとに、それぞれ単位住民会とお互いいい意味で研さんしながら、そういう方向が見えてきていると思えますので、余りそういう、繰り返しになりますけれども、自主性を損ねることのないような形でかかわってまいりたいと思えますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 副町長が言うのもわかるし、ある面で歴史的な背景ということ、今は非常に、一時期は住民会ではなくて区長の手当の段階で継続された経緯で、高いところではいつか32万円という状況も私は承知をしております。

ただ、比較で申しわけないのですが、例えば緑町が16万円、世帯数が175戸、それから、丘町は、世帯数は142戸で4万円、しかし緑町は、この住民会の交付金が29万8,700円、片や丘町は26万6,500円、大体似たような数字でありながら、結局、丘町の4倍の住民会長手当が出ているということになってくるのです。そうすると、その分の差というのは丘町は、十分住民会活動にお金が活用されているのかなという感じは受けるので

す。

ただ、現実の問題として、この4万円というレベルが妥当かどうかということは、それぞれ住民会が自主的に決めたことだからよろしいと思うのですけれども、ただ、市街の住民会、中町が報告をされていない、東明が報告がされていませんので、平均すると10万3,333円なのです。そうすると、ある面で10万円というのか、10万円強のほうが基準なのかなという気がするのですけれども、ただ、町として、同じ算出基準で出していたのが、このような差がということは、これまた住民会でも論議をする、それから町内会でも論議していかなければならないなという気がするのですけれども、同じように財政効果としては、手当にそんなに、例えば緑町は29万8,700円のうち16万円が手当に、当然、住民会の会費も徴収しての話だろうと思います。

しかし、住民会の会費もそれぞれまた住民会ごとによって自主的に、本町は800円だとか、それから1,000円だとか、郡部のほうは非常に高いのです。年間8,000円だとか1万2,000円とか、いろいろなケースがあります。しかし私は、できるだけ、住民会の活動推進交付金が同じようなレベルで使っていくような方法、言うならば住民会の本来の活動にということが本当は僕は望ましいなという気がするものですから、今、副町長のお話もわかります。自主的だということはわかるけれども、行財政効果を上げさせるということになると、そういう視野での見方、検討も必要だということを感じました、この一覧表を見まして。わかりました。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） それでは、次の濃度計量証明書についての質疑は。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） ただいま見せていただきました。けさ配付をされたということで、すぐ検討する時間がなかったのですけれども、例えばこれは、上流と下流ということで、言うなれば地下水の埋め立てするところの上流のほうと、それからコンクリートのあれがあって、ぴしっと流出しないような形になっているのだけれども、その下を流れていく地下水の関係ということも含めて、これは出ているはずなのですけれども、例えば総水銀、上流では0.002未満になっています。しかし、下流のほうは0.004ということで、0.002多く検出をされている。それから、鉛のところもそうです。0.004が上流、下流が0.009ということでふ

えています。それから砒素のところも、上流土は0.001未満、しかし、下流土は0.008ということでございます。そして、0.000未満というのは、言うなればその数値以下の、機械の基準の中では出てこないという数字でございます。

したがって、私は昨日、四つのものが上昇しているということでお話を申し上げましたけれども、今回見ますと、総水銀、鉛、砒素の関係が下流では多く検出をされるということの実態がわかりました。したがって私は、今後、これからあそこに生活する人たちも含めて、ただ、四国の島のところもありましたね、ごみが捨てられてどうのこうのということで。最終的に行政でせざるを得ない、言うなれば業者は倒産した、もしくはもうなくなったというような形が報道されております。したがって私は、やはり年に1回、最低同じ時期ということで、きのう申し上げたのは大体11月にされておりますから、同じように定期的にということでございます。

ただ、道も許認可をした以上、責任があるはずですから、業者がいなければしょうがないという形になっています。そうすると、道が認可したのであれば、その後始末を町に押しつけられても困りますよと。そうすると、一つは、道の予算で、せめて定期的に、年1回の計量検査をすべきではないかと思うのですけれども、まずその点、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問でございますが、委員おっしゃるように、この数値データを見る限り、下流で数値が上がっている、特に鉛、砒素、これらが、基準値以下には違いはございませんが、上下流をあわせると上昇している傾向にあるという認識を持っているところであります。

ただ、これらの、余り過敏な反応は、私どももしないほうがいいなというふうには実は考えていまして、なぜかといいますと、この物質自体は自然界にある物質でございますので、その時々、例えば浸透水のはかる時期ですとか、そのときの何かの影響ですとか、それらで数値は大きく変わっていくことはあり得ますので、余り神経を過敏にする部分ではないというふうには理解はしておりますが、ただ、上下流で比ますと、数値が上がっている部分については非常に心配をしているところであります。

先ほど言いましたように、許可権者はあくまでも北海道であり、北海道に指導の義務がある。なおかつ、当時の許可を受けた業者もあることから、上富良野町の姿勢としては、あくまでも北海道がどうするのか、あるいは施工業者がどうすべきなのか、こ

れらを求めていく以外に町の姿勢としてはないというふうに考えているところですが、残念ながら18年の閉鎖時点では、北海道も、安定型の処理施設である以上、過去にもこういった水質の汚染がなかったことから、北海道についても閉鎖することは許可しますと。しかも、その後の水質調査についてはする義務はありませんということの確認がされている以上、なかなか手を出せない状況にあることは委員も御承知かと思えます。

ただ、ここであきらめるつもりはありませんので、引き続き北海道には、このデータについては北海道も承知をしてございますので、さらに北海道に町の要望をぜひ伝えながら、北海道の責任において、これらの水質調査も追跡をしていってくださいというような要望を上げていきたいというふうに考えております。

それと、一方では、きのうもお話をしたように、関連業者がおりますので、そこにも道義的に、あくまでも道義的なこととなりますが、継続的に水質調査をしていただけるようなことでお話はしてみたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、平成19年11月が最終の検査であったということで承知をしたいのですが、1回当たりの濃度計量検査の費用というのは幾らぐらいかかるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 調査の項目にもよりますが、この有害物質を含んだ全調査をしますと、大体25万円ぐらいから30万円、1検体ということになりますので、2カ所とれば掛ける2になるのかなというふうに思います。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私、去年の秋も行ってきたのです。そうすると、上流のところには塩ビ管がずっと埋め込んであって、そしてそこに三角物が置いてあるのです。しかし、下流のところにもあったものが、もう今はないのです。そうすると、埋めたのか、恐らく地下水のところまで行っているから、そのような、埋めてあってもある程度、調査は可能かなという気がするのですけれども。

ただ、僕は、年月を経ていけば、腐ったりいろいろな経過の中から、やはり、濃度がこれ以上のものが出てくるのが予想されるのです。ですから私は、できるだけやっぱり、我々が1年に1回義務づけられているということは、必要だからこの基準値があって、国、道がしなさいということ義務づけ

ているのです。しかし、閉鎖された後というのは、そういう形で逃げられて、検査も何もされないで、そのまま放置するということは、あそこの地域に住む人も当然だし、それから我々議会として、町民の健康等も含めて、自然を守るということであれば、このまま放置してはおけないなという気がするものですから、できるだけ道に働きかけをして、道の予算で措置をしていただくように強く要望をしていただきたいと思います。その点、副町長、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 中村委員の意見に、私どもの考え方は同じでございます。道にこういう類似したケースがあるかないかは別にして、地域のいろいろ、生活者が、不安を払拭するという観点からすると、また、引き続き現状の安心感を持っていただくということからすれば、そういう今後の変化を測定して、安心感をお互いが共有し合うというのは大事なことでございますので、北海道に対しましても、今、担当課長から申し上げましたように、そういうことは求めていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） それでは、本日の議事に入ります。

昨日に引き続き、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算の歳入歳出予算事項別明細書の歳出、5款労働費の142ページから6款農林業費の157ページまでの質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 143ページ、緊急雇用創出の事業のところでございますけれども、国の緊急雇用対策費で、このように条件があって、2カ月から6カ月ということで雇用するのだなと思っておりますけれども、逆に、ここのごみの分別指導啓蒙費のところは2カ月、2人ぐらいだと、こういうことで、それぞれ、これはお考えになって、その条件に当てはまるようにされたと思うのですけれども、逆に、どうなのでしょう、議決してからでないに進められないとは思いますが、いつからこれをやられるのか、また、どのような方法でお考えになってらっしゃるのか、ちょっとお訪ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問でございますが、緊急雇用創出事業の採択条件が、世界同時不況を背景に、失業者の方を雇用するという条件になってございまして、不幸にも失業してしまった方がどの程度おられて、ごみ分別指導についていただける人が、どの程度手を上げていただ

けるのか、これらによってもちょっと、実施時期が、4月なのか5月なのか、ちょっと不確定があることをまず第1点、前提にお話をさせていただきたいと思います。

ごみの担当課としては、なるべく早い時期に、昨日の一般質問にもございましたように、特にプラごみの分別が徹底されていない状況もありますので、なるべく早い時期に指導員さんを雇って、集中的に2カ月程度、町内を循環指導していただくというふうに考えておりますが、先ほど言いましたように、国の条件を満たして、なおかつこの業務についていただける希望のある方がいるとすれば、なるべく早い時期に雇って、指導を徹底したいというふうに考えております。

申しわけないです。月数が言えないところがちょっと、わかりづらいですけれども、できれば、おられたら5月とか6月とかの早い時期に実施をしたいと思っています。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この制度は、雇用保険受給者が対象でございます、その中に、町といたしましては、今、北海道と調整している中で、あくまでも本来はハローワークの求人申し込みが前提でございますけれども、そうすれば、初め北海道との調整の中ではそういう動きで調整をさせていただいておりましたけれども、新たに調整を行った段階で、町の広報ですとかそういうもので求人を募集して、受給の資格者が確認できれば、今までの職務の経歴書、そういうものを確認した中で採用していくということで、採用の部分についてはそういうことでございます。

それと、期間が6カ月以内ということで、緊急雇用対策の部分に含まれますは国の政策の中で6カ月以内の雇用と、そして雇用された中で、また新たな就職を見つけていただくということが前提になっています。

それと、全体的な予算につきましては626万3,236円でございます、これは、国のほうの100%補助金ということで調整して、決定しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 委員各位に申し上げます。

必ず質疑のときは挙手の上、自席番号を告げてお願いいたします。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 今、ごみのほうですけれど

も、2カ月ぐらいだということで、これから募集をして、どれぐらい集まるかはわからないと言われたのですけれども、2カ月ぐらいで、たった2人、これは果たして、逆に人が集まるのかなと。2カ月ぐらいという、それは国の条件があって、そういうことになっていると思うのですけれども、ごみの分別、紙なんかは5種類にふえまして、分別の区分も変わってきておりますし、もう少しここで、2人といわないで、人数的には、どうなのでしょう、条件をかみ合わせると、結局、仕事に今度はありつけるまでの間ということの対策だとは思いますが、逆にも、逆に、産業振興課のほうでは6カ月ということでも、6カ月間ぐらい雇い入れることができるということなのでしょうか、ちょっとお訪ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

産業振興課の仕事につきましては、私のほうも2カ月なのです。それで、その内容によって、今、国から借りている翁公園の整備ということで、草刈りですとか、あと散策路、遊歩道です、その整備を行うために3名。

そして、私のほうは、公募はするのですけれども、委託事業で、今考えているのは、建設業界にお願いをしまして、その中から、先ほど言いました受給資格者の失業者を雇い入れていただきまして、まずは2カ月雇用していただく。そしてその中で、私どもではお願い事項で、2カ月ということではなくて、できれば建設業界のほうの御協力をいただいて、本人の希望もあるでしょうけれども、長く、6カ月以内、就職ができればということで、私のほうは委託事業ということで考えております。

また、各4メニューの雇用される人数につきましては、本来、今、委員が言われたように、たくさん雇い入れれば一番よろしいのでございますけれども、国の雇用の予算枠という、こういう言い方はおかしいのですけれども、本町に振り分けられた予算枠の範囲内で、本年度、4事業にさせていただいたという結果でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問でございます。

ごみの分別指導には、2カ月程度という組み立てになっておりますが、長ければ長いほどいいということもありましたが、先ほど産業振興課長が答弁したように、この緊急雇用創出事業の補助金の枠組みが決まっておりますので、それぞれ4事業に振り分

けた結果、私どもの部分については2カ月程度でいいという調整もしながら、目的自体が緊急雇用創出でございますので、いろいろな事業を展開することが制度の目的を達成できるという調整もございましたので、ごみの分別につきましては2カ月程度という組み立てをさせていただいたところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） まず、基本的なことをお尋ねしたいのですが、主要事業調書というのがあります。その19ページに労働諸費というのがありますけれども、ここの数字と予算書とは合致することになっていますね。143ページのところの関係で。

それでは、わからなければ、私のほうで申し上げます。

町広報誌データ化事業、これは、予算書では51万9,000円になっています。しかし、主要事業調書の中では58万7,000円になっているのです。それからもう1点、ごみ分別指導のほうは、73万5,000円が、これでは83万円になっています。

ですから、私は、最初、主要事業調書を見た段階で、ああ、これだけかと。しかし、今度は予算書を見たら違うものですから、これは何かほかに入っているのですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

主要事業調書と予算書のほうの数字の違いは、社会保険料の違いです。社会保険料につきましては総務費のほうで予算計上してあるものですから、予算書のほうが主要事業調書の額より低い額になっていると思います。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 社会保険の関係ということであれば、その部分を出すのであれば、一般財源の中にその部分が計上されて、こちらとこちらが同じというのが一般的ではないかなというちょっと疑問を感じるものですから、その点はいかがなのですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

主要事業調書を見ていただいたらわかるのですが、道の支出金すべてで賄うということでありまして、2款のほうで組んでおります社会保険料についても、道の補助金を充当した形で予算の計上を

させていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） そうしたら、ここに言う道支出金626万8,000円という数字と、言うなれば町広報誌データ化、それからごみ分別の関係も、それらの金額が出てきていいのかな。逆にそれであれば、商工観光の翁の関係、それから教育委員会の関係も、それではその数字が、下はぴったりなのです。その点の違いはどうなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

私のほうの説明が若干足りなくて申しわけありません。委託につきましては、事業者のほう为社会保険料の負担もしておりますから、直に町が雇う部分につきましては2款のほうで社会保険料を組んでおります。そして、委託に出しているものは委託業者のほうに、委託料の中に社会保険料も当然経費として入っていますので、数字的にはぴったりいく形になっております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 下のほうは、商工観光と教育委員会の関係は委託ということであれば理解できるけれども、それであれば、上のごみ分別、それからデータ化の関係も、何かやっぱりその部分の金額が、僕はどこかに出てきていいのではないかという気がするのですけれども、その点やっぱり、予算書をつくる段階、もしくは主要事業書をつくる段階での、それらの明示を僕はやっぱりすべきだと思うのです。素朴な疑問が出てくるのです、何で違うのかということが。一々我々が質問しなければわからないような資料のつくり方はすべきではないと思うのです。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 中村委員おっしゃるとおりでございますので、今後においては、資料の精査につきましては十分配慮してまいりたいと思っておりますので、よろしく御願いしたいと思えます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今度は別な質問でございます。

ごみ分別の指導啓蒙員の関係の、言うなれば使い方の問題です。お2人を雇うということで、73万5,000円、2カ月間ということですが、私、一般質問の中でも申し上げたように、それであれば、

どういふ啓蒙指導の使い方をするかということが、言うなれば2カ月に2人ということであれば、非常に集中的にやらなければならない、そのためのどういふ方策を、まだ最終的にはいつからということとは決まっていなくても、予算を計上した段階では、使い方をどうするかということが十分検討されていると思います、時期は別にして。その点の使い方についてお伺いをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、ごみ分別指導啓蒙員と名称を振らせていただきましたのは、分別指導と啓蒙活動をやっていたごとうという組み立てにしたところでありまして。特に一般質問でもお答えをいたしましたように、レッドカードが張られたごみ袋につきましては、まず集中的に何が入っていることで回収ができなかったのか、これらの詳細を記入することで、そのごみ袋を出した御本人に気づいていただくと、次回からそのようなことがないようにすることで、まずそういったチェックと啓蒙活動をしていただくと。あわせて、このステーションを管理している町内会長さん等にもお会いをして、実情をお聞きすること、さらにはステーションを管理している者として、ぜひこれらの対応を班員の方々に、ぜひ啓蒙をしていただくようお願いをしていくと。もちろん、臨時にお雇いした2人だけに任せるのではなくて、職員もあわせて、これらの活動を集中的に行う、このようなことを考えているところでありまして。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 何が入っているかということを含めて、やはり私は、ある面で、前段の啓蒙をもうちょっと徹底的にしなかつたらだめなのかと。それは私、一般質問でも申し上げましたように、ごみステーションごとの調査、それからもう一つは、町内ごとのデータをもとにして、やっぱり住民に知らしめる。そうしたら、住民がみずからうちのところは悪いのだなというような条件が出てくるような方法。

言うなれば、僕は今、出てきた段階で、収集する段階でチェックしても、やはり、何が入っているかという、特にプラごみの場合、一般ごみと違って、出した人の氏名確認だとか、いろいろな証拠になるものが非常に少ないような気がするのです。そうすると、やはり出す前にそれらを徹底させる方法、それからもう一つは、収集日に当然、その地域で事前にお回りになるだろうと思っておりますけれども、そういうものも含めた形で、もうちょっと、今までのやり

方で、指導をするといつてもできない。それであれば、排出者の氏名表示ができなければ町内会長に言う。

それでは、町内会長の管理しているごみステーションの周辺の人たちがやっぱり、そういう気持ちが自然発生に起こるような方策をつくっていかないと、一般質問でも申し上げたように、富良野では、やっぱり町内ごとにいろいろなアイデアを出しながら、ここのごみステーションは、そういう不適切な物は出さないような形でやろうと一生懸命盛り上がっておりますので、できればそういう方法を含めて、何とか考えていくという方法で、一つは、クリーン推進員が現在、各町内の中で、報酬のあれがなくなったけれども、まだ存在していると思うのですけれども、その点はどうなのですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問でございますが、まず1点、クリーン推進員の関係につきましては、先ほどの資料でも御説明したように、平成18年まではクリーン推進員の手当ということで、町のほうから明らかに委任をしていることになっていたところですが、現実には平成19年から統合補助金ということになりましたので、それぞれの町内会ごとに対応が異なっております。私が聞いている範囲では、クリーン推進員はその時点でなくなつたと。特にこの方がクリーン推進員という任命がなくなつた地区も聞いてございます。また一方、うちには今も存在しますという地区もあります。なかなかそれらの統一はされていないのだなという認識を持っているところでありまして。

ただ、委員おっしゃるように、このごみ問題の抜本的な問題は、そこに生活する町民一人一人が分別しようという趣旨で、町民がその気になっていただくこと以外に方法はないわけですし、町といたしましても、これらあらゆる機会を通して周知、お願いをしている経過であります。これが効果的という部分ではなかなか見当たりませんが、委員おっしゃるような富良野の方式のような、ステーションごとの実情をとらえて周知するののも一つの方法だなというふうには考えてございますので、いましばらくこれらの有効な手段が、どのようなことになるのか、この普及員のやってみた経過も踏まえて、ちょっと試行錯誤しながら、お時間をいただいて、なるべく早い時期に住民の方々にもその趣旨を徹底させていただきたいと、このように考えてございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） せっかく緊急雇用対策ということで、ごみの関係についての分別啓蒙というこ

とで、やるということで非常に僕は意義があると思うし、できればこれをできるだけ成功させて、何とか町民のごみ分別の適切な排出の仕方ということを、ぜひこれを機会に徹底をさせていただきたいと思います。

特に、僕は富良野の関係のところへ調べに行ったら、我々はもう、毎日スタッフは外に出ているのです。それから市民から、ごみはおまえらが収集するのだろうと、何でもこのようなことまでということも言われたけれども、それを十分やっぱり説明をしながら理解をしていただいたというケースで、上富良野町民も富良野市にもいろいろな人がおりますから、その対応は大変だと思いますけれども、僕は町長の言うように外に出て仕事をしなさいと、このことを、関根係長はもう、我々はそれをモットーにしてやっておりますということでございますので、啓蒙の関係のお2人とともに、それぞれ担当の皆さん方も、ある面で集中的に啓蒙徹底を図るように頑張ってくださいたいお話で終わります。

委員長（長谷川徳行君） 答弁はいいですか。（「いいです」と呼ぶ）

3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） ただいまの143ページの関連でございますけれども、ただいま産業振興課長のほうから、緊急雇用対策の部分で応募に関してハローワークという話も出ましたけれども、私、ちょっとハローワークの応募の概要はわからないのですけれども、当然、上富良野町で失業された方を限定して応募できるのか、ただ、ハローワークという方向から今、町内の建設業協会並びに町内の失業者という話も出ましたので、その部分についてはぜひ町内で失業された方を限定に雇用を図っていただきたいというふうにまず1点、お願いをしたいと思います。

それとあわせて、一番下の図書のデータ化事業の部分、これは委託となっておりますけれども、どのようなことを考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 3番岩田委員の御質問にお答えを申し上げます。

ハローワークを原則は通じて、そこから雇用するというところでございますけれども、あくまでも今、委員が言われたように、上富良野町の住民対象ということで募集したいと。そして、委託に関しても、建設業界のほうには上富良野町在住の方ということで対応させていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 3番岩田委員の御質問にお答えさせていただきます。

学校図書の所蔵図書のデータ入力ということでございますが、基本的なやり方も含めてですけれども、今、各学校においてはそれぞれ図書を所蔵しております。それが、今、コンピューターの更新事業だとかを絡めて、将来的な構想の中でも図書館とのネットワーク化をまず図っていききたいと。その中で、今現在のところ、それぞれ各学校においての図書がデータ化されていないというのが今は現状であります。そういう意味も含めたときに、図書の分類等も図書館とあわせながら分類して、さらにそれをデータ化をまずしていききたいと。そしてその中で、整備を今度、図書館のほうで受け入れというのですか、今、体制もつくっておりますけれども、そういう形の中で、それぞれの図書の情報交換ができるような形を進めていききたいということで今は準備を進めております。

なお、蔵書のデータ化につきましては、基本的には専門的な分類の仕方等がございますので、当然、専門の人が一応1名ということで、あとは雇用対策の中で実施をしていきたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 1名の雇用ということは、これは委託料になっているので、業者に委託するのではなくて臨時雇用として対応するのか、その辺ちょっと、もう一度確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 3番岩田委員の御質問にお答えさせていただきますが、ここにも書いてございますように、業者に委託をするということで、業者の中でそういう、専門家の方が1名、それから、当然、作業する方についてを逆に、こういう雇用対策の方を雇用していただいて、実施をしていただくということになって、委託という形をとっています。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 当然、業者ということであれば、町内にそのような業者がいるのかいないのかちょっと、私は理解できないのですけれども、もし町内でそういう業者がいなければ、当然、担当所管のほうで臨時雇用という形が図れないのか、その辺もあわせて伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 図書館業務の中でできればいいのですけれども、なかなか図書館の職員

が、基本的には1名しかいませんのと、それから文書分類の仕方等については専門的な要素がありますので、そういう形の中で専門家の委託と一緒に考えております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 町内の業者で対応できるのかできないのかちょっと、済みません。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） これから業者選定の中で、当然、町内の業者にもそれぞれ当たっていききたいと思っておりますが、まだ私どものほうの考えの中ではなかなか、町内の業者では、専門業者としてはいないということでありますので、町外の業者になろうかと思えます。

ただ、その中でも当然、実際の単純作業になりますので、作業員につきましては町内の住民を雇っていただくような形をとれるような形で今は進めていきたいと考えています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 143ページの雇用創出についてお伺いいたします。

国からの補助金という形でいただいて実施するということがあります。観点は、やっぱり今回の交付金の中には6カ月の雇用の対象者という方であると同時に、それ以外の方も対象になるというふうな指導がされていると思うのですが、この点はどうか。答弁の中では、あくまでも失業給付を受けている方、もしくはそういう方が限定だということになっておりますが、その点はどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

ハローワークの求職者を対象ということかという御質問かと思っておりますけれども、失業されている方、高齢者の方についても、仕事についていないということであれば、それが証明されるという形の方であれば対象となり得るものと聞いております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そうすると、幅広く雇用の対象が広げられるということだというふうに思います。

今回の雇用創出の、総体的に何人雇用されるのか、大体1人当たりの賃金体系というのはどのようになるのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまの御質

問にお答えをさせていただきます。

今回の緊急雇用創出事業として、失業された方として雇い入れる方につきましては、4メニューにおきまして9名、期間については2カ月から6カ月というようなことでございます。

賃金体系ということでございますけれども、ごみの分別に関しましては、1日8,160円、それから、町広報誌データ化につきましては、事務系ということもありますので1日5,760円、それから、翁公園整備事業、これにつきましては、委託事業ということでございますけれども、積算といたしましては、時間当たり1,130円ということで算定をいたしております。また、学校図書館のデータ化でございますけれども、これにつきましては1日6,400円ということで積算をいたしているところです。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 総体的に9名ということの話であります。これがいいか悪いかという論議をしたいと思うのですが、潜在的に、やはり仕事を求める方がいるとすれば、いるのだらうと思えますし、いるのです、実際。9名でいいのかという話になるのですけれども、この点は、どういう積算のもとで9名限定ということになったのか、お伺いしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、9名の根拠でございますけれども、緊急雇用対策の補助金を活用して雇用をするということが前提でございましたので、まずこの金額に応じて各事業を抽出した中で、その金額に合わせた中で9名ということで、雇用的人数を確定させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 結局、交付金の範囲内ということの話だと思いますが、私、この問題は、あくまでも交付金の範囲内ではなくて、これを生かして創造的に自治体で活用しなさいということの指導なので、これに上乘せるとか、そういう方法はとってしかるべきだと思うのです。やはりそういうことは考えられなかったのかどうなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

実は、その議論も理事者側とやっております。そ

れで、まず、緊急雇用対策の募集をかけた段階で、そういう方が出てくるのが一番理想でございますけれども、そういう応募があった場合は、今言ったように一般財源を使って雇用対策に努めてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 当初予算ですから、また補正するとか何とかではなくて、一定の雇用見込み数、架空のものではないと思いますが、やっぱり一定の人員確保という点で、やっぱり当初からそういったものは、予定する部分、あるいはこのくらいだということで、それぞれ予算というのは積算されているのだと思うのですが、やはり想定した中で予算も編成されるべきだと思うのですけれども、今回そういう措置はとらなかったということですが、これはちょっと問題があるのではないですか、この予算のつけ方に。どうですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に私のほうからお答えします。

今、担当課長のほうからも申し上げましたように、町としましても、当初予算の案の策定終盤において、道からの交付金の活用について種々議論しました。一応、制度的には3年間というふうに聞いてございますし、また、交付金の町に対する金額的な枠の中で緊急雇用対策ということも、非常につくりとしては難がありました。

3年トータルでは単費を用いてやることも視野に入れていますが、今、委員がおっしゃられるように、この町内の中で、こういう要件を満たすような失業者の方がどの程度いるのかについては、非常に流動的な要素もありますので、取り急ぎ、当初予算におきましては、国が今、対策を打つ、その内容をベースに予算を組み立てましたので、私どもは、これからまた、今、新聞でも報道されているように、09年度の国家予算の中でも、緊急経済対策という、そういう名のもとにいろいろ策が練られているようでございますので、公共事業を前倒しすることも含めまして、雇用の機会を創出しなければならないというふうに考えてございます。

あと、今の段階で詳細に申し上げることはできませんが、今申し上げましたように、4月に入りまして、こういう事案にどの程度が応募されるのか、そういう動向を見ながら、場合によりましては次年度以降のいろいろな計画を前倒しすることも含めて、これらについてはそういう状況に対処してまいらなければならないというふうに課題認識を持ってございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 例えば翁公園の整備にしても、事業所の方にしたら、そういうことで事業を引き受けて、雇用を拡大してほしいということになったとしても、人員が少ないという中でどうしたらいいのだと、活用の仕方が中途半端だと、雇用創出のお金ということで出されたとしても、そういうふう考える部分があるのではないかなというふうに思います。その点、疑問を感じている点です。

あと、もう一つは、図書データにしても、恐らく専門の業者がないということで委託するというところに、なるべく地元の雇用を、やっぱり人を使ってもらおうということではありますが、これにしたって、いわゆる委託業者の範囲で終わる可能性があるかもしれないという懸念があるのです。そういうことも含めて、今回の予算の配分の仕方というのは、やはり財調の積み立てを取り崩しながらこういったところに充てるだとか、その予算の組み方自体が、もうちょっと弾力的に運用して、活用できる部分があったのだと思うのですが、副町長、これはどうなのでしょう。

最終的にはこれからの国の補正予算の中で、それを前倒しにして、その雇用対策に振り向ける、そういう考えもあるということを言っているのだけれども、それ以前に、やっぱり雇用の創出をきっちりうたうのであれば、そういった財調の取り崩しなんかもやりながら、こういったところに町独自の予算の上乗せを、やっぱり当初からやるという、そこが大事だと思うのですが、もう一度あわせて確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答えします。

私どもも、まだ地域の実態を詳細に把握はできてございませんが、以前にも申し上げましたように、いわゆる輸出関連企業の、そういう会社関係の情報については、若干、製造受注も戻りつつもあるというような話も聞いてございますし、といいながら、一方、どの程度の失業者の方が今、困難な生活を強いられているのかについては、十分に把握はできてございませんので、私どもも今、この予算の枠組みが地域の実態に十分応じられるという、そういう確証のもとに予算を計上したということではなく、あくまでも今、国のそういう制度活用の事態に対処するというベースをつくりましたので、先ほども申し上げましたように、今後、4月以降のそういう動向を十分把握した中で、必要なものについてはまた、そういう事態に応じて対応してまいりたいというふうに考えてございますので、その点ひとつ、御理解

をいただきたいと思ひますし、もっと早く、もっと大きな、市レベルで、いろいろと緊急雇用対策という名のもとに、雇用関係の機会を設けたようでありますけれども、多くが季節労働者の方が集中して雇用に至ったということでございますので、本来、こういう経済の大きな変化に応じて失業された方については、なかなかそういう向きがなかったような話も聞いてございますので、少なくとも我が町の地域実態を十分踏まえて、事態に対処してまいりたいということで考えてございますことをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 専門性が要求されるものだとかいろいろありますので、なかなか、とらえ方としては大変難しいし、どれだけ雇用があるのかという点もあるかもしれませんが、何回も言ひますけれども、もう一度見直していただきたいというふうに思ひます。

そしてもう一つ伺ひたいのは、労働の相談窓口を町長は開設するということでありましたが、これは恐らく4月から、もう準備が進められているというふうに思ひますが、これは、雇用の問題、あるいは失業や年金等の問題、そういった窓口対応ということで開設されるということで想定してよろしいのかどうか、お伺ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

4月から、私も産業振興課のほうに商工班ということで、廊下のパネルにも、既存の部分で使用をいたしましたので、雇用相談の部分の窓口については、字がちょっと小さい部分もありますけれども、今進めているのは4月1日からに向けて、柱に、また大きな掲示をしまして、雇用対策ということで準備を進めております。中身につきましては、今、委員言われたとおり、そういう部分が主な相談窓口になろうかと考えております。

以上でございます。

5番（米沢義英君） 窓口設定しましたという周知もされるのですよね。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） できるだけ早い時期に周知をさせていただきたいと、このように思っています。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 農林業費でいいのですよね。

委員長（長谷川徳行君） いいですよ。

10番（和田昭彦君） 147ページの農業後継者対策のところでもちょっとお尋ねしますけれども、昨年、農業後継者に割く予算が少ないのではないかと質問をさせていただいたのですけれども、早速、新規事業で担い手サポート奨励補助ということで、農業後継者就業奨励補助ということで上げられてきたのですけれども、この内容についてちょっと説明していただきたいのと、あわせて、予算は少ないのですけれども新規就農者誘致事業がどのような内容のものか、ちょっとお知らせ願ひたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 10番和田委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず初めの農業後継者就業の奨励金の部分でございますけれども、これは、45歳未満の方が住居することが条件ございまして、一月2万円で、12カ月ですから24万円、96万円の内訳でございますけれども、今までの就業のいろいろなデータを調べた結果、4名程度が見込まれるのではないかとということで、4名の部分で96万円ということで予算計上させていただきました。

また、新規就農の誘致事業の部分でございますけれども、9万6,000円につきましては、これは新規就農者に対して賃貸契約の、これは継続事業でございまして、賃貸料の2分の1の助成を行っている事業でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 新規就農者、実際にそういう人がおられるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 過去に、今、継続事業で、北海道の農業開発公社の間で農地賃貸契約、5年間ということで新規に入って結ばれて、1人、その人が対象で、この制度に乗って、今、2分の1の賃貸料の補助を出しております。1名でございます。

10番（和田昭彦君） わかりました。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） ただいまの関連でございますけれども、ただいま月2万円で一年間で24万円ということで、それは何年補助される予定なのか、この事業を何年継続する予定でスタートしたのか、その辺をお伺ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 岩田委員の御質問にお答えを申し上げます。

期間につきましては、2年間でございます。そして、実施の部分については今、第6次農業振興計画の実施期間で実施したいと。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） ということは、10年というところでとらえていいのか。

それから、あわせて、例えば就業しながら専門学校等々に通っているのも後継者として受け入れられるのか。それから、もう既に後継者としていて、当然、2年間ということであれば、20年度に後継者として就農していると。そういう方は、1年は補助対象になるのかならないのか、あわせて伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 農業振興班主幹、答弁。

農業振興班主幹（松田宏二君） 3番岩田委員の御質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、先ほど課長のほうから答弁させていただきまして、第6次の農業振興計画の中での一つの施策として、担い手の施策としてつくったという経過でございますので、基本的には、この事業については、第6次の農業振興計画の計画期間であります平成21年から25年までの5カ年の期間をもって対応したいというふうに考えています。

あと、これの始期ですが、始期については当然、平成21年度からの計画に基づくものですので、どこかで線を引かなければならないということもありますので、基本的には平成21年度からの適用ということで、町内に、要するに今後2年以上、帰ってきて居住して、農業に、あるいは、これは商工も対象ですけれども、そういう自営業に専業として新規に帰ってこられて従事する方を対象にしたいということでもあります。

ただ、若干、運用上で、2年といいましても年度で2年間という区切り方がちょっと、要するに帰ってくる時期もありますので、そこら辺については、実際の交付する時期と申請の時期を見て対応したいなというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 岩田委員、いいですか。（「はい」と呼ぶ）

2番村上委員。

2番（村上和子君） 関連でございますけれども、昨年の5月で農家の戸数が343戸、これは現在もこのような戸数なのでしょうか。まず1点目、

それをお聞きしたいのです。

それと、アンケートの内訳で、231戸の方が、町のアンケート、この計画を立てるに当たりまして募っているのですけれども、家族経営の方が216戸、それから、1戸の法人の方が12戸、それから複数の法人の方が3戸ということで、計231戸ですけれども、そのうち、わからないも入れて160戸、約70%の方が後継者がいないというふうに答えておられるのです。それですからもっと、何というのでしょうか、町としても、新しい事業として予算化するにしましては予算も少し少ないのですけれども、担い手農業者に力を入れるべきだと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の、現在までの農家戸数でございますけれども、今、343戸でございます。そのうち認定農業者を受けておられる方が298戸ということでございます。

それと、今、委員御質問がありましたように、アンケート調査、第6次農業振興計画の作成に当たりまして、農協さんのお力をいただきまして、各農家に対しまして要望等アンケート調査を実施いたしました。その中で、今、村上委員が言われたように、本当に後継者不足を心配されている農家が非常に多いと、それは私どもも承知しておるところではございますけれども、今後、後継者対策につきましては、やはり町といたしまして、今、農協と、また普及所等も連携しながら、やはり、ちょっと言葉で言うのは簡単でありますけれども、お許しをいただきまして、やはり農業が魅力ある、また経営安定できるものにしなければ、この問題は私は解決できないと、このように思っておりますので、今、農協さん、先ほど言いましたように普及所さんを含めて、やはり高収入になるような部分の、栽培も含めて、今後、皆さんと協議した中でやっていかなければならないなど。それが後継者が育つ、これは一つでございますけれども、一つの要因ではないかと、このように思っておりますので、今後におきましても、農協、また関係機関の皆さんと御協議をした中で、少しでも収益の上がる、それが一番重要だと思えます。

そのためには、やはり地場産業であります米ですとか野菜も含めて、やはり購買力が拡大されなければならないと私どもも思っておりますので、この辺も含めて、現在取り組んでおります米については、道東方面に農協の皆さんと消費拡大の運動を展開しております。そういうことも含めて、また、今、豚

肉ですとか野菜も含めて、今まさにこれから、地産地消も含めて、連携しながら、やはり少しでも収益が上がるような展開をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 高収入になり、魅力ある農業にしなれば、なかなか後継者も育っていかないと。もう70%も後継者の方がいないという現状がありますからね。

ちょっと町長にお尋ねしたいのですが、町長は、家族経営ですか、こういったことに余り固執をしないで、それで機械の購入が非常に負担になっているのではないだろうか、こういうようなことを、町長は農業の専門家ですらっしゃいますので、そういったことで、やっぱり魅力ある農業ということだと思えるのですが、町長はどちらかという複数法人のような形に持っていけばというふうなお考えなのでしょうか、ちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

農業経営の形態は、多様な形態があると思っております。自己完結型の個人経営でも、それも結構でしょうし、法人化を、1戸1法人という制度もありますけれども、それらも含めて法人経営ということもあるでしょうけれども、いずれにいたしましても、経営の基盤がしっかりとそれによって整うということが大前提でございまして、どちらの形態も私は、経営形態としてはあっていいというふうに考えております。

ただ、日本人の自由主義社会の中で、農地解放以降、個人経営というものが非常に、理想の経営の形ということが農家の間で定着しておりまして、経営者という意識が非常に強くありまして、複数の方々と協調して、会社のような組織経営ということに非常になじまない、現在はまだそういう鍛錬が十分されておられませんので、そういう中で共同化、法人化というような、係数上は非常に効率上がるということは理解できるのですけれども、実際、経営に入っていきますと、非常にメンタルな部分で、なかなか所期の目的を達し得ないということで、私、常々申し上げているのですが、経営を選ぶか自由を選ぶかということで、生活の安定を求めれば自由は当然制約されるということを常に言っているのですが、そういうことがこれからだんだん、相当、今の若い人はそういう教育を受けてきておりますので、世代が変わっていくことによって、おのずと形は修

練されていくと。どちらの形態も今後あるということと、さらに、過剰投資ということが非常に経営を圧迫している実態がございまして。また、国等の補助事業制度というものも、非常に事後検証が、どちらかという十分に納められていなかったのかなど。農協も含めて、そういう指導機関も当然、そういう指導の責任もあるのですが、最終的には経営者であります農業者の方ですから、そういう経営感覚というものを非常に強く求められてこなかったということの結果が今日ではないかなど。

また、現在、ふらの農協は、そういう経営感覚を高めるといふことではかなりのエネルギーを注いで今、農家を指導しておりますので、やがてこれは実を結んでくるものというふうに理解しております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 145ページの農業委員会の関係でお尋ねをいたしたいと思っております。

日の出公園臨時駐車場の問題で、いろいろな過程がありまして、その中で、農業委員会としていろいろな面で体制を確立をするというふうなことで、昨年12月26日に、農業委員会規則、それから会議規則、それから事務局規程、それから、あわせて事務監査委員会規程を新たに設けたということで、それぞれ今までの経過の中で総括をして、こういう形でされたということで承知をしております。

それで、一つは農業委員会の事務局規程の関係でございまして。

全面改定をされたということですが、この中で、文書規程の関係が明確になっていないような気がするのです。というのは、この文書の関係が非常にずさんだった関係もありますので、どのような形でということで、というのは、12月の定例の中で、例えば5条申請の原簿が何年保存なのかということが全然ないので、そうしたら永年保存だということで答弁を受けたところです。

今回、改定になった事務処理の第8条に、事務処理については上富良野町文書事務規程、事務取扱規程の例によるということになっております。それで、私は5条申請の原簿がどうなのかということを知りたいので、これらのものも含めて、どう文書取扱規程の中に入っているのかなということで見たら、何も入っていません。

それで、富良野市の農業委員会の事務局規程を見ました。そうしたら、同じ第8条なのですが、文書の保存ということで、簡潔文書の保存期間は次のとおりとする。ただし、法令等によりまたは時効の関係により一定期間の保存を必要とされる文書の保存期間は、当該法令によって期間または時効の関係で必要とする期間とする。その後、第1

種、永年保存、それから第2種、10年保存、第3種、5年保存、第4種、1年保存。それから、第4種の1年保存というのは、永久、10年、5年に属さないものと。なお、準用規程で、この規程に定めるほか職員の服務及び事務並びに文書の処理に関することについては、富良野市の例によると。そういうことで、上富良野の今の事務局規程の中では、第8条の中身が何もなく、すぐ上富良野町にと来ているものですから、それならば文書のどれが永年で、どれが10年、どれが5年ということが全然わからないので、私はああいう質問をしたのです。

それで、私は、富良野の場合、第1種の永年保存は1から10まで項目を述べてあります。それから第2種の10年も1から4、それから第3種の5年は1と2とあります。したがって私は、せっかくやったのであればということで気にはしてはいたのですけれども、本来的に、このものは必要がないと思って、一応、事務局規程の中に入れていなかったのか、それとも、これについてはやはり入れていくべきだったのかという点でお尋ねをしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（伊藤芳昭君） 9番中村委員の御質問にお答えを申し上げます。

今言われたとおり、12月26日に農業委員会の部分については改正をさせていただきました。その中で、いろいろな役場の文書規程の年数ですとか、それもでございますけれども、我々、今、農業委員会として打ち合わせさせてもらったのは、申請内容もいろいろあるでしょうけれども、原則、農業委員会にかかわる書類については永年保存しようということを確認をさせていただきました。

また、今御指摘がありました第1種から第4種の富良野市の事例でございますけれども、私どもも、農業委員会の部分の素案の核になるものは、北海道の農業委員会規則の中で準用しておりますので、たまたま今、26日の部分の改正の中にはそういう部分がございますけれども、原則、去年、いろいろな問題になった重要な部分につきましては、永年保存ということで取り進めることで、そういう今の永年保存の部分で確定をさせていただいたということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 課長のお話はわかりますけれども、北海道農業委員会の準用といたって、この中には何も触れていませんので、やはりどなたが仕事をして、きちんとわかるような形で書類の、結局、私が言いたいのは、文書が非常になかったわ

けでしょう。5条申請、4条申請の申請書、本物がないケースが、17件のうち何件があったわけですから。そうすると、やはりこうやって文書規程の中にはっきり明文化して、これはこうなのだよという形で、やっぱり職員がかわってもわかるようなスタイルを一つの規程でやっぱりやっていくべきだという気がするのです。

上富良野の文書規程と、それから農業委員会の文書規程の中に入っている専門の文書がいろいろあるわけですから、そうすると当然、そういう中で、文書規程の中に、僕は、第1種から何種、それはあれですけれども、それぞれ永年、10年、5年、1年というような形でのものが、やはり明文化すべきだと思いますけれども、あくまでもこれは規程でございますから、言うなれば農業委員会の会議で決定できるわけですから、できれば、今後のこともありますから、そういうことでやっていくべきだと思いますが、その点、ちょっと明確に御答弁いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（伊藤芳昭君） 中村委員の質問にお答えを申し上げたいと思えます。

今の御質問内容を、また私も農業委員会として、協議会等で、また調整させていただきまして、対応させていきたいと、このように思っています。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにありませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 1月23日付ということで、議長に第4回農業委員会臨時総会における報告第1号をいただきました。例の17項目のうちの各項目別に出されておりました、しかし、17項目のうち7項目は、まだ未了の関係なのです。それで、これらの関係は、いつぐらいまでに完結をして、一応始末をつけるということになるのか、その点ちょっと確認をしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（伊藤芳昭君） 9番中村委員の御質問にお答えを申し上げます。

議会に報告をさせていただいた部分でございますけれども、これにつきましては、早急にできる部分と、まだもう少し時間が必要な部分がございます。それで、中身的には、ほとんど、融雪後に結論を出して、結果をちゃんと精査したいと、このように思っています。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 報告書を見ますと、今、課長の言うような、融雪を待ってというようなことも何力所かありますし、それからまだ工事中であれだというケースもあります。一応改めて、17項目全部終わった段階で、議長あてに報告書を出していただいて、我々議員が閲覧できるような状態にしてくださいということをお願いして終わります。

委員長(長谷川徳行君) 4番谷委員。

4番(谷忠君) 151ページ、ちょっとお聞きいただきたいと思います。

ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、この中で家畜伝染病の項目がありますけれども、一昨年と昨年、続けて上富良野の牧場でヨーネ病が発生したという経緯があります。一年間で終息すればよかったのでありますけれども、続けて同じ牧場からヨーネ病が発生したという関係がございまして、その後、その対策はどうなっているのか。あるいは、この予後対策の中に、その予算計上もまだ継続していると、終息宣言がなっていないというような判断をしているものですから、この予算化の中にその対策費も含まれているのかどうかについて、ちょっと確認させていただきたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 農業振興班主幹、答弁。

農業振興班主幹(松田宏二君) 4番谷委員の御質問に私のほうからお答えしたいと思います。

ヨーネ病対策につきましては、お話のあったとおり、残念ですが一年間での短期の終息ということにはならなかったということで、引き続き、ヨーネ病検査については、血をとったりとか、ふん便の検査については継続しております。

それで、直近の3月9日に検査を了している部分で、血についてはすぐ結果が出ます。それについては、全頭陰性ということで、一応結果を受けております。

こういうような形で、引き続き体制をとった中で、ヨーネ病の対策については進めていきたいというふうに考えております。

あと、予算の面での内容ですが、この151ページの家畜伝染病予防費の中の負担金の中に、我が町の家畜自営防疫組合の予算を計上しておりまして、その額については、町から出す分については60万円を今、この245万円の中に含まれております。

それと、あともう1点については、富良野地区の農業共済組合の獣医師さんの経費を沿線で1、2区分を負担している経過にございまして、それらについても町の沿線の取り決めに応じた中で、185万円を獣医師の人権対策費ということで、予防に係る部分の負担ということで計上しております。

したがいまして、ここでは245万円総額がその対策費ということで位置づけております。

あと、具体的なヨーネ病に係る部分の対策については、先ほどお話しした家畜自営防疫組合の組織の中で対応をするということで、特に臨時的に、消毒薬とかそういうものが経常的に、通常の部分と別にかかりますので、それらについては、その組合の中で協議いただいた中で、そういう面での支援とか、あと、先ほどお話しした検査のときに対する使途も全頭検査になりますから、人的支援も必要になりますので、町の職員ですとかJAの職員も含めて、人的な面でも支援をする中で、終息に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 4番谷委員。

4番(谷忠君) ヨーネ病の関係ですけれども、3月に検査をして、全頭が陰性であったというような報告であったのですけれども、これは昨年、同じ牧場で発生して、3月で検査したら、何カ月目になるのかな。昨年発生したのがちょっと、何月だったか忘れてしまったのですけれども、何カ月目の検査になったのか、あるいは今後の検査の日程について、ちょっとお知らせください。

委員長(長谷川徳行君) 農業振興班主幹、答弁。

農業振興班主幹(松田宏二君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

3カ月ごとに検査をしております。そして3カ月ごとで、なおかつ先ほどの血の検査とふん便の検査をするわけですが、結果的にちょっと、いろいろ、乳製品との関係がありました部分があったのですけれども、昨年の9月に実質やって、そして12月に再度検査して、その検査結果が、ふん便であれば3カ月後に答えが出ますので、それが出たと。そしてなおかつ、先ほど言った3月9日の血の部分については、1日か2日後に検査が出ますので、その検査についても結果が陰性だったということで、一区切りの部分では安心をしているところですが、次につきましては、また同じように3カ月後ということで、また血とふん便の関係を検査をしていくということになります。

それで、2回ほどクリアしていますので、今後については、当然、3カ月後の検査については引き続き行いますけれども、牛の移動等については、今度は家畜保健衛生所の証明をいただければ移動できるとかそういうような部分で、若干、経過を経ることで、そういうふうな緩和の部分で対応ができる部分もありますので、これら引き続きやっていく中で、残り2年間ほど、最終的に3年程度かかる見込みに

なりますので……（「中身は知っているからいいんだ」と呼ぶ）一応そういうふうなことで、今回のふん便が3カ月後にまた出ますし、3カ月後の6月には、また同じように検査を継続するというような形になります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにないですか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 147ページの農業経営基盤の強化利子補給という形で1,100万円載っておりますが、これは、中身でいえば21世紀の農業フロンティア融資事業だとかの、19年度はそういう名目、あるいは次世代のスーパーL資金、リフレッシュ資金だとか、いろいろありますが、どういう内容になるのか、また、利子部分の補給は何%補給されているのか、この点あわせて、わかりましたらお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

今、委員言われました、この中には、3融資事業がございまして、まず21世紀のフロンティアの部分でございまして、これにつきましては、利息が、一番上限が2.37でございまして、そのうち1%を北海道が利子補給しております。それと、L資金の部分とリフレッシュ、さまざまございまして、本人負担、まずL資金の部分でございましてけれども、ゼロから1.8%の中で本人負担ということでございまして、21世紀フロンティアにつきましては0.8%、リフレッシュにつきましては1%ということでございまして。

件数につきましては、L資金が185件、21世紀のフロンティアが1件、リフレッシュが4件でございまして。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） スーパーL資金等については、いろいろ、こういう制度があって助かっているという話も聞きます。実際、借りるとなると、その枠が少ないだとか、いろいろな要因があるかというふうに思いますが、このスーパーL資金等については、枠というのはどういうふうになっているのか。借りやすい条件はあるのだけれども借りられないだとかという話も聞きますので、その点ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 農業振興班主幹、答弁。

農業振興班主幹（松田宏二君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

L資金につきましては、特に無利子化というふうなことで、非常に、通常ですと一番高いので2.25%ですが、それが実質、農産漁村振興基金等から利子補給もありまして、なおかつ町と道の部分ということで、大体今は0.3%程度を町と北海道で負担しておりますが、非常に、無利子化、さらに実質ゼロになるまでの優遇措置が来年の3月31日まで続けられますので、非常に需要が高いというふうなことでございまして、それで全国的な枠が設定されますが、非常にそういうことで需要が多いということで、国のほうでも一定程度前倒しをしながら枠を配分してくれるような措置もなっております。

そういった中で、我が町においても、今回、例えば平成21年度であれば5億7,000万円程度を需要として報告しておりますが、それらの枠をもって、最終的には全体、道内あるいは全国の枠の中で措置をされるように、またお願いをしているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 最終的には国の枠をふやしてもらうだとかいろいろ感じるかと思えますので、その点。あわせてお伺いしたいのは、今後、農業振興計画に基づいて、アンケート調査の中にも、こういった利子補給等についてのやっぱり要望が多いという結果になっております。

また、担い手に対する対策としても、あるいは奨励金の交付や公的支援制度の活用などによって、その技術をさらに向上させたいというような取り組みを、そこに対する支援をしてほしいというようなアンケートも寄せられておりますので、この点に対して、これから具体的にになっていくのだらうと思えますが、現段階において具体化するとなれば、どういうものが必要最小限、具体化される必要があるのではないかというふうにご考慮されるのか、この点、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、今の資金制度の部分でございましてけれども、第6次農業振興計画の中で、従来、平成21年3月までの部分で、第5次農業振興計画の中で策定させていただきました農業資金につきましては、今まで第5次農業資金計画の中で、資金提供の部分については2%の利息ということで、そして80%の手持ちの金額ということで、このアンケートの調査の中でも非常に使い勝手が悪いということでございましたので、まず、この第6次農業振興計画の中には、その2%の金利についてはゼロにするというこ

とで、そして、あとは全額、要するに手持ちの金額はなしで全額補助対象ということで改めることとしたしております。

それともう1点、施設の設備投資ですとかそういうものにつきましては、第5次では小規模土地改良事業等が含まれておりませんでしたけれども、アンケート調査の結果、そういうものが希望として多いということで、第6次につきましてはそういうものを取り入れさせていただいたということでございます。

また、まだこれは4月1日から実施するわけでございますけれども、さまざまな要望等が出てくるところから、詳細につきましては、大きなくりの中で、担い手の育成、生産性の高い農業、そして環境と、調和された安心・安全な農業と、そしてあとは地産地消ということで4項目をうたいまして、その中でそれぞれ対応していきたいということでございます。

そして、営農支援、第5次の、これについても従来どおりゼロ％ということでやっておりますし、先ほど2％と言いましたけれども、低金利を考えて実施したいということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひそういったいろいろな改善の取り組みを進めていただきたいと思っております。

地産地消の関係でお伺いしたいのですが、やはり加工販売するというような具体的な形態の中で、付加価値を与えていくというような取り組みが全国でもされております。やはり上富良野町においても、地元の豚肉も使いながらそういう取り組みもされておりますが、さらに農業の、生産している、その産物からの、やっぱり具体的な、加工して、地元でも販売できるような、そういう形態というのはぜひ必要だと思っておりますが、町長の方針の中にも、そういう形態の中での、やはり付加価値をつけた、やっぱりそこにも当然雇用が生まれるというような、執行方針にもうたわれておりますので、この点については、当然、地域の業者も含めて、いろいろと、関係機関等の力もあらわさなければなりません、なかなかそう簡単にはいかない部分もあると思うのですが、やっぱりあるところから一歩踏み出す必要があるというふうに思いますので、この点はどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まさに私どもが今展開しているのは、地元の食材を広く消費していただけるような商品を開発しまし

て、拡大したいということでございます。ただ、これにはある程度の時間が必要でありますし、今、委員御質問にありましたとおり、やはり地域間の連携、その農家との連携も必要でございます。

ただ、今、できることからということで、我々商工会、また農業者の、また農協の関係の方々との協議をした中で、やはり去年から取り組みをさせていただきましてノロッコ号に対する駅弁の部分については、去年の実績で830食ぐらい販売できたということで、実績の報告を受けております。これについては、米、また地元の野菜、また豚肉等を使って、そういう展開をしております。

また、今後につきましては、去年の実績で830食ということでありますけれども、今、旅行会社の、決定いたしましたのは、近畿旅行会社が上富良野町に、この近郊に観光誘致した部分で、弁当の契約を締結したということを知っておりますので、またさらに、駅弁等については、上富良野産の豚肉、また上富良野産の米を使用した、また野菜を使用した部分で、PRの期待が持てるのではないかと。

それと、きょうの道新にもありましたように、商工会が主体になりまして、村おこし等の、いろいろな部分でやっていただいております。その中で、22日、グランドホテルの総シェフが来まして、上富良野町の豚肉を使った料理の講習会等も、実際、商工会の皆さん、村おこしの皆さんの力で、そういう展開をしております。そういうことも含めて、今後、商工会、また農協、あとは農家の方との連携を含めながら取り組んでいきたいと。

そして、去年の8月の段階でございますけれども、プリマハムとの間で、四季彩のまちというロゴを商標登録いたしまして、この部分が豚肉の生産から販売、加工までということで、実際にはかみふらの工房がやっておりますけれども、その表はプリマハムでございますので、今、千歳空港、また全国のデパート等に対しまして、生ハム、また製品された上富良野町の豚でつくったハム等が、四季彩のまちのロゴの中で、上富良野の推奨品ということで販売展開して、私どもが聞いておるのは、千歳空港の中では評判が上々だということで、ことし含めて販売の拡大が期待されるということでございますので、そういう企業との連携を含めて、町の、先ほど御説明申し上げましたように、米ですとか季節の野菜ですとかメロン等も今、そういう企業に働きかけをしまして、そういうお力をかりた中で、宅配便の関係で、ハムと時節のメロンですとか米、一緒にプリマハムの部分で販売できないか、その辺も今、盛んに調整をしているところでございますけれども、実際どうなるかわかりませんが、そういうこと

で、努力しながら、少しでも販路拡大に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 米沢委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ）

暫時休憩いたします。

再開時間は、11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 145ページの町アグリパートナー協議会補助、これは、昨年一年間の、結婚に至るような実績はどのようになっているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

町のアグリパートナー協議会の実績でございますけれども、残念ながら去年の段階では成功された方はいらっしゃいません。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 何人ぐらい今、対象者というのでしょうか、花嫁を募集というか、そういったことを、対象者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 村上委員の御質問にお答え申し上げます。

対象者は、ちょっと正確な数字は掌握しておりませんが、今現在、いろいろな、富良野地方アグリパートナー協議会、町独自でやっている事業というのは余りございませんので、上富良野町の農業後継者対象に、富良野地方アグリパートナーが開催されるサマーフェスティバルですとか、いろいろな催し物の中で、上富良野町の農業後継者の募集をさせていただいております。その中で、手を上げて、参加される方が大体3名から4名でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで一般会計予算の5款の労働費から6款の農林業費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、7款商工費の158ページから167ページまでの質疑に入ります。

1番岡本委員。

1番（岡本康裕君） 159ページ、商工業後継者対策費としまして、商工業者後継就業奨励補助とありますが、先ほど農業のほうでも出てまいったと思いますが、商工関係のことだと思えますけれども、その内容についてお聞きします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 1番岡本委員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど農業のほうで御説明させていただきましても、要件的には同じ、45歳未満の方が2年間住居する後継者ということで対象でございます。先ほど言いました過去の就業された実績等、商工会等と打ち合わせした結果、2名程度でなかろうかということで、2名で24万円で、48万円予算計上させていただきました。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 一つだけ関連質問なのですが、今、その後継者対策なのですが、農業も同じだと思うのですが、予算はとってあるのですが、農業のほうは4名と商業のほうは2名ですか、これは、もし人数が多くなった場合でも対応はできるのかなと、それだけ一つ。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 11番渡部委員の御質問にお答えを申し上げます。

当然、そういう要望がございましたら対応いたします。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） 159ページの中小企業振興貸付事業費が9,138万6,000円ということで上程されておりますけれども、これは国の施策によりまして、このような形になってきていますが、実際に、これの貸し付けの申込数と実行されたかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番一色委員の御質問にお答えを申し上げます。

中小企業の融資貸付制度でございますけれども、平成20年度実績で説明をさせていただきたいと思っております。

平成20年度貸付件数におきましては、53件貸し付けを受けております。融資資金につきましては、実績で8,927万円でございます。

また、平成21年度につきましては、それぞれを調整しまして、8,915万円の融資資金ということで計上させていただきました。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） これは、商工観光課ですとか商工会が窓口になりまして認可をいただきまして、実際に申請するわけなのですけれども、実際の決定権というのは実行する銀行側にありまして、非常に、何か実際に申し込みをしても、借りに容易にまもらないという形がよく話で聞いております。本当に、具体的にお聞きしますと、53件あって、満額に近いものが実行されておりますが、本当に困った者が借りにできないと、まさに絵にかいたもちだというようなお話も多々聞いております。当局としてもそれに対する何か具体的な策があるかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番一色委員の御質問にお答えを申し上げます。

今、委員説明されたように、貸し付けする方はそういう金融機関でございますけれども、私どものほうといたしましても、銀行に対しましてその分の資金提供をいたしておりますので、本来そういうことがなければ一番理想でございますので、もしそういうことが、本当に借りにしたい人が借りにられない状況ですとか、そういうものがあれば、私ども金融機関と調整する、また商工会も交えて調整する機関もでございますので、そういう意見を踏まえて当局に申し上げたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） そういう具体例がありますので、ぜひその申し込みの方に、町としてもそのような対策を、ともに銀行に当たるという形のことを報告していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 159ページの、今の同僚委員の関連で質問させていただきますが、今回、国のほうでも、この融資制度等については、一定、自治体が行っている融資についての特別交付税等で措置される部分があるというふうに聞いておりますが、この部分はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

今いろいろと、この融資については、低金利の、負担が少なくとも軽減されるような手だてもできる部分もあるのかなというふうに思いますので、もしもそういう制度があれば、教えていただければというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

中小企業に対する融資制度につきましては、国、道においても行われているわけでありまして、中小企業信用保険法に基づく特例措置として、業種は指定されますけれども、北海道中小企業総合振興資金というようなところでの政府ネット貸し付けという制度がございます。これにつきましては、2月27日現在でありますけれども、業種が760ということになっておりまして、この業種に指定されれば、売上高の減少だとか営業利益率の減少とかといった条件を満たす場合において融資が受けられるというような制度がございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 米沢委員、よろしいですか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ）

4番谷委員。

4番（谷忠君） 関連でありますけれども、この中に、信用保証料の補てんの補助、それから、その下にあります利子補給の部分でありますけれども、これは、なかなかこういったものについては、融資側にしますと、担保の問題であるとかいろいろな関係でなかなか、貸付条件が厳しいのだろうというふうに思っておりますけれども、保証の関係について、人的保証がなければ、この部分が、保証制度があつて、どの程度保証金が取られるのか。例えば保証金がどの程度、金融機関から借りた場合にかかるのか、その補てんは、既にここに20万円予算計上されておりますけれども、すべてを補給するのか、あるいは半分なのか。その下の関係ですけれども、資金の利子の関係についてもあわせて伺っておきます。

委員長（長谷川徳行君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） 谷委員の御質問にお答えをさせていただきます。

信用保証料の関係につきましては、経営状況等によって段階があるようでありまして、現在0.4%から1.71%の9段階に分かれているというようになっています。

また、保証の状況につきましては、20年度におきましては20万円の予算をもちまして、2件に回

りまして十五、六万円になっているかなと思います。

それから、利子補給につきましては、20年度1月末の状況でありますけれども、述べ件数になりますが、634件、月平均にすると52.8件ということで利子補給をしているわけですが、これについては、1.8%以内ということでの補給を行っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） これは、基本的には人的保証になっているのですが、あるいは人的保証外を含めて、基本的には保証制度であって、それに見合わない人については人的保証もいると、そういう仕組みになっているのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 谷委員の御質問にお答え申し上げます。

その部分の今の御質問に対しては、ちょっと手持ち資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと、このように思っています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 先ほどの答弁であります。緊急の、国では融資制度という形の中で、そういう制度等もつくられているかと思えます。また、担当の職員の答弁ですと、そういう業種に指定されれば、そういう制度も活用できるというような話がありますが、実態として、上富良野町においても、そういう制度を利用できる、あるいは緊急融資にかかわって、地元の商工業者が大変、資金繰りに大変だということになった場合に、そういう制度を活用する、もしくは町が何らかの形で、そういった融資に対する、さらに補てん、あるいは利率を下げるとか、そういう形態の商工業者に対する支援というのは考えておられるのかどうか、実態も含めてお伺いしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えをいたします。

国なり道のほうの融資制度を用いて、町内の中小企業者の状況がどうかということでございますけれども、件数にいたしまして、平成20年度4月以降、21件、金額にして約2億円の融資申し込みがありまして、町として指定業種でありましたので認定をしているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そうしますと、現状も含めて、そういった認定をしたということで、あとは該当になるかどうかということだと思いますが、実態としてもう1点伺いたいのは、現状、上富良野町における商工業者の経営等についての把握、あるいは実態というのは調査されておりますか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

町といたしましては、今の御質問についての把握はしておりません。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひその点、きちんと、またできる限りの範囲でもよろしいのだと思うのですが、把握されながら、経営状態はどういうふうになっているのかということで、ぜひ調査する必要がありますので、この点、再度、答弁をお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 今の御質問の内容につきましては、また町として調査しまして、進めてまいりたいと、このように思っています。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 163ページの全道フットパスの集いということで、実はことし、上富良野で何か、全道の集いということでやるようなのですが、結構、町民もいろいろと気にしております。そういった話を聞かれるのですけれども、今、全道的にこういう動きがあって、そちらこちらでフットパスの開催というのか、そういう傾向にあるのですけれども、全道から集まるということになると、経済効果も結構あるのかなというふうに思うのです。それで、町として、ここに予算的には載っていますけれども、町のかかりとしてどうなのか、そこら辺をお聞きしたいなと思っています。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 11番渡部委員の御質問にお答えを申し上げます。

委員おっしゃるとおり、上富良野町におきまして、フットパスの開催が予定されております。今現在、8月29日から30日ということで聞いております。

また、この部分につきましては、上富良野のフットパス愛好会が立ち上がりまして、この方たちの取り組みによって、このような催し物が決定されたということでございます。

先ほど農業等も含めてお話をさせていただきましたけれども、この中で150名から200名、それぐらいの人が来町されるのではないかと期待しながら、その中で、上富良野町の地産地消についてのPRも含めてやっていきたいと。

そして、28万円の補助金に対する予算を今提案させていただきましたけれども、これについては初めての取り組みでございますので、町といたしましては、補助金の交付要綱を設定いたしまして、4月1日から実施できるように整備を整えたところでございます。

また、補助金の内容等につきましては、全体計画の予定事業計画書を提出させていただきましたので、その中で、町として補助対象メニューを決定いたしましたところでございます。

また、決定内容につきましては、PR活動としての、道の標識ですとか、あとポスター、パンフレットの作成、また講演会における講師の謝金ですとか、そういうものを補助対象にさせていただいたということでございます。

また、このフットパスについて、民間団体の方の盛り上がりがございますので、私が聞き及ぶところによりますと、東京で全国大会も開催された、そして黒松内でも実施されたということで、今情報が来ているのは、北海道はもとより、いろいろなところから上富良野町にお越しただいて、催しが開催されるということでございますので、町としてもできるだけの支援はしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） これは、富良野のほうも随分、何か力を入れてきているみたいなので、やはり、初めて全道の集いを上富良野でやるということなので、ぜひ成功させて、やはり、この上富良野の景観、観光に非常に有効なのかなというふうに思いますので、ぜひ成功できるように応援してやっていただきたいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 渡部委員の御質問にお答えを申し上げます。

町としても、町で協力できる範囲は全力で協力していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 159ページの商工業者の就業の奨励補助という形になっておりますが、これは農業者も同様にという形になっております。しかし、これは農業者と事業者との職種の形態等も当然

違いますので、同じベースにしたというのは、同等だということで、公平感がないのだろうというふうに思いますが、しかし実態を見た場合に、そういう実態に即した支援のそういう補助、あるいは自立支援だとか習得にかかわる何らかの補助に対する支援も含めたのだろうと思いますが、そのベースの考え方等について、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

実は、農業、商業含めて、町の基幹産業でございますので、担当課といたしましては、差をつけるのもおかしいということで、こういう予算計上の部分になったわけでございますけれども、一番理想なのは、その職種によって中身を精査した中で、支援体制を整えた部分で奨励金を決定すればよろしいのでございますけれども、今回こういうことで、農業と商業あわせの中で、同等な補助金ということで整理させていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） なかなかわかりづらいところなのですが、やはり、農業にしてもそうなのですが、一定の目安があって、当然、それに対する奨励だというふうに思います。

やはり、実態とか離れていても困りますし、補助金の設定というのは、ただお金を出すということでもないとはいえますし、技術面だとか、経営のやはり支援をするだとか、そういうものも含めた中で奨励補助という形では考えているかというふうに思いますので、この点、もう一度、わかれば、考え方がどうだったのかということをお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

後継者の育成に關します補助についての考え方ですが、お尋ねのように、農業も商業も全く私は同一視しております。この基本的な理念といたしまして、経営に対する応援という意味合いはございません。特に若い後継者になられようという意欲のある人たちは、若いうちにさまざまな体験、経験、あるいは研修等をしていただいて、さまざまな知識を広く身につけておくことが将来、これは大きな力になります。そういう意味におきまして、こういう補助を通じまして、そういう機会を積極的にみずから取り組んでいただけるようなことに応援した

いと。経営者みずからそういう後継者に対します応援ができることが望ましいわけですが、町としても基幹産業を育成することから、それは将来の柱を育成することになりますので、ぜひ若いうちに大いに見聞を広めて、将来の経営に対する下地をつくっていただきたいという思いを込めております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今後、技術面、経営面の、独自で経営に生かせるような、そういう習得的な、経営技術的な面、そういった経営に関するノウハウも含めた中で、こういう補助等を使って生かしてもらいたいということの話かなというふうに思います。

お伺いしたいのは、今後、こういう若い人たちがいろいろ企業なんかを起こしたいという場合、あるいはそういった経営面の支援体制というのは、商工会もしくは町において、そういう支援制度を活用できるような、そういった周知だとか、そういったものというのはどういうふうに考えておられるのか、今までも何らかの形で活用された経過があるのか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

まさに今、若い方が、新規の部分で、またそういうことでやりたいという部分がありましたら、私も今、商工会と連携して、情報交換等をしてやっておりますので、町として、そういう部分の要望がございましたら、協議をした中で支援体制を整えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） わかりました。

それで、次に移りたいのですが、167ページの吹上温泉保養センターの改修等の予算が計上されております。今回の予算の中にも、吹上温泉の保養センターに関する管理運営費、委託という形の中で、新しい事業ということで550万何がしか計上されております。

今後の整備計画等、あるいは収支の状況等を見ますと、日帰り客、宿泊とも、一番ピーク時から比べても、やはり半減しているという状況になってきております。それに伴って、経常利益等も当然少なくなってきておりますが、一方で、改修にかかわる、10年も経過するという形になれば、それぞれ傷むところも出てきております。その改修計画では、今後、平成24年度までに7,300万円の補修がかかるということですが、この新しい制度の考

え方等について、どのような、従来とどこが変わったのかということで、含めてお伺いしたいのと、今後の整備計画については、7,300万円ぐらいという形になっておりますが、ほぼこら辺という形の、当面だとは思いますが、これをすれば当面の、いわゆる改築整備というのはできるのだということで判断してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

今の整備計画についての御質問でございますけれども、去年、春先です、社長であります副町長と白銀荘のほうに出向きまして、年数もたっておりますので、また、委託を受けていただいている公社のほうからも早期の改善要望がなされております。そのことから、現地を確認いたしまして、必要な事項を目視しまして、整備計画を立てさせていただいた経過でございます。

また、総体的には7,300万円ぐらいの経費を予定しておりますけれども、その中で優先順位をつけて、緊急性の高いものから、平成21年度から実施をしていきたいということで実施をさせていただいております。

その内容につきましては、平成21年につきましては、配管の整備等、そしてまた、それ以降につきましては給水管、また屋根の補修ですとか、そういうものが上がっております。

また、指定管理者におきましての委託料の計上でございますけれども、当初から見たら本当に集客数が激減しまして、公社の方も頭を悩ませておるところでございますけれども、なかなか、当初10万人以上おられた人が、集客の方が、今は本当に8万5,000ですとか、8万ですとか、そのように激減するようなことも予想されますので、これらの整備をした中で、できるだけ皆様に御不自由をかけないような取り組みをしていきたいと。

そしてまた、集客におきましても、きのうもちょっと御説明させていただきましたけれども、十勝岳温泉の白銀荘だけではなくて、その地域間の無料バスを運行した中で、白銀荘と湯泉の違うカミホ口荘ですとか、いろいろな温泉を堪能できるような取り組みを図った中で集客に努めてまいっておりますので、そういうことで今後も整備を進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 同じ吹上温泉地区の件で、私、去年の2月にエアドゥに乗ったのですけれども、エアドゥの社内PR誌を見ていましたら、冬

の露天ぶるベスト10ということで載っていたのです。その4番目が凌雲閣の露天ぶる、3番目が登別の温泉の、どこだったか、滝本だったかと思うのですけれども露天ぶる、そして2番目が吹上の露天ぶる、あの野外露天ぶる、それから、1番が白銀荘の露天ぶるということで、ベスト4までに上富良野の露天ぶるが三つ入っていたのです。

やはりこういうデータを見たら、根強く上富良野の人気があるということがわかるかと思えますので、PRの仕方によってはまだまだ客がふやせるのではないかなというふうに考えるのですけれども、例えば冬の旅行者たちにはバスは無料ですとかいうことを大っぴらに宣伝すれば、それならば行ってみようかというようなこともあるかと思えますし、それから、よく言われるのですけれども、食事を出してくれないのでどうしても利用できないのだというようなことを聞くのです。それで、これだけ規制緩和の叫ばれている折なので、何とかして食事が出るような、そのようなことができないものか、ちょっと、よろしく願います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 10番和田委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の食事の件でございますけれども、私も今考えているのは、白銀荘で食事を提供するのではなくて、白銀荘は自炊の場でございますので、ベスト4まで十勝岳温泉の露天ぶるが人気があるということでございますので、十勝岳温泉全体で、私はそういう取り組みが必要であろうと思っておりますし、そして白銀荘の来訪者の方々については、やはり今後の取り組みといたしましては、昼食を提供しているカミホ口荘ですとか、パーデンですとか、凌雲閣ですとか、そういうところに、温泉を楽しみながら、白銀荘におられて、昼食時期にそういう施設の温泉に行って、食事を兼ねて帰ってくると。その間の無料バスですとか、そういうサービスをしながら、そういうものでやっていきたいなということで、実は関係者の方にもそういうお話をしておりますし、実際、食事の提供ではございませんけれども、今、カミホ口荘に泊まりましたら無料シャトルバスが出まして、白銀荘のほうに1時間で行って、そして入浴を終わらせてカミホ口荘に帰ってくると。だから、そういう地域間の連携をしながら一生懸命やっているのが一番理想だと思いますので、そういうことで取り組んでいただければと思っております。

また、無料バスの件でございますけれども、町で12月からお年寄りに対して無料バスをやっておりますので、この部分については継続的に実施をし

て、少しでも多くの町民の皆さん、また、いろいろなところから来られる皆さんが温泉に入っていただけのような取り組みも進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 町外の方も無料で乗れているのですか、今。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） おくれて済みません。町外の方も乗れているようでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） それと、先ほどの食事ですけれども、そのように検討しているということで、いいことかなとは思いますが、やはり人によっては、特に冬だったら、館外に出るということは寒くて、なかなかおっくうになりますよね、すぐバスがあるといっても、やっぱり同じ館内で食事ができて、お風呂に入ってということができるといいという人も中にはいると思うのです。それで引き続き、そういうことができないかちょっと、何回も要請をさせていただけないかなというふうにも考えます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 10番和田委員の御質問にお答え申し上げますけれども、まず、白銀荘の当初の、建てたときの目的が、やはり食事を提供しないことでやっておりますので、また自炊でスタートしておりますので、今後におきましても、やはり白銀荘に来たお客様については、白銀荘の物で食事をしていただくようにやるのがベストだと私は考えておりますので、今の食事提供については、先ほども御答弁させていただいたとおり、そういう十勝岳温泉の地域の中で、もし特殊な、おいしいラーメンが食べたいとか、豚丼を食べたいとか、そういうメニューで御希望のある方は、地域間の十勝岳温泉の、そういう取り組みをやっておる旅館もありますので、そういうものを利用した中で活用していただければと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） そうことは承知して聞いているのですけれども、これだけ規制緩和が叫ばれている昨今ですから、そういう最初の申請時のことはともかく、これからそういうことができないかということのを要請していったらどうかというふうに考えているわけなのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 和田委員の御質問に答弁させていただきますけれども、今現在、施設等については自炊の施設がありますけれども、それを提供するとすると、また設備投資等いろいろございます。それで、今、指定管理者の中でそのような議論もしておりませんし、指定管理者制度についての、3年間の部分で、契約内容にもその部分は入っておりませんので、何回も、私も同じような答弁になりますけれども、やはり白銀荘は白銀荘なりの部分で対応されればという気持ちであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） ちょっとしつこいようですけれども、やっぱりそういう既成概念にとらわれて経営を続けていくから入館者がじり貧になっていくのではないかなというふうに思うわけです。やはり、そういうことを、既成概念を破って経営をしようというような、そのような意欲を持ってもらいたいというふうに思うのですけれども、答弁はよろしいです。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからも答弁をさせていただきますと思いますけれども、今、担当課長のほうから申しあげましたように、平成8年の暮れに仮オープンして、本格的には平成9年から運営をさせていただいています。特にこの間、利用計画から大幅に超えまして、年間、たしかピーク時では14万人のお客さんを迎えたところであります。

残念でありますけれども、最近、景気の動向も含めまして非常に心配な状況でありますけれども、これはあくまでも白銀荘だけがじり貧だということではなく、全体が落ちています。その中でも、私、手前みそになりますけれども、白銀荘を預かっている身として、非常に頑張って、入り込みの成果も残しているなというふうに思うところであります。

特に今、食事の件については、建設当時から種々議論がありました。最終的には白銀荘で、そういう自己完結するような形をしないで現在に至っています。特にあそこは4軒で十勝岳温泉が成り立っているわけありますので、私ども町が設置している白銀荘で、他のお客さんをまた引き寄せるといったことがあってもまた困るでしょうし、今後、十勝岳温泉の総入り込みがふえるような形を4店連携、共同で、ひとつそういう道を探りたいというふうに思っていますし、特に白銀荘を運営している振興公社としましても、送迎の足の確保をどうしたらいいのか、それから、食事の関係については特に、これは、いつでも、だれが来ても食事を出せるようにしますと、当然、固定コストがそこには伴うわけであ

りますので、非常に柔軟性がなくなるわけでありませう。これらをどう補完したらいいのかについては、前段で申し上げたようなことも含めまして慎重に判断しながら、総入り込みがふえるような努力をしてまいりたいと思いますので、ひとつ御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 昼食休憩にいたしたいと思えます。

再開時間は、午後1時からといたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

最初に、先ほど4番谷委員からの信用保証料補てん補助につきましての人的保証について、産業振興課長より説明いたさせます。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 先ほどの保証制度についての御質問にお答えを申し上げたいと思えます。

まず、保証制度につきまして、機関保証制度につきましては2件ということで確認をさせていただきました。また、人的保証制度については8件ということで、計10件の分でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 基本的には保証制度になっているということだと思えるのですけれども、保証協会が保証しているということだと思えるのです。それで、その保証から外れるというか、保証協会が保証しない部分については人的保証になっていると、こういうとらえ方でいいということですか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 4番谷委員の御質問にお答えを申し上げます。

そのとおりでございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 保証の金額については20万円ぐらいですから、そんなに大きな金額ではないからよしとしなければならないのかなというふうに思いますが、基本的には、今なかなか、そういう貸付金については、人的保証になっていただけの方が少ないということですから、保証協会が保証してくれるということだと思えるのです。そういう方については、極めてまだ余裕があるという判断を私はしているのです。そういうところに保証金まで補てんをするということについては、いわゆる人的保証の人については、極めて、保証協会が保証してくれな

い部分だから、現実にはこういう町の補てんをするという部分については、人的保証の部分について保証するのが建前ではないのかなと、こんなふうに思うものですから、その点、ちょっと確認させていただきたい。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 4番谷委員の御質問にお答えを申し上げます。

現在の貸し付けの部分については、機関保証制度ということでやっておりますので、今、委員御質問された点については、今後の課題として御協議させていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

7番一色委員。

7番（一色美秀君） 先ほどの白銀荘の食事提供に対する問題の一つの提案なのですけれども、野外にバーベキューができるセットがございますよね。あそこにおにぎりなり、それから上富良野の特産のさがりなり、そういったものだとか野菜だとか、そういったものをパック販売をして、あそこで売るということはできないものなのか。それと同時に、本当に、これからあれなのですけれども、上富良野の生ホップを使った生ビール、これは上富良野でしか飲めないのだというようなものをあそこで提供するとか、そのような形で、野外で食事を提供する、それができないかということ。

そのために、屋根をあそこにつけることはできないかというのがもう1点ございますし、そういった中で、長谷川委員長がやはり、炭火が起きたかどうかよく確認して、ボランティアでやっていただいたり、町長が、肉が焼けたかどうかをちょっと試食していただいて、深山君が生ビールのサービスをする。何かそのような形で、あそこでしかできないものができるだろうかもちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番一色委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、屋根の建設でございますけれども、この問題につきましては、あそここの場所については、大雪山の国立公園でございますので、相当数の制約がございます。そういうことから、協議をしていないときに簡単に難しいという言葉は使いたくございませんけれども、やはりかなりハードルの高いものになるということで御承知願いたいと思います。

また、地元のさがり、ホップ等を使っての販売でございますけれども、この辺につきましては、指定

管理者である部分と含めて、ちょっと協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） せっかく、先ほど和田委員も言われましたように、すばらしい露天風呂と十勝岳の景観があるのですから、本当に上富良野ならではのそういった特色のあるもので何か生かしていただきたいと思っておりますので、いろいろまた検討していただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 163ページ、広域観光事業費の中で、大雪山国立公園パークボランティア運営協議会負担と連絡協議会負担というのが出てきておりますが、これの内容というか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 12番佐川委員の御質問でございます。

まず、大雪山国立公園のパークボランティア、これは国が事務局でやっております、主に十勝岳、また大雪連峰のボランティアを募って、要するに美化活動にやっている部分の活動費の負担金でございます。

それと、大雪山国立公園の連絡協議会、これは大雪山、または自然公園の中で、新得町を含めました連絡協議会を設けて、それにかかわる観光のPR等の負担金でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで7款の商工費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、8款土木費の168ページから9款消防費の193ページまでの質疑に入ります。

8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 173ページの郊外道路舗装とありますけれども、この郊外というのはどういう部分を指しているのか。

それから、道路に関連して3点ほど、関連ですの

でお聞きしたいと思います。

175ページ、北19号道路が、改良工事が行われるということで予算を組まれておりますけれども、どのような実施内容になっているのかということは、補助金等のこと、それから道路の施工基準とありますが、現況と同じなのか、それとも改良工事ですから多少手を加えるのかどうかということ。それから、あとは……。

委員長（長谷川徳行君） 岩崎委員、1問ずつをお願いします。

8番（岩崎治男君） そうしたら、最初に郊外道路について。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 郊外道路については、この路線については、北22号道路を想定してございます。郊外というか、市街部を除いた道路の意味でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 郊外については、北22号ということでした承いたしました。

次に、北19号道路の、今申しあげましたように、補助率、それから道路の幅員とか、そういう整備、内容、それから、施工は何月ごろから実施予定なのか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 岩崎委員の、北19号道路の改良舗装について答弁いたします。

まず、幅員については、路肩部分が広がる予定でございます。基本的には片側2.75の両側5.5メートル、それに路肩が1.25ずつ、右、左の予定でございます。そして路盤については、一応90センチの置きかえを予定してございます。そして両側側溝整備も行う予定でございます。

実施時期につきましては、ことし実施設計と用地確定測量を終えまして、平成22年度から、これも国債工事になると思うのですが、秋ごろ発注予定してございます。それで、完了年度は、四、五年かけて全線完了予定でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 22年実施ということですが、ここは夏場は、「北の国から」からこちらへおりてくる観光道路であって、結構大型バスとかが通るわけなのだけれども、これは、迂回路か何かつくてやる工事になるのかどうか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答

弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 今、岩崎委員の、工事の施工方法についてでございますけれども、基本的には片側通行で施工したいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） それでは次に、中段ほどに、町道の舗装の改良部分の、4,200万円ほどの予算を組んでおりますけれども、これは、事前に説明がありました交付金による水道管更新とのあわせた工事の部分を指しているのか、それとも別枠なのかをお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） この間補正した路線以外でございます。そして場所は、東4丁目3番通りと申し上げまして、こちらから行きますと吹上線の、和田委員の近くの道路で、元自衛隊官舎に通じる道路でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） この改良舗装なのですけれども、ことしは特に雪が少なかったせいか、あちこちの舗装道路が穴ぼこになっているということで、町民からも、うちの道路もことし補修の対象になるのだろうかという、こういう声が聞こえるわけなのです。そういったことで、本年度の穴ぼこのひどい舗装に対して、もう調査が行われているのかどうかということをお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 穴埋めにつきましては、舗装のプラントが最近動き出した状態など、随時調査いたしまして、ひどいところから整備をかけて、交通の安全にしたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 最後にもう一度。

町民からそういった苦情も多いようですので、よく調査をされまして、最低限の補修は、今言った道路のみならず、全町的にきめ細かく今後補修を手がけていただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 委員のおっしゃるとおり、随時パトロールなどを実施いたしまして、町民の声にこたえるように実施したいと思っ

ておりますので、了承よろしくお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 171ページの除排雪の関係についてお伺いいたします。

この除排雪、いわゆる委託、歩道だとか道路に対して、仕様書に基づいて除雪等を委託するかと思います。歩道に至っては、トラクターだとかそういったものを使った除雪というのは、これは認めているのかどうか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるのは、民間の方がトラクターではねるというような意味……（「いやいや、委託している業者がそういうことをやっているのかということですか」と呼ぶ）実際、1路線だけ、里仁のほうで、勾配がちょっときつい道路がございます、その路線についてのみ業者の機械がちょっと、勾配がきつくてスリップして上がらないということで、トラクターを頼んでやっていることは承知してございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） それはきちんと仕様書に基づいて、委託契約の時点でやっているから問題ないということですか。

それともう1点なのですが、町なかにおいてそういうことが見受けられたのですけれども、こういった実態というのは把握されているのかどうか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 先ほどの1路線につきましては、特に仕様書にはうたってございません。それで、業者のほうからそういう報告を受けて、了承しているところでございます。

それから、ほかの路線については、トラクターで除雪しているということはちょっと把握してございません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そういう申請があれば問題ないということによろしいのですか。

町内、ちょっと調べていただきたいのですけれども、泉町のほうで、いわゆる塀に接触したときに、

トラクターを用いた、そういった業者がいたのではないかというような話がされておりますので、ちょっとそこを確認していただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 早急に調べまして、対処したいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） あくまでも申請があれば問題ないけれども、申請されない段階でそういうトラクター等を用いた除雪等については、これは認められるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） それは認められません。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 175ページの町道改良舗装のところですが、その舗装費が4,297万1,000円、予算化しておりますけれども、これは東町4丁目、こしはここをやるということですが、昨年は大町のところをやったのですけれども、そのときと比べますと、舗装工というのですか、去年は175センチで今回は200メートルというのですか、そういったことでちょっと、場所的に、幅とかメートル数も違うのですけれども、この単価がちょっと、2倍以上になっているものですか、この基礎単価というのはどういうふうに、幾らぐらいの見方をしてらっしゃるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 村上委員の質問にお答えいたします。

単価につきましては、北海道が出している歩掛かり単価を使用しております。それは、扇町通りも、この東3丁目通りも、同じような積算をしております。委員おっしゃるように、幅員も東町のほうが広がっております。それから延長もちょっと長目で高くなっている。価格については、そういう歩掛かり単価を使っておりますので、そういう差はございません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 資材とかいろいろな面でちょっと高くなってきているとか、そういったことはございませんか。それと、やってみたらこうだったとかと結構、これで足りなかった場合は補正予算

とかと組む場合もあるのですけれども、そういったことはどうなのか、もう何年か前の基礎単価と同じ積算をしてやってらっしゃるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 単価につきましては、北海道は毎月変えてございます。近年、そういう、去年あたりから油類だとか鉄骨類が上昇した経緯はございますけれども、今回、それが落ちついた状態になってございますので、去年とことしはそんなに差がないと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 181ページの街路樹の整備のところですが、街路樹を整備する基準的なものがあるのか、あるいは、ことしやる場所はもう決まっているのか、そこら辺をまずお聞きしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 上富良野町市街におきましては、街路樹を整備している路線につきましては、役場の前の東2丁目通り、東1丁目通り、若葉通り、駅前通り、この4路線でございますけれども、一応、その木の伸びぐあいだとかを考慮いたしまして、ひどいところから整備を行っている状態でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。

中央保育所の前のところは、ではどこが担当しているのですか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 中央保育所の前の通りも、福祉前通りですか、それもうちのほうで担当してございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 昨年、非常に伸びているなと、あのまま放っておけば電線等が接触して、また停電事故等も起きるかなと思っておるのですけれども、ことしそこは含まれているのかどうか、お聞きしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） ことし整備したいと思っております。（「わかりました」と呼ぶ）

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 183ページ、島津公園整備、ここは新規事業として3,500万円の予算でございますが、砂利の除去だとか護岸工事等計画されておりますけれども、ここでの雇用というのは何人ぐらい見込まれるのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 工事請負でございますので、人数自体はちょっと把握できない状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 今、国の緊急雇用対策で、何力所か雇用するわけですが、こういったところに何人かまた、新しく、町独自としての雇用創出ができないもののでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 村上委員の御質問にお答えいたしますけれども、請負が新たにふえることによって、当然、雇用がまた生まれるわけでございますので、雇用がふえるというのは現実だと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 181ページの景観づくり推進費という形で載っております。景観づくり推進委員の10人の報酬という形で載っておりますが、今後、景観に対する上富良野町の取り組み等々について、どういう形の中で進められるのかをお伺いしたいと思えます。というのは、深山峠における観覧車の問題や廃棄物の施設の問題等がありまして、そういうものも含めて、いつかは、そういった問題が発生したときには、重点地域も含めた中で、重点地域をつくって景観を守ろうという動きもありました。今後、そういった予期せぬやっばり問題というのが出てくるかというふうに思います。景観づくりを重点地域に指定するといっても、地域の皆さん方の同意も当然必要でありますし、将来的に維持することになれば、美観を損なわない取り組みも当然必要になってくるかと思えますので、そういうものも含めて、今後、町の考え方等についてをお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の景観に対する御質問ですけれども、先般、観覧車の関係とかいろいろ、世間をお騒がせいたしておりますけれども、今後、北海道の景観条例が完全に、4月1日から施行されます。この関係で、北海道景観条

例の運用内容も骨格が固まりまして、町のほうにも通知されてきて、その手続が確定いたしました。これを受けまして、町のほうでも既に景観条例を持っておりますので、町のほうの条例と北海道の景観条例、それから景観法という一番上部の法律がございまして、これらの関連を考える中で、平成16年に景観条例を町でつくった際に、将来的には町が景観行政団体というものを目指していこうという趣旨で条例を制定しておりますけれども、その際に、景観行政団体となって自主的に景観行政を執行していこうということを目指しております。

ただ、その間、景観法が後出しの形で出てきまして、景観法を受けて北海道の景観条例がつけられるという、順番でいえばちょっと、普通は法律ができて、都道府県の条例ができて、市町村の条例ができるという順番になるのですが、ここら辺が若干乱れておりまして、それらの制度運用がようやく固まってまいりました。それで、当初の目的でありました基本的な景観行政団体となることを基本として考えてございますけれども、ただ、北海道の景観条例に基づきいろいろな規制措置が、町で考えているものと現時点で大差がないというような状況が起こっております。それで、北海道より厳しい規制を用いて、町独自の景観行政団体としての生きる道と申しますか、そういう選択をするのか、それとも北海道景観条例のもとで、北海道全般が規定される規制に基づいていくのか、そこら辺の選択を早々にしなければならぬと思っております。

先ほど5番米沢委員から話がありましたとおり、景観づくり推進会議が新しい構成で、10人構成で委嘱されまして、早々に、3月の末、あと数日後になりますけれども、第1回目の会議を予定しております。その会議で諮りまして、今後どのような手法を用いて上富良野町の景観を保護、それからつくり出していくかということを検討してまいりたいと思っております。

当面の目標としている景観行政団体となるということは基本線として持っております、ただ、委員からもありましたとおり、規制をかけるには住民の大半の同意をいただければ成り立たないことでございます。それで、現在検討している深山峠地区の景観づくり重点地域の指定も視野に入れながら、該当する住民組織、また関係事業者と意見を聞き取りながら、今後のあるべき方向性を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そうしますと、基本的な景観指定団体になるということを目指すと。一方で

は、道の今回示された景観条例は、上富良野とちょっと違うのかもしれませんが、そう厳しい規制がないという状況の中で、期待していたほどでもないのかなというふうな答弁だったと思いますが、そうしますと、町がさらに、そういうことも含めて、十分、町独自の規制ができるかどうかということも推進会議において諮って、その方向性も検討したいという話かというふうに思います。

道に上乘せした、規制という点では、これは町の条例でつくろうと思えばつくれるということで理解してよろしいのかということと、あと、報償費の中に、景観施策に対する指導助言の謝礼という形で載っておりますが、この謝礼金というのは、いわゆる大学のそういった、一定の知識のある方、あるいは景観にかかわった人たちの助言を得るという形になるかというふうに思いますが、どういう人を選定した中で助言をいただこうとしているのかお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

まず、規制の内容につきまして、条例で規定できるかということになりますけれども、当然、条例で規定いたしまして、その規制要件を定めることが必須条件となります。その際に、先ほども申しましたけれども、制限条項の内容を決める際には十分な住民意向、それから全町的な景観の持ち方ということの本筋として決めていかなければならないという作業があります。その際に、上げられた課題事項を条例改正の中に読み込んでいくという手続が必要になってまいります。

それから、次の景観施策の指導助言謝礼、これは、景観づくり推進会議の中に東京大学の堀教授、景観の専門家になりますけれども、この先生にあたりましては、景観条例、それから景観づくり推進計画というのは既に町でつくっておりますけれども、この計画をつくる際に御指導いただいた先生でございます。町が指定する専門家という立場で堀教授を、10名の委員の一員として入っていただいております。

それで、堀先生につきましては、会議になかなか出席いただけないというところがあります。それから、随時、問題点があれば、こちらからお問い合わせ、それから助言をいただくという形で、年間を通じて謝礼金を3万円ということでお支払いしております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） ただいまの関連です。18

1ページの景観づくりの関係でございます。

北海道に景観行政団体ということでされているのが13団体、区域的にやっているところもあるし、町でやっているところ、区域的には特に羊蹄山麓の地域というようなことがございます。

それで、景観行政団体になれば、道より上の段階のレベルの規制ができるということになっていると思うのですが、景観行政団体と市町村の関係ということで、道の景観条例の第6条に、道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体である市町村の行う施策を尊重し、当該施策との整合性に類似をするものということになっております。したがって、景観行政団体にうちでなることを決議をされれば、道の景観審議会はそのまま認めていくという形に、認めていくというか、うちがつくればもうそれでいいということになるのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

景観行政団体になることにつきましては、景観法の規定に基づきまして、景観法に規定されておりますのは、都道府県は自動的に法律規定で、景観行政団体になることということで規定されておりますけれども、市町村等につきましては、都道府県と協議いたしまして、結果、なることが承認されます。そうすると、市町村でつくった条例の規定もさながら、景観法の規定を執行できるということになります。すなわち罰則規定を景観法の規定に基づいて執行できるという権限が与えられます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 景観行政団体にならなければ、道の景観条例に準じた形で適用を受けると。それから、景観行政団体になれば、道より上の段階の、規制的なものについてもやれるということで理解していいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 道の規定を超えてすることはできます。ただ、北海道とそこら辺の協議は十分詰めなければならないという部分があります。極端な規制条項を設けることが果たして、広域的な、公平な景観を守る意味、育てる意味につながるかどうかということもあります。

事例で言えば、高さ制限などにつきましては、15メートルが北海道で全域的に規定されておりますけれども、それを極端に5メートルというような高さにしますと、一般の景観に支障を与えないような物件といえますが、工作物なんかについても過剰な

規制をかけることとなります。そこら辺で、妥当な規制であるかどうかというのは、北海道と事前の調整は十分必要かと思えます。当然に、その規制地域の対象となる住民の方に御理解を得なければ、絵にかいたもちのような規制条項というのは本意とするところではございませんので、十分納得いただいて、運用できる規制ということが基準となると考えております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、先ほど10名の皆さん方の報酬が7万2,000円ということでございます。それで、一応景観づくり推進委員の10名のお名前はちょっと、12月31日で任期が終わっていますから、先ほど3月に会議を開くという関係も、お話は聞きましたけれども、その委員の氏名等を報告いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

委員につきましては、平成21年1月20日から平成23年1月19日までの2年間の任期として委嘱しております。まず10人を羅列状態で御説明いたします。所属団体としましては、東京大学アジア生物資源環境研究センターの教授、堀繁、それから、上富良野町農業委員会会長、中瀬実、上富良野町商工会代表、加藤祐一、上富良野十勝岳観光協会代表、金子益三、深山峠観光開発振興会、濱本幹郎、上富良野町建設業協会、黄田稔、有限責任中間法人シーニックパイウェイ大雪・富良野ルート代表、小野寿樹、それから、上富良野町郷土をさぐる会代表、松下力、かみふらのフットパス愛好会代表、對馬勝義。

なお、郷土をさぐる会とフットパス愛好会、それからもう1名、津幡昭、この3名につきましては、公募枠として3名を公募いたしました。公募枠の中で選任されたのが3名ということになっております。なお、参考まで、津幡昭さんにつきましては、あきらフォトギャラリーの写真館を経営されている方です。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 平成19年に里仁地区を景観づくり重点ということであれして、それが道の景観条例、それから景観計画のかかわりで伸びている関係がございます。

それで、本年は、この予算からすれば2回開催という予算措置ではないかなという推測をしておりますけれども、その中で、当然、重点路線もしくは重点地区の関係、それから景観行政団体としてやるか

どうかということも含めて協議をされると思いますけれども、とりあえず町としてはどういう方向で、この2回の会議の中で、特に第1回目で一応景観づくりに対する考え方を明らかにしていくかという点でお話をお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 現在、平成21年度予算では、9番中村委員のおっしゃるとおり2回で組んでおります。ただ、実質的に、現在、平成20年度で会議を1回持つことで、会議開催は3月31日、ちょっと日程がなかなか議会の関係でとれなくて、こういう本当の年度末になりますけれども、1回。実質的な協議内容につきましては3回を予定して、当面の方向性を見出すということで考えております。

平成20年度の会議と足かけになりますけれども、この3回の会議の中で、先ほど申しました、まず景観行政団体となる以前に、現行の北海道の景観条例の関係をまず頭に入れていただかなければ、なかなか先へ進めないというところがございます、こら辺の研修的な内容を含めて検討に入っていく予定となっております。

それで、町としましては、景観づくりの基本計画というところまで既につくっております。その景観づくり基本計画を上富良野町景観計画という形で整えていくのがまず順番的なものかと思えます。この景観計画とすると同時に、現行の条例の中で、中途半端といいますか、その規制要件とか必要な条項が定めておりませんので、今後、景観計画の素案策定を行う途上で条例の改正内容も検討しながら、そして景観行政団体となるかならないかについても並行して作業を進めていかなければ、なかなか理解しにくいといえますか、すべて掌握した上で組み立てをつくっていくと。

それで、現時点では景観行政団体となるということ的前提として考えてはいきたいのですが、ただ、規制の幅、北海道と同じ規制の内容で執行するのでしたら、わざわざ上富良野町独自で権限執行をする必要がございませんので、規制の幅を定める中で、最終的な景観行政団体となるべきか、少なくとも済むのかというところをあわせて、一年かけて協議を進めてまいりたいと思います。

その間に、当然ながらいろいろな計画、行政団体となる上では規制の計画を同時につくっていかなければなりませんので、それも素案としてすべて組み立ててつくってまいります。そしてそれを執行するかどうかについては、条例の改正の中で決めていかなければならないということで考えてございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私、北海道の景観条例がどうなっているか、それから道の自治体の関係の取り組み状況がどうなっているかということで、ちょっと道に問い合わせをいたしました。北海道建設まちづくり局都市計画課まちづくりグループの都原主幹という方と協議をしたのですが、やはり上富良野町の問題というのは、平成16年3月に景観づくり条例ができて、その後は、条例の第7条で言う基本計画が策定されないまま来ていると、これはやっぱり大きな問題だと。それで、今、課長の言う北海道の景観条例、それから、わざわざ向こうから北海道景観計画という、去年の10月につくった道の関係も送っていただきました。

したがって、できればそういうものを事前に、やはり新しい景観づくり推進委員の皆さん方と協議をしながらどうするかということで、まず僕は、第一歩がそこだなと。一つの認識の中で上富良野の景観をどうするかという基本計画を立てていくべきだということで、今、課長もそういう方向で進めるということでございますので、何とか、平成16年3月につくったままずっと来た経過がありますので、昨年の大観覧車の問題も含めて、できたけれども何も計画がされていなかったというのが実態だろうと思えます。

そういうことで、平成20年度の予算で1回、21年度で2回の合計3回やるということでございますので、精力的に、上富良野の大きな目玉である観光という面での景観について、着実な道筋をつけていただきたいということで要望して終わります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 185ページの日の出公園管理費のところのラベンダーの補植業務でございまして、このラベンダーの補植については、町のほうで計画を立てて植えかえをしていると思うのですが、ことはどれぐらいの面積を予定されているのか、また、何年ごとに植えかえをしているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

ラベンダーの補植につきましては、現在まで、実は指定管理業務の中で一括でお願いしていたのですが、今回につきましては、住民から、また観光客の皆様から、管理状況がなかなか徹底されないというところがございます、また、ラベンダー

園、4ヘクタール余りの全域的に、あちこちはげていたり、枯れたラベンダーがそのまま補植されていないという部分がございます。

なお、補植に際して非常に難しいのは、花が咲いていない状態で品種を特定するということがかなり難しい状況があります。

それで、補植を前提として、昨年、担当のほうで欠けているところに補植すべき苗の種類なんかも特定しまして、その苗の必要な大きさ、それから、現在あるラベンダー園の中で移動して補植できるもの、それから新たな苗を買って補植しなければならないもの、大きな苗を買いますと、結構な値段がいたしますので、1年物、2年物の苗を買って、いつでも補植できるように適正な大きさを管理していくというようなことで、現在のところ、平成21年度から5年間ほどをかけて補植、それから、一斉の、ある程度の面積を持って全面植えかえなどの計画を明確にしていきたいと思っています。

このラベンダー園の再整備につきましては、予算次第というところがございます。構想的には早い時期に全面的な苗を更新したいと思っていますけれども、まだ、管理方法によっては現在の株を再生できる道もあるということで専門家のほうから助言もいただいております。それで、その進行状況、補植なり再生作業、肥料をあげて水はけをよくする、土の根回りの状況を改善するというような方法である程度、現在の苗で回復できる道もあるようです。その進行状況に合わせて、早急に全面的、あるいはラベンダーの復活再生を図りたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 課長おっしゃるように、昨年はロケーションの関係で、ちょうどいいときに刈り取りをしたり、町民の方からもいろいろありましたけれども、日の出山のラベンダーの全体面積というのは変更するつもりはないのでしょうか。その辺は、お考えはどうですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、大幅にラベンダー園全体の面積を変更するという計画は持っておりませんが、ただ、恐らくはきょうの御審議の中で話題に上るかと思っておりますけれども、いろいろなイベント対応、それから町民の活用を含めて、早急な用地拡張、日の出公園の拡張も考えております。そちらのほうにラベンダーをどのように配置するか、それから全体の、春先から秋口まで、雪が降る直前まで花の絶えない公園づくりというのを現在、基本的な形ではも

う運用されております。

ただ、これの中で、いろいろなデザインとか配置、それから植えるべき花、ラベンダー以外の花ですけれども、そういういろいろな要素を含めた中で、ラベンダー自体とのバランスなどで、その面積が変動する可能性はあります。ただ、現時点では大きく、ラベンダー園、それから、現在、花壇として運用している部分の大きな面積変更は考えておりません。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 183ページ、人道跨線橋の改築の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

今回、1,450万円ということで、階段部分をやるということでございます。平成22年は通路の部分ということで、恐らく線路上のことだろうと思います。

しかし、この工事は、JRの場合、監督員がびしっといないとということで、恐らく線路上の、言わねば通路の部分は、非常に、雇ってやらなければならないという話をいろいろ聞いております。

それで、階段部分はやるのですけれども、やり方の関係ということで、下側を全部とって、改めてやるのか、それとも、今までの腐食した部分をとって、そして溶接をするのか、どういう作業工程で進めるのかということをお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 中村委員の質問にお答えいたします。

基本的には階段部分と、その階段部分を支えているげたがございます。げたの状況を、目視ですけれども、見ましたところ、まだ大丈夫だということで、今回は1,450万円です。右左、階段部分を全部撤去いたしまして、階段部分を新しく溶接して、そのげたにつける予定でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 昨年の5月の連休で、あそここの階段が陥没したのです。それで、佐藤主査に電話をして、急遽行ってもらったら、砂を持って、またあれして埋めてと。ある、うちの近所の方が転倒したのです。それで私のほうへ連絡が来たものですから、軽いけがで済んだのでよかったという気持ちで、こういう改築の関係になったと思うのですけれども、問題は、除雪をしないで塩カルを散布した関係が大きく腐食を促進したというような気がするのですけれども、その点いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 中村委員の質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、塩カルが腐食の原因だと思われる。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今回、1,450万円、それから平成22年度は通路部分ということでございます。したがって、そういう点で、直した以上は塩カルがあれしない形での、除雪等を含めて、ぴしっと維持管理をしていただきたいと思いますのですが、一つは、あそこの人道跨線橋を回られ、観光ボランティアをやっています、あの橋を渡って、こう行きますと、ということであれするのだけれども、橋の上のところももう、両側面が非常に、ペンキがはげて、非常にひどい状態になっています。それとあわせて、きのうも出ていましたけれども、駅舎の関係の、こちらから見える、跨線橋のところの階段の白いペンキの部分が、もうはがれてなくなっているということなので、非常に我々、観光ボランティアをしていても、何となくみずばらしいという感じを受けております。したがって、階段部分、来年は通路部分ですけれども、人道跨線橋の塗装の関係についてはどうお考えですか。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

塗装については、来年度、全面的に塗装をやりかえる予定でございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ）

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 183ページの鳥津公園の管理についてお伺いいたします。

今回、鳥津公園が整備されようとしております。公園全体の管理については見直しもされるということですが、前にも言いましたけれども、この鳥津公園については、いろいろな花だとかトンボなんかがありますので、動植物の観察できるような、やっぱり表示も必要になってきているのではないかなというふうに思います。

そういう形の中で、活用できる公園づくりだとか、やっぱり生きたテーマを題材にした公園の管理ということが、どうせこういった感じの中で修復するのであれば、そういう方向性も一つかなというふうに思いますので、この点、お伺いしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今回、鳥津公園につきましては、埋まった池の部分を中心にしゅんせつして、それから護岸の石の崩れをもとに戻して整正するという事で予定しておりますけれども、あわせて今後、遊具類の整備も考えております。全体的に傷んでいる部分、補修を順次加えてまいります。

それから、かねてから問題になっておりましたトイレの壁面なども早急に、来年度は整備いたしますけれども、それにあわせて、いろいろな植樹なんかもされておりまして、木の類、去年は桜の木をいただいて、町民とともに植樹をしたり、それから、バイパス側のほうには公園ができたところに植えられた木がそろそろ大きくなって、風の強いときに倒れるというような町民からの声もあります。適切に管理して、間引くなりということをしなければならない、維持管理上の問題もあります。

当然、親水空間としての池の位置づけも十分考慮しなければなりませんけれども、遊びの場として活用いただく際に、危険をいかに回避して、安全に利用できるかという管理体制をあわせて整備しなければ、なかなか、安全、安心、親しまれるというような要素を十分に発揮できないと考えてございます。こちら辺の点、全体的に考慮しながら、また既に植樹されている樹木類、それから、今後、池がきれいになれば、動植物も自然発生するかもしれません。意図的に水生の植物を植えたり動物を飼うというような方法もあるかと思えますけれども、現時点では、自然発生的に育つものを自然観察の場として利用できるものなら利用していきたい、そして、当然に、先ほど言いましたとおり、安全、安心、親しまれるという要素を考慮しながら公園づくり、維持管理してまいりたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 遊具についても、当然、老朽化しているところがありますので、ぜひその点、進めていただきたいと思えます。全体的に遊具が少ないという場所もありますので、そういうものも含めてということで前回の全員協議会等でありましたので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

次にお伺いしたいのは、同じく185ページですけれども、用地測量という形になっております。ここについては、将来のことも考えて、今回は日の出公園の展望台の進入路用地の拡張用地の購入費もついているかというふうに思います。この点、町としては、前回いただいた資料の中では、各いろいろな団体関係者との協議の中では、副町長の答弁の中

に、将来は、町が計画を持っている用地については拡張のために議会とも協議するという形になっております。

もう一度確認したいと思いますが、公有地の拡張にかかわって、展望台進入路用地という形で、どの部分を購入し、拡張されようとしているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

この予算計上しております場所については、展望台に行く東1線道路から、こちらから向かいますと右側のほうに、細い急な、展望台に行く通路、そこが財務省所管の敷地となっております。財務省の要望から、この用地を上富良野町が使用しているので、購入してほしいということで、面積につきましては133平米ぐらいです。その、約2,000円で、26万6,000円となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） あわせてお伺いしたいのは、日の出公園を拡張するという形になっておりますが、この売買事例を見ますと、駐屯地の住宅を拡張するときの用地の買収と、今回は財務省用地という形で、平米当たり2,000円ぐらいという話でありましたが、これは、現時点でははっきり答えられないのかもしれませんが、一般的には、あの用地を農地という形で買う形になるのかどうなのか、その点、どうでしょうか。もしも宅地並みという形になった場合と、農業用地という形になった場合と、やっぱり単価そのものが変わってくるかというふうに思います。また、それによって町の持ち出しについても変わりますし、その点をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

土地の価格につきましては、ここに予算要求しておりますとおり、拡張用地の価格鑑定を出す予定をしております。実際に使用する土地の形態が、駐車場などにも利用できるリースペースとして利用するという、さきの利用形態がございます。ですから、農地拡幅として購入しないということだけは明言できますけれども、その鑑定途上で実勢的な取引を参照して、恐らく鑑定士の側ではつくっていただけたものと考えております。

ただ、大きな面積を公共の用途にということですので、そこら辺の要素も鑑定要素に入るのかなとい

うことで考えてございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今の答弁ですと、農地としては購入価格の想定内ではないと。当然、多目的な用地として買うということであれば、宅地並みになるのか、そこら辺の評価になるのかなというふうに思いますが、そうしますと、かなりな億単位の金額になるということも考えられますが、そこら辺は単純に、前の自衛隊官舎の用地が国で買った経過があると思いますが、その価格で算定した場合はどういふふうになりますか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 参考まで申し上げますと、その当時の購入が平成2年のことだったと記録されてございます。この際に、面積も小さな面積ということがありまして、今回とイコールということにはならないのかなと。また、公園に隣接している土地でありますし、都市計画上の扱い、それから、用途の指定なんかも条件がかなり違っております。その辺で、単純にその価格を参考価格とできるかというところには不明なところがございませぬけれども、当時の売買価格が平米当たり8,000円ということで聞いておりますので、取得できる面積は、今のところ具体的に地権者協議を進めておりませんので明言できませんが、この当時の単価が参考できるのかなと。ただ、土地の条件は全く異なっておりますので、単純比較はできないかなということと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 近隣の売買事例もありますから、いろいろと変化するのだろうと思います。

もう一つお伺いしたいのは、将来、この用地を購入して、いわゆる観光客を誘導したいという前提の中での用地測量、土地の鑑定士の方に鑑定してもらうということではありますが、もう一度確認したいのですが、将来、この用地拡張によって、現在でもいろいろな施設の活用、現況の中でもいろいろな努力すればそれなりの対応もあるのかなというふうに思いますが、しかし、そういうものが今までなかったのに、今度はこういう用地を買わなければならないと。

私は、全部買うなどは言っておりませんが、必要最小限に、やはりとどめるべきではないかというふうに思っております。それは、将来の観光といっても、なかなか既存の上富良野町の持てる将来像ということを考えて場合、悲観するものではありませんが、なかなか厳しいものがあるのではないかと。今、いろいろな取り組みの中で、地産地消や白銀

荘、吹上温泉等も含めた中での、やっぱり観光誘致という点では、立体的にネットワークづくりがさらに進められるのだらうと思いますが、そういう中で、こういう日の出公園の位置づけ、また、近隣には富田ファームや富良野、いろいろな観光施設がある中で、この点の購入したことによる、やはり想定でありますから答えられない部分もあるのかもしれませんが、必ずしも町の思惑と並行した形の中で利用客増が見込めるかどうかという点では、私は疑問に感じますが、この点も含めて、改めて、どういう、観光客誘致を含めた用地の購入計画が想定されているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

拡張用地を得たいという考えのもとには、かねてより臨時駐車場という位置づけが、取得しようとする土地が、そういう形で使われておりました。過去のいろいろな経緯がありまして、現在は農地に復元されて、来年度から賃貸契約による耕作契約がなされているという土地になっております。

これは、利用状況を議員の皆さんはごらんいただいていると思いますけれども、実は期間を決めた利用をしておりました。ただ、利用実態としましては、現況農地部分も、雪の下になるということで、従来の安易な考え方ということもあったのかもしれませんが、農地の部分もいろいろなイベントで使っていたという実態が実はございます。これはおわびしなければなりませんけれども、今後、反省に立ちまして、適正な農地法に基づく利用をしていく上で、中途半端な形で土地を得て、今後に禍根を残さないという点は片隅にございます。

それと同時に、今後の土地の利用を考える上で、やっぱり日の出公園、知名度が高い、それから、ラベンダーを中心とした観光客の大きな誘致資源となつてございます。過去にはシーズン中の入り込みが10万人を超えるというようなことで、周辺、それから広く北海道内、全国から集まっていた観光客の皆様が殺到して、道路上を埋めて、交通障害を与えるという経過がありまして、これは非常に、イベント開催側の対応が悪いという警察からの指導を受けまして、それで慌てて昭和60年ころから、具体的に駐車場対策を進めてきたわけですが、その後、観光協会の指導をいただきまして、臨時駐車場を運用できる。それでも収容できない車が路上をふさいだこともありまして、さらに追加の指導を受けて、すべての車を道路上から排除せよという趣旨の警察指導を受けております。それに対応して、第2、第3という臨時駐車場を設けて、路上

に車が残らないようにするというで当面の間運用してはございましたけれども、周辺にいろいろな観光施設ができ上がりまして、そこに分散した関係もありますけれども、次第に上富良野町への入り込みも安定して、現在は安定から下降を経ているという反省要因もございます。

ただ、祭りの時期の短い期間になりますけれども、やはり路上にあふれて、交通障害になる時間帯が数時間に及んでおります。その路上にあふれた様子を見た観光客が素通りでほかの地点へ移動しているという実態も、観光イベント運営者、それから交通誘導員からなども聞いておりました、基本的には、駐車場部分については、上富良野町の日の出公園近くに来たお客は1人も逃さない、路上にあふれさせないという考え方を持っておりました、臨時駐車場機能としては十二分の広さを考えたいと考えております。

そのほかに、お祭りだけの対応ではなく、駐車場とイベントを行う平面スペースを隣接して一体で取得して、今後運用できる可能性がある。それから、もっと広い、既存の施設の利用の面を広げるという意味合いから、やはり、現在の日の出公園に隣接して土地を得るのが最適であるということで、今回の予算を提示してございます。

その利用形態としましては、先ほども話しましたが、町民交流の活用の中としても当然に考えるべきであります。それから、いろいろなイベント、住民の方が考えられるものというのはたくさんあるかと思っておりますけれども、町のほうから提案するのではなく、いろいろな形で活用できるステージを設けるという趣旨で考えてございます。

そのような用途も限らない土地を取得するののかというおしかりを受けるかもしれませんが、やっぱり利用できるというものがあるとき、新しい発想ができるであろうですし、スポーツ利用というのは余り想定はしておりませんが、来年度の予算に要求されておりますけれども、富原運動公園の芝の張りかえなど、ああいう維持管理上で現在使われている部分が使えなくなるというようなとき、それを補てんする使い方もできると。これはごく限られた用途になりますけれども、いろいろな、リースペースとしての活用は考えられると思っております。

それから、御存じかと思っておりますけれども、日の出公園の真ん中に、日新ダムの河川用水路のパイプラインが走つてございます。そのパイプラインの敷設用地が、現状として日の出公園の保守管理用の通路としても使つてございますけれども、このパイプライン用地につきましては、国の用地であり、土地改

良区が管理されている土地であります。この下には1メートルを超えるパイプラインが走っておりまして、その上を大きな車両が通るのは好ましくない、通らないでくれということも言われておりますが、現在までは何とか注意をして使うという、他の目的利用という許可を受けて使用しておりますけれども、イベントなんかで通行する際に、やはり奥の施設、それから仮設売店などへのアクセスのための通路もやはり考慮しなければならぬ。公有地として取得する際には、隣接地との間の緩衝幅、隣接する間際まで土地の用途を指定するというのは非常に好ましくありませんので、用途を緩和する幅をとらなければならぬ。用排水の大きな面積の雨水を処理する際の措置という部分などいろいろ考慮しますと、一定のレベルの面積が必要なものということで現在想定してございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） いろいろ説明されましたけれども、結論は、説明の中身と、観光という形の、今までの実績やどうするのかという点でも、具体的な提案が出てこない。あくまでもあの用地を買いたいというだけの内容でありますので、町長、この点、もう一度、土地鑑定に当たって、測量鑑定の予算というのを見直しをして、もう一度十分協議する機会を持つ必要があると思っておりますが、この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

今、担当のほうからそれぞれ説明をさせていただいたところでございますが、いずれにしても、駐車機能を有することについては、現状を維持する観点からも必要だという認識を持ってございますし、また、現行の公園の機能維持をするためにも、管理用道路が、今いろいろ説明申し上げたところでございますが、機能的には当然必要だということなどが判明していますことから、あわせて、そういう用途のスペースを十分に確保したいという考え方でございます。

いずれにしても、当初予算におきましては、今いろいろと買例の話もありましたが、新聞報道で非常に下落しているというような状況もございます。そういう状況の中で、適正な単価がどの程度なのかということは、私どもも客観的に持ち合わせてございませんので、そういう鑑定士の方々にいろいろな角度から見ていただいて、そういう情報、結果報告を受けまして、土地の取得の議論を議員の皆さんともども時期を見て協議をさせていただきたいと

いう考え方でございますので、今計上してございます70万余りの金額については、それらに必要な予算でございますので、ぜひともお認めいただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 189ページ、既存住宅耐震改修費補助のところでございますけれども、これは、耐震度が図られていない建物についての建てかえかと思うのですけれども、何戸ぐらいを計画されているのか。

それで、上富良野町では、そういう耐震度が図られていない建物というのは何戸ぐらいあるのか、把握されているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

既存住宅耐震改修助成のものでよろしいですね。これは、昨日、歳入のところでも御質問がございまして説明いたしましたけれども、上富良野町耐震改修促進計画という計画に基づいて、その改修を促進する施策の一つとして補助制度を設けております。これは、国の法律に基づいてこの計画をつくっております。国でも北海道でも、それぞれ分担した助成をちょうだいして、町でもその負担分を積み増しして助成を行うものとなっております。

先行して行われている耐震改修補助、これは一般住宅、個人の所有住宅になります。これは、基本的な条件としましては、耐震性能がないという証明が必要になります。耐震性能がないものを、施工して耐震性能を高める、年度でいえば昭和57年より前のものについては古い耐震基準に基づいてつくられている住宅になります。ですから、その住宅については、恐らく耐震度がないという前提で対象になります。ただ、それ以後、新しい耐震基準に基づいて作製されたものは、耐震力があるということで自動的にみなされる制度になっております。ですから、この補助制度の対象になるのは、昭和56年、旧耐震基準に基づいて建てられた住宅がもとになります。

ただ、それ以前に建てられた住宅につきましても、施工手順がよかったり、建物のデザインがよかったり、それから施工材質がよければ、現在の耐震基準にもたえられるということで、耐震基準があると判定される建物もございまして、それで、この対象とするかしないかにつきましても、56年以前の建物について、耐震性能を測定していただく、審査

していただくということが大前提となります。耐震性能がないものについて、高めるための工事に対して、上限額30万円を助成するという制度になっております。ほかの市町村につきましては20万円を設定しておりますけれども、上富良野町では特に、時期的にいろいろな、不況その他、今後、町内業者に頑張ってもらいたいというような趣旨も含めて、利用しやすいように、10万円を上乗せした30万円を上限とした補助に運用することで考えております。

先ほども説明しましたがけれども、北海道の補助制度が、実は平成20年、本年度で現行の制度が切れてしまうという状況にありまして、北海道が平成21年以降、継続するという意向は連絡いただいておりますけれども、最終決定、運用内容についてはまだ最終数値はいただいております。それで、この最終数値をいただいた時点で、町の制度として運用して、国の助成、それから道の助成もいただいて運用するということになってありまして、4月1日からすぐ運用するという段取りでは今、ちょっと停滞しております。北海道待ちという状況で、その結論を得られまして、早々に補助金運用の要項をつくりまして、できるだけ早い時期に住民周知、それから、この申請方法につきましては、先ほどの耐震性能がないということが大前提として補助対象になるものですから、設計業者、それから施工業者など専門業者を仲介した申請行為、それから施工管理を行っていただかなければならない関係がありまして、建設業協会や建築士会という町の団体を通じて周知徹底、それから事業促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 昭和56年度ぐらいままでに建てた住宅はどれぐらいたと、一般住宅でということをやちょっとお尋ねしたいのですけれども。ありますかということ。

それと、この耐震度で改修するということになりますと、ちょっとした金額では改修工事は図られないと思うのですけれども、その改修工事の、幾ら以上とかという、そういう規定とかはないのですか。それと2点、お尋ねしたいなど。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 戸数につきましてはちょっと、現在、手元に持ってまいりませんでしたので、後ほど資料として御提示いたします。

あと、施工金額、これは上限額で設定してございますけれども、例えば通常のいろいろな耐震性能を上げる方法として、開放部といいますか、窓とかそ

ういふ部分の量を減らせば耐震性能が上がります。それから、筋交いを入れるとか、あと、耐力壁とって、丈夫な壁をつくれば耐震性能が上がります。その施工方法によっていろいろな工事価格が想定されますけれども、おおよそ50万円から100万円、通常の、大改装を必要な施工でない限り、多くて100万円程度で耐震性能のみの工事は得られる。

ただ、町で考えているのは、耐震性能を目指して施工は余りないだろうと。いわゆる住宅リフォーム、壁材、断熱性能が落ちてきたから、ちょっとうちをリフォームしようかというようなリフォーム志向の方に、あわせて耐震性能を高めていただくというプラスアルファ要因の助成ということで考えております。

それで、上限額30万円ですから、30万円まで100%交付を考えております。ですから、30万円で工事が終わったら、30万円いただいて、ゼロ負担、50万円でしたら30万円プラス20万円負担ということで考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 189ページの工事請負費で火災警報器の設置という形で載っておりますが、これは、緊急通報システムの設置されている住宅等については、当然設置されないというふうに考えてよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

町営住宅の火災報知器については、一部緊急通報システムがついているところについては、同じ機能がありますので、その部分は除いております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） これは、入居者の自己負担もないということによろしいですね。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） そのとおりでございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今回の公営住宅の家賃制度の改定が行われました。町の資料でも、現行の0.71から1.0、0.5から1.3の、今後、この件数によって利便性係数を導き出したという形になっておりますが、今回の資料の中には、収入部位の1段階、ゼロから月収で12万3,000円、これが、改訂後にはゼロから10万4,000円の、3万4,400円になると。しかし、改訂後の、12万3,000円だった方が、逆に改訂後、10万4,

000円の方が2部位の家賃設定になるという形の中で、今回、家賃が上がるという形になっております。

今回の制度の中には、5年間の激変緩和という形になっているかというふうに思いますが、今制度の中で上がる世帯、大体、わかる範囲でよろしいのですが、現行の中で何世帯対象になるのか。また同時に、今回の制度が改正になって、いわゆる高額収入のある方については、今後、こういった、公営住宅からの、出ていっていただけるかどうかは別としても、そういう世帯は、現行と比べてふえたのか減ったのか、その点お聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の家賃に関する御質問でございますが、まず1点、今回、公営住宅法の施行令の一部が改正されまして、この4月から新しい家賃の算定基準になったところであります。改正の内容は、委員おっしゃるように、収入部位の改定が大きくございます。さらに、上がる要素として規模係数が変更になったことであります。またさらに、立地係数につきましても変更がありました。総じて家賃が上がる前提で、この改正がなされたところであります。

今現在、383戸入居してございまして、今までの町が持っている係数の標準基準と、この改正に伴う基準を掛け合わせますと、383戸全員が100円から700円上がる算定をしたところであります。

上がる基準でいきますと383戸ですが、この不景気の状況、あるいは入居者の高齢化が進んでいるという状況もありまして、町長においては、町で裁量権を発揮できる部分、特に立地係数のところではありますが、ここを政策的に下げて、なるべく負担の多くなる方を少なくしようと、特に低所得者の方についてはそうしようという政策的な決定がありましたことから、383戸のうち約160戸余りが100円から四、五百円程度上がる状況になってございます。

ただ、収入が大きく増減された場合には、今の答弁には該当いたしません。基本的には収入が変わらずに上がってしまうような方については、低所得者の方についてはなくなったところであります。

あと、既に収入部位が少なくなった、基準が低くなったことから、収入が大きく基準を外れてしまう方については、既存に入っておられる方は対象いたしません。平成21年から入ってくる方については、収入が多い方については、入居の資格から外れてしまう状況でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この立地係数は、恐らく幾つかの段階に分かれていると思うのですが、ある程度裁量権も発揮して、なるべく抑えるという形の単位を使ったということになっておりますが、いずれにしても、総体的に見ても、町の資料では、北団地に入居している夫婦と子供、3人暮らしの世帯という形で載っておりますが、改正後は2万3,400円から2万9,000円になるという評価がされております。単純に見ても、月額こういう形になれば、5,600円ぐらいが上がる感じになるのかなというふうに想定されます。年間所得にしても、控除云々かんぬん引いて、164万円ぐらいの想定になっておりますが、これが激変緩和という形の中で、5年後には2万9,000円になるということの設定になっております。そうすると、現行よりはかなりの負担が求められるという形になっております。

確かに町も努力して、頑張っておられるということもあると思いますが、やはりこれだけの負担というのは本当に大変な状況があるというふうに思われるかどうか、この点、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問でございますが、まず、先ほど言いましたように、特に年金等を主体とした収入の方につきまして、町長の施策において、なるべく家賃の上がない施策を講じたという点につきましては先ほど申し上げたとおりであります。

また、現役世代の方々につきましては、委員も御承知のように、収入部位が大きく改正されたことから、いわゆる収入部位の2ランクに入っていた方が今回の改正で4ランクに、いきなり2ランク上がってしまうという方が出てまいります。これは、国も意図的に、そういった現役世代の方については、これらの改正をしたところであります。

国の改正は、平成8年に大きく公営住宅の家賃の改正をしたところでありますが、それから13年経過した後には大きな改正があったという理解をしております。中には東町団地のように電磁調理器も完備された、いわゆる立地係数が他の公営住宅よりも大きくすぐれている住宅については大きく上がる要素が発生するというところであります。

ただ、暫定措置として、激変緩和として5年間の経過措置を設けるとところでありますので、これらの一部家賃が大きく上がる部分については、やむを得ないというふうに私どもも理解しているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） いろいろ国の制度もありますので、自治体としてもやっぱり大変だというふうには感じるころがあります、今の立地条件として、公営住宅の恐らく入居というのが、これから整備もされますけれども、やっぱり必要な層、求める層、公営住宅に入りたいという、そういった層が、人口が減れば動態変化するのですが、やっぱり一定層がいるわけですから、それが結局、暮らしに、こういったものが負担になるということは本当に耐えられない部分はあるというふうに思いますので、この点、もっと改善する余地があるということをおきたいとします。

次にあわせてお伺いしたいのは、車庫、あるいは物置を設置しているという形の中で、わずかな金額であります、説明会もされて、いろいろな反響があります。改修、いわゆる公営住宅を新築するまで待てないのかと、そういう本当に小さな切なるやっぱり願いです。建てている以上、それは払うのは、これはわかっていると。だけれどもせめて、やっぱり実態として、改築するまでに何とか待つてほしいというような声もありますが、この点、町としては、そういう声は、条例があって、他の条例との関係で、やっぱり同一にしなければ、敷地利用料というのは取らなければならないということの前提はあると思うのですが、そういった声というのは受け入れられないのかどうなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回、この4月から料金を付加させていただきます、いわゆるアスファルトで整備をされて、さらに一区画白線の入った、個人に優先専用させる、いわゆるアスファルトの駐車場料金として、この4月1日から月500円をいただくことで、今現在、52戸の方々に500円をお願いすることで、昨年からの対象者に説明会等を開いたところであります。中には、委員おっしゃるように、この不景気の時代にさらに500円負担するのは厳しいという御意見もいただいたところであります。

ただ、一方では、他の市町村の状況等もお知らせした中で、アスファルト駐車場を整備するために町も投資をしているのだという説明もしながら理解をお願いしたところでありますが、それではしょうがないという御意見も多数あったところであります。

全く反対の御意見をお聞きしないということではありませんが、賛否両論ある中での苦渋の選択があったという背景もひとつ御理解もいただきたいな

と思っております。

さらに、今、公営住宅をちょうど新築をする年度に入ってきてございまして、家賃の収入は全部、新築住宅の財源、あるいは過去に建てた新築の公営住宅の償還費に全額充てていってもなおかつ間に合わない状況がありますので、こちらについてもぜひ御理解もいただきたいというふうにご考えてございませぬ。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 189ページの耐震改修の補助で、同僚委員が聞いていますので詳しくは質問しませんが、これはリフォームもかねた、そういった、打ち出し方として、耐震だけでは何となく抵抗があるというふうに思いますので、利用しやすいようなやっぱり仕組みをつくるというのが、せっかくこういった予算をつくるわけですから、そこら辺、やっぱり周知の方法だとか含めて、ぜひお願いしたいと思いますが、確認したいとします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、単体の耐震改修というのは余り想定できない状況にあります。それで、先ほどちょっとお話ししましたけれども、老朽化住宅の改善、いわゆるリフォーム、それから、お年を召されていくに従って、段差解消など加齢対応の住宅改修などいろいろな、住宅に手を入れる機会があると思います。その機会にプラスアルファの要因として、耐震工事をさせるというものを位置づけていただきたいということで、そういう趣旨も含めてPRしてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、先ほどの戸数はわかりますか。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 先ほどの2番村上委員からの御質問の、耐震改修の対象となる住宅の戸数についてお答えいたします。

調査時点は平成19年12月の時点の、1年以上前の調査時点になりますけれども、これは固定資産の登録台帳から採取した情報になりますが、対象となる昭和56年以前の木造住宅の数、2,086戸。そのうち、これは北海道が指定しています昭和56年以前の住宅についても統計的な数値で、ある一定数、耐震性能を持っているという基礎データがございます。それに基づいて計算したところ、耐震性能を有するであろうというのが793戸。差し引きますと、耐震性が不十分であるというのが1,

293戸を考えております。

ただ、今後7年間で改修を促進してまいりますけれども、その間に、ちょうど建てかえ時期を迎える戸数がこの中で非常にたくさん含まれております。自然更新という部分で、更新されていく部分も含めて、目標とする90%の耐震性能を持つ戸数を目指して制度運用していくこととなります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで8款の土木費から9款の消防費についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時10分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、10款教育費の194ページから245ページまでの質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 207ページ、備品購入費のところでございますけれども、新体力測定テスト器具、これを購入してということですが、これは、今まではなかったのでしょうか、それとも新とついていきますので、何か測定方法が変わったのか。そして、これを1カ所で買いまして、回して使いますかどうか、そこら辺ちょっと。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

この備品購入費でございますけれども、新体力測定テスト器具ということで表示をさせていただいておりますが、委員も御存じのとおり、昨年度から体力テストが実施されたことに伴いまして、各学校に長座体の前屈測定器、それから体反らし器という反り度を調べる器械ですとか、そういうものが必要になってきております。各学校にないものですから、教育委員会ですべて一つずつ利用して、各学校で体力テストを実施する際に教育委員会から貸し出しをして使っていただいて、今回テストに挑んでいただこうということで、今回予算をさせていただいているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 昨年からでしたか、体力テスト、この結果、何か北海道が非常に悪いと、最下

位のほうにあるということ、何か運動の好きな子と嫌いな子と二極化されていて、そういう傾向があるということなのですから、何かスポーツ活動ができるような、先生方、何といたのでしょうか、そういう専門の人というのですか、そういう人もちょっと必要なのではないかとおもうのですけれども、その点はいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

スポーツ関係、体力度、北海道自体が基本的には全国から比べると、村上委員御指摘のとおり大変低い状況にあります。ただ、我が町においては、それぞれ中学校、小学校においても、教職員の人事等の協議の中で、教育長と上川教育局と協議をしていくわけですが、それぞれ、いろいろな学校との調整の中で、体育の専門性のある先生方、あるいはいろいろな指導力のある先生方の今、異動に力を入れておまして、今のところそういう結果が出ているということで御理解をいただければと思っております。

ただ、上富良野町においては、体力度テストそのものの自体の結果についてももちろん、全道レベルよりは上なのですけれども、やっぱり全道レベル自体が、委員御指摘のとおり、全国から見るとやっぱり大変低い位置にあるということは間違いのないこととありますので、そういう意味からすると、もっと体力のつける必要はこれからも必要になってくるのではないかとお思います。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 200ページ、10款の教育費の中の、上富良野小学校の整備についてお伺いをしたいと思います。

上富良野小学校の校舎耐震診断750万円、それから、裏面ですけれども、西小の体育館の耐震診断が187万円となっております。これら耐震診断につきまして、こういう資格を持った事業者は町内におられるのかどうか。それから、こういう入札に参加できる、富良野沿線とか上川管内にはどの程度のこういう資格者がおられるのか、質問したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 8番岩崎委員の御質問に、耐震検査の関係でございますけれども、まず、耐震検査のできる町内業者ということでありますけれども、基本的には私どもの情報の中では、そういう業者は町内にはいないということでまず御理解をいただきたいと思います。

当然、こういう耐震度検査を、専門ではなくて、

あくまで建築設計事務所ですとか、そういうところの中で資格を持った方に検査をしていただくということで、今、上富良野小学校、それから西小の講堂、それから上富良野中学校の校舎ということで、今回、教育関係では三つの学校について耐震調査を実施しようとしておりますけれども、これについても、最終的には我々のほうも専門の、建設水道課の建築班のほうに事務委任をしながら、これは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） なぜこういう耐震の資格を持った業者が町内にいないのかということをお尋ねするのは、やはり今、仕事がどちらかといつたらないし、そこで働く従業員も仕事が少なくなってきているという状況の中で、やはり地元業者を育ててもそういう資格を持った業者に仕事をしてもらおうと、750万円とか、それから187万円とかという、この見積もりの数字ですけれども、これは決して安い価格ではないと思うのです、素人でわかりませぬけれども、それに要する費用とか、やっぱりいろいろのことを考えると、できれば地元の業者にやっていただいて、そういう事業に対するお金が循環するような考えを持ったらいかがかなということでお尋ねをしたところでございます。

それから、上小の、2線校舎の軒天の修理も、これも予算化されておりますけれども、これの内容についてもちょっとお聞きをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） それでは、岩崎委員の、上小の2線校舎の軒天の補修の関係でございますけれども、平成19年度においては、2線校舎の南側の軒天が滑落している状況になったのですけれども、実は2線校舎の今度は北側の部分の軒天も、ちょっと滑落状況が出てきておるものですから、今年度においてその補修をしたく、予算を上げさせていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 203ページの学校の管理運営の中で、最近、大きな火災が多発しております。テレビなんかを見ていると、老人ホームが焼かれたり、また、重要文化財に匹敵するような、吉田茂の私邸が燃えてしまったとか、こういうように、学校の体制についてお伺いをしたいと思いますけれども、学校の危機管理はどのように行われているか。それから、夜間の管理体制についてもお伺いをしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 8番岩崎委員の、学

校の管理体制でございます。恐らく夜間、それから、当然、不在時の管理体制になるかと思えますけれども、学校のほうにおいては、当然、人がいる間については、最終的には校長先生、あるいは教頭先生、あるいは事務官、用務員等で、火気の取り締まりも当然ながら確認をした上での最後の施錠に入ります。それから、夜間においては火災報知器等を設置しながら、今、防災関係等についても対応を図っているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） この管理体制ですけれども、上小の場合は特に、出入口の玄関も4個もあるとかとあって、学校の先生に聞きますと、管理も大変で、不審者がもし侵入してきた場合でも、なかなかキャッチしにくい状況の建物であるというふうに伺っているところなのです。

そういったことで、このような耐震強度はまだわかりませぬけれども、耐力はあったと、建物は古いと、そして3線校舎もあって、なかなか危機管理も大変だと、こういう状況の中で、こういうお金を使って安全を確認することもいいのですけれども、将来に向けた校舎のあり方について、理事者にお伺いしたいのですけれども、これは、まだまだ、このような検査をしながらこの学校を活用していくのか、それとも将来に向けて、私は素人でわかりませぬけれども、補助事業で、防衛施設周辺事業とか、厚生省が学校教育かわかりませぬけれども、そういったたぐいの補助金を活用してやりかえる意思があるのかどうかということでお尋ねをしたいと存じます。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 8番岩崎委員の質問にお答えをいたします。

教育委員会といたしましても、上富良野小学校の老朽、要するに経年劣化等に伴います部分につきまして、常時、管理も含めながら体制を整えております。耐力度調査、実は実施をしたところなのですけれども、基準点数よりも上回っていたということで、耐力度調査についての、一応建てかえ云々というような話はちょっと出てこないかというふうに思うところでございます。それで今、耐震も含めながら、体制を整備していかなければならないという状況になってございます。

補助等につきましても、これから、耐力度調査が上回ったものですから、その体制の中で、どのような方法で上富良野小学校を改築していくかということで、平成21年度から再度、違う方向から、改築に向けた対応を図っていきたいという考え方で今進

んでいるところでございます。

基本的には耐震調査をやって耐力度調査ということが前提になってきておりますので、その耐震を飛び越えて耐力で実はやった状況もでございますので、その点も踏まえながら、年数的にも相当かかってございますので、そのような対応を含めながら進めていきたいと今は考えているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） ただいま教育長の答弁の中で、耐震検査の結果を見ての判断をしているというようなことだというふうに理解をしました。

しかし、これを長期的に考えて、学校を、改築とか新築とかいいますけれども、建てかえるということなのですけれども、簡単に言って、そういうことをする場合はやはり、5次総の中に取り組んでいかなければ計画が遂行しないのではないかと思うのです。そういった面で、町長にお伺いしたいのです。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎委員の御質問に、学校の整備等につきましてお答えさせていただきますが、上小に限って申し上げますと、耐力度、耐震、それぞれ診断結果を踏まえて次の対応を図ってまいるところでございますが、財政計画も持ち合わせていくことは当然でございます。その結果を踏まえまして、どういう決断をしなければならないかということがおのずと導かれてきますので、5次総の中では現在、具体的に記述はしておりませんが、結果を踏まえた後に、新たに計画を示して含めていくということで対応できるというふうに考えておりますので、当然、資金計画も重要な部分でございますので、子供たちに不安を与えないような、そういうことは大前提で進めようと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 225ページ、放課後子どもプラン事業のところですが、この場所を、上富良野小学校体育館で行われておりますけれども、4時以降、スポーツ少年団ですか、そういった方も使われるということで、今は70人ぐらいの方が利用をしているところなのですけれども、ちょっと場所が狭くなってきておまして、ほかの場所など考えられないでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の放課後プラン事業の関係、スクールとクラブということで、2種類の事業を我々、放課後プラン事業ということで実施をさせていただいておりますけれども、

スクールの子供については、基本的には4時で帰ります。クラブの子供が70名より若干少ない、40名程度だと思っておりますけれども、ただ、基本的にはそういう意味では、あの場所自体が、委員も御存じのように、狭隘な部分がございます。

ただ、放課後プランの基本的な考え方としても、前に一般質問のほうにも出ましたけれども、空きスペースを利用してという大原則を我々もある程度は尊重していかなければならない、そういう意味も含めて、平日においては、基本的には今のメインルームという形の中で、体育館の2階部分を空きスペースとして利用させていただいて、その間に、当然、体育館を使えば体育館で子供たちを遊ばせて、あるいは集会室という広いスペースがございますので、そちらも使いながら、基本的には今、事業を進めさせていただいております。当然、少年団事業ですとか、いろいろな形の中で、体育館の使用については重複する部分もございますけれども、それらについても学校と調整させていただきながら、現在のところ使用させていただいております。

ただ、土曜日になりますと、クラブの子だけなのですけれども、土曜日は、本来は学校を使うべきなのですけれども、今のところ土曜日と、それから長期休業日、祝日等については公民館のほうに、西小の対象の児童と、それから上小の対象の児童、そういう方が一緒に集まっていたら、そこで今は事業を実施している状況であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 土曜日は公民館の上でやっている、私も承知してはいますが、あそこそんなに広くないような、本当に、場所ですて、それで今、夏場は清富の多世代交流センターのほうに、2回ほど利用されていますけれども、こういう、狭隘化してきていますので、清富の多世代交流センターなんかには、これはバス、足の関係があると思うのですけれども、そういった場所を、もう少し回数をふやすとか、そういった、どうでしょうか、お考えはないでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 今、放課後プラン事業、平成21年度で今度は3年目を迎える形になるのですけれども、今のところ、私どものほうとしては、回数をふやして、バスを使って清富の多世代交流センターへの考えは今のところ持っておりません。

ただ、もちろん平準化もできませんし、常設で多世代交流センターでプラン事業をやるというわけにもいきませんので、そういう意味ではできる限り、夏場についてはできるだけ屋外で活動できるような

方法等についてもまた、指導員の方々とも調整をさせていただきたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 195ページの学校教育アドバイザーについて伺います。

これは、昨年度から配置されたかというふうに思います。いろいろ聞きましたら、配置されたばかりですから、これからいろいろと、教育の現場の先生たちとの意見交換もやられているという話であります。具体的に、去年の場合どういうふうな形で意見交換等が進められてきたのか、また、ことしの目標とするところがあれば、影響しながら先生たちの、現場のことを、教育の水準がどうかかわりませんが、いろいろ変えていくというような目的で設置されたと思いますので、この点、伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問の、学校教育アドバイザーの関連でございますけれども、基本的には、米沢委員御承知のように、配置の目的そのもの自体も、もちろん、学校現場と、それから子ども教育委員会との距離感をできる限り詰めたいということも含めて配置をしていただいております。

具体的な内容としましては、それぞれ学校長会議、あるいは学校の教頭会議等にももちろん出席をしていただいた中で、今まさに、今年度から準備を進めております新学習指導要領の方向性、それから方法等も、準備委員会も含めて、そういう具体的な、学校現場での対応が必要な部分についても、今までの学校アドバイザーの経験を生かした中で、指導、それから助言をいただきながら、学校との調整を図るのが主になってきております。

もちろん、また後日お配りさせていただきますけれども、これまでの成果としては、教育基本振興計画の策定に当たったの学校との調整、そういう部分も含めて活躍をしていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） いろいろと、社会教育の関係で、話も、内容的にも変化しつつあるというふうに思いますが、すぐどうのこうのという形ではありませんが、こういうアドバイザーが設置されて、教育委員会等においても、学校との疎通が変わってきたというような、その部分の感触等は、具体的にわかればなのですが、わからなかったらよろしいです。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

感触、我々自体もまず、本当に、今この場で言うことがいいのかどうか、ちょっと自分もわからないでお答えするのですが、教育現場そのものの対応自体は本当に、教育委員会職員自体がわからない状況の中で当然来て、それぞれ勉強をしていくわけなのですが、そういう意味も含めたときに、当然、学校を訪問するとき、あるいは学校現場に行くときにも、アドバイザーの方と一緒に行った中で、学校はこういうところが、学校の先生は注意を払っているのだよとか、そういうものも含めて聞かせていただきながら、大変参考にさせていただいております。

それから、もちろん一般教職員の方々ともコミュニケーションがとれるようになってきておりますので、本当に具体的な例が、例えばこういうのということではなかなか表現しにくいのですが、基本的には距離感は縮まっているというふうには我々も実感しております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 関連ですけれども、わからないから教えてください。アドバイザーはどなたがやっているのですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 基本的には、今いるアドバイザーにつきましては、上川管内ではないのですけれども、以前、日高管内の中学校の校長先生の経験者であります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 氏名を言うというのはまずいということですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 大変失礼いたしました。氏名は、斉木光男と申します。去年の3月で日高管内の中学校を退職した校長先生であります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） このアドバイザーというのは、教育委員会で選んだということによろしいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） そのとおりでございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） いろいろな考え方はあると思うのですが、学校教育、小学校の学級崩壊だとか、あるいは学校崩壊なんかもよく言われましたよね。そういう現場に携わってきた人がアドバイ

ザーするという考えももちろんあると思いますけれども、全く第三者がやるという考えはなかったのですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。当時の選考過程の中では、当然、学校教育の現場の責任者ということで我々も選考した経過があります。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 229ページ、子ほめ事業ということで、この事業は、以前、子ほめ基金の中でこの事業を展開されていたかなと思いますけれども、現在、基金統合されまして、児童生徒教育振興基金ということで、この部分については、前教育長のときに、寄附者の意向に沿った中で使っていきたいということのお話でしたけれども、このような状況で使われていると、寄附者が亡くなっても、まだ使い切れていないということで、私はもっと積極的に、さまざまな、例えば作品の展覧の景品だとか、そういった部分にもっと積極的にこの寄附を使われるべきではないかなと思いますけれども、その辺、寄附者の意向というのはどのようなお話をしたのか、お聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） ことしになって、寄附者とはちょっとお話ししていないのですけれども、私が担当になってからも、寄附者の方ともちょっとお話をさせていただいております。その中で、今、児童振興基金をもとにして使っているのは、児童表彰制度と、それから子ほめ事業であります。

寄附者としても当然、我々のアイデアの中で、有効な手段があればそれをできる限り早く使ってほしいということは寄附者の意図であるということも我々十分理解しながら今進めているのですけれども、単純に学校整備をするとか、あるいは図書を増設をするだとかという通常の整備事業ではなくて、何か子供たちのために有効な手段が出てきたときに、この基金を流用させていただきながら使用させていただきたいということでは寄附者ともそういう話をさせていただいております。ただ、いかんせん我々のほうもなかなかアイデアが出てこない状況の中で現在に至っているということですので、御理解いただければと思っています。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 以前もこのような話が出たかなと思うのですけれども、例えばスポーツ、文化等においても、全道大会並びに全国大会という、今、上富良野中学校がかなり優秀な成績で、今回も

野球の部分で全国大会に行かれていますけれども、当然、行く費用に関しては助成しているということとあわせて、行かれた方に対して、そういった表彰も含めて、この部分で基金をもっと積極的に使っていくべきではないかと思っておりますけれども、その辺どのようにお考えか、お聞かせ願います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） もちろん、今回活躍している中学校の吹奏楽、あるいは野球等でも全国大会に出場してございますけれども、こういう子供たちの活躍に対しては、委員も既に御存じのように、文化祭の折に、スポーツ奨励賞、あるいは文化奨励賞等で表彰させていただいております。ただ、補助金等についても、もちろん一般会計の中から出させていただいておりますけれども、こういう特定の、限られた子供たちにこの基金を使うということではちょっと、我々の構想の中には入っていないのですから一般会計を使わせていただいているということで、ただ、表彰についても当然、先ほど言いましたように、それぞれ奨励賞を授与しながら、その子供たちの活躍には、皆さんにもお知らせしながら進めている状況にあります。

委員長（長谷川徳行君） 岩田委員、いいですか。（「はい」と呼ぶ）

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 199ページの小学校管理運営費の修繕料のところなのですけれども、具体的にどこを修理しようとしているのか。私が承知しているところでも、野外にある遊具、結構傷んでいて、危なくなってきたなというところがあるのですけれども、そういったところが含まれているかどうか、お聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の修繕費についての御質問でございますけれども、基本的には、この小学校管理運営費の中の修繕費ということで、これは本当に、220万円、今回上げさせていただいておりますけれども、特定の、ここがいかれたからここを直したいという部分もないことはないのですけれども、基本的にはそれぞれ学校の補修等も含まれております。

それから、今村委員が今御指摘のとおり、当然、学校の遊具等においても、融雪時期を待って、私どものほうでまた各学校を回って、遊具の点検もしながら、補修が必要な部分については、それは補修をするということで、そういう費用もこの中には含まれているということで御理解をいただければと思っています。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番(今村辰義君) ぜひそうしていただきたいと思っているのですが、非常に、屋外の遊具、木でできて、例えばブランコです、もう木が朽ちているような感じなのです。あれがはがれると、非常に大げかになると思いますので、ぜひそうやって足で稼いで、点検して、直すように、あるいは直すように指導をしていただきたいというふうに思います。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(前田満君) 6番今村委員にお答えします。

今、委員御指摘のとおり、ことし本当に融雪期をもって、計画を持って、そういう現場検証もしながら進めていきたいと思っております。

ただ、もちろん、それぞれ、去年になりますけれども、例えば遊具の塗装ですとかについても、商工会青年部の方々が協力をしていただいたりしながら塗装をし直したりというも現実にありますので、そういう意味も含めて、本当に、基本的に危険な箇所については、今、こういう時代ですので、当然、安全を確認しながらという意味でも点検を進めてまいりたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) 関連ですけれども、215ページ、上中の体育館の、八つバスケットがありまして、四つ電灯がついているのですけれども、その、押しますと、自動的にぱっとおりてくるかと思うのですけれども、それらもちょっと点検が必要ではないかなと。この間の上小のような件になりましたも、ぱたっと落ちてきましたら、私、この間、卒業式で行きましたら、1個ぱかぱか切れそうな状態がありまして、それを見ていたのですけれども、だから、何か現場を歩いてよく点検されるということなのですけれども、自動のところはかなり老朽化している、自動ベルで押して、おりてきまして交換するのだと思うのですけれども、恐らくあれは、点検を要してほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(前田満君) バスケットゴールの……(「八つついていて、四つ電球がついてますね。あれがこうおりてきて……」と呼ぶ)体育館の電球のお話ですね。(「そうです」と呼ぶ)大変失礼しました。

2番村上委員の、もちろんそういう、学校のほうからも切れている電球等についても御報告いただいております。私ども、ただ、1個壊れたから即1個を取りかえるというわけにはなかなか、効率的にいかない部分が正直言っております。例えば2個、3

個まとめたときに初めてかえさせていただいております。というのは、それぞれ取りかえるときに足場を組みながらとりかえる作業が出て、おりてくるわけではないのです。そのまま、その現場へ行って、足場を組んで電球を取りかえるという状況になるものですから、どうしてもまとまった形の中で効率的に交換をさせていただいているということで御理解いただければと思っています。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 今、村上委員の言ったのは、私も卒業式に行って気がついておりましたので、できればああいう式典の前には点検して、きちんとやってほしいなと。もうぱかぱかがついているものですから、我々の目の前にあったものですから。

それで私、233ページ、多世代交流の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

歳入の面でこのことを申し上げたのですけれども、ただ、せっかく80万円という委託料や、それから維持管理費等も含めて、相当の金額を投入しております。突然降ってわいた清富小学校の閉校ということで、具体的な計画が行えないまま平成19年度に入ったということは、実態としてはわかるのですけれども、今度は平成21年度に入るわけですから、この利用実態を見ますと、やはり、一般的な合宿等も含めて、16日間、375人、団体数でいけば7団体ですけれども、そのうち4団体がもう、地元の清富ということなのです。

それで、やっぱり私は、せっかくあれだけの施設があるのですから、できれば、財政効果が上がるのは当然でございますけれども、やっぱり教育委員会として、子ども会、それからスポーツ少年団等いろいろな団体を抱えている立場から、できればあそこを活用した形の事業展開をできるような方法をしていかなければならないのではないかと。

例えば、きょうも日の出公園の問題が出ていました。イベント広場が必要だということもわかりますけれども、実際に、それを具体的にどうするかということをしていかないとだめなので、19、20になって、今度は3年目を迎えるのですから、できればやはり、多くの団体が利用できるような条件整備と周知宣伝、それから各団体との協議をするような方向で、できれば利用を拡大をする、それから多世代交流センターの目的のためにやっていただきたいと思うのですけれども、その点の事業計画の展開等についてはどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(前田満君) 9番中村委員の御質

問の、清富多世代交流センターの今後の整備方針等についてであります。

委員も既に御存じのように、平成18年の3月に清富小学校が閉校しまして、その後の施設利用ということで、町のほうでも私どもと一緒に検討していただいております。そうした中で、基本的には他の利用があれば、例えば教育施設、あるいは社会福祉施設等の利用があれば、そちらのほうへの譲渡、譲与等の考えも出てくるという中で、決まらない中で、基本的に多世代交流センターとして、社会教育の施設という形の中で利用はさせていただいております。

今既に、委員御指摘のとおり、平成21年度で3年目を迎える施設であります。私どものほうも、ちょっと3年間様子を見た上でということでのちょっと計画を上げておりましたけれども、当然、宿泊ができる施設という位置づけを持ったときに、当然、必要な備品、それから必要な設備等が今後発生してくるであろうということも予測をさせていただきます。平成21年度の使用状況を見ながら、平成22年度の整備に向けては図っていかねばいけないということの認識の中で実は進めさせていただいておりますので、御理解いただければと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 3年目を迎えるから、私は、もう少し具体的な利用計画が出てくるか、もしくは平成19、20年度でやって、使いたいけれどもこういうものが不足だからちょっと使えないだとか、当然、足の問題は入ってくると思いますけれども、そういうような形で、やはりできるだけ利用拡大のために、弊害になっているのはどういうことなのかということまで僕は行っていないのかなど。極端に言えば、十分、各種団体に呼びかけて、使ってください、いや、こうだというような過程のものが具体的に多くあって、その中で何が足りないかということが出てくるのであればいいけれども、そういうものがちょっと我々に、肌を感じてないものから、その点もうちょっと、やっぱり3年目ですから、石の上にも三年ですから、もうちょっと成果のある、それから方向性のあるものを打ち出してほしいと期待をしているのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 今の9番中村委員の御質問なのですけれども、基本的に宿泊施設としての位置づけも我々は持っている中で、当然、平成19年度、20年度と使っていただいた経過を踏まえた中で、我々の中では、利用者の方からについては、今ある施設の中での宿泊をお願いしたいという

ことで、利用に当たっては我々もできる限りの協力はしているのですけれども、ただ、現実に見た場合、当然、テーブルが足りない、いすが足りない、あるいは、宿泊施設であれば厨房施設がない、それから当然、大人数で使うときの場合の、小学校の設備でありますので、トイレの問題もあります。当然、今までは10人以下の子供たちが利用していたトイレの中の、例えば浄化槽対応ですとか、そういう部分がございますので、多くの人数が宿泊した場合のその対応等については、我々としても危惧はしております。

そういうものも含めて、今後の整備計画の中にはそういうものも取り込みながら、また財政部局ともこれは相談していかねばならないのですけれども、今、我々が管理している中ではそういう形の中で、不足感というものも感じておりますけれども、ただ、急激に、では平成21年度から即整備という形にはなかなかいかないものですから、ことし1年かけてその辺も、政策調整会議等でも協議をしていただきながら、整備ができるような形を進めてまいりたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 中村委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ）

8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 235ページ、下段のほうです。開拓記念館の管理費についてお伺いをしたいと思っております。

まず、この管理体制、外観も含めて、どのように管理されているのか。それから、そこに常駐する常勤体制、それから案内体制、当然、見に来る人もいると思うので、それらについてお答えをいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 8番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

開拓記念館の施設の管理体制ですけれども、外壁につきましては、建ててからもう数年が経過して、かなり老朽化していることから、次年度の予算の中で外壁の塗装を進めたいと考えております。あわせて、屋根の部分につきましては、今のところはまだ大丈夫なのですけれども、数年のうちには老朽化することも考えられますので、そちらの塗装も進めたいと考えております。

それと、管理体制でございますけれども、平成20年度からになりますけれども、草分住民会のほうにお願いしまして、地域の住民会、老人の方になるのですけれども、毎日見ていただいているという状況です。毎日見てもらっているのは、去年は7月と

8月の期間でございましたけれども、今年度は7月、8月、終日管理していただくことと、それから5月2日から10月末まで、土曜、日曜ということになりますけれども、休みのときに草分の住民会の方々に協力いただいて管理していただくことになっております。

それと、案内なのですけれども、地域の住民の方ですので、地域の事情に非常に詳しいということもありまして、そこに来館される方に、その地域の高齢者の方々が説明して、非常に好評を博しているというふうに聞いております。今後も続けてまいりたいと考えています。

以上です。

委員長（長谷川德行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 昨年、機会がありまして、私も草分にある開拓記念館、中を見学させていただいたわけなのですが、開拓当時の建物ですけれども、懐かしさがありますけれども、何というか、インパクトがないのです。あそこへ見学に言っても、これはという、これは昔ここに住んでいたのですよという、吉田貞次郎さん、町長さんの親御さんが住んでいたという、そういう説明はわかりますけれども、もう少し中にいろいろな物を展示して、行った人がちょっと、インパクトを持って見学できるような施設に、考えたら、アイデアを出したらいいかなと。

私は先日、同僚議員の紹介で、旭川の図書館で、十勝岳噴火20周年記念といって、火山噴火と災害から防災を取り組むというようなことで、パネルをもって、旭川図書館で大々的に上富良野をターゲットにしたような展示があったのです。それを視察してまいりました。上富良野の郷土を探る会に皆さんが非難した体験を書いたつづりがありまして、そこから抜粋した体験談、吉田でいさんであるとか立松さん、安井弥生さん、それから佐川亀蔵さん、大角伊佐雄さんとか、うちの母親も被災者でありまして、岩崎ふよの文も、多々、それから代筆した文もたくさんあるので、1メートル画ぐらいのものに、抜粋した、上富良野のそれぞれの、今言ったような体験者の文を展示してあるわけです。

これは、上富良野ではなくて美瑛も何名かの被災者があって、そういう展示物がたくさんあるのかなと思ったら、美瑛は1点が2点で、あとは上富良野の展示会みたいな形、あの大きな国際会議をする旭川の図書館、クリーンセンターですが、そこで、今もやっています。31日までこれは、覚えていれば皆さん参加してきているかとも思いますけれども、そういったものの類似したものをいただいてきて、上富良野の開拓記念館に展示して、皆さんに上富良

野の悲惨な、復興を遂げた上富良野をPRするべきではないかなと、それが防災にも役立つのではないかなというふうに考えます。そういうことを考える意識はお持ちかどうか。

委員長（長谷川德行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 8番岩崎委員の質問にお答えしたいと思います。

旭川で開かれている展示会については、私もちょっと雑誌とか新聞のほうで見せていただいて、陳列されている十勝岳の写真についても紹介されておりましたので、ちょっと興味深く読ませていただきました。

開拓記念館の大きな活動ということなのですが、現在、あそこには吉田貞次郎さんのいろいろなものが展示されておりますけれども、委員言われるとおり、なかなかこう、外に向かって開かれるには難しい施設かなとは思っておりますけれども、平成20年度になりますけれども、郷土館のほうで町の史跡等いろいろなものについて、データベース化とか、パソコンに取り込んだりとかということで今進めておりますので、それらのものを展示できるような形にするとかしていきたいなというふうに考えます。

それと、郷土館もございますので、郷土館のほうにもあわせて、今、委員がおっしゃられたような十勝岳の関連のこととか、史跡、遺跡、上富良野の町内にかかわる、伝えていかなければいけないような史跡等の、伝承しなければいけないなものについても、郷土館のほうでも展示していきたいなど。あわせて、郷土館と、それから開拓記念館と、委員の言われるように、そちらのほうもうまく活用できていけるように取り組みを進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） それと、あそこには三浦綾子の碑もあるわけで、そういったことで、あそこはやっぱり爆発の関係と関連して、防災意識を高めながら、観光というか、皆さんにも利用いただく、今は本当に利用が少ないと思うのです。だからもっといろいろなものを展示するというところで、旭川のその会場には、旭川開発局がつくった防災ダムだとか、それから昔の爆発の様様とか、そういうものをあれしたビデオを流しているのです。人が行ったらぱっと入るようになって、とても満足感を味わえて、退屈しないといったらおかしいですけれども、時間をつぶせるといった、そういう設備も、そのようなお金がかかるとは思いませんので、行ったらビデオを見ながら館内を視察できるような、そう

いう工夫もしていただきたいなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 8番岩崎委員の質問にお答えいたします。

今申されましたビデオの紹介等につきましては、郷土館のほうにも十勝岳の噴火の関係のビデオ等ございますので、そちらのほうも入館者の方に見ていただけるように、開拓記念館のほうにも設置できるように進めてまいりたいと考えます。

それと、泥流の碑ですが、三浦綾子さんの碑についてですけれども、地域住民の方々も非常に気にかけていらっしゃるようで、あそこ前に木が植えてあったのですけれども、かなり大きくなって、石碑が見えなくなっている状態になっているので、地域の住民の方々が、あそこ木を、前のほうをちょっと低くして、碑が見えやすいように改良をしているといいますか、木の剪定をしているというふうに聞いておりますので、町のほうとしても、あそこに上富良野の泥流の被害に遭ったことを記念する碑があるということで、何らかの方法で見やすいように改善していきたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今、岩崎委員の関連の部分がありますけれども、私、草分の開拓記念館に年に何回か行ったり、それから呼ばれて行ったりという経験しております。草分住民会に委託をする、条例等の中では準公共的な形にも委託をするということができるということになっていて、それが草分の老友会にまた委託をされてやっていると。

それで、私は一番感心するのは、草分老友会の人たちは、あそこで生まれ育った人が大半なのです。そうすると、あそこに上富良野の開拓記念館だといって来る人は、ある面上富良野にいわれのある人が結構多いのです。そうすると、あのこと、このことということで、非常に僕は、語り部となって、いい傾向だなという気はしているのです。昨年の秋にも三浦綾子文学館の皆さん方御一行が全国から集まってバスツアーで来たときに、私と清野さんとで説明員でいろいろ行ったときに、やはり、非常に上富良野が、そのとき144名の、亡くなって、こうやって復興したということに非常に驚いているのです。

それで僕は、できれば、今、岩崎委員が言ったように、あそこにもうちょっとインパクトのある、見る物が何かあっていいのかなという気がするのです。私も旭川博物館に3月14日、防災の講演会があって、服部課長もおいでになっていて、僕の

ちょっと横におられたので、そのときに岡田教授が、上富良野はすばらしいことをやっている。ハザードマップをつくって、言うなれば住民の一部ではなくて全住民に配った、これが世界で一番最初だと。それからもう一つはやっぱり、郷土をさぐるを中心にして、民間団体がこうやって本を出して、その中で記録を残していると。その一部が、今、岩崎委員が言った博物館の中に展示をされているのです。

私は、そういう点では、非常に、行政としてもある面で、80周年の関係はバックアップをしていたただけだけでも、そうやってやはり評価をされるということは、非常に我々も、僕も関係者の1人として、非常にそういう評価をされたということでは喜んでいるのですけれども、今後あれを、町外から来る人たちが、あそこを見て、今度はここを見てというような一つのルーツ的なものを、当然、草分の老友会の皆さん方にも、あそこにも町のパンフレットもありますけれども、そういう形で誘導していく方法を、前、網走の金子元村長の親戚の方というのが、私が行ったときに偶然おいでになっていて、またいろいろ話をしたり、それから、吉田貞次郎さんの息子さんの嫁さんのだんなという御一家が来られたり、やっぱりいろいろなドラマがあその場で展開をされていますので、せっかく来たのであれば、ちょっと見ても簡単にあれしてしまうものだから、そういうようなものをやってほしいということと、それからもう一つは、今、図書館で吉河君が上富良野の碑を全部網羅した形のものもあります。できればああいうものもパンフレットを持って、ああ、上富良野にこういうものがある、ああいうものがあるというような形で、やっぱり巡回できるような方法も一つの方法かなという気がするのです。

ですから、開拓記念館がある、郷土館がある、それにまつわる上富良野のいろいろな先人の思い残したものがあから、そういうものとあわせて、上富良野の新しい観光メニューも含めた形のものということでぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問、大変ありがとうございます。私どものほうとしても、地域の方々のおじいちゃん、おばあちゃんからも、私自身も、こういうことをやりがいがあるということも含めて、大変褒めていただいております。

そういう形の中でも、当然、郷土館の資料と、それから開拓記念館の資料とのバランスも考慮しながら

ら、今あるもの、もちろん郷土館のほうにも、先ほどうちの主幹が説明申し上げましたように、爆発についての資料やなんかについても相当、貴重な資料がございます。そういうものも含めた中で、本当に開拓記念館に行って、その後、郷土館を見ていただいて、さらに上富良野町の遺跡も見えていただけるような、そういうふうな、今後の方策等については、こういう言葉が適当ではないとは思いますが、前向きな形で検討できればと思っております。その節については、また御指導いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） ページは特別なのですが、教師と指導者の獲得といったらちょっと語弊がありますけれども、先生方の次なる備えということでちょっとお聞きしたいと思います。

例えば上富良野中学校の吹奏楽でありますけれども、実は、今から11年ほど前の中学校の50周年の記念事業の協賛事業といたしまして、そのときの担当の指導者の先生で、女性でございましたけれども、先生の熱意によりまして、吹奏楽の楽器の整備ということに決まりました。約500万円ほどで整備されて、以来、子供たちの、本当に努力はもとより、すばらしい指導者に恵まれて、10年後に花開いたというのが現状であろうかと思っておりますけれども、ただやっぱり教師は、一応6年をめぐりまして転出されます。次なる指導者の獲得とか、そういったものに対する備えはできているかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色委員の御質問でございます。部活等の先生の次の対応ということでございますけれども、委員おっしゃるとおり、新人の方は3年、それから一般教師で6年という一つの基準で他の学校のほうに異動という形に持ってきております。吹奏楽含め、陸上も野球もそうなのでございますけれども、いろいろと、その町の特徴あるやはり活動内容を含めながら、我々といいたしましても、即その先生と交代することなく、前もっているような、異動の対象のときにそういう先生方を招聘したいというふうに、今のところ考えて進めている状況でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） ぜひ、すばらしい先生を呼んでいただくように日々努力していただきたいと思っております。

特に、上富良野中学校の吹奏楽というのは、富良野沿線の吹奏楽の発祥でございます。そして今現

在、保育所、幼稚園、それから小学校におきまして、それぞれの基礎をもとにいたして、ようやくと中学校でこのような形になっている。ここに、次に高校に対するあれが、一つのあれなのですけれども、そこまで育ってきた子供たちが、実際には、上富良野高校に行ってそれをやれるかといったら、できないと。せっかく育った人材が、旭川なり富良野なり、ほかに流れてしまう。この辺も含めて、対策はどのような形でとっているかということについてお尋ねしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色委員の御質問にお答えをしたいと、お答えになるかどうかわかりませんが、今、委員おっしゃるとおり、子供たちがそのまま地元の高校に行っていたら、そのような活動をしていただくということは、我々も本当に望むところでございます。優秀がゆえに、まだ高いレベルの学校に行くという状況に今はなっているところが現実的なというふうに思っております。

我々といいたしましても、地元で高校がございまして、そういう子供たちがそちらのほうに進学できるような形は、極力体制を整えていきたいというところが私の心情でございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） 続いて、高校に関するの関連なのですが、非常にやっぱり間口が制限されて、上富良野高校そのものの自体の存続が危機になっております。それに対する何か具体的な方策がありますかとお聞きしたいと思いますけれども、お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色委員の御質問でございます。

今のところ、正直、道立高校でございますので、町としては、側面からの援助の部分でここ何年も推移してきている状況でございます。何とかいい方法を見つけ出して、子供たちが地元の高校に入りたいというのが我々の願いでございます。

平成20年度におきましては、富良野地区で高校教育を考えるという形で、実は道のほうにもいろいろの部分で提言をさせて、地域のPTA等の皆さんからの御意見もいただきながら進めて、要望等を行ったという経過もございます。そういう中で、本町においても普通科ということの一部分がございまして、職業的なそういう特殊な高校とちょっと違いますので、その点も踏まえながら、今後の観

光のあり方自体が、どのような方向がいいのかということも十二分に協議しながら進めていかなければならないのかなというふうに今現在は思っているところでございます。

平成21年度、特にこれというあれはございませんけれども、皆様方、町内各高校とかかわりある一般市民の方もございますけれども、何とかいい方策がないかということで、本年度、そういう集まりを持って、どういう方向がいいのかということも含めながら皆様と協議をしていきたいということで、実は今思っている状況でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色委員。

7番（一色美秀君） 一つは、これは私からの提案でもありますが、よほどやはり具体的な例をもって、真剣にやっぱり取り組まなければならないと思います。

一つの提案として、英語ですとか中国の通訳、そういった資格を取れるだけのような講座を持つようなことがとれるか。そして一般の方もそういうことに参加できるようなシステムがとれるか。また、一つは、十勝岳もあります。消防と協力した山岳救助隊のようなものを高校の部活の中でとれるか。そういったことを含めて、やはり、住民会も含めてそうなので、まず父母と、それから議会、それから行政側、さらに今、上富良野高校の場合はサポーターズクラブというのがございます。そういったものを含めて、プロジェクトチームをつくって、る検討していかなければ、早急にこれはやらなければならないと思いますので、その点についてお答えをお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 一色委員の御質問でございます。

委員の御提案内容も重々踏まえながら、そういうプロジェクトチームを組んで対応していかなければならないなというふうに考えてございます。とにかく普通科でございますので、授業実数の関係もござります。そこところは道と高校と全体的な協議をして、対応していかなければならないというところも現実でございますので、その点も踏まえながら、また皆様方と御相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「わかりました、よろしいです」と呼ぶ）

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 201ページ、スクールバス運行費の中の児童登校ハイヤー借上げの関係でお尋ねをいたしたいと思います。

特認校の関係でやっていると思いますけれども、平成19年度決算では151万8,670円、それから平成20年度予算では205万2,000円、今回は230万8,000円ということです。

それで、恐らくこれは、コース、生徒が変わった関係もあるかと思いますが、一遍に約30万円ぐらい上がっている。それから、19年度と比較をすると、やっぱり80万円近くあれているものですから、料金の体系も変わったかもしれませんが、それらの経過についてちょっとお聞きをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 9番中村委員の御質問について、スクールバス運行費の額の関係でございますけれども、現在、各小中学校に通われる生徒の登下校に町営バスが運行してございます。各行事ですとか、いろいろな、総合学習の授業ですとか、そういった活動の中で、町のスクールバスを活用させて、運行させていただいております。

その中で、各学校においては、町の路線バスの空き時間をうまく活用できる部分については町のバスを活用いたしますが、時間が重なる場合には、レンタカーですとかふらのバスの借上げを行っているという関係で、その積算をもって予算計上させてもらっています。昨年度、バスの定員が入れかえによりまして削減になっているということがございまして、今年度、増額をさせていただいているところです。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 上がった背景については理解できます。

それで、借上げする会社等は、ある面でローテーションを組んでいるのか、1年、1年、交代にしているのか、それらについてお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 9番中村委員の御質問ですが、バスの借上げにつきましては、総務課のほうで一括、町内のバスレンタカー会社と借上げの契約をいただいているところです。業者名につきましては、しらかば観光さん、あと西村建設さん、それと、もう1社、西村レンタカーさん、3社と契約をしております。あと大きいバスは、ふらのバスさんと借上げ契約を結んでございます。

以上です。（「ちゃんと聞いてほしいんだよ。ハイヤーのことを言ったのだけれども」と呼ぶ）

申しわけありませんでした。ハイヤーの借上げ

運行ということで、西小学校の登下校に使うハイヤーの借り上げにつきましては、町内の十勝岳ハイヤーさん、上富良野ハイヤーさんと契約を結んでおります。金額につきましては、本年度利用するお子さんの中で、上富良野中学校のお子さんが、ちょっと遠距離のお子さんが1名おられるということで増額になってございます。（「わかりました」と呼ぶ）

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） ちょっと社教センターのことで、除雪のことでちょっと聞きたいのですけれども、243ページに駐車場外除雪車両借り上げということになっているのですけれども、そうすると、駐車場はだれかに委託しているのか、そこら辺。

実は、ことしのミニバレーだったか、そのときに、ことし余り雪も降らないのに除雪がちょっと行き届いていないところへ車がとまっているなどということを見たので、そこら辺どうなっているのかなと思って、ちょっと聞きたいなと思って。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番渡部委員の御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターの除雪の関係でございますけれども、外となっているのは、駐車場と、それ意外に道路部分とかもございまして、正面の道路なのですけれども、その部分とか、社教センターの前とかも含めた形で外という形を使わせていただいております。

それと、雪の状況を見て除雪のお願いをしているのですけれども、何せ業者のほうも路線等の除雪等があるので、若干、朝の開催時間からおくれたことはちょっとおわびしたいと思いますけれども、前日等に事前に周知して、大きな大会等のときには支障のないように努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 車両借り上げということは、これは、センターのほうでやっているのですか、それとも、借り上げということになっているので、どうなのかなと。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番渡部委員の御質問にお答えいたします。

この単価につきましては、建設課の単価を使わせていただきまして、車両と、それから除雪に係る作業員についてもこの中に含めた形でお願いしている

ところ。（「委託させているということですか」と呼ぶ）委託ともまたちょっと違うのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 借り上げの意味を教えてください。

社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 委託契約になりますと、年間通して、秋口ですから12月から3月までとかという形になるのですけれども、この場合には雪が降ったときだけこちらからお願いして、除雪に入ってくださいということで、本当に部分的なところだけしか対応していないので、借り上げ料ということでお願いしているところです。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 219ページ、上富良野中学校学習活動費の中で、ここのところ、新設特別支援学級備品とあるわけですが、この特別支援学級となっておりますけれども、これは新しく中学校にということでしょうけれども、今、小学校には西小、上小ともに特別支援教育の助手が1名ずつ配置されておられるわけですが、まず上中にはそういった助手は配置しておりませんので、設置としては考えますけれども、それについてはいかがでしょうか。それと、新設の特別支援学級といいますのはどのような、この備品というのは、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、特別支援教育の指導助手の配置についてでありますけれども、子供たちの数も含めて、学校とも協議をさせていただいた中で、今、定数枠の教員の中で対処ができるということで確認をとっておりますので、指導助手の配置はしてありません。

それから、今回、新設特別支援学級ということでございますけれども、当然いろいろな、情緒ですとか、難聴ですとか、肢体不自由ですとか、弱視ですとか、さまざまな種類の特別支援学級がございますけれども、今回、難聴の子供が1年生で入学してくるということで、それに対応する備品等の整備を行うものであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 今、1年生で難聴の子が3名いらっしゃるわけですね。上中で全体で8名いらっしゃると思います。それで、ここで教員の定数は5名だということになっております。今、難聴の子供さんということは、何か補聴器か何か、そういった

ものを用意するのでしょうか。

西小では8名いらっしゃいまして、それで、上小では11名、特別支援員の方がいらっしゃるということで、上小では6名、教員定数、それから西小では4名、教員が配置されますね。そういったことで、上中に8名いらっしゃいますので、教員について定数はどうかというと5名ですから、そういったことで、ぜひ上中に教育支援の助手の方を、配置というのをお考えいただきたいと思うのですけれども。もう一度、済みません、お考え。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） それぞれ特別支援学級の中で、特に小学校においての低学年、あるいは中学年までの情緒の子供というのが実は、正直言って一番手がかかるといのは委員も御存じのとおりだと思います。そういう子供たちに対しては逆に、先生が1対1で対応していかなければならないという現状がございます。そういう観点からいくと当然、中学生になってくると、なかなか聞き分けもよくなっていく部分もございますし、そういうものも含めたときに、現場からともちょっと、今回も予算措置の際にも、こういう形の中で中学校の学校長とも協議をしながら進めさせていただいておりますけれども、中学校のほうにおいても、まだ当然、ほかの町村ではこういう指導助手自体を配置していない部分もあるものですから、そういうものも含めたときに、当然まだ、配置についての学校からの要望も、ことしについてはないということで、今回、予算措置をさせていただいていないという状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 今回は新しく特別支援学級の備品で対応されたということですが、来年以降につきましては、ぜひ検討していただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員にお答えします。

当然、来年のまた子供たちの体制等々も十分学校とも協議を進めながら、必要性のあるかないかも含めて、また進めさせていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 241ページ、社会教育総合センター管理費の委託料、コミセン床清掃ワックス塗布の関係でございます。

一応、恐らく年末年始を利用して、休館日を設置をしてワックス塗布をやっているということでお聞きをしておりますけれども、その日にちはいつからいつまでなのか。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

ワックスの床塗布についてでございますけれども、ことしも行いましたように、年末近くになりまして、利用者の方が、年末になりますとどうしても少なくなる傾向がありますので、その時期を見て、具体的には12月24日以降の時期を予定してございます。

ただ、各部屋、かなりな部屋数がありますので、そちらについては順次進めていくようなことになると思いますので、またその節には利用者の方に広報等で周知したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 利用される方から私が苦情を受けたのです。というのは、毎日の生活の、言わなければ回転でやっぱり行っていると。そうしたら、これからこれだけの間休まれたのなら、特にランニングコースなのです、歩くところ。そうすると、外へ出れば寒いし、滑ると、何とかこれはならないのかという苦情が私のところに寄せられたのです。

それで、現実に利用されている皆さん方は、役場の退職した先輩の方も結構おいでございまして、その方の言うのは、夏は外でも歩くこともできるから、できれば生活のリズムを守るためにはぜひ夏の間にワックスがけをしてほしいというようなこと。だから、全部、各部屋だとか何とかいうのではなくて、特に歩くコースのところということで限定をされて私のほうに言われたのです。

ですから、それらを含めて、やはり高齢者の皆さん方から言えば、毎日の生活のリズムだからやっぱり続けていきたい、しかし外はそういう状況だからということでございますので、できればそれらのコースの歩くところは、夏であれば外を歩けるから、夏にそこはやっていただいて、冬はできれば、最終的に年末年始の休館日というぎりぎりの段階では、これはもうやむを得ないと思うのですけれども、そういうような要望が出されたのですけれども、そういう対応ができるかどうか。そういう利用者からの要望がありましたので、お聞きをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

今御質問されたのは、アリーナ部分の今年度のワックス塗装の関係だと思っておりますけれども、今年

度のワックス塗装につきましては、アリーナの床に数回にわたって塗布されているワックスがかなり厚くなって、かなりでこぼこの状態もひどくなっていると。現在、フロアカーリング等ということで、今までちょっと想定していなかった床面を利用する競技も新しく出てきたということで、それらの凹凸をなくしたいということで、全面にわたって表面のワックスを一度全部はがしたわけです。かなりなほこりが立ちまして、作業員の方もマスクをつけないと作業できないような状態が続いて、それがアリーナ全館にほこりが舞っておりましたので、ことに限っては、歩行者の方についても利用は控えていただくしかなかったかなというふうに考えております。

当然、その期間についても、大幅にかかったことで利用者の方にも不便をかけたかなと思いますけれども、次回以降につきましては、水性のワックスで乾きも早いというようなこともございますので、最小限の日数で完了できるのかなというふうに思っております。

それと、今年度、平成21年度予定しておりますコミセン部分のワックスがけですけれども、そちらにつきましても、そんなに日数はかけないようにしたいのでございますけれども、何せ広い面積と、それから、アリーナ部分に入るためにはコミセン部分を通らなければいけないということで、利用者の方には迷惑もかかるということで、年末の時期に実施したいなというふうに考えております。

それと、夏の間にはできないかということですが、平成21年度につきましては、中体連の行事ですとか、それから中学校の部活、少年団の活動、それから各サークルの、ミニバレーですとか卓球ですとか、毎日のように使っております。この前、利用調整会議をしたのですけれども、連日アリーナを使っている状態で、日中はかなりあいているところも見えるかもしれませんが、夜間になりますと、終日埋まっているような状態がずっと続きまして、年間を通して、やはりできる時期は年末の時期しかないなということで判断しておりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、全館ということであれするのではなくて、特にアリーナの関係だとか、それから出入りの部門で、ある面ではこれはもう、絶対やらなければならないということであるのですけれども、例えば2階のランニングコースです。言うなればアリーナの2階部分の周囲、あれについては、もしあれであれば夏にやっていただいて、そして玄関入ってすぐ、2階に行くような形での通路を

確保してというような方法もできないのかなと。せっかく、高齢者はやっぱり自分の運動不足を補うということで、もう毎日の生活のリズムになっているから、年末年始の、最終的に何日かというのは、これは休むのは、それぞれ、社会的な状況で当然なのですけれども、余り長期ということになると困るという要望が出されているものですから、そういうような操作で、ランニングコースの歩くところだけは夏にやってというような方法がかなえられないのかなということでお尋ねしたのです。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 9番中村委員の質問にお答えいたします。

済みません、答弁漏れがございまして、申しわけありません。アリーナのランニングコース部分、歩くところの部分なのですけれども、そこはラバーマットが敷いてありますので、そこにはワックスがけはしないのですけれども、ことに限っては、全館のワックスをはがしたということで、ほこりが舞うということで、利用者の方には健康上のこともありますので、入館を控えていただいたということで、少し長目になってしまいましたけれども、利用に支障を来したというか、不便を来した状況になっておりますけれども、今後はもうちょっと短い時間でできると思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。（「わかりました」と呼ぶ）

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） ページ数は241ページです。ちょっと伺いたいと思っております。

煤煙測定というのがあるのですけれども、これはいつごろの予定をされているのか伺いたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 佐川委員の質問にお答えさせていただきます。

煤煙測定でございますけれども、例年1月ごろを予定しております。これにつきましては、町の施設全体で煤煙測定を実施しますので、それらの時期と合わせて、学校施設等とあわせて一緒に実施する予定になっております。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 日にちは確かではないのですが、厚生省が公共施設全面禁煙というのを今打ち出していると思うのです。今後においてはどんなふうな形になっていきますか。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 佐川委員の質問なのでございますけれども、この煤煙測定というのは、社会教育総合センターの暖房用のボイラーから排出される煙の測定をするものでございます。（「わかりました」と呼ぶ）

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 佐川委員の御質問にお答えいたします。

役場の建物内は禁煙になっていますし、社教センターその他の部分、敷地内の禁煙はしていませんけれども、建物内は禁煙になっているところありますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 197ページの特別支援事業についてお伺いいたします。

今回、予算の中に指導助手2名という形の予算が設定されております。あわせて研修会等の実施という形で載っておりますが、これは中学校、難聴者を対象にという話だったかと思いますが、これは大体、1日の指導時間は何時間ぐらいという形で配置されているのか、この点をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 5番米沢委員の御質問ですが、特別支援教育指導助手の配置につきましては、現在、上富良野小学校及び上富良野西小学校にそれぞれ1名配置をしております。

勤務時間ですが、週30時間ということで、週5日のうちに30時間勤務をいただくということで各学校配置させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 1日6時間という形になっているかというふうに思います。

あわせて、今回、特別支援の教育の療育支援という形で13万5,000円、委託料という形になっておりますが、この内容と、それと同時に、連絡協議会等があるかというふうに思いますが、この連絡協議会等において、定期的な実施がされているかというふうに思いますが、課題、問題を、行動提起だとかされているかというふうに思いますが、この点はどうなっているのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 5番米沢委員の御質問ですが、まず1点目の療育支援事業の委託についてですが、これにつきましては、保健福祉課のほうからも今年度予算計上させていただいて

いる事業でございます。これについては、幼児及び各児童生徒がそれぞれ身体的な部分で、学校現場であれば、学校の中で悩み事ですとか、なかなか授業についていけないですとかという場合、協会病院の作業療法士ですとかの方々が相談支援に来ていただくという事業でございます。これは、これまでは協会病院のほうからボランティアで来ていただいていたのですけれども、今年度、平成21年度から委託契約行為を結んで、要望に応じて支援に来ていただくという形で予算化させていただいております。

もう1点のほうの特別支援教育の連絡協議会につきましては、各小中学校の特別支援教育コーディネーター、また、学校長、教頭等関係機関の代表、保育所、幼稚園等の指導主任の先生方等を構成メンバーで組織してございまして、町内の特別支援教育に関する研究協議をさせていただいております。現在は特に、お子さんの特別支援計画の策定、記載についてということで協議をしてきており、また、研修につきましても、関係機関の先生等を講師に招いて資質の向上を図っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 特別支援の療育支援という形ですが、これはメンタル面も含めて、日常生活指導も、親も含めた中で、今回、協会病院の理学療法士の方に委託しているという形だというふうな話だと思いますが、今、一番やっぱり保護者の方が困っている部分というのは、そういった部分も含めてであります。やはり、今後こういった部分についての指導強化というのは一層求められてきているというふうに思いますので、この点、やはり充実すべき課題かなというふうに思います。

あわせて、今回の連絡協議会においての、個別の恐らく指導計画が策定されるのかなというふうに思います。現場等においては、相当、一人一人に合った個別指導の計画というのは、かなり難しい側面が出てきております。これは、1人で抱え切れない問題、当然、集団的に、やっぱり一人一人の状況をつかんで解決しなければならない問題という形で、多岐にわたってこの部分の、やはり事業展開も含めた中での位置づけというの、国でまた位置づけされております。そういう意味では、そういった個別の指導も含めた、事業計画も含めた特別支援、個別支援という形で受け取ってよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、委員御指摘の、個別の支援計画、もちろん、この連絡協議会が発足して以来、それこそ、まず幼

稚園から小学校への引き継ぎ、あるいは小学校から中学校への引き継ぎ、そういう連絡体制のまず確立を大きな目的としておりました。その中で、当然、今、委員おっしゃるように、それぞれの個別の指導計画だとかも含めて、もちろん保護者、それから幼稚園の教諭、あるいは保育所の先生、それから小学校の教諭等が同じ情報の中でその子に対応できるような形をとりたいという形の中で、今回、上富良野教育部のほうでもスクラムという組織をつくっております。それ以前に、私どものほうの、上富良野町の連絡協議会の中ではフェスシートという、そういう形の中でそれぞれ、個々の情報を共有できるようなシステムをつくっていきたいということで研究を進めております。

ただ、委員御指摘のとおり、すごく難点がござります。当然、それぞれ個人のプライバシー保護がかかってきております。ですから、そのシートの保護者も、だれがきちんと保管をするのかも当然大事になってきます。それから、全校生徒、児童生徒を対象にする場合、当然、1,000人近い子供たちの情報になりますので、そういう状況の中で、なかなか現実に至っていない。理想的な形を突きとめながら、各学校、各幼稚園、各保育所等に御理解をいただきながら進められれば理想的な形がとれるのかなという、そういう追求をしながら今、連絡協議会としては協議を進めさせていただいております。もちろん、このメンバーの中には保健福祉課サイドの子育てセンター、あるいは発達支援センター等の職員も関与していただきながら、もちろん健康推進班の保健師さんも関与していただきながら、今進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思っています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 個別の現場サイドでは、いろいろ、異常行動を起こすだとか、発達障がいや、いろいろな障がいを持った方がいますので、やはり現場としても、1人では当然対応できない問題、もう十分御存じだと思いますので、そういった実態も含めて、やっぱり適時、時には職員等の加配も当然含めた中で、今後やっていく必要性のある事業だと思います。

最近、小学校との連携もとれるようになってきて、現場によく支援センターの指導員の方も来て、どういう状況かなということで見に来ているそうであります。やっぱりこういう指導の積み重ねがあって初めて、やはり前進するのであって、やっぱり系統的に進めなければならないという大切な事業なので、やはりこういった予算については、十分今後とも、ぜひ、職員の配置等も含めて、個人の生徒

さんの問題提起についても対処できる研修のあり方も、ぜひ行う必要があると思います。

研修についてお伺いいたしますが、これは、また個別に、そういった精神的な事例も含めて行っているということによるのでしょうか、そういうものも含めた。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主査、答弁。

学校教育班主査（真鍋浩二君） 5番米沢委員の御質問ですけれども、特別支援教育の研修費につきましては、こちらから先進地に出向くのではなくて、講師を招き入れまして、現地の先生方等を対象に研修を積んでいくというような形で予算計上させていただいておるといって御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 次の問題に移らせていただきますが、ぜひ、研修のあり方も、これはさまざまでいいと思いますので、充実してほしいと思います。

次に、209ページの、小学校の学校図書一般教材等についてお伺いいたします。

もらいました資料では、近年、そんなに予算がありませんので、配当枠という形の中で予算が計上されているかというふうに思います。近年、学校配当予算、教材等の予算が減る傾向にあります。これは、それぞれの学校の利用状況、需要に応じて配分されているかというふうに思いますが、平成18年度の学校教材等における購入額等の対比で、上富良野町を見たら、38.5%のいわゆる交付税が算入されていて、38.5%しか予算が配分されていないというような資料がありますが、これは平成19年度の5月末現在という形の中で、道からの資料でありますけれども、これは、そういう状況の中で、現場の先生等においては、十分ではないけれども、苦慮しながら予算を使って、何とか対応しているという話も聞いておりますが、この点についてはどのような認識をお持ちなのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、委員おっしゃっているそれぞれの学校図書、それから一般教材費の関係だと思います。まず、図書の購入関係でございますが、もちろん私ども、委員御指摘のとおり、十分な金額が各学校に行っているとは思いますが、ただ、少なくとも今、私どものほうの図書館との連携、移動図書ですとかそういうものも含めた中で、子供たちの要望にこたえるような形で、読み聞かせも含めて進めているところで

ございますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、一般教材等につきましては、ちょっと私ども、交付税との絡みは余り詳しくないのですが、基本的にこれも、学校とも調整をさせていただきながら、それぞれ額を決めさせていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 現場等においては、確かに町の予算も限られているということで、工夫して先生方も取り組んでおります。実態として、かなり、やはり苦しいというようなこともあります。交付税の算入等々における実態等も見ましても、いよいよと、全道的にもバランスを欠いたという状況が見受けられますけれども、なるべく必要なものについては、ぜひ学校現場ですから、やっぱりきちんと予算化すると。これはそういう気持ちで、今年度も予算化されたのだと思いますが、やはり必要な場合は補正予算を組んで、こういった教材等についても準備するというこの考え方についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

今後におきましても当然、学校とも十分な協議を進めながら、それぞれ必要なもの、必要でないものの判断も含めて協議を進めていきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 233ページの図書館の運営の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

委員会の要求資料の中で、図書館の蔵書関係の推移ということで、提出いただきました資料ナンバー29なのですが、この中で、廃棄した本の内訳ということで、それぞれ年度別に載っています。特に平成18年、19年多いというのは、図書館ができて、移動した関係等も含めてということですから、廃棄処分の責任者は教育振興課長と私は認識しているのです。

それで、あるところに私、呼ばれたのです。このような本が廃棄図書で私はもってきたのです。その本の内容というのは、北海道が発行した本で、北海道の戦前、戦後を含めて、災害等の事故で亡くなったいろいろな対応のケースが載っている本なのです。これは例えば、美馬牛の駅を出て美瑛に行ったところに、坂の下ったところ、あそこの工事でもある程度、人柱になったり亡くなっているケースがあって、そのことも記述がある。それから、当然、十勝岳の爆発もあるのですが、例えば富良野駅から機関車が落ちて亡くなったケースがありま

す。そういうものも載っているのです。ある面で歴史的なもので非常に貴重のある本が、道がいろいろ苦労されて、相当、3センチぐらいの厚さの本なのです。

私が言いたいのは、そういうような本が廃棄図書になるということで、廃棄する基準の中で、どういう形で廃棄されたかという経過、基準がどうなっているかということでもまずお聞きしたいと思うのです。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 9番中村委員の質問にお答えいたします。

図書の廃棄につきましては、傷んだ本ですとか重複している本ですとかということで廃棄させていただいております。

それと、今指摘されました図書については、ちょっと、状況について把握していないところだったので、今後、十分気をつけて対応したいというふうに考えておりますけれども、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、貴重な資料の基準というのがどこかということを確認に出すか、もしくは、恐らく課長の段階で全部1冊、1冊あれしたわけではないと思うのです。そうすると、その本の価値判断をどこでするかということになってくると思うのです。ですから、その本はきれいですし、きちんとなっています。ということは、余り閲覧をされていないのかなという気はします。

しかし、資料とは貴重なものですから、ぜひそういうことで、例えばいろいろな立場の関係者と一緒に、そういう廃棄の基準づくりをしながら、なおかつそういうことでの、廃棄委員会でもいいし、何でも、そういうグループでもいいですけれども、最終的に課長の判断でもいいですけれども、そういうある面で相談過程のものがあった方がいいのかなと。

私は、その本が欲しいからくれと言ったら、やらないというのです。そうしたら、あなたが亡くなったときに私はもらいたいから、本の表紙の裏にでも、おれが死んだら中村にやるといようなことを書いてもらっても、頼むということで私は、それをずらっと読んでみて、非常に貴重な本だということで認識をしたものですから、そういう点でやっぱり、何かの方策をして、最終的にこういう確定で廃棄をしたというようなルー的なものをつくっていかないと、確かにこうやって、二千何ぼだとか、僕は古本市用で個人的に寄贈された、私も寄贈したことも何回もあります、文庫本だとか小説とか読んだ

ものは、そういうもの以外のそういうような貴重な資料になるものについては、一つのルールをつくって廃棄処分をするということをぜひ、今回、僕はあろうちへ行って見て、びっくりしたのです。そうしたら逆に、廃棄ということで上富良野図書館のラベルのあれをマジックで消してあるのです。今はどうしているか私はわかりません、前はいろいろ提案をしましたがけれども、だから、現実にはその人はそういう本を持っていたということで、そのルールづくりについてお伺いをしたいと思うのです。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えします。

委員御指摘のとおりですので、今後の廃棄の仕方、もちろん購入の仕方にも、学識経験者の方ですとか、そういう歴史関係者の方々、そういう意見も今後取り入れるような機会をつくっていくよう検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。（「ぜひお願いいたします」と呼ぶ）

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） ちょっと教えてほしいのですけれども、245ページですか、運動公園のグラウンドの芝生の改修、これは2,400万円ですか、予算が載っているのですけれども、これは、張りかえを言うのかなと思うのですけれども、我々、そういった相場というのは全然わからなくて、面積的にはこれはどのぐらいの面積になるのか、ちょっと教えてほしいのです。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 基本的には富原運動公園のちょうど芝生広場の、芝の張りかえというのですか、当然、既存の芝を全部はがして、その後、吹きつけをして、また芝の発生を待つという張りかえを基本としています。面積については、約ではありますけれども1万2,000平米ということで、今、我々は計算をしております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） できたものを持ってきて張るのではなくて、まきつけするのですか。はがしたところはまたまくのかどうか。そこら辺。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） はがした後に、当然、土も入れかえながら、芝の種をまいて、発生するのを待つという、そういう方式をとらせていただこうと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 先ほどの同僚委員の関連も

含めて、要するに図書の廃止です。前にも言ったのですけれども、昔、中国の秦の始皇帝が焚書坑儒をやりましたよね。儒教の本は気に食わないから全部燃やして、儒教の先生方をみんな生き埋めにしたと。そういうことは現代の社会であってはならないわけです。ぜひ、破棄するなりというのは、イデオロギーにとらわれなくて、自分の嫌いな本だから破棄するということのないように、ひとつお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 質問ですか、お願いですか。

6番（今村辰義君） ぜひそうやってほしいなということですよ。

委員長（長谷川徳行君） 答弁してください。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の御質問です。

当然、図書の購入、それから図書の保管等については、今、今村委員おっしゃるように、私どものほうも、イデオロギーですとか思想ですとか、そういうものにはとらわれない中で、購入も含めて進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 質問が何かわからないようなことを言ってしまうて済みませんでした。

209ページなののですけれども、どこの中学校にも書いてあるのですけれども、新学習指導用の備品というふうになつたわけていますけれども、具体的にこれはどういうものを購入するのが教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 6番今村委員の備品の関係につきまして、どういうものかというようなことでの答弁をさせていただきたいと思えます。

新学習指導に伴いまして、いわゆる数学と理科につきましては、当然新しい教科が入ってくるということから、理科については、例えば物の重さ、比較セットですとかそういったもの、あるいは、算数でいいますと、三角形と四角形面積の備品だとか、そういった、今までにあるものについては使うというようなことで、ないものについては購入していきたいというようなことで、それぞれ各学校から調書を取りながら進めて予算化したものでございますので、御理解いただければというふうに思えます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。

4月から先行的に実施されるので、道徳も非常に重要視されていると思うのですけれども、道徳の備品等は、そういうものはないということですか。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 6番今村委員の御質問ですけれども、道徳の関係につきましても、新学習指導要領に基づきまして、小学校であれば平成23年度から実施ということで、うちの町につきましては来年度から先行実施ということで今取り組んでおりますけれども、その中で、道徳の教材、そういったものも当然この中に入ってくるものと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 道徳の教育の仕方も非常に変わってくるわけでありましてけれども、私は、上富良野の子供たち、あるいは自衛隊に入ってくる人たちを見ていると、非常に素朴ですばらしい教育を受けてきているなという感じはするのですけれども、上富良野の各学校でも道徳が形骸していないかどうか、これはこの間ちょっとお伺いしたのですけれども、あるいは道徳の時間を、例えば行事なんか振りかえていたことはなかったかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の、道徳の時間を他の方向へ振りかえという話でございますけれども、基本的にそれぞれ学習課程がございますので、当然ながらそういう、道徳の時間を他の学科、他の教科に振りかえることはないということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） もちろんわかります。だから、行事です。いろいろな行事がありますね。これは別に私が言っているわけではなくて、新聞にも載っていたのですけれども、非常に北海道というのは北教組が強くて、道徳の授業等を他の行事等に振りかえることが多くて、今新たに道徳を国がやれと言われていて、非常に先生方も困っているということなのです。他の教科ではないですよ。行事等に振りかえていなかったかどうかをお聞きしたわけです。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 行事等については、特別活動の時間ですとか、あるいは総合的学習の時間ですとか、そういう形の中で教育課程を組んでおりますので、当然ながら道徳の時間を行事に振りかえるということについてはないということで御承知をおきをお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） わかりました。

あと一つ、教授観察だとか……。

委員長（長谷川徳行君） ここでちょっと、なるべく予算に係る、政策とか施策に関しては後から一般質問で理事者のほうに問いただしてください。

6番（今村辰義君） 全くそのとおりですね。

一つだけ。新学習指導要領になった場合、教授観察等はもちろん決まった人が行くと思うのですけれども、我々は見学とかそういうものに行けるのかどうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 当然、新学習指導要領等に関係なく、現在も公開授業ですとか参観日ですとか、そういう場合については、それぞれ一般の方の学校での授業参観については学校のほうで受けておりますので、ぜひ見ていただければと思っておりますので、できれば事前に御連絡いただければ、なお学校としてはやりやすいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 227ページの家庭教育事業講師謝礼、1万円予算しておりますけれども、これは1年に何回ぐらいを考えてらっしゃいますか。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

家庭教育学級の関係の講師謝金でございますけれども、これは町内で家庭教育学級に関する講演会を春先に予定しております。そこにかかわる講師の謝金ということで計上させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 回数も答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 回数は、1回を予定しております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 教育長の執行方針の中にも、家庭教育というのは非常に教育の原点である。ということで、家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図りということで、道民の第3日曜日の家庭の日とあわせて啓蒙、PRをするということを申し述べられました。

ということで、この1万の謝礼、年に1回ぐらいだということですが、私はもう少しこのところ、今、親御さんの教育も大変大事なことで思っておりますので、家庭教育、本当に大切でなからうかと思っておりますので、年1回ぐらいではちょっと、どうかと思いますが、そこら辺もう少し充実

したものに、考えていただけないのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上委員の御質問でございます。

本町に家庭学級を設置しているのは、今は1カ所でございます。そこのところの講演会という形で、その先生方に、1万円ですから、どれだけの講師を呼べるかというのがあるのですが、その範囲の中で実施をしているということが今までの現状でございます。本年もことし1回ということでございます。今、委員言われましたように、家庭教育は本当に大切だということは重々わかってございます。講演ばかりではございませんので、いろいろと、ソフトの部分についても活動していますので、そういう面も含めながら、今、家庭教育の部分で進んでございます。

委員おっしゃるとおり、数多ければそれにあれなのでしょうけれども、実際、いろいろ事業の展開もございますので、そのようなことで、年1回ということで今の段階では押さえているところですので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） どういった講師を今、予定をされているのでしょうか。講師の先生はどういったところに、ちょっと。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

今のところちょっとまだ調整中でございます。まだ決定は見えていないところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 207ページの小学校学習活動交付金という形で、今年度、教育振興費の中で新設されたのかなというふうに思います。これは教育長の今後の学習指導要項が変わる中での、研修等に重点を置いた内容かというふうに聞いておりますが、その内容と、今後こういったものは恒常的に予算化するということによろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

それぞれの小学校の学習活動交付金についてでございますが、今、基本的な目的としましては、委員も既に御存じのように、これからの新学習指導要領の改定、それから、それぞれの研究活動への支援、あるいは、それぞれ特色ある学校づくりへの支援

等々がございます。特に、今話題となっております新学習指導要領の対応について、それぞれ各学校において研究、それから個人的な研究も含めて、先生方は今、意欲的に勉強していただいております。そういう形の中にかかわる費用について、学習活動交付金という形で、各学校長の裁量のもとに今回交付をしようとしております。

恒常的かということでございますけれども、基本的には、今、学習指導要領が確実に始まります。中学校が平成24年まで、4年間を今、一つの区切りとして、基本的には交付をしていきたいと思っております。また、その後においてそれぞれの、この交付金の効果、あるいは今後の必要性等についてはまた改めた形の中で、継続、あるいは、やめるのかも含めた検討が必要になってくると思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今後の動きもありますので、ぜひその点、そういう評価をしながら、必要なものとそうでないものというのは、ぜひ行っていただきたいと思えます。

次に、213ページの学校管理費の需用費で消耗品で、これは上富良野中学校、132万円のいす等の購入の予算がついております。これを見ましたら、平成23年と25年という形の中で整備を図るといったような中身かなというふうに思います。整備計画を見ましたら、この点、子供たちは、当然、学年が上がると同時に卒業します。早期に整備するものについては、ある程度予算化して整備する必要があるというふうに思います。

これを見ましたら、大体、平成23年度においても120組ぐらいの予定という形になっております。そのことを考えたら、前倒ししながら、やっぱり予算化すべきものはして、そう多額の予算ではないと思えますので、その点、どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の消耗品の内容についての御説明をしたいと思えますが、基本的には、実は上富良野中学校の生徒用のいすと机のセットの更新でございます。我々の考えの中では、来年度からこの整備を図ろうという計画を持っていたのですが、現況を見てみますと、当然、相当傷みが激しい状況の中で、やっぱり前倒しして、平成21年度に、基本的には1学年分の整備はしたいということで考えております。

ただ、1学年整備することによって、まだ使えるいす、机等がございます。そういうものも、言葉は悪いのですが、使い回しをしながら、更新を進めていきたいということで、さらに平成23年度に

おいてまた、1学年分の更新を進めていくという形の中で、隔年整備をすることによって、子供たちに不自由の来さないような状況で整備を進めていきたいという考えでありますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 当然、利用するのはいいと思います。ただ、やっぱり利用しても、当然購入するわけですから、それだったら、そういうものも含めて整理して、早目にきちんと整備するというのも、予算のやっぱり配分の仕方としていいのではないかというふうに思います。相当、見ましたら我慢して、こういう意見もあります。やっぱり保護者からも、生徒に我慢させるのは教育的立場から大変いいことだと。だけれども、やっぱり現実的な、壊れていると。その現実を見たときに、いかがなものかというようなやっぱり実際に声がありますので、やはりこの点をしっかり押さえた予算の配分というものも必要だと思いますので、その点含めて、いろいろ、前倒しというのをもさらに進める必要があるのではないかというふうに思います。

同時に、廃棄処分するいす等があれば、これは住民なんか利用する、住民会等や、お年寄りが多くていすを利用したいと、買うまでもいかないと、そういうところがあれば、そういうものも活用してもらって、循環型のリサイクルという社会になっていきますので、そういうものも含めて、やっぱり活用する意義があるのだろうというふうに思いますので、答弁をお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問です。

委員御指摘のとおり、私どもも本当に現場を見ながら、今回、先ほど申し上げましたように、1年前倒しをさせていただきながら整備を進めさせていただいております。もちろん、当然、平成23、25年と整備を終わった時点でまた、使わない机、いすのリサイクル等についても、それぞれの各団体ですとか、あるいはいしずえ大学も含めて、地域の老人クラブですとか、いろいろな方々の御意見を聞きながら、ただ捨てるのではなく、リサイクルできるものについてはリサイクルできるような方法等についても検討してまいりたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで10款の教育費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、11款公債費の246ページから予算調書の260ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） これは平成20年の10月にいただいた資料なのですが、今後、予算等にかかわって、繰上償還等が行われております。247ページ関係ですが、そうしますと、平成25年度等には、実質公債費比率、若干変わっているかと思いますが、12.3%と。3カ年平均という形で、14.8%という形になっております。今後、またいろいろな事業の採択があれば、当然、この比率というのは変わってくるということは明らかであります。

今後、推計されるものの中では、やはり学校が改築されるかどうかは別としても、そういったものも含めて、推計として、今後どういうふうに推移するのか、お伺いしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

公債費比率等の地方債償還にかかわる部分の推計についてでございますけれども、さきにお配りいたしました財政指標等の推移などに使っております公債費の借入額の推計額ですけれども、基本的に、交付税等を除きました借入額を2億円程度として一定の推計をしております。これから実施計画等、小学校等の改築等が入ってきましたら、それに幾らプラスするかが決まった時点で推計数値をお示しするような形をとりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） また詳細にわかりましたらお知らせしていただきたいというふうに思っています。

次にお伺いしたいのは、職員の定数管理の問題ですが、近年、この資料を見ましても、大体平成23年度ぐらいの形の中で、定数は従前の報告のとおりかというふうに思います。やはり今後、一定必要な部分、保育者あるいは発達支援、あるいは通級などにおける、やっぱり人材の確保という点では、今、非常に重要な節目に差しかかっています。また、一般職員等においても、そう過剰な補充はいけないと思いますが、1人、2人という形の補充はされているかというふうに思いますが、この部分に

ついて、今後、定数管理等におけるあり方等については、採用人員の枠を多少ふやすということも必要ではないかなというふうに思いますが、10人もふやせということではありませんけれども、その考え等についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

現行の職員数の適正化計画につきましては、平成23年までの期間で一応持ち合わせているところでございますが、非常に行政の需要の変化等もございますので、また、特に病院を含め、それぞれの現場の責任体制も考慮して、これらの将来の人数のあり方が現行の計画でいいかどうかについては、今現在、行財政改革の次期計画を平成21年度に示す予定になってございますので、その中でまた、執行体制の部分も含めまして、見直しをして、あるべき方向を定めてまいりたいと考えてございますので、そういう形で検証するというのをひとつ申し上げておきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで11款の公債費から予算調書についての質疑を終了いたします。

これをもって、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす3月25日は、本委員会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、出席の際には各会計予算書及び資料等を御持参いただきたいと思います。

以上です。

午後 5時25分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 長谷川徳行

平成 2 1 年上富良野町予算特別委員会会議録（第 3 号）

平成 2 1 年 3 月 2 5 日（水曜日） 午前 9 時 0 0 分開会

委員会付託案件

- 議案第 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 2 1 年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成 2 1 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（13名）

委員 長	長谷川 徳 行 君	副委員 長	渡 部 洋 己 君
委 員	岡 本 康 裕 君	委 員	村 上 和 子 君
委 員	岩 田 浩 志 君	委 員	谷 忠 君
委 員	米 沢 義 英 君	委 員	今 村 辰 義 君
委 員	一 色 美 秀 君	委 員	岩 崎 治 男 君
委 員	中 村 有 秀 君	委 員	和 田 昭 彦 君
委 員	佐 川 典 子 君		

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
会 計 管 理 者	新 井 久 己 君	総 務 課 長	服 部 久 和 君
産 業 振 興 課 長	伊 藤 芳 昭 君	保 健 福 祉 課 長	岡 崎 光 良 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 崎 智 子 君	町 民 生 活 課 長	田 中 利 幸 君
健 康 つ くり 担 当 課 長	北 向 一 博 君	技 術 審 査 担 当 課 長	松 本 隆 二 君
建 設 水 道 課 長	前 田 満 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男
教 育 振 興 課 長	大 場 富 蔵 君	関係する主幹・担当職員等	

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	深 山 悟 君
主 任	中 島 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 13名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は13名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程を進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) これより、議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 補足説明がないので、質疑に入りたいと思います。

2番村上委員。

2番(村上和子君) 263ページ、まず国保税の収納率は何%なのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) 2番村上委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

実は、保険税の収納率につきましては、まだ現年度進行中でありまして、2月末現在の収納率しか今のところ出ておりませんが、現年度の収納率が83.5%でございます。滞納繰越分の収納率が17.2%でございます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) 昨年、後期高齢者医療制度のほうに75歳以上を移しましたのですけれども、その前と比較してはいかがですか。上がっておりますか、下がっておりますか。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) 2番村上委員の御質問でございますが、昨年、75歳以上の後期高齢者の方は、御承知のように移行しましたので、これは一般的な話でお答えをしたいと思いますが、75歳以上の後期高齢者の方については、比較的納入に協力いただける方々であることは確かであ

ります。

どちらかということ、傾向は若年層の方が納税意識が低下しているという現状もございますので、したがって今まで比較的まじめに納入、納付をされていた多くの高齢者の方がいなくなったことから、そういった現象を考えるとこの平成20年度は国保税の収納率はマイナスに働くのではないかとというふうな予想をしているところであります。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) だから、そこを心配してしまっていて、一般論ではなくて、一般的にはなくて、うちの町はどのような収納率になっているのかと思って今お尋ねしているところなのですが。

それで、今、一般的に申し上げますと言われたので、一般的には結構です、うちの町はどのような状況になるかなと思っていて、やはり75歳以上の方はどちらかといいますと、今、課長がおっしゃったように収納率もよかったのではないかなと思うわけなのです。そういった方が抜けましたので、ではどうなのかなと思ってお尋ねしているのです。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) 村上委員の御質問でございますが、実は御承知のように今回、ことし国保税の納期を6回から8回に変えたことから、最終の納期が2月になっているところでございます。

実は、今、2月末現在の収納率を、先ほど申しましたが、実は口座振替の方は2月末では収納率に反映をされていないことになりまして、率として、今、正式な発表ができない状況にあります。

御承知のように、現年度は5月の会計整理期間まで数字は動くこととなりますので、なかなか今の御質問に明確に数字としてお答えすることができない現状があるということをご理解いただきたいなと。これらの結果については、決算の時点で明らかになるかなというふうには思いますが、先ほど私がお答えいたしましたように、今の段階では一般的な話しか数字的な部分ではできないことを御勘弁いただきたいと思っております。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) その8回にしました分割した納期が、果たしてどのような効果があるのかと、そういった面もあわせて考えているものですから、納期を変えたものですから、細かく8回に分けるといって、果たしてそれがどのような効果があるのかと、また、分割がどのような影響をあらわしているのかなということもあわせて、

ちょっとお尋ねしたのですけれども。

この263ページのところの国保税に続きまして、後期高齢者の支援金が昨年と比べまして10%以上くらいふえているわけですけれども、これは御説明いただいたかもしれませんが、どういう理由でふえているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問にお答えをしたいと思います。

後期高齢者の支援金でございますが、まず委員御承知のように、この後期高齢者医療制度は、いわゆる公費を5割、被保険者からの保険料が1割、他の健康保険組合が負担する部分が4割という構成になっておりまして、この国保も4割に相当する分を拠出する制度となっております。

御承知のように、平成20年の4月1日からこの制度がスタートしてございまして、この医療費の給付に係る部分につきましては、2カ月程度のおくれで精算をされることから、この平成20年度は実は11カ月の拠出金の計算となっております。

したがって、平成21年度につきましては、満度の12カ月の計算で拠出をすることから、このようなアップにつながっているところであります。

あわせて、高齢者の医療費がどんどん伸びているという現状がございますので、この1カ月分の伸びプラス、毎年実はこの後期高齢者の医療費が伸びていくことが予想されまして、上富良野町においては約3%から4%近く、これが毎年上がっていく可能性があるなということで保険者としても危惧しているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） わかりました。

それでは、特定健診のほうは68%の受診率で成果を上げていると思うのですけれども、そこにつきましてちょっと確認させてほしいのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

特定健診につきましては、健診を受けられた方が67.8%、さらに、ほかの国保に加入されていなくても、ほかの会社等で健診、または病院等で健診を受けられましてデータを町に提出された方がいらっしゃるしまして、それを含めると70.1%の健診受診率として国のほうに提出の予定です。

ただ、条件がありまして、1年間国保に通算して加入している方というのが、その特定健診の受診の

分母になりますので、健診を受診されましても年度内に保険者間を移動された方につきましては、特定健診を受けたことにならないような制度になっておりますので、最終的には3月末の1年間の国保の加入歴を見まして報告となる予定になっております。若干数字が動く可能性はまだあります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この国保税の税収に係ってお伺いいたします。

前にも質問したかと思いますが、中富良野、富良野においては、資産割の課税についてはゼロという形になっております。聞きましたら、資産そのものからは、いわゆる土地だとかそういう建物等からは利益を生むというものでもない。そういう中で、そういったものに対する課税評価というものもあるのかもしれないけれども、一般的に見た場合にそういう評価という話であります。

そういう形であれば、上富良野町他の市町村でもやっているのであれば、まだ数は少ないのですが、生かしてそういう方向性ということも考えられると思うのですが、この点、前にも質問したと思うのですが、それぞれ調査もされてどういう実態なのかということもされていると思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の国保税の設定の仕方の御質問でございますが、以前からも御質問等でお答えをした経過がございますが、まず国保税率の資産割につきましては、その方法、資産割をゼロにすることは、まず法的にも可能でございます。

この沿線と言いますと、富良野市と中富良野町が資産割を賦課しない方法をとっているところであります。ただ、管内的に見ますと、旭川市と富良野市と中富良野町、3市町のみが採用している実態にあるところであります。

以前から申し上げておりますように、資産割を賦課することでいい面と悪い面があるという状況があります。いい面としては、資産がそれなりにあるということは、財産もあるのでそれらの方には応分の負担をしていただく、なおかつ安定的な税収が確保できると、このようないい面と、一方では、所得は余りないのに資産があることでそれなりの税を負担しなければならないと、こういった悪い面といたしますが、危惧される部分があると。このような両面を有していることは委員も御承知のことかと思いま

す。

これらをどのようにバランスをとりながら採用をしていくかというのが今後の課題だということにも考えておりますし、この国保の保険税につきましては、大きくは平成15年に改正した経過がございますので、既に7年程度たつわけでありますので、町の保険税も基金も相当少なくなってきたことから、近々にこれらの税率の改正をお願いすることが予想されますので、町民の御意見も議員の御意見も聞きながら、これらのバランスをどのようにしていくのか十分協議をしていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） いろいろな角度から、ぜひ協議していただければというふうに思っています。

次にお伺いしたいのは、295ページの特定健診等の今後の運営等のあり方についてお伺いいたします。

引き続き成人病等、あるいは若年層の受診の拡大という形で、恐らくことしも取り組まれるのだろうというふうに思っております。そういう意味で、この間行ってきた個別指導、あるいは改善された部分も含めて、やはり今年度のそういう1年間を通じて、過去の受診を通じて、新年度はこの点を強化したいというような考え方があればお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

平成20年度につきましては、特定健診だけではなく、特定健診の中でも国に報告する内臓脂肪のある方のみではなく、情報提供になりましても、医療の必要な方ですとか、医療にかかっていましてなかなか血糖値のコントロールが難しい方というのを個別に相談をさせていただくというスタイルを非常に重要視して行ってきました。

その中で、特に力を入れていたのが、高血圧の管理がきちんと行われることが、町の人工透析の予防ですとか、脳卒中の予防、虚血性心疾患の予防、あと動脈硬化の予防になるだろうということで、特に家庭血圧を朝晩きちんとはかる、そして自分の血圧のコントロールを自分が確認をしていくというところに大きく力点を置いて平成20年度は行っています。

その部分に関しましては、かなり血圧計の購入の仕方、はかり方、医師との情報の共有の仕方、飲んでいる薬の確認の仕方、その1点1点ずつを学習を

積み重ねることによって一定の成果をおさめたというふうに思っています。

平成21年度につきましては、次の課題としまして、やはり地域差、同じ特定健診を受けましても89%の受診率を保っている地区と50%の受診率というふうに、非常に地域差が明らかになってきた点。それから、同じ内臓脂肪の保有率にしましても、居住地の中の方たちの7割が内臓脂肪があるというデータになる地区、それから全くそういうふうなデータがない地区というふうに、生活の仕方、労働背景とした生活の仕方が、食べ方や体の動かし方にどうも地域差があるだろうというふうなところも少し見えてきておりますので、そのことを改善しなければ、やはり個人の努力だけでは難しい部分というのも出てくるだろうというふうに。

例えば、皆さんが集まったときに、缶コーヒーを出し合うのが当たり前とか、そういうふうな地域の中集まる回数が多ければ多いほど自分が飲まないわけにはいかないというふうな環境条件が多い地区には見られるというふうには課題も見えてきましたので、やはり地域の中で、自分たちの暮らしの中で見直すというところにも、平成21年度は少し力を入れてかわりを強めていきたいというふうに1点は思っています。

あともう1点は、やはり人工透析につながる方たちの課題というのが見えてきています。去年もお話させていただいたかと思えますけれども、やはり腎臓の働きが50%以下になりまして、そして尿たんぱくが出ています方、その方たちが何とか食事を中心としまして生活改善を図ることで、透析につながる時期を延ばしたいというふうに考えております。この方たちについては、特に栄養士を中心として徹底した個別のかかわりを持つことで、その方が低たんぱく、きちり自分の腎臓の働きに合ったたんぱくの量をとれるような指導とかを強化したいというふうに思っています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 専門的なところが多くてわからないのですが、流れとしてはわかりました。

非常に重要な部分ですので、地域によって差があるということは、上富良野町においても生活習慣だと年齢構成だとか、また、それぞれ働いている階層によってもいろいろ違うのだろうというふうに思いますが、恐らくそういうことも一定の背景にあるのかなというふうに思います。

1点聞きたいのは、例えば老人世帯が多い、あるいは所得の少ない世帯が多い、また、ひとり親家庭のところがあるとか、そういった特殊な要因の地区

というのは、比較的そういった部分というのは上富良野でも高くなっているのかどうか。他の自治体をいろいろ見ましたら、一定のそういう部分も、生活所得、あるいは貧困という形の中でも受診に対する受けとめ方が変わって、やはり受診率が低いというような動きも見られますので、この点は上富良野もそういう傾向というのはあるのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

地域による受診率の差についてですけれども、農村部の中でも非常に高い地区と、本当に受けることがこれからまだまだ開拓していかなければいけない地区、市街地におきましても委員おっしゃるような所得の少ない世帯やひとり親の多い世帯が受診率の低い地区があるのではないかとということに、若干そういう要因も受診率に影響している可能性が全くないとは言えない地区も、確かに低い地区には含まれております。全部の地区が低いというふうには言い切れませんが、その地区の特徴として見たときに、そういう世帯が多い地区があるということも実態としては見ております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 265ページ、医療給付費分の滞納の繰り越しですけれども、昨年と比べまして200万円くらい減ってはいるのですけれども、昨年のを踏まえてどのような対策をとられたのかちょっとお尋ねしたいと思います。滞納につきまして。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

収納率の向上につきましては、日々最大限の努力を図っているところであります。また、一方では、より納めやすい収納の環境を整えるために、先ほども言いましたように納期の回数をふやす、あるいはコンビニ収納を導入すると、こういった形で収納率の向上対策を行っているところであります。

以前から行っておりますような、納入に非協力的な方については差し押さえを執行すると。あわせて資格証についても、どうしても理解のいただけない方についても、これらの対応をせざるを得ないということで実施をしている経過でございます。

ただ、昨年1年では資格証明書の発行はまだしておりませんが、引き続き資格証の交付をしている世帯も若干ございます。また、短期証の発行、これら

も一方で実施をして納入の啓蒙を図っているところであります。

また、事情によりまして、どうしても納期に納められない方については、濃密な相談をしながら分納をしているという実態でございます。

ただ、前年度対比で言いますと、平成19年度と平成20年度の月別の比較を毎月しておりますが、やはりこの経済状況を反映してか、月ごとの収納率は平成19年度に比べますと平成20年度は収納率が若干落ちていたという実態でございます。収納対策につきましては、そのような方法を今までと同様にとっている実態でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 281ページの退職被保険者等高額療養費のところですが、これは退職後病気になりまして高額医療費がかかるということなのですか。ここのところの要因はどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問でございますが、退職医療は御承知のように現職場を退職後、違う保険組合に入っている方が国保に戻ってくるということでもあります。

以前、健康づくり担当課長からも発言があったかと思いますが、ほかの健保組合に加入していた人が、退職後、国保に戻ってきて、突然大きな病気を発症するケースが非常に上富良野町は多い。逆を言うと、今まで国保にずっとおられる方は、先ほども言ったように健診率は約70%で、保健師さんたちが濃密に保健指導、去年から制度が始まったから特定保健指導をやっていることではなくて、この10年間、濃密な指導を行って、いわゆる疾病の予防対策を十分整えていてくれるからこそ、国保の方々には健康を保持できているという実態も正直あります。

したがって、国保の医療費の伸びも鈍化している、こういう現状にあるところですが、先ほども言いましたように、他の保険から国保に戻ってきて、突然いわゆる医療費を大きく使うような、心疾患ですとか脳血管障がい、これらを発症するというケースが相当数多いという傾向に実はございます。

したがって、その数は退職分の対象者というのは非常に少ない、たしか二、三百人だったと思いますが、非常に少ないことから、そういった少ない分母の中で一人、二人がそういう高額に医療費を使いますと、これらの数字がどんどん上がったり下がったりするような現状が背景にあるということも

ありますので、これらの医療費を予算として想定することはなかなか難しいところがございますが、そのような状況から今回こういった予算を組ませていただいたというところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） ここ何年か、課長がおっしゃるように本当に血管障がいを起こしたりして高額医療、ここが医療費の一番食われている部分かなと思うのですが、そうかと言いまして、退職される前の健康管理をしっかり、これは個々の問題になりますけれども、これも一つの課題かと、このところをどうしたらいいかないつも思うところでして、健康は自分で守るものであるわけですが、ここがものすごい毎年減らないのですね、余り。ここの状態がこの健康保険の状況を大分悪くしていると思うのですが、その点いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問でございます。

委員おっしゃるように、私どもも大変危惧をしているところでありますが、委員も御承知のように、今回、特定健診、特定保健指導の義務づけがそれぞれ医療保険制度を持っている組合に対して義務づけられたところであります。

さらに、平成24年度、平成20年度からスタートして5年間の実績をもとに、10%の減算、加算が国において計画というか、法律が施行されておりますので、我が町の国保については先ほどお話をしたように、国の基準である受診率の65%、特定保健指導の45%はもう既に1年目で大きく達成しておりますので、町の方向とすれば、5年後の平成24年度には加算の町となるのだなというふうに考えているところでありますが、他の保険者がこういった減算、加算を考えながら、さらにこの特定保健指導、特定保険健診を実施していただく中で、十分保険予防を行ってもらうことが逆に町の国保としても有効だなというふうに考えております。

今、1年がたとうとしますが、他の保険組合があと4年間でどのような組み立てになってくるのか、私どもも注視をしているという状況であります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 283ページの出産一時金についてお伺いいたしますが、今回、出産に当たっての妊婦健康診査に当たって、14回という形になるかと思っております。

その周知の方法、あるいは今回の出産一時金につ

いては、現状では現物支給になっているのか。いわゆる受診した医者、医院のそこに委任払いというか、そういった制度になっているのか、この点だけお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の出産一時金に関する御質問でございますが、この出産一時金については対象者が選べる方法になっておりまして、代理受領をしてくれという方については直接医療機関にお支払いをすることも可能ですし、自分の手元にとすることもできるような制度にしております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） わかりました。

それで、今回のこれにあわせてお伺いしたいのは、妊婦の健康診査が14回に拡大されたと思えますが、そういった部分の周知等についてはどういふふうにするのか。直接受けるわけですから案内文書が行くのだと思えますが、その点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

妊婦健康診査の質問ということでよろしいですか。妊婦健康診査につきましては、今、27日に予算の議決をいただいた後から、制度の改正に伴います追加交付の対象の方が今60名ほどいらっしゃいますので、その方たちは4月1日から直ちに受診券の交付をすることで、27日に御案内を差し上げて交付をする予定であります。

36週を超えまして、取りに来ることが難しい方につきましてはお一人お一人に電話確認をさせていただいて送付をすることで、今、手続を進めております。

新規に母子手帳の交付を受けられる方に関しましては、広報、または各医療機関にポスターの掲示、それから妊娠届け出時に御本人が自分は何枚当たって、いつの時点でそれを使用するのかというのがわかるようなチャートをつくりまして、それを利用した相談ということで、助産師の相談とあわせて計画しております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 私は、健康には薬ではなくて食べる物にお金を使うべきではないかというふうに思っているのですが、295ページの健康づくり推進ということでちょっとお尋ねしたいのですが、正しい食生活習慣をしてバランスの

とれた食品をとっているならば、私は医療費は半分に減らせるのではないかと考えています。

それで、健康な土壌からとれた食品を食して、ファストフードなどに頼らないで、つまり地産、とれたばかりの食品を摂取すれば、それだけ新鮮で栄養価も高いし、健康な土からとれた作物であれば、それだけ化学肥料や農薬も少なく済むということで、地場産の食物をとるように努めると、そういうことをやれば僕は医療費は半分以下に減らせるのではないかなというふうに考えるのですけれども、そういう点で、食育教育を子供たちだけではなくて大人の人たちにも徹底していくべきでないかなというふうに思いますけれどもどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 10番和田委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりに、今、生活習慣病と呼ばれる病気は、やはり長い歴史の中で節約、少ない食物をいかに効率的に使うかという体になってきたものが、少ない食物ではなくて、あふれた食物がとれる時代になった。この近年に、昔の少ない食物を効率的に使う体の仕組み自体が、今の食物量に対応できなくて起きてきたのが生活習慣病と言われていきます。

ですから、やはり自分の体に合った食べ物の入れ方、排泄が悪い方でしたら少ない塩分というふうに、御自身が自分の体に合った量というのを自分で学びながら決めていくことができるかできないかというのが今回の最も大きな予防のポイントだというふうに考えております。

ですから、そのことがなかなか難しいために内臓脂肪がふえてしまったりとか、体重がふえてしまったりというのが今の病気の本体になっていると思います。ただ、やはり、体のつくりとしましてお薬の必要な方もいらっしゃるの事実をとらえています。

あともう1点、食育についてですけれども、今の町のほうが食育計画の中で強力に進めておりますのは、やはり幼児、小中学校、その部分を食育に関しては進めております。食育活動として重点として進めているというふうにはなっておりませんが、もう1点進めておりますのが特定健診、特定保健指導に合わせまして、自分の体に必要な量を自分が判断していく、その学習活動を進めています。この部分につきましては、若年の方、20歳以上の方から74歳までの方に特に重点を置いた活動をさせていただいております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。ほかにございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 295ページ、健康づくりの推進でございますけれども、これは健康体操指導者、こういった方をお呼びして、そして毎年こういった方法でやっているのですけれども、こういう指導者の方に来ていただきまして、あとはボランティアの方ですとか、それから社会福祉協議会の職員の方ですとか、そういった方でやっているのですけれども、こういった方法も少し見直しをしてはどうかと思うのですけれども、やはり担い手を育てることが必要ではないかと思っておりますけれども、そこら辺ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問でございますが、実はこの健康体操指導者謝礼というのは外部から呼んでくるわけではなくて、命の貯蓄体操指導員という方お二人、本町におられますので、これらの方の活動に対する謝礼をここで毎年見ているところであります。

委員おっしゃるように、健康づくりを進める中では、こういった体操でありますとか適度な運動ですとか、これらは非常に効果があるということで位置づけられておりますし、私たちもそのように考えています。

だれかがリーダーとなって、だれかがリーダーというのは強制されるものではなくて、自主的に町民の間でみんながサークルなり、お友達仲間が集まって何か体を動かそうよと、このようなことで輪が広がっていくことは非常に健康づくりにもつながってくるものだというふうに考えておりますし、また、町としてもそれにバックアップを、あるいは支援をしていけるような体制づくりも一方でしていきたいというふうに考えています。

御質問にありますこの指導員の謝礼も、一つの支援の形であるというふうに御理解いただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、そういった指導者の支援もぜひこれから積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） それも自主的にやっていたというのでございますけれども、やはり健康づくりリーダー養成プログラムというのがありますから、そういったところでボランティアに携わってくださっている方だとか、そういった方で研修すればリーダーになれます。そういった人が指導者になっていただいて、そして健康づくりを推進してい

くと、こういったことが必要で、毎年毎年こういう形でどこから、今回の方は町内にいっちゃうるということですが、そういった方を迎えてやっているということですので、少し手法、方法を変えて担い手を育てる研修をしていただければ指導者になれるから、そういったことでお互いに健康づくりを高めていくように考えていただきたいと思うのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 村上委員の御質問でございますが、委員おっしゃるとおり、私たちも健康づくり、町民が健康づくりを日々することで、結果、医療費の抑制にもつながり、さらには町民が健康で幸せに暮らすことができると、こういったことは私も望むところでございますので、委員おっしゃるようなこういった健康づくりのリーダーとなる養成につきましても、町のほうもぜひ積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

4番谷委員。

4番（谷忠君） 295ページになりますけれども、特定健診の関係、ちょっと質問をしようと思ったのですけれども、米沢委員が全部質問してしまったので、私のほうからは確認をさせていただきたいというふうに思います。

平均で68%という数字については前々から伺ってございますけれども、高い地域あり低い地域ありと、これは平均値でありますから。それで、もう既にデータというものについては把握をされているのだろうというふうに思います。

差し支えなければ、業績別に把握されているのだというふうに思いますけれども、高いところ、あるいはまた逆に低いところ、それから男女別の年齢層、男女別でどうなのか、あるいは年齢別に高い年齢層、低い年齢層、それからこの委託料の関係でありますけれども、平成21年度に向けて目標数値が定められて、この委託料というのが設定されているのだと、予算計上されているのだというふうに思いますけれども、その辺について伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 谷委員の御質問にお答えいたします。

特定健診の地区別受診率につきましては、1位は江花89.2%、特に女性は96.9%、江花の女性

は受けられております。2位が日新、3位が富原、4位静修、5位北町、6位江幌、7位草分、8位緑町、9位島津、10位東中、11位東町、12位桜町、13位錦町、14位大町、15位中町、16位新町、17位南町、18位栄町、19位旭町、20位本町、21位日の出、22位光町、23位清富、24位宮町、25位里仁、26位富町、27位扇町、28位泉町、29位西町、30位旭野、31位丘町となっております。

男女別の受診状況についてですが、20代から40代までの方につきましては、ちょっと別な表を見ないとわからないので、40歳以上の男女別の受診状況についてお話しさせていただきます。年代別ということによろしいですか。

男性、40から44歳、46.8%、45から49歳、56.2%、50から54歳、53.3%、55から59歳、56.9%、60から64歳、58.3%、65から69歳、67.1%、70から74歳、76.3%。

女性、40から44歳、65.6%、45から49歳、55.3%、50から54歳、72.5%、55から59歳、64.2%、60から64歳、65%、65から69歳、82.6%、70から74歳、78.6%です。

40歳以下の20から39歳までの受診率、細かい数字はちょっと手持ちしておりませんが、40から44の方たちよりも高い率、46.8%以上の受診率であったことは間違いありませんので、やはり課題としては男性の40代が最も次のターゲットになるだろうというふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 4番谷委員の委託料に関する御質問を私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、平成20年度につきましては、おおむね68%程度の健診受診率ということになっておりますが、平成21年度につきましてはさらにアップをして、71%受診率を設定させていただいたところがあります。人数にいたしますと、平成20年度より約67人ぐらい増となります。

いずれにしろ、健診が約7割に達してございまして、他の市町村では少ないところでは10%というところも大きな市ではありますし、全国で平均しますと30%程度と受診率が言われているところがあります。

我が町につきましては、7割近くの方が受診をして、残り3割の方が未受診者という構成になります。これらにつきましては保健福祉課の保健師さん

が地区割りを担当して、未受診者の受診励行を日々行っておりますので、さらにこの受診率は伸びるのだろうなというふうに想定をしているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） これは人数にもよりますから、一概に高い低いという数字、データでは比較できないのだろうと思いますけれども、一番低いところの丘町というのは、丘町ですか、一番低かったのは。こういったところの課題も分析をされて、平成21年度に向けて十分検討されているというように思いますけれども、具体的にどういう対応を図るのか、その辺について伺いたいと思いますし、極めて全国平均のところそれぞれ保健師さんの御努力によって68%といたしますが、ことしについては、将来的に平成24年度までに、上富良野としては目標数値というのはどの辺に置いているのか。それは100%を置いていただければ、それはそれにこしたことはないのでありますけれども、恐らく内部の中では70%を超えて、次年度に向けての70%という目標でありますから、最終的にはどの辺に置かれているのか、その辺についても伺いたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 4番谷委員の御質問にお答えをしたいと思います。

委員おっしゃるように、平成24年度が一つの区切りとして先ほどお話ししました減算、加算の基準年度となるところから、町のほうでもこれらの実施計画を立てているところであります。

平成24年度には、特定健診受診率が80%を目標にしたところであります。さらに、特定保健指導の実施率につきましても同様に80%を設定をして、国保のほうの保険者としてはただお金を出すだけになっておりまして、あとは保健福祉課の保健師さんにぜひ頑張ってくれと、後ろから実は応援をするだけに保険者としてはなりますが、これらの目標数値を設定をしたところであります。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 谷委員の御質問にお答えいたします。

地区ごとの具体的な対応につきましては、まず地域ごとにその、地域の方たちは何%の方たちが受療しているのかというのをまず一番最初に見ております。健診は低いけれども、受療をしている方が多い地域ですとか、さまざまな地域の要素が変わりますので、一地区一地区、何人が対象になり、何人が受

療しており、その受療の中身についても、健診データに特に目立ったような数値がある場合にはレセプトのほうを見て状況を確認しております。

さらに、地区によりましては、例えば精神疾患の方がグループホームなどありまして、そういうふうな個別のかかわりが必要な地区などもあります。そういう場合には、またそこに係るスタッフと連携をとったりというふうな形で、地区によって抱える課題は全くさまざまな課題を地域によって抱えておりますので、連携を行う対象もその地区の課題にあわせた方たちと連携を行いながら受診につながるような形を1点は考えております。

今の段階では、一度健診を受けた方は、平成19年度に健診を受けて、平成20年度に健診を受けに来てくださった方は92.7%ですので、一度受けた方は続けて翌年度も受けようというふうになってくれていると思います。リピーター率が90%台になっているということは、ある程度、保健指導の健診の中身と保健指導の中身に満足をして、続けて翌年度も行くというふうに考えていただいているというふうに考えておりますので、この部分につきましては、やはり国が示したような腹囲が85センチ以上とか、そういうふうな限定をしないで、お一人お一人の方が満足をしていただけるような保健指導を、お一人お一人に合わせて行っていくことが、やはり最大の受診率の向上につながるのだというふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今の関連でございますけれども、非常に地区ごとにデータが出されまして、それは地区ごとにまた内容もそれぞれ違うだろうと思えますし、我々の所管の中でもそのデータを見させていただきました。

それで、私ども先進地の調査ということで、長野県の池田町に行って参りました。そこは、やはり地区ごとに健康づくり推進員というのがいるのです。上富良野町には福祉推進員というのがありますけれども、実際にそういう健診のデータ等も含めて、うちの地区はどののだということを、その人たちが中心になってある程度保健師さんとも協議をしたり、そういうようなことを進めているということで報告を受けて、私ども所管委員会では、できれば上富良野町もそういう健康づくり推進員のような形をぜひ置いてほしいというようなことで、一応報告は出した経過があります。

先ほど岡崎課長が言ったように、部落や町内で何

か行事があれば、お茶がわりに缶コーヒーというように慣例になっているとか、これを何とかお茶に転換するとかいろいろな方法が僕はあると思うので、一つは今の健診データを、僕はさきに一般質問の中でごみのレッドカードの関係を町内ごとに出して、それが富良野では非常に大きな成果を上げています。そうすれば、うちの町もそういうような形で出して、そしてその中でうちの町内は受診率が低いのだな、何とかプラスにしなければならぬ、その中の課題はどうなのだというようなことができるような仕組みを何とかつくるような手だてができないかという問題。

それから、もう一つは横の連携ということで、町立病院だとか、それから保健福祉課、それから町民生活課、ラベンダーハイツとのそういう連携をきちっととれる統括するようなセクションをもうちょっと充実させる、そういう連携をやるような体制をつくるべきではないかという気がしているものですから、まず一つはそういう今のデータをやはり公表すべきだと思うのですけれども、その点はいかがなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の何点かの質問にお答えをしたいと思います。

まず、長野県は非常に先進地でありまして、医療費が全国の最低でございます。長野県の状況は、私どもも理解をしております。すべての市町村でやっていることではありませんが、特にそういう住民が主体となった健康づくりをみずから行っているという事例も承知をしているところであります。

一方、上富良野町においては、今現在は行政が主導として先ほどお話ししておりますように、健診、特定指導も含めまして、今、行政が主導で行いながら結果を出そうとしている現状にあります。

今後の課題としては、先ほど村上委員の御質問にもお答えしたように、町民みずからが自主的にこの健康づくりを進めていく、さらにそれがサークルのようなグループとして実行できるような、さらにはそれが地域に町内会単位、あるいは住民会単位に広がっていくということが私どもの望むところであります。上富良野町にとってはこれらは、今、過渡期に向かっているのだなと。行政主導を行いつつ、町民、多くの方々が健康づくりの大切さに気がついていただく今、ちょうどその時期かなと。それをもって、先ほど言ったようなサークルや、ひいては地域づくりにつながっていくと。結果、上富良野町が健康づくりの町になるような、このような取り組みをぜひ今後もしていきたいと、その課題については、私どもも十分理解をしているところであります。

す。

今すぐに健康づくり推進員を置くかどうかにつきましては、今言いましたような道筋の半ばにあるというようなことで、ぜひ御理解をいただきたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 健診データの町内ごとに出すというところにつきましては、データを出すことは全く可能です。現在も必要な地区におきましては、例えば内蔵脂肪が一番の地域などにつきましては、自分の地区が上富の中で一番になっているのはどの部分かというのは、自分の目で確認するというような学習を行っております。

ただ、データの出し方についてなのですけれども、やはりデータを出す際には必ず学習を入れて出すという条件をつけたいと思います。データにつきましては、何のためにデータを住民の皆さんにお示しするかといいますと、その地区の人たちが自分たちの抱える課題に自分たちで気がついていただくためにデータを出すというところで、学習がない中でデータだけが走るという、健診結果だけが走るという形では、本当に自分たちが目的にするとところに到達するのが難しいだろうというふうに考えられますので、その学習を町内会ごとに学習会を行いたいの、ぜひ出前講座を使いたいとかという形で、ぜひお声をかけていただくという形でデータの提供をさせていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 田中課長がおっしゃった、確かに長野県が進んでいるということで、全国トップクラスということで、上富良野町の保健福祉課やなんかのいろいろな講師も、長野県からも来ていただいた経過があるということでも承知をしております。

それで、長野県は、個人の健康はその家庭の健康だと。その家庭の健康は、その地域の健康だというようなモットーで地域健康づくり推進員が汗を流しているのです。そういう環境は、これから郷土のまちづくりということになると、何が何でもやはりそれぞれの家庭、それぞれ個々人たちの健康が私は一番大事だなという気がいたします。

したがって、郷土づくりのまちづくりについても、その中にこれから、今、推進会議が行われますので、その中も入れてほしいという気持ちを持っています。

それから、今、岡崎課長の説明の中では、公表はやぶさかではないけれども、言うなれば学習、それから出前講座でその地域の人たちが集まって、この

中身はどのようなのだというようなことをやって、そのための対策はどうかということが必要だということで力説されたので、まさに私はそのとおりだと思うのです。

ですから、そういうことで公表する事前の段階の取り組みを十分体制づくりをしながら、早期には言いませんけれども、できれば新年度中にでもそういうような準備づくりをしながら公表に向けて、それぞれの地域住民の要望、それから出前講座の出入りだとかというようなことも含めて、ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、それらの関係で、特に大きな障がいがあればそういう準備の体制づくりをやって、できれば新年度中にぜひやっていただきたいと思うのですけれども、その可能性はいかがでしょうか。

健康づくり推進員は、まだいろいろな体制があるからあれだけでも、そのデータをもとにして説明をする、もしくは出前講座をいたしますよという呼びかけ等も含めて可能かどうか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 出前講座のメニューのほうは、平成21年度のメニューにつきましては、もう既に担当のほうに提出しましたけれども、その講座の中に地区ごとの健診の結果も含めて学習活動を進めるという形で、さらにつけ加えた中で実施していくような体制をつくって新年度中に行います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今の点ですが、住民会でも出前講座をやりました。それで、問題は、長野県でも下地があるのです、何でも。ごみの分別でも、いきなりきれいになるわけではないので、一つ一つのステップを踏みながら上がってきているのです。

特定健診でも、やはり太っているから行きたくないとかそういう人も、デリケートな人もたくさんいるのです。そういう声を聞いたときに、そのステップを踏まないでいきなり上に上がって3段目に行こうとしても、5段階のトップに行こうとしてもだめな話で、やはりこのステップをいかに住民との納得の中で、このデータを開示して自分たちが理解して、学習能力がありますから、それぞれ皆さん方勉強されていますので、そういうことをやらないでいきなり5段階に行こうなんていうのはとんでもない話ですから、これは今話を聞いてわかっているのですが、やはり担当の課長のおっしゃるように、一つ一つ積み重ねがなくしてそういう健康づくりはできないわけで、この特定健診も国の医療費の削減からも出てきているのです。

従来、上富良野がやっていたこのベースをして、別に特定健診という名のもとでやらなくても十分医療費の削減だとかできるベースを上富良野町は持っているのだということを我々は認識して、どう底辺を広げていくのかということを大事にした健康づくりをやるということは大事だと思うのですが、改めてお伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 米沢委員の御質問でございますが、委員おっしゃるとおりでございますが、この平成20年4月1日からこの医療制度改革、大きな医療制度改革が国において実施をされておりますが、上富良野町がいきなり受診率が68%になったわけではありませんが、この10年間いろいろな事業に取り組みながらその下地をつくりながら、さらには住民の方々に粘り強く学習活動もしながら行ってきた結果が、この医療制度改革で言っている国で5年後は受診率65%、特定保健指導は45%をクリアしないと減算、加算があるのですよと、これを軽く1年目にクリアをしているという状況であります。

委員おっしゃるように、いきなり5段階の5に上がることは決してできなかったというふうに認識もしております。また、一方で、これらの10年間余りの取り組みの結果、医療費が削減とまではいなくても、国で言っている上昇率が少なくても抑制されている効果が十分に発揮をしていることは、保険者としても十分認識をしております。

我が町だけをよく言うわけではございませんが、いわゆる保健福祉医療が十分連携をしながら行ってきた結果がここに出ているのだなというふうに理解もしているところであります。

また一方で、中村委員の御発言にもありましたように、行政だけがこれを先導して主導しながらやるには限界がありますので、この健康づくりというのは行政がこうしなさい、ああしなさい、これだけではやはり限界がございますので、住民みずからが気づく、ここに立たないとこの健康づくりは長いスパンでございますので、これらの住民が気づく学習、さらには気づいて住民が主体的に健康づくりを行う環境づくり、こういった部分も行政で支援をしながら健康の町にしていきたいと、このように考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 補足説明がないようですので、これより歳入歳出を一括して、12ページから14ページ及び315ページから323ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないですので、これで議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 補足説明がないようですので、これより歳入歳出を一括して、15ページから17ページ及び327ページから337ページまでの予算全般の質疑に入ります。

5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 328ページの後期高齢者医療保険料の点についてお伺いいたします。

今回は、前年度から見ましても、歳入の保険料等が減っているというような状況があるかというふうに思います。

今回、制度の軽減措置等もあって、そういった要因、あるいは加入者の動態によって変化するという場合もあるかというふうに思いますし、その点はどのような算定の根拠になっているのかお伺いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) 5番米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。

実はこの保険料の減額要素になっております、この535万7,000円の減額となっておりますが、実は前年度の6,468万6,000円につきまして、去年の8月1日から施行されました新たな低所得者に対する軽減措置が年度の途中に行われたことから、これらの前年度の数値6,400万円余りにつきましては、それらの軽減措置がなかった段階での数字となっておりますことから、保険料が大幅に減ったような数字になったところであります。

20年8月1日から施行されました新たな軽減対策に加えまして、平成21年度はまた違う軽減対策がスタートいたしますので、保険料を試算するのは非常に苦労いたしました。これら平成21年度の保険料の軽減措置を受けまして、それぞれの試算をしながらこれらの5,900万円余りの保険料を予

算計上した経過でございます。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 今後、後期高齢者医療の、国保で今ありましたけれども、支出金がふえる可能性等があります。これは3年ごとでしたでしょうか、見直しがあるかと思いますが、そういうことを考えた場合、今後この保険料の算出というのはどういう推移をたどるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) 5番米沢委員の御質問でございますが、実は国で定めておりますのは、2年ごとに見直しを図りますよということになってございます。

特に高齢になってまいりますと、医療にかかる頻度が多くなるというのは御承知のとおりでありまして、さらに先ほど国保のほうでもお話をしましたが、我が町においても平成20年と21年の予想でございますが、約3.7%程度の医療費の増嵩が見られる状況であります。

このまま医療費がどんどん上がってまいりますと、当然にしてこれらの保険料の見直しを図る必要が出てくるわけでありまして、国においてはこれらの軽減対策がどの程度に継続されるのか、平成21年度には保険料の軽減対策は大体見えてまいりましたが、この後の推移はどのような軽減対策になるのか、これらもまだ不明でございますので、いずれにいたしましても医療費の今後の高騰は、人数もどんどんふえてまいりますし、これらの医療費が徐々に上がってくるのだなというふうにも考えているところであります。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 私の問題意識として、この特定疾患等と成人病も含めてですが、高度な医療技術を使わなければならないということになります。

そうしますと、医療費もやはりぐっと高くなるということが予想されます。そうしますと、その分が保険料にはね返るという形になります。

私たちが一生懸命こうやって自治体で予防医療という形でやって、その努力が果たして報われるのかという問題に突き当たるわけで、こういった部分の矛盾を抱えながらこの後期高齢者医療制度というのがあるし、このことを考えたときに、もう際限なく上がると、国の制度としてきちっと自治体に対する補てんをしてもらわなければならない、私はそういう課題もあるのだと思いますが、この点はどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。
町民生活課長（田中利幸君） 大変失礼いたしました。

5番米沢委員の御質問でございますが、上富良野町で後期高齢者の医療費が全道から比べると少なく済んだと。結果、少なく済んだとなりますと、医療費に対する公費の負担分が上富良野町の分としてありますので、これらの負担金を少なく支出することになることから、その分については非常に予防する、あるいは医療費を余り使わなかったことでのメリットというのは、そこに直接的にかかわってまいります。

ただ、委員も御承知のように、この後期高齢者医療制度は都道府県単位で広域連合を持って、保険者として広域連合がやっておりますので、本来だと上富良野町にとっては医療費はほかから比べたら20%も少ないよと、ただ本当はその20%は、ちゃんとした数字として町の負担が少なくなったというふうになれば一番わかりいいのですが、そうではなくて公費負担の上富良野町分の負担分が減った、結果、失礼いたしました、総医療費の12分の1が上富良野町が負担している部分になりますので、本当で言うと20%も努力して頑張ったのに、そのうちの12分の1しか公費負担が少なくならなかったと、このような制度になっているところであります。

ただ、国保のほうでもお話ししましたが、後期高齢者の支援金という形で国保のほうも実は公費として負担しております。こっちのほうは、後期高齢者の医療費が少なくなることで、町が負担する後期高齢者の支援金については3年間の実績を見ますけれども、こっちのほうでも少なくなる制度になっておりますので、いずれにしろ誤解があっては困りますが、上富良野町が幾ら努力をしても何のメリットもないではないかということでは決してないということだけ御理解いただいておりますというふうに考えます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第4号の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は10時50分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これより歳入歳出を一括して、18ページから20ページ及び341ページから370ページまでの予算全般の質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 355ページ、認知症の予防事業につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、どのようなことをやってらっしゃるのか、それと、今、何人ぐらいの方がいらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主幹、答弁。

介護保険班主幹（川鍋マサ子君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

統計といたしましては、平成20年度高齢者実態調査により、5月現在の数字といたしましては370名、そのランクが5段階に分かれておまして、1段階の方が119名、2段階が137名、3段階が70名、4段階が40名、5段階が4名となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（星野章君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

認知症の予防の事業なのですけれども、来年度実施する事業になるのですけれども、地域に認知症の方がいるかと思うのですけれども、その方が地域で認知症を支えていけるようにということで、認知症の理解をしていただくこととともに、御自分の認知症の予防をしていただくということ、今まだ具体的に何日間クールというのは決めていないのですが、何日間かコースで一般住民を対象にした介護予防事業を考えております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 高齢化がどんどん進んできておりますし、また、独居世帯もかなり多くなってきていますし、そういった中で認知症、高齢化になってきますとどうしても免れないものもあるのかなと思うのですけれども、今370人ぐらいほぼいらっしゃるということですのでけれども、どのような伸び方、何%ぐらい伸びておりますか。毎年これは伸

びてきているように思うのですけれども。

それと、今、1段階から5段階まで何名いるかということをお教えいただきましたけれども、こういったどこに絞っているのか、まとめて予防事業をやるかとされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主幹、答弁。

介護保険班主幹（川鍋マサ子君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

平成19年度は351名です。それで大体5.4%の伸び率になっております。

これは高齢者実態調査におきまして、民生委員さんに各家庭を訪問していただきまして、本人と面談していただきまして状態を把握している現状にあります。それによってランクが5段階に分かれておりますので、それにチェックしていただいて数字が出ている状況にあります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

済みません、もう一度質問をお願いします。ちょっとわからないところがあるので。

2番（村上和子君） 今、人数がどれぐらいの何%に伸びてきていますかと言ったら5.4%とおっしゃったのですけれども、認知度を5段階に分けていますよとおっしゃいましたけれども、これはどこに絞ってやるのか、それとも予防事業として全体的にとらえてやられるのかということをお尋ねしていたのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（星野章君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

予防事業なので、認知症になられた方を対象にということよりは、認知症にならないように、認知症になっている方にならないようにということと、もう一つ、認知症になられた方を今度は地域の中で見守っていけるというか、例えば徘徊をされたときにはどう対応したらいいのだろうか、いろいろ地域の方、困ることが多いかと思うのですけれども、認知症の方を地域でどのように介護していったらいいのかということをお尋ねいただこうと思っているものなので、認知症のある方に焦点を絞ったというものではないです。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） それでは、来年度からですが、これは、新年度、平成21年度から初めて取り組む事業ですね。

こここのところ、これからやってみないと効果がどのようにあらわれるかということはお尋ねしたい

思うのですけれども、効果が出るようにひとつよろしくお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 342ページの介護保険料の点についてお伺いいたします。

今回、介護保険料等については、基金の取り崩し等によって一定上がるところを抑えたという形になっております。この間の国の指導もありまして、今まで一般会計等からも繰り入れについてはだめだという指導であったのですが、こういった大変な社会環境の中でそういったものも含めて交付金、あるいは基金等を使って軽減しなさいという形になりました。

町においては抑制はされておりますが、この間の介護保険料の黒字部分等を考えた場合に、努力はされているというふうに思いますが、もっと引き下げる、あるいは現状維持という形の繰り入れの仕方もあったのではないかとこのように思いますが、この点はいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の介護保険料にかかわります御質問にお答え申し上げたいと思います。

平成20年度までの第3期計画におきましての状況、それから第4期、平成21年度からの状況を、平成20年度を踏まえたこれからの3年間の第4期を勘案した中で提案させていただくことは、現行、月額にいたしまして基準3,500円を3,600円にという上げ幅を最小限に抑えたという、その背景としましては、この3期計画におきます実質収支の見通しが、今、黒字の状態ということでございます。単年度的にも実質収支の黒字の部分翌年度に引き継いできている状況で、3期計画全体といたしまして財政上も安定した収支のバランスがとれている形であります。

平成20年度におきまして、この給付の増、要介護者の介護度の重度化であるとか、施設入所者の増加というような給付増の事項が平成20年度においては顕著でありまして、平成21年度からの4期を見通したときに基金を全部とっていきますが、使い果たすということではなく、やはり4期に向けての安定した給付の基盤というものを確保する上では基金も必要であるということをお尋ねした中で、この提案とさせていただきます。

また、次の第5期を見通したときに、この給付の増、右肩上がりの傾向という中で、大きな保険料負担につながることはないということをお尋ねしたい

たしまして、第4期の平成21年度のスタートに当たっての保険料の設定というふうにさせていただいております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 平成23年度の推計を見ますと、保険給付費は7億1,000万円ぐらいになるのではないかとというふうな内容になっております。

また、これを踏まえた中で、第5期のことも考えた中で、包括した中で現状の料金設定になったということではありますが、他の市町村においては、この上富良野町では今回の7区分を細分化して、実質8段階という形の表現になっておりますが、この部分をさらに10段階にしているというような自治体も、そう多くはありませんけれども見受けられます。

というのは、なぜそういうふうになっているのかということではありますが、やはりこういった部分で生活の大変さもあわせて、いろいろな出費、保険料、医療、その他の税の負担を含めて多いという状況の中で軽減対策をとって10段階にするだけかやっております。この間の介護保険等の黒字部分というのがなぜ出てきたのかということ、介護の認定に当たっての認定の審査基準が変わって、いわゆる在宅という志向になって、そういう状況の中で医療費を抑制してきたと、抑制されてきたと、住民の皆さんも協力してきたという形になった結果が介護保険料の余剰金も幾らか出たという形になっております。

私は、その立場からすれば、そういうものを含めた中で積立金の取り崩しにさらに上乘せしてやれば、現行の水準でも抑えることは可能ではなかったのかというふうに思いますが、この点はどうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の介護保険料についての御質問でございます。

委員御意見のように、据え置くという形で手持ちの基金を投入という方法もあるわけでありましてけれども、また、この余剰が生じた要因というのが抑制ということではなくて、介護予防ということも結果として功を奏しているということも要因として上げられるかというふうに思っております。

3,500円を3,600円にするという提案につきましては、先ほども申し上げましたように、この4期計画、3年間におけます見通しを補完しますと、この計画を設定した額よりもさらに上回ることの懸念もされます。

また、この大幅増につながる、はね返りといいますが、使い果たした結果、次の第5期には保険料の大幅値上げということに結びつくということも生じる懸念もあるということで、実際に他の町でそういった状況もありましたことから、そういったことの生じないような考え方で、今回の第4期計画の策定として保険料の設定というふうを考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この点は町長も努力はされたのだと思うのですが、この点はどのようなのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の設定に際しましては、やはり町民の介護に対します安定的なサービスを提供していくということが、いずれにいたしましても大前提でございまして、私といたしましては、やはり長期的な視点に立って保険料の設定というものをしていくべきだということを基本に置いておりまして、現在100%の対応を4期に向かって対応するというようになって、その結果、5期に影響が過度に及んでいくというようなことは、これは町民の皆さん方に対して保険事業を適正に行うという趣旨から外れますので、私はそういう観点において今回100円の御負担がふえることを御提案申し上げているわけですが、そういうことでますますこの介護保険、介護については重要なテーマとなってきますので、さらにこの介護保険事業を安定化していくためには、今回こういうお願いで御理解をいただけたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 次に移りたいと思いますが、349ページの介護認定審査会の会費という形で、これは介護認定の審査における予算かというふうに思いますが、今、1グループ5人かと思いましたが、何名の方がおられるのか、この予算、今回組んでおられるのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（岩崎昌治君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

現在、介護認定審査会は、富良野沿線5市町村で審査会を共同で設置しておりまして、委員20名を

4グループに分けて、一つのグループを合議体と言うのですけれども、これを4合議体に分けてそれぞれ介護認定の審査をしているところでありまして、委員20名の部分、それ以外に事務の共通経費等を含めて、それを5市町村の人口割等々で負担しているという状況であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） また新たに、新年度から介護保険における認定基準が変わるという形になっております。この点についてお伺いいたしますが、今、多くのところで問題になっているのは、介護度が軽減される部分というのが話題になってきております。

例えば、民医連、あるいは厚生労働省の調査等でもいろいろ実践しましたら、今まで麻痺などの有無の判定という形で、日常生活に影響があるということの判定、腕だとか足だとか、そういう場合は介護度も一定部分評価されましたが、しかし、今度の新方式に至っては、日常生活の支障についてはそういった腕が肩まで上がれば、それは麻痺ではないとされるという方も評価の中で軽度になる。

また、移動については、全く今までは自分では動くことができなかつた方については全介助だったのだけれども、重度の寝たきりで移乗、移動の機会が少ない人は、介助がないとして今度は自立になると。わかりやすく言えば、ベッドで寝ていれば移動する必要がないからそこで食事をすればいいから、そういうふうになるという形の認定が、今、全国的にも多くの問題、このほかにもいろいろな事例を生んでおります。

心配されるのは、本来必要な介護を受けなければならぬにもかかわらず、そういう審査基準の中で軽度になる、例えばそういうことになるということが懸念されますが、これは国の制度でありますから、当然要望するものは改定、改善すべきだという要望を出す必要があると思いますが、現時点でわかっている範囲でよろしいのですが、そういう可能性というのは上富良野町にも出てくる可能性があるのかどうかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

第4期計画におきまして、この判定の仕組みといたしますが、第1次判定のところで仕組みが変わってくるということがあります。

全国的な国の段階でのモデル事業として施行をした場合に、やはり軽度へ移る方、重度へという全く同じ状況ではなくて、その判定の結果が変わるというそのデータが実はあるところでありまして、

本町におきまして、そういうデータを用いて第1次判定の結果をすれば、やはり同様なデータがあらわれるものというふうに思っていますけれども、さらに国の段階におきまして、次の段階としましては大きな差の生じないような形で見直しは実はされた形でスタートするというふうにもなっております。

そういったことと、その方の状況、機械的な判定に加えまして、特記事項として、その人の生活の特記すべき点というものを加えまして総合的に判断するという形となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 特記事項は従来もあったのですが、しかし、この特記事項そのものが今回の介護認定の審査に当たっては十分受け入れられないというような状況が全国で言われております。

この点、例えば右半身、左半身が麻痺して、そういう人がつえをついて何とか歩けると。こういう人は結局、要介護1から要支援になったとか、そういうふうになっているというのも現実に上富良野にはいます。だけど、日常の動作を見ましたら、ということだから掃除もできるでしょう、洗濯もできるでしょう。だけど、見たら本当に大変なのです。絞っても片手が動かないですから、麻痺して動かないですから、左でやるだとか、絞るだとかやっているのです。だけど、水がたらたら落ちています。そういう現実が、前回の要介護認定制度が変わって、さらに今回そういうものが加速するという心配が私するものですから、こういった実態というのは上富良野町にも現場担当されている方、ケースワーカー、あるいは訪問介護等におけるそういう事例もあるかと思いますが、そういう事例等はどのように認識されておりますか。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（岩崎昌治君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

要介護認定については、現状ある介護サービス日常生活の中でどの介護サービスを希望されるか、それによって介護認定を申請していただいて介護認定をしているところでございます。

日常生活の中で不都合なところもあるとは思いますが、現場と訪問介護員等々と御本人や御家族の方とよく相談した上で今以上のサービスということになれば、その時点でサービスをふやせるのか、現状のサービスの中で、制度の中でできるものかどうかというのをきちんと相談しながら、それぞれの方に合った介護サービスの提供をしております

し、その人の状態に合った介護認定をしているというふうに判断しております。

本人の状態が、もし介護認定結果で違うということになれば、変更申請等の対応で対応してきておりますので、その介護サービスの中で賄えないような部分も中にはあるのかもしれませんが、個人個人についてはケアマネジャー等々と通じて、御家族、御本人の御理解のもとサービスを提供しているという現状でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 当然ケアマネジャーの方も含めて調査もして、きちっとその基準に基づいて判断されてやられているのです。

ただ、実態はどうなのかというところで、この点で言えば要支援1、2だとか、軽度になればなるほど日常生活支援、掃除、洗濯、例えばヘルパーさんが訪問に行ったときに、そのついでに何をしようとしたらだめだとか、そういうことが制限されているわけです。

移送サービスが使えるというのは、介護度で言えば何段階から使えるのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（岩崎昌治君） 移送サービスについては、国のほうの福祉有償運送という形で行っております。うちの町で介護度で言えば介護2以上で、その福祉有償運送と言う制度の中で言うと、公共交通機関、バスや鉄道、タクシー等に自力では乗ることができない方についての福祉有償運送の許可を得ておりますので、その方を対象に移送サービスを行っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今、担当の方が答弁したように、いわゆるそれ以下の方については実費負担という形になるのだというふうに思います。

実際そういう方の話を聞きますと、やはり実費負担は大変だという形になっております。それはきちっと適正にその基準に基づいて審査されていますから、そのことは私は担当職員の方もその指導に基づいて審査されているということですから、それはそれとして、ただ、それ以外の方が実際に、右半身麻痺したりだとか、左手麻痺するとか、そういう中で要支援1、要支援2になっている方もいるのです。けれども、こういう方については実費負担という形になるのだと思うのですが、この点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員のただいま移送先につきましては、やはり一定の規定に

基づきまして運用しているということで、要支援の方は含まれないということでありまして。

ただ、福祉輸送運送の事業主体といえますか、社会福祉協議会に加えましてNPO法人も一企業体実施しておりますので、そちらと社協の移送サービスによらず、NPO法人の実施する移送サービスを利用するというケースもある状況にあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 私は何回も言いますが、やはりそういう方がいらっしやると、そういう意味では、そういった方に対する移送サービスを1割負担で利用できるような制度をつくるだとか、そういうことが今変化として上富良野町にあらわれているということなんです。

もう一つお伺いしたいのですが、訪問ヘルパーさんが訪問した場合に、電球を取りかえるだとか、時計の電池を取りかえるだとか、そういうことは訪問ヘルパーの作業の中には入っていないかというふうに思いますが、そういうことをしてほしいと思う利用者さんもたくさんいるわけです。

そういうことをしてほしいのだけでも、規定の中ではそれは入っていないから要望にはこたえられませんかという形になっていると思っておりますが、こういったところはどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員のヘルパーについての御質問でございますけれども、やはり介護保険制度におけます訪問介護の事業の中身としては、委員御指摘のように日常生活の介助として含まれないという部分もあることは我々も承知をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今後、上富良野町が取り組まなければならない方向性というのは、私は考えたいというふうに思うのです。

今後こういう国の基準に定められて、恐らくケアマネジャーの方も相当苦しい判断をされているのだと思います。実態に合わないそういう判断の中で、国に示された一定の基準がありますから、それにきちっと合致した中でやらないと介護報酬もいただけませんので、そういう実態があるとすれば改めて上富良野町での介護、いわゆる訪問ヘルパーの派遣の仕方も含めてなのですが、より実態調査をして、より介護者の利用されている方のそばに身近なヘルパーの派遣、あるいは介護認定のあり方というのを模索する、そういう時期にかかってきているのではないかというふうに思いますが、この点、町長もどうでしょうか。担当の課長もそうなのですが、

答弁をお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

現行の制度において、やはりこの規則、規定に基づいた運用という範囲の中に入らない、含まれない、埋められないという部分も相当ございまして、委員御意見のようにその両者を支えるケアマネジャーも実態として苦慮している部分があるということは私も感じているところでありますけれども、そうした中において町の上乗せサービスであるとか、また、社会福祉協議会においてもこの身近な訪問介護を支えるということで、一つの事業に取り組んでいるところであります。

町としてもそういった実態を踏まえて、在宅サービス、特に在宅を支えるという観点からは、この関係事業所の事業姿勢といえますか、取り組みを我々も一緒に考えながら、上富良野町の介護を必要とする方々のためのサービスのあり方をこれからも、これはずっと永遠の課題というふうに取り組んでまいりたいというふうを考えております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 今、5番米沢委員のほうから御質問ありました地域の実態については、今、担当課長が申し上げたとおりでありますし、また、介護保険制度そのものが平成12年からスタートして、この間、制度のいろいろな改正もありました。

その中で、救われるものから、ある意味ではその制度で救済できないような実態もあるかと思えます。私も町長が申し上げているとおり、この地域のそういう実態がどうなのかということは、今、担当課長から申し上げましたようにしっかり把握して、地域独自で制度設計として必要なのかどうかも含めて実態を把握しながら、将来を予測した、将来に向けて何が必要なのか、そういうことを内部で十分議論させていただきたいというふうを考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） そういう計画、行政側はそういう答弁になるのだと思うのですが、私は本当に今、やはり国が定めた介護保険制度の中で、だれもが安心して介護が受けられるという前提だったのです。それがもう既に崩れてきているのだということを僕は主張したいと思うのです。

この間の国会のやりとりの中でも、舛添厚生労働大臣が言っておりますが、例えば介護を受けている方の身近に子犬がいると、そこに今の制度ではえさを与えてくださいといっても、ヘルパーさんがそう

いうところに対しては制度がなくなっていませんからできませんという仕組みなのです。ただ、言っているのは、我が党の国会議員団の質問に対して、そういった精神的なケア、そういったことができるのであれば、そういったところを改善したいということは、実際、国会の答弁のやりとりの中で認められております。

私は、この間、そう現場に行っているわけではありませんが、いろいろな方と話をする機会もあります。やはり精神的な不安、家事援助をもっとしてもらいたい、お話をヘルパーさんとして。ただヘルパーさんは次から次と行かなければならないので話す機会もないのだと。この資料の中にもありますけれども、これから老人世帯がふえる、独居がふえる、また認知症の方がふえるという状況の中で、やはりそういう地域でどういうふうにそういう方をケアしていくのかというところを、今後の計画の中でもきっちり盛り込むということが必要になってきているのです。

国のほうでは、そういった部分については比較的というか、舛添厚生労働大臣は言っておりますが、なかなか認めてくれないのです。実態としては精神的に支えてほしいとか話をしてほしいという部分があって、そういった部分に対する援助も地域でどうするのかということも、今、上富良野町に与えられている私は課題だと思っているのです。

そういう意味では、早急に実態調査も含めた中でどう対処するのかという方向性も含めて、やはりケアマネジャーも含めて、包括支援センターもありますので、今何が問題なのかと、上富良野町でどうすればその問題は克服できるのかというところの原点に立ち返った支援のあり方、介護のあり方というのをお互いに出し合って、今までも出し合ってきましたけれども、その枠をさらに超えてやる必要があると思っておりますが、その点、答弁をお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

委員の御意見のように、上富良野町においての実態の適切な把握ということと、関係事業者、それから我々において、その関係する部署の事業者を含めての担当者の実践、現場にいるそういったメンバーでの会議も定期的に行っている中で、この現状、それから課題というものを定期的に議論をしているところであります。そういった中におきまして、未来に向かってそういったことの充実ということは当然目を向けて、それぞれが自覚して取り組んでいくことというふうに思っているところであります。

この地域担当における担当の会議というものをさ

らに充実して高めながら、上富良野町のあるべき姿というものを議論し合って組み立てて実行に移せるような、そういった姿にしていきたいと思いますというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。

どこの自治体でも、この介護保険等の適正化のプランをつくって、それに基づいてやってられるのだと思いますが、次、351ページの居宅介護サービス給付等についてお伺いいたします。

これはショート、あるいはデイサービスの利用状況等の内容かなというふうに思いますが、資料等も添付されているのを見ましたら、結構利用頻度も多いというような状況になっております。

この点について、今のショートの利用状況というのはどのようになっているのか。前にも一般質問でしましたけれども、町立病院等を老健に転換することによってショートが利用できなくなった部分もありまして、利用する日数も若干利用できないということもあったかというふうに思いますので、その点、今後どのような改善が求められている課題かなというふうに、この点についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員のショートステイについての御質問でございます。

上富良野町におきましては、これまでショートステイ、短期入所でありますけれども、町立病院の介護病床におきますショート、それからラベンダーハイツでのショートステイ、町内はこの2カ所が主でありまして、ほかに町外にも、これは少ないケースでありますけれども利用しているケースも実はあります。

そういった中で、昨年12月からの町立病院の病床の老健への転換に伴いまして、町立病院のほうはショートステイができなくなったという状況で、満床ということでこれができなくなったということで、現在、ラベンダーハイツのショートステイの活用につきましては、フル回転というような状況であります。

ただ、定員の状況によって、ラベンダーハイツのショートを含めて60床の対応の中で、これまでショートステイは9床でありましたけれども、10床の確保をいたしまして、より多くの方が利用できるようにという体制をとっているところであります。

現状におきましては、この形で当面はということでありまして、今後のあり方については、町

立病院の施設も老健の施設というこの姿も十分勘案しながら、上富良野町の利用の動向を踏まえながら、検討といいますか、ふやせる方向性を探っていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 総体的な事業計画を見ますと、介護の給付費の増を抑えるための施設介護というのは、極力減らそうという形になっております。一方では、認知高齢者の方がふえるという形になってきております。

そこでお伺いしたいのは、上富良野町に今後どういった施設の利用形態が一番合っているのかということと、ちょっと考えてみたいなというふうに思っております。

例えば、小規模多機能型の老健、ちょっと名称は確かではありませんけれども、そういうものを利用しながら認知症の方に対応するという施設も出てきております。そういうものも含めて、利用形態を施設料も含めてなのですけれども、どのような判断をされているのか。それぞれいろいろな予算の編成に当たっては、そういうものも前提として今後の介護推計の予算や介護度の必要性についても計画されていると思いますが、この点お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問でございます。

将来におけます上富良野町の施設を含めた介護の給付のあり方という御質問かと思っておりますけれども、委員御指摘のように本町において、この4期計画におきましては具体的な施設を増床というのはない状況にありますけれども、この利用の範囲として、今、委員がおっしゃったような小規模多機能型の施設というのも、この沿線を含めて利用をすることは、今後は当然このショートとデイを兼ねたそういった複合的な介護のあり方でありまして、上富良野町におきましてもそういった分野に当然視野を向けて、実践をどこかの時点でできるように議論を深めてまいりたいなというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 先ほどの訪問介護のあり方も含めてなのですが、やはり介護4期、あるいは5期という形で進んでいくと思っておりますけれども、曲がり角というか、実態にそぐわないような状況が一部見受けられます。

その点、担当課長のおっしゃるように、もう一度どうなのかという必要性等について全体的に検討を

加える必要があると思いますが、この点について、町長でもいいのですが、副町長でもいいのですが、この施設介護のあり方等についてもどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

委員長（長谷川德行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 施設介護の関係については、それぞれ当事者の身体状態に応じまして、当然、施設で介護が必要な方についてはそちらのほうの施設を御利用いただくということになりますし、また、地域の中でもいろいろな角度から見ると、当然十分でない面もあります。

そういう意味で、町の中だけでなく、もう少し圏域で見たときにどうなのか、そういうことも含めまして、地域的に必要な施設が何なのか、そういうものも含めて検証しなければならないというふうに思っておりますし、これらについては今いろいろ諸計画もございますので、そういう見直しの中で必要な施設があるとすれば、これはすべて町で確保することはできませんので、民間の方に誘致をすることも含めまして、必要なものとすればそういうものをしっかりとらえて将来の方向性を諸計画に示していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川德行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 先ほど同僚委員からの質問もありましたが、上富良野町でも認知高齢者の方の介護、あるいは地域でどう取り組むのかということの答弁もありました。

そこでお伺いしたいのは、そういう取り組みと同時に、上富良野町における今後の認知高齢者の方の推移を見たときに、今は富良野だとか美瑛だとか上富良野町にもいて9床かと思いますが、あります。

そういった感じの中で推移した場合に、自宅でも介護ができるような体制づくり、もしも入所できなかった場合、将来の必要数、本当に必要だとすれば今の現時点の判断で先のことわからないのかもしれないかもしれませんが、こういう認知症に対する施設の必要性、ベッド数というのはどういうふうに判断されているのか。また、認知症の方をきちっと家庭内で見守る、そういった連携というのはどういうふうにされるのか、もう一度確認したいと思っておりますが、答弁をお願いいたします。

委員長（長谷川德行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の認知症高齢者に係ります対策についてでございます。

先ほどデータでは、5%増加で上富良野町の認知高齢者の方々が増加の傾向ということでありますけれども、すべての方が施設が必要であるということでは決まっておりません。

やはり家庭内においての見守り、ケアにおいて生活をされているということでありまして、やはり年齢とともに重度化していく傾向にはあるかなというふうには思うところでございます。

そういった中において、上富良野町におきましてもグループホームという施設もありますけれども、在宅におきまして我々のこの体制の中でいろいろな相談をしていくのは、当然これは深めていくことが必要と思っておりますし、その方々の本当に真に必要な対策というものを的確にとらえアドバイスをしていくということが現状であるというふうに思っております。

そういった中で、そういった実態をよくとらえて、その方々の求めていることを真にとらえること、そして的確な対策というものを把握して進めるということが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川德行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） このアンケートに基づく高齢者の実態調査の20ページにもそういったふうなことが書かれております。この件にあわせて、355ページの包括的支援事業の予算がついております。この点について、どういう内容、事業なのかということもあわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川德行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 355ページの包括的支援事業の内容でございますけれども、この上富良野町におきます介護保険制度を念頭に置いた介護予防マネジメントの主眼でございますして、対象者、あるいは家族への総合的な相談、それから支援が主な概要でございます。

委員長（長谷川德行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この中では、年数回実施しているというふうな報告がされております。

あわせて、今後そういう認知高齢者、あるいは介護されている方々の精神的な支えになる部分でのケアマネジャー等の相談等、あるいは対策等の重要性がますますふえてきているのだろうというふうに思いますが、この点はこの間、そういう相談、大まかな点でよろしいのですが、相談が寄せられているのかお伺いしておきたいと思っております。

このケアマネジャーの役割というのは、包括支援センター中でいろいろな地域の指導をされたりだとか、ケアマネジャーの指導もされているのかというふうに思いますが、この役割等についても改めてどのような役割になっているのかお伺いしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（星野章君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

包括支援センターは、先ほど課長が申し上げたとおり、主な業務が介護予防の事業の実施と介護予防に関するマネジメント、そして総合相談、もう一つがケアマネジャーの支援相談業務になっております。

ケアマネジャーからの相談内容は多岐にわたり、いろいろな内容で来るのですが、そのケアマネジャーに困難事例があったときに、相談に来たときにはその解決の方策をアドバイスできるように主任ケアマネジャーがおりますので、主任ケアマネジャーを通して適時ケアマネジャーさんには支援しているという状況であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） これからのメンタル面の支援、あるいはケアマネジャーさんの支援も含めた、相当内容の濃い問題や課題もあって大変な取り組みをされているかというふうに思いますが、やはりこういった部分の充実というのがこれから必要になってきているというふうに思います。

それぞれ職員の配置もされておりますが、これから新年度に当たっての今後の課題等はどういうふうな課題があるのかという点、わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員のただいまの御質問でございますけれども、新年度におきましては、現状の体制の中で維持をしながら充実を高めてまいりたいということでありませう。

将来的な課題としては、この体制づくりの中で後期高齢者の増加に伴います人員配置がさらに必要になるということを念頭に置きながら考えておりますけれども、平成21年度におきましては、そこには至らずに現行の体制の中で、先ほど申し上げましたようにケアマネジャーと相談し、対策に充実を図ってまいりたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませうか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 関連でございますけれども、包括支援事業としまして、ここに臨時相談員の賃金を115万4,000円見ておりますが、これはこういった方が当たってらっしゃるのか。こういったような資格をお持ちの方なのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（星野章君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

臨時相談員の資格なのですが、ケアマネジャーの資格を持っておりまして、調査員等の研修等もすべて終了した者が携わっております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） そういったケアマネの資格を持った方だということなのですが、毎年これは全く同じ金額で、昨年度もこういった形で相談員をあれしておりますけれども、それからケアマネのほうも委託料も全く同じ、同額になっておりまして、それで総合相談窓口を持っていて806人ぐらいが相談していると、こんな形があるということがこの調査の表で出ておりますけれども、職員ごとに担当地区を設けられているということなのですが、これは民生委員さんが32名いらっしゃいますよね、その民生委員さんは各地区担当されてますね。4月から健康実態調査が始まるのですけれども、そういった地区を見ていらっしゃるということなのでしょう。そのかわり方、職員の方のをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（星野章君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

担当地区に関しては、職員、私ともう1人、主任ケアマネジャーがおりますので、2人で地区を分担しまして、2人で民生委員さんの高齢者の実態調査が終わりましたら、その都度保健福祉課にいらしていただきますので、そのときに地区の状況とかをお伺いしながら2人で対応しております。

この臨時の相談員に関しましては、私たちが地区に出向いたときとか、いないときも多いものですから、総合相談に来られた方の対応をしていただいたりですとか、あと、介護予防のマネジメントの部分を一部行っていただいたりですとか、訪問調査を行っていただいたりだとかということを行っております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 2人で分けてということをおっしゃいましたけれども、これは民生委員さんはこれから実態調査するわけですがけれども、ばらつきありますけれども、その世帯数がかなり多く持っている方もいらっしゃいますし、2名は主任の民生児童委員になっていらっしゃいますので、そこら辺はどうなのでしょう。これから民生委員さんは高齢化になってきておりますし、独居世帯もかなり多くなってきておりますし、今、認知症の予防事業もこれから一生懸命取り組まれるということでございます。

すけども、そういったことでちょっと民生委員さんのところの見直しなんかはいかがでしょうか、どういうふうに考えてらっしゃいますか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の民生児童委員に関しましての御質問でありますけれども、御承知のように年々といいますが、高齢化はもう進行して、対象となります方々、相談の件数も増加という状況にあります。

ただ、上富良野町においての適正な数というのは、幅が少しありますけれども、上富良野町においては幅よりもちょっと低い数字というふうに認識をしておりますけれども、現状において人口のばらつきといいますが、その地域格差はありますけれども、やはり30名という班において、今後においても進めていくものというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第5号の質疑を終了いたします。

昼食休憩にいたします。

再開時間は、午後1時からといたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（長谷川徳行君） 昼食前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これより歳入歳出を一括して、21ページから23ページ及び373ページから395ページまでの予算全般の質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 377ページ、消防設備保守のところがございますけれども、これは先だっても老人施設が火事になったというようなことがありまして、これはスプリンクラーの設置も考えておかなければいけないのではないかと思うのですけれども、財政的なこともあるかとは思いますが、そこら辺はどのように考えてらっしゃるのか。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 2番村上

委員の御質問にお答えしたいと思います。

消防設備保守につきましては、当ハイツにおいては年2回、保守点検の設備の点検をさせていただきます。

なお、消防法の改正によりまして、平成23年度中にスプリンクラーの設置ということが義務づけになってございます。これにつきましては、平成23年度に実施計画の中で予定をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） どれぐらいするものでしょうか、ちょっと参考までに。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、概算で平成23年度に予定しているのが、施設の実設計で300万円、工事のほうで4,700万円程度予定をさせていただきます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 385ページ、施設整備費ですけれども、南側の窓の改修工事が行われるということなのですけれども、これはどのような、こういう施設に合った特殊な機材をつけるのか。それから、屋根の塗装ですけれども、この工法もいろいろあると思うのですけれども、どのような工法でやられるかお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 8番岩崎委員の御質問にお答えしたいと思います。

南側窓改修工事でございますけれども、これにつきましてはラベンダーハイツのホールでございます。その南側の窓、ガラス入りのサッシ、現在スチールのサッシで施工されてございます。

開設後25年たっていて、さび等が非常にひどいということと、あと、非常口になっていて、そのドアの開け閉めが非常に困難になるということで、消防の指摘もございまして、今回改修を予定しているものでございます。

なお、改修面積につきましては52平方メートル程度、650万円を予定しているものでございます。

次に、屋根の塗装の関係でございますけれども、まず既存の塗装の剥離をしまして、さびどめを塗っ

て、本塗装の2回塗りを計画してございまして、ここに520万円計上させていただいているものでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎委員。

8番（岩崎治男君） 施設関係でもう1点質問いたしますけれども、今、老人の施設は全国的、また道内においても利用増大ということで、施設の増築とか、それから拡張が行われている。そういった中にありまして、多くの民間施設がもしもありませんけれども、そういった老人施設が無申請というか、確認申請というか、専門語はよく存じておりませんが、そういったことで申請がなされていない建物が多く見受けられるということで、道のほうでも、今、再審査を行っているというようなことでございます。

上富良野町のラベンダーハイツにおきましても、昨年、一昨年、ふる場であるとか、それから渡り廊下であるとか増築をしているし、それ以前におきましては、ショートステイの改築、また新築等を一部やられたと思うのです。こういう面についてのそういう申請はちゃんとなっているのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 8番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

増築の関係につきましては、その都度、完成時点で申請をさせていただきます。デイサービスの浴室についても完成時に申請を行っておりまして、ショートステイにつきましても、当時きちっと支庁のほうに報告をして運営している実態でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第6号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、議案第7号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これより歳入歳出を一括して、24ページから26ページ及び399ページから408ページまでの予算全般の質疑に入ります。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 全般についてということですが、水質についてお伺いいたしますが、定期的に水質検査というのがそれぞれの簡易水道でやられているかと思いますが、これは決められた回数等があるかというふうに思いますが、どういうふうに入水検査やられているのか。また、現状では異常がないというふうに思いますが、この点についても水質の点についてもお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

検査すべき水質項目につきましては、水道法の施行規則に基づきまして、それぞれ期間と回数が定められております。この成分分析の詳細の組み合わせがそれぞれありますが、必要でしたら担当のほうからお答えいたしますけれども、細かいところお答えしますか（「いや、いいです。細かいところは」と発言する者あり）

年1回、全項目検査を行っておりますけれども、この検査項目の中で何か一部基準を超えたようなものが発生すると、その検査頻度が、期間が狭くなるというような仕組みになっています。3年間異常がないという実態があれば検査期間を省くことができるというような仕組みになっておりまして、法定上の検査はサイクルを組んで実施しております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第7号の質疑を終了いたします。

次に、議案第8号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 補足説明がないようですので、これより歳入歳出を一括して、27ページから30ページ及び411ページから431ページまでの予算全般の質疑に入ります。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 419ページの浄化センターの委託料という形で、新年度から維持管理業務は当然なのですが、浄化センターの水質検査委託という形に載っております。

今後、この終末処理場においては、あわせて増改築等が計画の中には載っておりますが、こういうものも含めて維持管理面、約4億9,100万円でしょうか、平成30年度までという形になっておりますが、今後の改善、改築等について、どういう内

容で改築、あるいは更新されるのかお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

上富良野町の下水道事業につきましては、平成3年度から供用開始いたしまして、現在まで20年弱、十七、八年経過してございます。

このため、一部浄化センターの設備、それから下水道管渠などの部分に耐用年数を迎える部分も今後発生してまいります。

これらを総合的に長期計画、10年間の計画を立てて整備していこうというのが、現在作成中の更新計画でございますけれども、平成20年度、本年度につきましては、これらの上富良野町が行っている下水道事業が継続すべき事業、それから見直すべき事業、廃止すべき事業というような判断をする上での再評価ということを行っておりまして、幸いに経営が健全化、それから今後継続すべき事業ということで国土交通省のほうの承認を得られましたので、今後、国庫補助を受けながら更新計画が立てられるという段階になっております。

そのことから、平成21年度におきましては、これらの計画を実施レベルで検討するということがこの設計業務、計画策定業務の予算化をしておりますけれども、この中で特に注目すべきことにつきましては、国のほうでは施設の全部更新という計画につきましてはならないというのは、この評価を行うことによりまして、長寿化対策を行うということが条件になってございます。

それで、更新する部分についても、例えば大きな機器を更新する場合、その部分、部分の評価して、損耗が激しい部分のみを交換する。これは整備する場合によっては、その部品を交換することがかえって高くなるというような状況が発生すれば全部交換というのもあり得ますけれども、基本的には部分更新を行って、長期にわたって使用できるように長寿化対策を条件づけられた計画となっております。

この計画に基づきまして、来年度、平成21年度計画を立てまして、町の財政、それから下水道事業財政と見合わせながら計画推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今後の更新、改築という形で設備が老朽化するという形の中で、持続的にこれから施設が利用できるような対策という形だと思います。

部分的な更新ということですが、これは特

にコスト的に高くなるのかというふうな部分もあるかと思うのですが、その点と、それと将来的に上富良野におけるこの利用ですか、下水道の、そう人口も今後はふえないような感じになって、逆に減るといような感じになっておりますので、大体の利用の推計というか、どのような推計を立てられているのか。それとあわせて、そういうことになれば、この料金等の改定等が上がってくるのかなというふうに思いますので、その点も含めてお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の下水道の今後についてということでお答えいたします。

まず、更新部分を行う際に、部分更新というか、部分補修でやる場合、それから、そっくり交換する場合を比較して実施設計レベルにするという作業が平成21年度の委託業務として予算を計上させていただいております。その結果を待って、できるだけ効率的に予算執行、事業経営できるようにということで組み立てをしてまいりたいと考えております。

それから、次の人口の動態に従いまして、下水道の事業の供給、それから収入にもかかわりますので非常に悩ましいところではございます。ただ、現在、大きく問題になっております、今後の駐屯地のあり方が非常に大きな経営全体に及ぼす可能性があります。現在のところ明確な推計は行っておりません。方向性が明らかになった時点で、経営にかかわることですので、できるだけ早い段階で長期経営の中に組み込んでまいりたいと思います。

同時に人口ともリンクするわけですが、料金につきましては一応平成17年度に改定を実施しておりまして、5年経過後の平成22年度、料金改定が必要かどうか、これも平成21年度中をかけて富良野沿線地区を中心に料金の状況を見ながら、また、長期経営のあり方を考える中で検討をして、その要否についてまた改めて議員の皆様にご呈示したいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第8号の質疑を終了いたします。

次に、議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、こ

れより歳入歳出を一括して、31、32ページ及び436ページから454ページまでの予算全般の質疑に入ります。

2番村上委員。

2番(村上和子君) 444ページ、水道事業収益のところですが、前年と比べまして459万7,000円減と。受託工事は11万8,000円上がっているのですけれども、それと戸数を見ますと、昨年4,123戸、ことし4,113戸で10戸ぐらいいか減っておりませんけれども、この減の理由というのはどういうことでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 2番村上委員の御質問にお答えをいたしますけれども、直接的な要因は若干掌握してございませんけれども、人口が減少しておりますので、これに伴って給水を受けている住民の方々が減っているものと推測してございます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) 戸数は10戸ぐらいいか減っていませんですけれども、人口が減ったとおっしゃったのですけれども、そこらあたりはどののですか。

それと、有収率はどうなっているのですか。何%ぐらいでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹(水島雅夫君) 2番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

実は、給水収益でございますけれども、件数はそれほど減っておりませんが、若い人が減っているということが多くです。若い人は結構朝シャンしますので、朝シャンすると相当減るのです、使うのです。その辺が、若い人が減るものですから、水量も減るといふふうに推測いたしております。

あと、一部企業が若干操短しておりますので、その部分も参考に考慮しております。

有収率ですけれども、有収率は今82%強を想定しているところであります。これは上富良野町ずっとやっております。北海道の平均で言えば80%ちょっとということでありまして、手前みそで少しはいいのかなと思っておりますが、老朽管が多いとか、結構地質の状況で漏水がありますので、その辺をしっかりと整備していきたいと思っております。

交付金事業も、補正予算でお認めいただいた交付金事業を使いながら、その辺の更新を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) 447ページのほうに、今度、漏水の調査ですけれども、これは昨年度と同額を組んでいるのですけれども、どうなのでしょう、どのような調査の結果、昨年度と同額350万円組んでおりまして、どのような効果があったり、結果はどのようなことであったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹(水島雅夫君) 2番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

実は、近年そういう漏水が多いものですから、漏水調査の専門業者に委託をかけて、全町くまなく一応やっているところでございます。

報告はその都度都度もらいますし、委託期間終了後にまとめて報告書をいただいているというところでございます、それに基づいて修繕をしていると。補修をするときに明らかにわかる部分と、水がわいていてわかる部分と、水がわからないのでわからない部分という部分がございます。その辺をこの委託で調査させていただいて修繕しているところであります。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上委員。

2番(村上和子君) 調査しているのはわかるのですけれども、毎年それでは漏水は減っていないと、こういうことでしょうか。毎年こうやって同じような予算を立ててやっているのですけれども、修理しましたら少しは漏水が減るかと思うのですけれども、そうでもないようですので、そこら辺の状況をお伺いします。

委員長(長谷川徳行君) 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹(水島雅夫君) 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

継ぎ手継ぎ手でかなり漏水は多ございまして、管とかの継ぎ手です、1回やったらそれで終わるのではなくて、毎年、次の年また発生すると、そういうイタチゴッコ的な部分もございまして。

交付金事業で、今、相当整備いたしますので、そこで今後は減っていくものとは思っています。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 450ページの建設改良費の配水管設備費で、今回、委託料という形で水道施設更新計画策定委託という形になっておりますが、これは同時に先ほどの前段にも質問がありましたが、配水管の更新計画とあわせて中で行われるかというふうに思いますが、この内容等についてどうい

うふうな計画をお持ちなのか、今後この計画に基づいたどのような方向で進められるのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたしますけれども、先ほどお話ししました部分は下水道ということで、こちらは水道管の布設がえを計画的に進めるということで、別の位置づけになってございます。

この水道管につきましては、昭和47年に事業を始めて以降、区域拡大と同時に当初、一番当初に布設したところにつきましては、緊急雇用の事業でも平成21年度に実施する予定になっておりますけれども、同様に老朽部分が今後次々と予定されていきますので、効率的に実施するための、また、道路事業との兼ね合いもありますので、これらの計画を策定するという業務で300万円ほど予算化してございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 先ほどの汚水管の整備計画は下水道なのですか、下水道の整備ということですね。こちらのほうは、上水道のほうの供給管についての整備を行うという予算ということによろしいですね。

これは、将来的には、当然、長年使えば老朽化もしますけれども、その都度その都度更新していくのだというふうには思いますが、総体的にこういう計画を立てて、次から次へと年数がたつとまた補修しなければならないという形になりますけれども、大体これは距離的に言えば、当面どのぐらいの距離で言えばこの更新計画の予定に入っているのかお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

当初、昭和四十六、七、八年ぐらいに布設した部分が、今回、計画の対象となりますけれども、31キロメートル前後の延長を予定しております。それらを年次で、どの順番で、また、道路のほうとの調整などを含めて行うことになっております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 先ほどの漏水のところなのですか、じわじわ漏れるのと、どばっと漏れるのといういろいろあると思うのですけれども、それで水質の汚染という観点なのですか、漏水すると逆流するような感じで水質の汚染されるようなことはないのかどうかをお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答

弁。

上下水道班主幹（水島雅夫君） 6番今村委員の御質問にお答えいたします。

当然、管の中からじわじわ出るものですから、出るときには逆流はしませんので汚染されることはない。あと、どっと出るときは、ざっと出ますので、ただその下で若干残る場合もありますけれども、水はどんどん流れておりますので汚染されるようなことは今まではありません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 449ページ固定資産減耗費とありまして215万7,000円でしょうか、これは、量水器除却損13年度購入分となっておりますが、これはどういうことでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹（水島雅夫君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

量水器、実は計量法で耐用年数が8年というふうになっております。8年たてば必ず更新しなければなりません。減価償却を8年かけまして、残った分、それは資産減耗費で資産から落とすということで、資産減耗費としていただいております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ほかにないようですので、これで議案第9号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代しますので少々お待ちください。

次に、議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これより歳入歳出を一括して、33ページ、34ページ及び457ページから479ページまでの予算全般の質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 466ページ、医業外収益のところでございます。

他会計負担金5,674万2,000円となっておりますけれども、このたびいただきましたこれからの予想できる状況ということで、特別交付税、これが5,440万円、これが入ってこなくなった場合にはどのような対応になるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

町立病院のほうに出しております繰出金でございます。5,440万円、不採算地区病院の部分なのですが、これはたまたま一般会計のほうで特別交付税で受けてはおりますけれども、町立病院に負担している部分ということであれば、特別交付税が入らなくてもそれなりの一般会計としての負担はしなければならぬと思っております。

ただ、一般会計としては今まで入ってきた財源がなくなるということで、非常に痛手でありまして、ですから、御存じかと思っておりますけれども、当然何らかの措置を国のほうに求めて、現在運動をしているところであります。

特交が入らないから病院にお金を出さないということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 全般にわたってお伺いしたいのですが、今、院内保育という形で実施されている部分があるのかなと、院内保育、保育です、実施されているのがあるのかなというふうに思いますが、現行、去年から一部実施されているのだらうと思っておりますが、今現状では何人の方が利用されているのか、また、その利用料等についてはどのような設定になっているのか、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

院内保育につきましては、昨年10月から開院しております。今現在、子供につきましては、先生のお子様が1人、それから看護師のお子様が2人でございます。

内容につきましては、毎月初めに先生方、また勤務している看護師の勤務日により希望する保育日を確定させていただきまして、そのときだけ、その時間だけ開けるというシステムでございます。

今現在、保母もまだうちのほうそろっておりませんし、看護師や先生方のニーズにこたえられる状況でございませんので、今年度につきましては試行という形で、今、無料で実施させていただいております。といいますのは、うちの保育所自体が開けられるときと開けられないときがございますので、その点につきまして、今については無料でございます。

来年度からにつきましては、子供の数もふえる予定でございますので、有料並びに体制づくりということは検討していくということになっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 過去に院内保育等がありました。これは、利用するかしないかという形の中と、他の保育料の料金体系と若干安いのではないかという形の中で廃止されたという経緯があります。そういう問題がまた発生しかねませんので、きっちりやはり看護師の確保と、また当然それは住民の医療サービス提供の良質な保障という形にもつながっていくわけで、その点はきっちり保育料金もどういふふうな形に設定していくのかということを決めておかなければならないのではないかとこのように思っております。

現状では、平成21年度においても、これは利用できるかできないかという日にちが、設定日がわからないということですから、平成21年度からきちっと対処するというところでよろしいのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 平成21年度4月1日からということではございませんで、平成21年度早い段階からそれらの体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） わかりました。ぜひその点、きちっと対処していただきたいというふうに思っています。

次に、全体的に修繕等の予算もついております。2階のふろの修繕等においては今後どういふふうになるのか、狭くて車いすは入れないという話もありますので、その点は改善されるのかどうかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 5番米沢委員の質問にお答えいたします。

病院のおふろにつきましては、特浴と一般の浴室がございまして、ただいまの御質問につきましては、一般の浴室というふうに理解して答弁させていただきますが、内容につきましては、ドアの入り口の修繕ということで、平成21年度、この修繕費の中で考えている次第でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) この間、国保に加入されている方、上富良野町を含めて他の市町村の病院の利用状況を見ましたら、比較的やはり診療科目もないという形もありますから、本人の病状に応じてその診療科目のある病院を選ぶということは当然だというふうに思います。

そうなりますと、比較利用されている方の国のほうでは利用効率を上げなさいと、60%、70%でという状況に示されております。そういうことを考えた場合、これは相手がいるわけで、現状、地方と上富良野、あるいは協会病院等で分けた場合に、町立病院の利用形態というのはどのような比率になっているのか、この点ちょっとお伺いしておきたいと思います。わかる範囲で、わからなかったらいいです。

委員長(長谷川徳行君) 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長(大場富蔵君) 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと手元に資料を持っていないので、はっきりとした数字は申し上げられませんが、国保利用者の20%ぐらいが町立病院の利用者だというふうに思っております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 20%ということで、比較的やはり利用の頻度が低いという形になっています。

これは、先ほどから何回も言いますが、診療科目等もあるかと思えます。いずれにしても、一方ではどう町立病院を1人でも多くの方に利用してもらえかということにかかわることになるのかなというふうに思います。

公の病院ですから、宣伝するわけにもいきません。ただ、予防だとか、そういう形の中で身近な病院として利用してもらおうという努力というのは欠かせないのだろうというふうに思います。

この間の特別交付税の削減等においても、やはり基準は利用の効率が悪いのではないかと。同時に15キロメートル範囲の中における病院のあり方という形の中で、特別交付税の減額の要素もつくられて示されました。

この間、上富良野町においては泌尿器科やら眼科などのそういった努力も当然してきました。しかし、こういった努力等については、なかなか見てくれない部分があります。この点についても、国会等においてもこの問題を取り上げていただいて、一律に国が示すような機械的な判断で特別交付税を削減することを行うべきでないというような質問もして

きました。

そうしますと、国のほうではなるべくそういうことは避けたいというふうには言っているのですが、しかし、ネックにあるのは地方の医療費総体的な抑制に基づいた地方の5万、あるいは道州制やら合併に基づいた5万の一区域の医療圏に基づいた削減計画ということが常に出てくるわけです。

そういうものも含めて、今、私たちの町立病院が、少なくとも住んでいる方に多く利用してもらうための努力は当然すべきだし、訪問してやってもらえますが、訪問看護だとか、そういうことも取り入れた住民との接点をもっと模索すべきことができるのであれば、そういうのも当然今されていますけれども、回数をふやすだとか、そういうことができないのかどうかお伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長(山川護君) 5番米沢委員の御質問でございます。

病院の運営につきましては、限られた先生、限られた看護師の中で良質な看護を提供するという使命がございます。それには、基準の人数並びに適正な人員が必要なわけでもございまして、今現在、町立病院の医師の充足率につきましては90%程度でございます。100%には至っていない中で、その90%といえますのは、今、通院している患者さん、入院している患者さんに必要な医師数の9割程度が充足されているという中におきまして、今、訪問看護等も外科並びに内科もニーズがある段階で実施しておりまして、先生方につきましてはかなりフル回転をしているのが現状です。

いかんせん、うちの町の人たちの中におきましては、常勤医師の希望が大変多くございます。よって、午前中の診療につきましては1時半、2時半ぐらいまでかかったりする中で動いているわけでもございまして、大学の先生方の中で午後から診療にふられてくると、まだサービスそのものへの提供ができるのかなというのが1点でございます。

もう1点につきましては、町立病院のあり方ということの御質問でございましたけれども、富良野圏域につきましては、中核病院が富良野協会病院となっております。協会病院が昨今の新聞報道にも出ましたけれども、脳卒中、または心筋梗塞が両方対応できない道内の圏域の四つのうちの一つに入っているという現状の中におきましては、今の救急体制を守りながら、脳卒中、心筋梗塞、旭川に送るべき患者さんの、医療的な言葉で言うとゲートキーパーと言うのですけれども、門番として町立病院が受け入れて、そして旭川のほうに送っていくという使命

を含めながら、住民の健康と命に対応していきたいということでの考えでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにありませんか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 国の特別交付税の話ですけれども、ことし中に交付される予定であって、また特別交付税が打ち切られるかどうかというのは見込みであるという話であると思うのですけれども、いつごろこれが確定するのか。あるいは、町として今後どのような運動を展開してこの特別交付税の確保に努めていくのか。あるいは、この近隣の市町村の自治体の病院から15キロメートル未満という話でありますけれども、これは本当に寝耳に水であったのか。

協会病院が移転しました、あれで若干距離が足りなくなったというふうに思っているのですけれども、その時期に絡めて、そのときあたりから国のほうから何年後にこうなるよというような情報はなかったのかどうか、そこもあわせてお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 今、特別交付税の算定のルールが変わるというようなことで、私どもとしましては寝耳に水ということで非常に驚いた限りであります。

我々が承知している内容では、やはり自治体病院をそういう交付税でしっかり支えるということがお題目でございましたので、我が町の病院がその網下に来ることについて想定外であります。

この新しいルールについては、聞くところによりますと、新年度からそういうお考えのようでありますが、その程度での認識であります。

町の対応としましては、病院現場のほうから町長もそういう状況を耳にしまして、もう既にお話ししたかと思っておりますけれども、上川支庁を通じまして、町が病院を継続することに非常に大きな支障があるということで訴えております。

今のところ、北海道も道内4カ所のそういう実態にありますことから、その状況をまとめまして、それぞれ地域差がありますが、私どもの実情を国に届けていただけているというところであります。

それと先般、北海道町村会におきまして、この道内の状況に対応すべく要望書をそれぞれ国に向けて展開していただいているところであります。非常に受け身でありますけれども、何らかの形でこの最低限現状を維持していただくように、今後ともそういう声を北海道を通じまして国に届けていかなければならないというふうに認識しているところであ

ります。

ただ、今、委員のほうからもありましたように、この15キロメートル問題については私どもも冒頭申し上げましたように、事前の打診があって、そういう事実というか、そういう時期を迎えたということは経過としてございませぬので、なぜ15キロメートルなのか、16キロメートルだったらどうなのか、この辺は非常に不可解な部分がございますが、いずれにしても私どもと共同作業でそういうものができたという認識はございませぬので、非常に不可解でございますし、いずれにしましても町民の医療、健康、命を守るという観点からすると、しっかり町が財政的なことも含めて現状の病院を維持していくということに町長は決意を新たにしていると思っておりますが、申し上げましたように、現状維持できるように今後とも努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） 非常に大変だと思いますけれども、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

61病院、27億円から59病院ですか、そしてそれが40億円ほど国の病院に関する助成が道ではふえているわけです。それがいけにえのようにいろいろな状況にマッチして、上富と、あと残り三つの病院が減らされるということは非常に不公平感があると思っておりますので、先ほども言いましたけれども、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 473ページの図書費、参考図書のところ、80万円予算しておりますけれども、今、病院用語のわかりやすい本というのが発行されました。こういったものもぜひ購入していただきたいと思うのですけれども、それらについてはどのようにお考えになりますか。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

ここに関しましての研究研修費につきましては、これは医師の分の研修費、また、専門書等の購入に充てるべき項目でございます。

今の御質問につきましては、図書館等とも調整しながらまた進めさせていただきたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませぬか。

11番渡部委員。

11番(渡部洋己君) 先ほど次長が新聞のことで救急医療の話、ちょっとお聞きしたいのですけれども、以前、私も脳外科、そのことで富良野沿線で受け入れできないかということで協会病院の院長と話をしたことがあったのですが、当時は常勤医師がいないということでできないということであったのですが、今、協会病院が新しくなって、その中で緊急対応というか、例えば脳外科の場合の医療施設、そこら辺はあるのかどうなのか。常勤医師がいないから受け入れできないのか、そこら辺だけちょっとお聞きしたいなと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長(山川護君) 11番渡部委員の御質問にお答えいたします。

私のほうでも、この手のことを明確に協会病院のほうに質問して回答を得ている状況ではございませんけれども、今現在、僕のほうでつかんでいる話としては、脳外科医は協会病院にはいないというふうにはお伺いしております。

また、心筋梗塞等におきましても、例えば今、循環器内科が協会病院にはおりますけれども、この新聞報道では心筋梗塞はないということになっています。心筋梗塞等につきましては、胸部外科もあわせて手術等の立ち会いをしなくてははいけませんし、カテーテルを入れる段階でもほかの先生方のサポート体制がないとできないという状況でございますので、その中においてこれらの救急の部分の中で治療ができないという回答が出ているのだというふうに思っております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 11番渡部委員。

11番(渡部洋己君) 新聞でも医師がいないからできないという報道なのですけれども、聞きたいのは、例えば脳外科を受け入れる場合の機械、病院に設置しなければならない機械があるのかどうか、そこら辺。

委員長(長谷川徳行君) 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長(山川護君) まことに済みません、現状の段階をちょっとつかんでおりません。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 477ページにかかわって、給料費という形で、今回、条例の改正も出てくるかというふうに思いますが、現行の職員の定数にかかわらず、定数枠を47名から50名にする予定という形になっております。

退職される方、もしくは10対1の基準に達しない、そういう場合が想定されると。なおかつ退職して補充したとしても、いろいろな要因で10対1の基準に達しない場合、そういうことが想定されるので47名から50名にしたいというような内容なのか、もう一度確認の上したいのですが、10対1ということになれば、現行の看護師数はどのぐらいが必要なのかということも含めてお伺いしておきたいと思えます。

委員長(長谷川徳行君) 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長(山川護君) 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

10対1の基準が該当する場所は、詰所でございます。詰所も二つございまして、そのうちの一般の詰所になります。2階の詰所になりまして、今現在、師長が1名、主任が2名、看護師11名、准看護師が4名、18名勤務しております。

まず、総体の中で、1カ月に看護師が合計で72時間の当直しかできません。すなわち4回程度の当直の回数になりますので、それらの回数を守るということになりまして、当直要員として最低14名の看護師が必要になってきます。今現在、この18名の中で、夜勤専従を入れながら10対1の基準を満たしているところでございます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢委員。

5番(米沢義英君) そうしますと、当然50名という形になってくるのかというふうに思いますが、今の定数が足りてないという形になるのだらうと思いますが、この点もう一度確認しておきます。

委員長(長谷川徳行君) 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長(山川護君) 10対1という看護基準のまず内容から御説明申し上げます。

看護基準につきましては、7対1、10対1、13対1、15対1ということになっております。10対1というのは、現在の入院患者さんを10で割りまして算出する金額でございます。

内容としては、1人の夜勤時間が72時間以内、それから看護師が70%以上いること、総体の勤務時間が70%以上いることということになっておりまして、10対1をとるということは、病院の診療報酬上においては、その上は7対1しかございませんので、旭川医大のほかの病棟と同じ単価の収益を得れるということになってきております。

その収益を得るために看護師の数が必要ということなのですが、今、米沢委員の御質問の中で定数が足りているか足りていないかというところでござい

ますけれども、実際今はこの18名で看護師の数については足りております。回っている状況です。

しかし、ここで満杯の状態でございますので、例えば半年後に私はやめますとか、あと3カ月後にやめますといったときに、まず今の段階で満杯の状態ですから、その退職のあきがないと入れないという状況になります。看護業務と申しますのは、18人が全員勤務するわけではございませんで、その中で6名のグループ、5名のグループということで勤務になります。よって、事業の円滑化というのが大変重要になってきますものですから、経営する側といたしましては事前に退職がわかった段階で、退職願いが出た段階において、早期のうちに1名を確保し、そして運営をしていくというのが考え方で、今回の定数条例の改正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） あらかじめ必要数は足りているけれども、いろいろな事態に備えるためにということで、ローテーションもありますので、それに対応する人員の確保ということでお伺いしていました。

確かに病院事業でありますから、一定の定数の確保が困難になれば、その分、報酬等の影響が出るということもわかります。ただ、今、町の総体的な採用定数の問題もありまして、もう一度その確認の上で、どういう体系の中で定数の増員がされたのかということをお伺いしたいということで聞きました。

もう1点は、最近は看護師等の出入りがありまして、大分新しい看護体制のもとで技術を学んで患者さんに接するという形も変わってきています。そういう意味では、これからもっと上富良野町立病院が住民等の身近な病院になるためにも、やはり看護師さんの一定の部分の教育だとか、そういうものも含めた医療体制の充実というのがなくてはならないというふうに考えます。

この部分については、研修等も当然行っているのかなというふうに思いますが、こういうものも含めて新年度の看護師さんに対する研修のあり方、また、住民との患者さんとのあり方等についても、もう一度お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

医療関係につきましては、日進月歩で進んでおります。よって、病院の研修につきましても、看護師

等につきましては院内の学習は定期的に行われておりますし、また、院外の出張講習等についても積極的に参加させているところでございます。

定期的の中におきましても、うちのほうの中で必要としない学習等も高度な医療の中である場合がございますので、それにつきましては看護師長が吟味した中で事務長に相談して実施しているのが現状でございます。もう1点につきましては、また出張に行った者が行った内容を報告するシステムを確立しています、病院の中で。そういう中で、情報の共有、レベルのアップというところに努めているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 救急医療について1点お伺いしたいと思います。

道内他の自治体でも、救急医療に係るコンビニ受診、非常に大きな問題になっておりますけれども、うちの町、町広報の中でも啓発活動という中でそういったことがないようにということで、町民に周知している状況にありますけれども、現在そういったコンビニ受診と思われるような状況がどの程度あるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 3番岩田委員の御質問にお答えいたします。

うちの町の中におけるコンビニ受診等につきましては、大変少ないといえましょうか、先生方からのそれらの苦情は事務に寄せられていることはございません。

内容につきましては、コンビニ受診の中においても、受診に来る時間帯にもかなりの要素があると思えます。例えば、晩の11時とか1時とか2時に来て、ちょっと3日前からお腹が痛かった、昼間は混んでいるからというたぐいのもので苦情というのは、ほとんど先生方からは聞いてはおりません。

ただ、どうしても開院時間に来れない慢性の患者さん、注射を毎日打たなくてはならない人たちにつきましては、午後7時までとか6時までに来られている方はいらっしゃいます。それは定期において、病院としても十分納得しての治療体制ということになっております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第10号の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。
再開時間を2時20分といたします。

午後 2時05分 休憩
午後 2時20分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般会計、特別会計、企業会計の質疑は終わりましたけれども、ここで一般会計につきましての全般質問を一問一答、1回だけの質問でお受けしたいと思えます。

ありませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今、予算特別委員長のお話の中で、私は全般的な形ということであるかと思えます。

平成20年度の行政及び予算執行に際して、日の出臨時駐車場の問題、それから農業委員会での公文書等の不適切な作成や紛失、それから公印の管理等にも問題があったり、それから富町公営住宅新築でのボーリングの問題もあったり、それから町立病院の預かり金の問題等が発生いたしました。または発覚いたしました。

それらについては、処置されていることは承知しているのですけれども、町政に対する町民の不信、それから議会としても議決機関としてどうなっているのだというような御意見等が町民からも寄せられております。それらの関係から、平成21年度の行政並びに予算執行に対して、職員の管理監督及び指導等のあり方についてお伺いをいたしたいと思うのです。

特に今回は自治基本条例ができて、町長の責務、職員の責務、それから議員の責務ということが新たになりまして、これらが全部町民各戸に配布をされていると。そういうことになれば、理事者も我々も、ある面で襟を正して行政等の執行、それから我々としても監視ということも含めてやっていかなければならないという気持ちも持っております。

したがって、平成21年度の行政並びに予算執行に対しての町長の考え方をお聞きいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村委員の町政執行全般にわたります新年度に向けての所信を求められた点につきましてお答えをさせていただきますが、今まで執行方針、あるいはその他、機会を通じまして私の考え方は述べてきていただいているところでございます。

まず、基本的には私が就任させていただく以前からのさまざまな懸案に対しまして、まずは一定程度の区切りはついたというふうに私は理解をさせていただいているところでございます。

しかし、行政というのは町民の皆さん方に対してこれはエンドレスで行政サービスを提供して、また、しかも公平で公正に執行をしていかなければならないという責務はだれが担当しようと、それは不変だと思っています。

そういう意味におきまして、このたびのる今、中村委員が御指摘の点も含めまして、職員の仕事に対する取り組む姿勢というものをいま一度しっかりと再検証するとともに、私自身が強い決意を持って職員の指導もしてまいりますし、さらにそれぞれが与えられた責任をいかにきちっと達成していくかということ等を常に頭の中に置くような、そういうハード的な部分で補完できるものはしますし、主なものとしてはやはりその職員の指導等、さらに仕組みの中でもし改善すべき点があるとすれば、今、る内部検討しておりますけれども、そういったことで万全の体制を私がとり得る手法として万全の体制で新年度に向けて臨みたいと、人事も含めまして今、そういう構想を組み立てているということで、そう遠くない近日中にそういった仕組みも皆さん方にまたお示しできるのではないかとということで、いずれにいたしましても学習効果をしっかりと踏まえて、二度と町民の皆さん方に不信感を持たれるようなことだけは繰り返さないということは、職員ともども私も含めまして再認識しておりますので、ぜひ議会のほうからもしっかり見ていただくことももちろんでございますが、また御支援いただけたところはぜひ御協力も賜りたいというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 議案第1号から第10号までの各会計審査意見書案を作成するため、2分科会に分かれて各分科会で意見の取りまとめをお願いいたします。

分科会の構成と会場につきましては、第1分科会は議席番号1番から6番までの委員により第2会議室で、第2分科会は議席番号7番から12番までの委員により議員控室で行います。

意見の集約が終わり次第、各分科長は委員長まで意見書案の提出をお願いいたします。

2分科会からの意見書案が委員長に提出された段階で、正副委員長並びに各分科長は議長室にお集まりをいただき、全体の審査意見書案づくりをお願いいたします。

あす3月26日は、本委員会の最終日で、全体での意見調整、理事者の所信表明、各議案ごとに討論と表決の順に進めてまいりたいと思います。

あすの開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

午後 2時26分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 長谷川徳行

平成21年上富良野町予算特別委員会会議録（第4号）

平成21年3月26日（木曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成21年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5号 平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 6号 平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成21年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第10号 平成21年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（13名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	岡本 康裕 君	委員	村上 和子 君
委員	岩田 浩志 君	委員	谷 忠 君
委員	米沢 義英 君	委員	今村 辰義 君
委員	一色 美秀 君	委員	岩崎 治男 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	佐川 典子 君		

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	会 計 管 理 者	新井 久己 君
総 務 課 長	服部 久和 君	産 業 振 興 課 長	伊藤 芳昭 君
保健福祉課長	岡崎 光良 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡崎 智子 君
町民生活課長	田中 利幸 君	健康づくり担当課長	北 向 一 博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	建設水道課長	前 田 満 君
ラベンダーハイツ所長	菊地 昭男 君	教育振興課長	大 場 富 蔵 君
		町立病院事務長	

関係する主幹・担当職員等

議会事務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	主 査	深山 悟 君
主 任	中島 美佐子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 13名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は13名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めてまいりますので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) これより、平成21年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行います。

予算特別委員会審査意見案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 平成21年度各会計予算特別委員会審査意見(案)を朗読いたします。

一般会計。

1、町税等について。

税率については、町内の経済状況をかんがみ検討されたい。

行政サービスの制限条例とコンビニ収納により収納率の向上が図られたが、今後も収納率の向上に努められたい。

2、名誉町民年金について。

名誉町民年金について検討すること。

3、自治基本条例について。

自治基本条例の施行に伴い、より一層の情報提供と住民参画に努めること。

4、防災対策について。

防災体制の整備と自主防災組織のリーダー育成及び災害の要援護者の対策に努めること。

5、雇用対策について。

公共事業の早期発注により、地元業者の活性化を図り、新たな雇用を創出すること。

労働相談窓口の周知と充実に努められたい。

6、産業振興について。

農業・商工業の後継者育成と魅力ある産業づくりに努めること。

豊かな観光資源を生かし、フットパスやグリーンツーリズムなどを活用し、新しい観光振興に努め

ること。

7、公園整備について。

日の出公園の施設整備は、町民の意見が十分反映されるように努めること。

8、町道の維持管理について。

町道維持及び舗装等は、計画的かつ早急に整備されたい。

9、社会教育施設について。

清富多世代交流センターの利活用の促進を図られたい。

郷土館・開拓記念館の展示物の充実に努められたい。

裏面をごらんください。

国民健康保険特別会計。

特定健診は高い受診率を維持しているが、より一層健康指導に努められたい。

病院事業会計。

住民に信頼され必要とされる病院づくりの努力のあとがうかがえるが、引き続き努められたい。

医師・看護師の確保のため、院内保育の正規開設に努められたい。

その他。

自衛隊の現状規模の堅持に最大限努力すること。

行政執行に当たっては、事務事業を常に検証し、問題解決に当たっては現行スタッフ制の機能を十分発揮すること。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読させました審査意見(案)について、御意見があれば伺いたいと思います。

項目が多数ございますので、各会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思います。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

1番目、町税についてでございますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次に2番目、名誉町民年金についてでございますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 3番目、自治基本条例についてですが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 4番目、防災対策について。

6番今村委員。

6番(今村辰義君) 最後のほうの災害の要援護者というところですけども、災害時の「時」を入れたほうがいいと思うのですが。

委員長(長谷川徳行君) ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これで、「時」を入れることでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次、雇用対策について。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次、6番目、産業振興について。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次、7番、公園整備について。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 8番、町道の維持管理について。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 9番、社会教育施設について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次、裏面を見てください。

一般会計全般について、他に御意見があれば伺いたいと思います。

3番岩田委員。

3番(岩田浩志君) ちょっと戻って悪いのですが、4番の防災の部分で、「の」が重なる部分、災害時の要援護者対策にしたほうがいいのかなと。それと、その育成の後に「、」を入れたほうがいいのかなと、「及び」の前に。ちょっと諮ってみてください。

委員長(長谷川徳行君) 皆さん、これでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

10番和田委員。

10番(和田昭彦君) 社会教育施設、ちょっと戻りますけれども、2番の郷土館・開拓記念館の展示物の充実に努められたいとありますけれども、これは展示物だけではなくて展示方法というか、物にだけ限らないで、展示する仕方なども工夫するように書いたらいいかと思っておりますけれども。

委員長(長谷川徳行君) 皆さん、先ほどの和田委員の意見はどうですか。(「どんなふうに、もう一回言ってください」と呼ぶ者あり)

10番(和田昭彦君) 展示物及び展示方法の充実というふうに入れたらいいかなと思っておりますけれども。

委員長(長谷川徳行君) 皆さんよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次、8番岩崎委員。

8番(岩崎治男君) 今の和田さんの意見と同じ内容でした。

委員長(長谷川徳行君) なければ、これで一般会計についての意見調整を終わります。

次に、特別会計について意見調整を行います。

国民健康保険特別会計についてですが、何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次に、病院事業会計について意見調整を行います。

病院事業会計、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次にその他ということで、自衛隊の関係と行政執行に当たっての関係なのですが、よろしいですか。

5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 私、自衛隊の現状維持問題については前から言っておりますが、削除と同時に、縮小後の地域振興と交付税等の対策を講じられたいという項目を入れるのであれば入れていただきたい。

委員長(長谷川徳行君) ここに入れるということですね、堅持を最大限に……。 (「削除して入れていただけるのだったら、削除して、なおかつそれを別途入れていただきたいと思っております」と発言する者あり)

自衛隊の現状規模の維持の堅持に最大限努力することを削除せいと。これに対して皆さんの御意見を伺いたいのですけれども、どうですか。削除することと、新しい文言を入れるということ。

11番渡部委員。

11番(渡部洋己君) この問題については、我が町の現状といいますか、長いこと自衛隊というのは長年にわたって我が町を支えてきた一つの大きな産業の一つであって、今、何年も前からこの削減問題については非常に危惧されている問題であって、最低でもその現状維持に努めたいのだという、これは町民みんなの願いというか、そういったことをかんがみ入れているので、そこら辺は十分考えてお願いしたいなというふうに思います。

委員長(長谷川徳行君) との意見がありますが、ほかに御意見ございませんか。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） このままの文書でいいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかに御意見は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御意見がないようですので、先ほど5番米沢委員の文言、この1番を削除して新しい文言にするか、それともこのままでこの文言を使ってその他の意見書として出すか、賛否をとりたいと思いますので起立を願いたいと思います。

まず、このままでいいと思う方、起立をお願いします。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 多数でありますので、その他の意見として、このままこの文言を使いたいと思います。

ほかに特別会計、企業会計、その他について御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） なければ、各会計、意見調整を終わります。

お諮りいたします。

意見調整が終わりましたので、各会計の審査意見はこれで決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、各会計予算に対する審査意見は、ただいまの調整のとおり決定いたしました。

これにて、平成21年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 9時14分 休憩

午前 9時40分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者より、所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） 先ほど、23日から4日間にわたりまして慎重に御審議賜りました平成21年度の各会計予算につきましての審議に伴います審査意見を、委員長さん、副委員長さん初め、皆様方から先ほど賜りました、4日間、大変慎重な御審議を賜りましたことをまずもって御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

審査意見に述べられております御意見は大変貴重な御意見として、皆様方が上富良野町に寄せられます思いが方々に述べられているということで、大変貴重な御意見だということで、平成21年度の予算執行に当たりましては、皆様方の貴重な御意見を呈しまして、町民の負託にこたえられるような最善の努力をしていかなければならないというふうに改めて思いをいたしているところでございます。

皆様方の御意見を十分に体しまして職務執行に当たるよう努力してまいりたいと考えております。大変御苦勞さまでした。

委員長（長谷川徳行君） これより、議案ごとに討論を行い、採決をいたしたいと存じます。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、議案ごとに討論を行い、起立により採決をいたします。

これより、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 私は、一般会計に対しまして反対の立場から討論をさせていただきます。

今、日本の経済、また町の経済においても、国内経済の落ち込みという状況の中で、非常に苦しくなるという状況にあります。その原因としては、国が進めてきた外需頼みの政策という中で、日本国内における経済の再生をしっかりとしなかった、それが要因として挙げられています。

そういう意味では、上富良野町における経済や農業、雇用振興においても、住民の暮らしや雇用、福祉、農業、この立場からしっかりと政策を掲げ、予算に反映するということが求められます。

この間、国の調査でも、この3月末までに40万人以上の失業者が見込まれるという状況になっております。また、上富良野町の誘致企業においても、自宅待機等、あるいはもう既に企業から離れるという状況になっているということが言われています。

そういう面では、きちりとした町における雇用対策、これが求められているにもかかわらず、今回の予算の中には相変わらず国からの交付金だけを計上するという状況の中で、雇用そのものを独自の予算をつけてふやすという努力がされていないという問題があります。こういう点では、改めて雇用の拡大に反する予算編成ではないかと私は考えております。

2番目には、自衛隊からの依存を脱却するという

ことであります。上富良野町は確かに自衛隊が置かれ、もう数十年、50年以上になるという状況にあります。

しかし、その自衛隊だけに依存するまちづくりでは、これから町のあり方が改めて問われなければならない、そういう局面にかかっているのではないのでしょうか。それは何よりも自衛隊の再編というのは、国の防衛によって必ず移動せざるを得ない、自衛隊員数が変わらざるを得ない、そういう局面に入っているという問題であります。

また同時に、自衛隊国防省等においても人員の削減が近隣では行われるという状況の中で、今後、町がこの削減状況という状況の中でまちづくりをきちりと自立の方向で進めなければ、経済の活性化どころか、町そのものが自立して歩くという、このことから大幅におくれ、他の市町村から見ても町の活性化がなかなかの間見てもできてこなかったと、やり切れなかったという、こういう問題、ここを根本的に解決するには、国からの自衛隊が縮小になった後での財政支援や地域振興をきちりしてもらおう、それと同時に、町においても雇用対策や社会福祉施設の誘致などで活性化を図る、人口をふやす、そういう定住・移住対策も含めた人口をふやすなどの対策が求められているにもかかわらず、新年度の予算にも、移住・定住対策については、なかなかその方向性が見えてこないという問題であります。

三つ目には、日の出公園の用地の拡張の問題であります。この間、上富良野町においては日の出公園を将来の観光施設と中心的な施設として位置づけたい、だから、既存の面積よりもさらに拡張するという方向を示し、今予算の中には、それにかかわる測量費や土地の鑑定にかかわる予算を計上しました。

しかし、この間の質問の答弁においても、日の出公園の購入の位置づけ、必然性、それが一向に示されないという大きな問題があります。ただ観光客誘致で人を呼びたい、必要最小限のものを本来購入するのであればなければならないのに、逆に用地を拡大するという方向に出ました。私は改めて、この用地の必要性という点では、必要最小限にとどめるべきだと考えています。

また、四つ目には、公営住宅料金の引き上げが行われます。この引き上げは、段階的にはなっていますが、年間に直すと約6万円も引き上げざるを得ない、そういう世帯も出てきます。また同時に、乳幼児医療費の問題では、相変わらず所得制限を設けるという形の中で、憲法にも示されているように、だれでもが安心して、文化的な、健康な生活を送れる、そういう立場からすれば、所得あるなしにかかわらず、子供さんの健康を守るためにはきちりと

所得制限を廃止しなければならないにもかかわらず、これを行わない。

次に、学校などの備品購入においても早急に整備しなければなりません。確かに、前倒しという形の中での予算措置は理解、部分的にはできますが、しかし、予算を駆使すれば、十分、この2年間でも前倒しをさらに進めて予算措置すれば、十分、整備促進することは可能であります。

私は、改めて以上の立場から基金の活用のあり方を主張したいと思います。将来、財政を健全化するという形の中で、それぞれの目的において各種の基金が積み立てられています。しかし、同時に、その基金の活用の仕方もいま一度考えなければならないのではないのでしょうか。

財政調整基金において取り崩せば、簡単に、この学校いす、備品などの購入の予算、1年間でもこれを前倒して十分使えるという予算財源が確保できます。また、乳幼児医療費においてもこういった部分に充てるなど、予算の振り分け方をきちりと見直す必要があるのではないのでしょうか。

また同時に、雇用対策においても公有財源を使って雇用の拡大に結びつけるという方向性の予算措置をできるにもかかわらず行わないという大きな課題と問題点を抱えた予算であります。

しかし一方で、地球温暖化推進計画、あるいは農業後継者に対する支援策、また、商工振興の後継者に対する支援策や耐震改修など、また、小中学校における活動交付金の充実など、新たな予算も盛り込まれていることは確かであります。その部分については一定の評価をしますが、しかし、全体的に見た場合に、まだ十分な予算の組み方、編成のあり方、十分とは言えない、そういう状況があると私は考えますので、その立場から、もう一度、平成21年度の一般会計予算案についての予算の編成のあり方、見直しを求めて、反対の立場から討論を終わります。

委員長（長谷川德行君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、平成21年度の上富良野町一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

百年に一度と言われている世界的な大不況から、日本におきましては雇用問題等が大きな問題となつてきております。また、国と地方の財政状況はその厳しさを増してきており、地方自治体の財政はなお一層悪化の状況になりつつあります。各自治体は財源不足から基金の取り崩し、各使用料、手数料、負担金の改正による歳入増を図り、各種事務事業の見

直しによる縮小・廃止、人件費、補助金等の削減による歳出減を余儀なくされているのが実態であります。

本町においても他の自治体と同様、極めて深刻な状態を迎えており、行財政改革の計画的な推進により乗り切って今日を迎えております。その上、自衛隊上富良野駐屯地削減の動向により、上富良野町の基盤と地域経済に及ぼす影響が非常に大きく、それぞれの立場から駐屯地の現状維持の運動を展開されているが、状況は非常に厳しい方向になりつつ感じられます。

このような中で、上富良野町の平成21年度予算案が提案されたところではありますが、一般会計においては前年比7.6%、5億4,000万円の減額で、66億1,100万円の予算となっているところです。予算案編成に当たっては、行政課題と町民の多様な要望、意見を実現するための財源確保と歳出削減の苦勞のあとが要所要所に感じられます。

平成21年度の一般会計予算の内容を全般的に見たとき、予算特別委員会で審議され数多くの意見が出されたように、生活環境緊急雇用対策、農業、商業振興策への予算は十分とは言えず、決して町民の皆様への期待に満足させるものではありません。新年度は、富良野広域連合のスタートによる広域圏の諸課題も大きくなりつつあります。

また、自治基本条例が本年4月1日から施行され、町民の責務、町長の責務、議会の責務、そして職員の責務ということで、いろいろな場面で今後の行動が大きく期待される反面、干渉される状況にあるのではないかと判断します。

また、第5次総合計画の初年度ということで、計画的なまちづくりと行財政の執行として、向山新町長は新総合計画の五つの暮らしづくりとして、人や地域とつながりのある暮らし、穏やかに安心して過ごせる暮らし、快適で楽しく潤いのある暮らし、地域の宝を守り育み活用できる暮らし、誇りと責任、役割を分かち合える暮らしということで、五つのテーマのもとに新年度の予算編成をされたのでございます。

また、国の緊急景気対策予算等により、町も新規事業として住民生活を中心とした数多くの予算化をされていると承知をしております。しかし、農業、商業、自衛隊、観光を中心とする経済産業基盤の形成と、生活環境整備、教育関係の課題など、厳しく限られた財源を効果的に生かし、可能な範囲で予算措置されたと判断するものであり、現在本町の財政状況から見ると、やむを得ないとも判断するものであります。

今後の行政及び予算執行に当たりましては、財政

構造そのものを抜本的に改革していくことを重視するとともに、町民の皆様への適切な情報の発信と受信に積極的に努め、従来、予算特別委員会や決算特別委員会での審査意見が十分それを生かされていない面があります。したがって、予算編成及び行政執行に十分反映されない点を反省の中から十分理解をしていただきまして、その執行に当たっていただきたいと思っております。

今回提出されております審査意見を十分踏まえた中で執行されていくと判断し、平成21年度の上富良野町一般会計予算の私の賛成討論といたします。

委員長（長谷川徳行君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を起立により採決いたしま

す。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成21年度上富良野町病院

事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本委員会の予算審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の予算審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

終わりに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員皆様におかれましては、4日間にわたりまして終始熱心な審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

本予算は、現下の厳しい財政事情の中で、住民の生活と福祉を守り、そしてその向上を図るという、重い、大きな使命を持っております。執行に当たりましては細心の注意をいただき運営をしていただきたいと思います。

執行部の皆様におかれましては、明解な答弁と、そして丁寧な説明をいただきまして、委員会運営がスムーズに行われましたことにお礼を申し上げます。終わりのあいさつとさせていただきます。

どうも皆様ありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

あす3月27日は、本定例会の最終日でございます。開会は午前9時でございますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午前10時07分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年3月26日

予算特別委員長 長谷川徳行